

令和 6 年 3 月

四万十市議会定例会会議録

自令和 6 年 3 月 1 日

至令和 6 年 3 月 19 日

四 万 十 市 議 会

令和6年3月四万十市議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	要旨
第1日	3月1日	金	1 開会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 諸般の報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 各委員長報告
第2日	3月2日	土	休会
第3日	3月3日	日	休会
第4日	3月4日	月	休会（質問通告午前11時締切り）
第5日	3月5日	火	休会
第6日	3月6日	水	休会
第7日	3月7日	木	1 開議 2 一般質問（質問予定者：順位1番～5番）
第8日	3月8日	金	1 開議 2 一般質問（質問予定者：順位6番～10番）
第9日	3月9日	土	休会
第10日	3月10日	日	休会
第11日	3月11日	月	1 開議 2 一般質問（質問予定者：順位11番～14番）
第12日	3月12日	火	1 開議 2 上程議案等に対する質疑 3 委員会付託
			休会（予算決算常任委員会）
第13日	3月13日	水	休会（予算決算常任委員会）
第14日	3月14日	木	休会（予算決算常任委員会）
第15日	3月15日	金	休会（産業建設・総務・教育民生常任委員会）
第16日	3月16日	土	休会
第17日	3月17日	日	休会
第18日	3月18日	月	休会

日 次	月 日	曜日	要 旨
第 19 日	3 月 19 日	火	1 開 議 2 各委員長報告 3 委員長報告に対する質疑 4 全員協議会 5 討論、採決 6 改 組 7 閉 会

令和6年3月四万十市議会定例会会議録 目次

第1日 3月1日 金曜日

開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	
議会運営委員長（上岡真一）	5
諸般の報告	6
議案の上程（第1号議案から第47号議案まで）	6
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	6
副市長（田能浩二）	22
上下水道課長（池田哲也）	40
市民病院事務局長（原 憲一）	43
各委員長報告	
総務常任委員長（西尾祐佐）	45
産業建設常任委員長（寺尾真吾）	49
教育民生常任委員長（川淵誠司）	53
議会改革特別委員長（西尾祐佐）	59
散 会	61

第2日 3月2日 土曜日 ～ 第6日 3月6日 水曜日 休 会

第7日 3月7日 木曜日

開 議	64
発言の訂正	
産業建設常任委員長（寺尾真吾）	64

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	西尾 祐佐	市長、 教育長、 所管課長	1 教員の働き方改革について	64
			(1) 標準授業時数を超える時数について	}
			2 地域公共交通について	83

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	西尾 祐佐		(1) ライドシェアについて (2) 運転手の人材確保について 3 四万十市総合文化センターについて (1) 運営について (2) 市民参画について 4 地域産業の担い手確保について (1) 特定地域づくり事業協働組合制度について	64 } 83
2	澤良宜由美	市長、 教育長、 所管課長、 選挙管理 委員長	1 地域医療について (1) 大川筋診療所の閉鎖に伴うオンライン診療について (2) 今後の地域医療の課題とデジタル医療の取組について 2 投票しやすい環境づくりの取組について (1) 投票率向上に向けての取組について (2) 選挙支援カードおよびコミュニケーション支援ボードについて 3 公園遊具について (1) 安全に遊べる公園遊具について 4 女性の健康を守る施策について (1) 更年期障害に対する取組について 5 こどものネット依存の取組について (1) 本市の小中学生のネット依存やゲーム依存等の対策について	83 } 98
3	上岡 正	市長、 教育長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 四万十市総合文化センター「しまんとぴあ」の諸課題について 2 新食肉センターの整備について (1) 財政負担について	98 } 110

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
4	川村 一朗	市長、 所管課長	1 食糧確保と農業対策 (1) 食糧自給について (2) 本市としての農業対策	110
			2 南海地震対策 (1) 命を守るために (2) 生き抜くために (3) 県、国への支援要請について	125
5	大西 友亮	市長、 所管課長	1 令和6年能登半島地震を受けて (1) 複合災害時の原発事故について (2) 感震ブレーカーの普及について	125
				138

延 会..... 138

第8日 3月8日 金曜日

開 議..... 140

発言の訂正

農林水産課長（吉田貴浩）..... 140

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
6	山下 幸子	市長、 教育長、 所管課長	1 介護人材の不足について (1) 介護人材の確保について	140
			2 市民の健康増進への取組について (1) 骨粗しょう症の早期発見について (2) がん患者への支援について (3) 健康診査支援事業について (4) 学校現場での円滑な健康診断の実施 について	
			3 人口減少対策について (1) 人口減少が深刻化する中での取組は	

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
7	廣瀬 正明	市長、 教育長	1 文化センター跡地の有効活用について (1) 官民連携による市民の要望の実現 2 防災対策について (1) ヘリコプター離着陸可能場所の把握 (2) 車中泊訓練の実施 3 小中一貫教育について (1) 不登校・少子化への対応	155 } 168
8	川渕 誠司	市長、 教育長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 南海トラフ地震への備え (2) 業者選定 (3) 学校法人への補助金返還請求 (4) こどもの権利 2 具同保育所の移転改築について (1) こどもの安全 (2) 環境対策 3 地域おこし協力隊について (1) 隊員の定住率 (2) 隊員の待遇	168 } 187
9	寺尾 真吾	市長、 教育長、 所管課長	1 四万十市高齢者福祉計画・第9期介護 保険事業計画 (1) 訪問介護の現状と課題の把握状況 (2) 課題解決に向けた取組の実施 2 放課後児童クラブ、放課後子ども教室 及び児童館の運營業務委託 (1) 課題の把握と共有状況 (2) 課題解決に向けた取組の実施 3 四万十市地域公共交通網形成計画 (1) 課題解決に向けた取組の実施 (2) 次回計画策定に向けた取組状況 4 地域おこし協力隊	187 } 204

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
9	寺尾 真吾		(1) 地域おこし協力隊のサポート制度・ 事業の把握状況と活用 (2) 地域おこし協力隊の活用	187 } 204
10	川村 真生	市長、 教育長、 所管課長	1 成人式について (1) 今後の成人式の在り方 2 人口減少対策について (1) 人口減少対策の取組状況と今後 3 地産外商戦略について (1) 本市の地産外商の取組状況 (2) 県との更なる連携と営業窓口の設置	204 } 222

延 会..... 223

第9日 3月9日 土曜日 ~ 第10日 3月10日 日曜日 休 会

第11日 3月11日 月曜日

開 議..... 226

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	松浦 伸	市長、 所管課長	1 林業施策 (1) 市産材のPRについて (2) しまんとびあでの市産材PRについて (3) 山林の作業道維持管理について 2 農業施策 (1) 新食肉センター整備について (2) 養豚場の誘致について (3) 食肉センター汚泥の堆肥化について (4) サツマイモの産地に	226 } 241
12	谷田 道子	市長、 所管課長	1 誰もが住み慣れた地域で自分らしく元 気に過ごすために (1) 重層的支援体制整備事業について	242 } 255

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
12	谷田 道子		(2) 認知症対策について (3) 帯状疱疹ワクチン接種について 2 災害に強いまちづくりについて (1) ライフラインの安全対策について 3 住宅政策について (1) 住宅政策について本市の住宅政策の 基本的な考え方は	242 } 255
13	前田 和哉	市長、 所管課長	1 能登半島地震を受け本市の対応について (1) 住宅の耐震補強について (2) 孤立対策について (3) 感震ブレーカーの設置について (4) 震災時の共助について (5) 広域避難について (6) 南海トラフ大地震の受援体制等につ いて 2 行方不明者の取扱いについて (1) 高齢者の行方不明の増加について	255 } 270
14	上岡 真一	市長、 教育長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 少子化対策について (2) 若者を呼び込む本市にするために (3) 情報の見える化政策について (4) 本市の未来について 2 教育行政等について (1) 保育所・小中学校の給食費無償化に ついて (2) 郷土愛を育むための施策について (3) 一足制について (4) 部活動拠点校方式について 3 南海トラフ地震対策について (1) 防災グッズや備蓄品食料について (2) 避難所生活のマニュアルについて	270 } 288

第12日 3月12日 火曜日

開 議	292
上程議案に対する質疑	292
委員会付託	292
散 会	292

第13日 3月13日 水曜日 ~ 第18日 3月18日 月曜日 休 会

第19日 3月19日 火曜日

開 議	297
各委員長報告	
予算決算常任委員長（山崎 司）	297
総務常任委員長（西尾祐佐）	298
産業建設常任委員長（寺尾真吾）	300
教育民生常任委員長（川渕誠司）	302
各委員長報告に対する質疑	306
討論・採決	
第7号議案に対する反対討論（15番 上岡 正）	307
第7号議案に対する賛成討論（18番 宮崎 努）	308
第7号議案に対する反対討論（9番 川渕誠司）	309
請願第1号に対する反対討論（17番 川村一朗）	313
令和5年12月陳情第2号に対する反対討論（5番 寺尾真吾）	314
令和5年12月陳情第2号に対する賛成討論（9番 川渕誠司）	315
令和5年12月陳情第2号に対する賛成討論（15番 上岡 正）	316
決議案第1号（提案理由の説明 5番 寺尾真吾）	318
決議案第1号に対する反対討論（15番 上岡 正）	318
意見案第1号（提案理由の説明 5番 寺尾真吾）	319
意見案第2号（提案理由の説明 13番 谷田道子）	320
日程追加	
議長選挙	323
副議長選挙	326
改組の件	
各常任委員会等の選任	328

各常任委員の選任	328
議会運営委員の選任	328
広報広聴委員の選任	328
土佐西南大規模公園建設促進同盟会委員の選任	329
四万十市都市計画審議会委員の推薦	329
日程追加	
追加議案の上程（第48号議案）	330
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	330
閉会挨拶	
市長（中平正宏）	331
閉 会	332

令和6年3月1日（金） 第1日

本 会 議

3月2日（土）第2日

3月3日（日）第3日

3月4日（月）第4日

3月5日（火）第5日

3月6日（水）第6日

} 休 会

令和6年3月四万十市議会定例会会議録

四万十市告示第14号

令和6年3月四万十市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月22日

四万十市長 中 平 正 宏

記

- 1 期 日 令和6年3月1日
- 2 場 所 四万十市議会議事堂

令和6年3月四万十市議会定例会会議録（第1日）

令和6年3月1日（金）

■議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告

日程第3 第1号議案から第47号議案まで

第1号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について

第2号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について

第3号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について

第4号議案 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について

第5号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について

第6号議案 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について

第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算について

第8号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について

第9号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について

第10号議案 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について

- 第11号議案 令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について
- 第12号議案 令和6年度四万十市と畜場会計予算について
- 第13号議案 令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について
- 第14号議案 令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について
- 第15号議案 令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について
- 第16号議案 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について
- 第17号議案 令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について
- 第18号議案 令和6年度四万十市水道事業会計予算について
- 第19号議案 令和6年度四万十市下水道事業会計予算について
- 第20号議案 令和6年度四万十市病院事業会計予算について
- 第21号議案 四万十市水害に強い土地利用条例
- 第22号議案 四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第23号議案 四万十市表彰条例の一部を改正する条例
- 第24号議案 四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例
- 第25号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第27号議案 四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第30号議案 四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第31号議案 四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第32号議案 四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第33号議案 四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例
- 第35号議案 四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例

- 第36号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第37号議案 四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第38号議案 四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例
- 第39号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第40号議案 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第41号議案 四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第42号議案 四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第43号議案 四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例
- 第44号議案 四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例
- 第45号議案 動産の買入れについて
- 第46号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第47号議案 四万十市道路線の認定について
(議案の上程、提案理由の説明)

日程第4 所管事項の調査 (令和5年12月定例会より継続調査)

(各委員長報告)

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川淵 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員 (なし)

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸

環境生活課長 山本 聡
健康推進課長 竹本 美佳
観光商工課長 金子 雅紀
まちづくり課長 佐川 徳和
会計管理者兼会計課長 中田 智子
福祉事務所長 渡辺 和博
学校教育課長 山崎 寿幸
総合支所長兼
地域企画課長 村上 正彦
産業建設課長 朝比奈 雅人

子育て支援課長 中脇 弘樹
高齢者支援課長補佐 橋田 慎也
農林水産課長 吉田 貴浩
上下水道課長 池田 哲也
市民病院事務局長 原 憲一
教 育 長 久保 良高
生涯学習課長 戸田 裕介
西土佐診療所
事務局長補佐 佐竹 大

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長 西澤 和史
総 務 係 長 土居 和博

事務局長補佐 岡村 むつみ

午前10時0分 開会

■議長（平野 正） これより令和6年3月四万十市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において山下幸子議員、前田和哉議員を指名いたします。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期日程について、議会運営委員会でご協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
上岡真一議会運営委員長。

■議会運営委員長（上岡真一） 議会運営委員長報告を行います。
まず、今期定例会の会期、日程については、2月28日委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期は、質問者が14名であり、一般質問期間を3日間として、本日から3月19日までの19日間といたしております。

日程等の詳細については、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照賜りたいと思います。

続いて、所管事項の調査について報告いたします。

まず、議員政治倫理条例に基づく事例について協議いたしました。

昨年11月30日の議会運営委員会及び12月4日の全員協議会で協議した議員の言動について、圧力・ハラスメント等に該当するという執行部からの報告があった件について、疑惑の解明とその責任を明らかにするために、執行部等に確認の上、その手段や方法等について当該議員から報告書の提出を求めていたもの。議会運営委員会でご協議した結果、1月25日付の経過報告書は、本委員会では協議する事項ではないため却下するものとし、1月31日付の追加報告書を正式な報告書として協議することとした。ハラスメント等に該当する疑惑を持たれた言動については、当該議員が直接執行部職員に確認し、謝罪したことは確認できたが、今後の言動を含めて議員として十分配慮するよう、議長注意とすることが適当であると決しました。

次に、会派での協議事項の管外視察への委員外議員の出席について協議いたしました。

各会派からの意見を基に協議した結果、各委員会がしっかりと分かれていることなどから、他委員会の管外視察には参加しないということに決しました。

次に、継続調査事項の請願者等の意見陳述について協議いたしました。

これは、前回の委員会で継続調査となっております請願・陳情の提案者の意見陳述について、

正会中に行えるよう提案のあったもので、どのような手続にするかなど、素案や提案者の意向も必要であるとの意見から、引き続き協議していくことに決しました。

次に、行政視察報告書の提出について協議いたしました。

委員長が取りまとめる方法や各委員が提出する方法、委員の中から報告する方法など、様々な意見がありましたが、一旦会派に持ち帰って検討することに決しました。

最後に、議場内大型モニターへの表示について協議いたしました。

事務局から説明のあった大型モニターの表示例について、一旦事務局案で表示し、使い勝手など確認し、必要に応じて協議するというように決しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長の報告のおり、本日から3月19日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

令和5年12月定例会以降における議長の事務報告及び議長が決定した議員派遣については、印刷のおりとしてお手元に配付しております。これによりご了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第3、「第1号議案」から「第47号議案」まで、以上を一括議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただき、3月の市議会定例会が開会できますことお礼申し上げます。

開会に当たり、私の市政運営に対する所信と予算の概要及び主な事業への取組について申し述べ、ご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

まず初めに、改めて本年1月1日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本市の被災地への支援といたしましては、高知県との連携を図りながら、1月下旬の災害派遣医療チームの派遣をはじめ、先月からは避難所運営への職員派遣などを行っているところであり、今後におきましても、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えています。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年5月に感染症法上の位置づけが5類に移行して以来、本市における人流も徐々に回復しつつあり、しまんと市民祭や四万十川ウルトラマラソン、西土佐産業祭など、数多くのイベントが再開されるなど、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した原油価格・物価高騰が長期化しており、私ども地方においてもその影響は大きく、市民生活や企業活動など、多方面にわたって深刻な状況が続いています。こうしたことから、これまで国の交付金を活用しながら、市民生活の安定及び事業者の事業継続支援に係る対策を展開してまいりましたが、来年度においても国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用をし、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給するほか、農業者への営農継続に向けた支援や中小企業者等が行う販路開拓・拡大やデジタル化への支援、滞在型観光につなげるクーポン事業など、地域の実情に応じ、きめ細やかに必要な事業を実施することとしています。

市といたしましても、引き続き国及び県の経済対策の動向や市内経済状況を注視しながら、物価高騰の影響の緩和に努めるとともに、関係団体や事業者の皆様と一体となり、消費喚起や地域経済の活性化などに全力で取り組んでまいります。

また、全国的に人口減少・少子高齢化が急速に進行していますが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した2050年の将来推計人口を2020年と比較したのによりますと、高知県が約69万2,000人から24万1,000人減の45万1,000人となる見込みで、減少率は34.8%となっており、全国では96%の市区町村で減少をし、その6割の自治体が30%以上減少すると推計されています。

本市の状況は、3万2,694人から1万2,258人減の2万436人で減少率は37.5%と、県平均を上回るだけでなく、施策効果による将来人口を予測推計した四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）におきまして、本市が2060年の人口目標とする2万500人を10年前倒しで下回るといった大変厳しい数字が示されました。人口減少・少子高齢化が進むことで、産業・文化・医療・福祉など、ありとあらゆる分野で担い手不足が深刻化し、地域社会の衰退が危惧される中、地域や産業の担い手である生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、次世代を支える世代を増やし、まちの活力を維持していくためには、移住・定住の促進や子育て支援の充実に継続して取り組むことが重要であります。

また、多様な担い手の確保という点においては、外国人材の受入れも喫緊の課題となってまいります。外国人材がその能力を最大限発揮し、地域で定着・活躍できるよう、受入れ体制の構築や外国人材に対する積極的な支援等について検討・着手が必要となります。

国は、異次元の少子化対策の具体化に向け、少子化対策関連法案を2月16日に閣議決定をし、児童手当の対象を高校生の年代まで拡充するほか、子育て世帯への支援として、子育て中に受け取れる育児休業給付の引上げも来年度から順次実施することとしており、県では、出生数の低下や若年層を中心とした人口減少に歯止めをかけ、地域に若者が増えた将来持続可能な人口構造の転換に向け、市町村と協力して取り組む人口減少対策総合交付金を来年度創出されます。

市といたしましても、人口減少対策は最重要課題と捉えており、こうした国や県の動向に注視しつつ、制度等を有効に活用しながら、効率的かつ実効性のある施策を検討し、実行していかなければならないと考えております。

令和6年度は、私の市長任期3期目の集大成となる大変重要な年度となります。本市の将来像「人が輝き 夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」の実現に向け、人口減少対策はもとより、これまで取り組んでまいりました地震・津波対策や生活インフラの整備、子ども・子育て支援や健康づくりの推進、産業振興やデジタル化の推進など、第2期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける主要施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

次に、来年度の予算概要について申し上げます。

まず、令和6年度の当初予算についてですが、四万十市総合計画に掲げる基本目標である6つの柱を基本的方針として、東山小学校改築や具同保育所移転改築など、社会インフラ整備事業の予算を確保するとともに、外部人材を活用した自治体DXの推進や国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰による影響を受けた生活者や事業者に対する支援、また令和6年度より県が創設をする人口減少対策総合交付金を活用し、移住・定住の促進、子ども・子育て世帯への支援と併せ、安全・安心な市民生活の実現、市民サービスの確保及び向上、活力ある地域づくりを目指し、事業を厳選し、予算編成を行いました。

その結果、令和6年度の予算規模は、一般会計で252億9,500万円、特別会計で102億7,800万円、企業会計で51億9,400万円となり、各会計間の重複を除いた総額は383億円となっています。

一般会計の歳出ですが、人件費は38億3,100万円、前年度比12.1%の増、扶助費は39億5,600万円、前年度比3.3%の増、公債費は25億6,600万円、前年度比1.2%の増です。これら3つを合わせた義務的経費は103億5,300万円、前年度比5.8%の増となります。

投資的経費のうち普通建設事業費は45億1,500万円、前年度比34.4%の減です。これは、令和3年度から着手しておりました総合文化センター建設の完了によるものが主な要因であります。

次に、総合計画の6つの柱に沿って主な事業の概要をご説明いたします。

まず、1つ目の柱である「自然と共生した安心で快適なまちづくり」です。

近年、激甚化・頻発化する自然災害への対策として、引き続き相ノ沢川総合内水対策や緊急自然災害防止対策、河川緊急しゅんせつの防災インフラ整備を進めるほか、住宅等耐震対策により、住宅の耐震化率向上を図るとともに、南海トラフ地震発災初動期対応訓練の実施や事前

復興まちづくり計画の策定をし、災害対策本部の初動態勢や役割の再確認を行い、発災時の対応力の向上、スムーズな復興・再建に向けた体制を整えていくこととし、ハード及びソフト両面での地震・津波対策を推進いたします。

また、急傾斜地やため池の崩壊対策、排水機場の長寿命化などにつきましても、国や県と歩調を合わせ取り組んでまいります。

次に、2つ目の柱、「にぎわいと住みやすさのあるまちづくり」です。

都市基盤の整備充実を図るため、国の補助金を積極的に活用し、交通インフラの整備・長寿命化を図ってまいります。

また、移住対策としまして、NPO法人との連携を図りながら、移住者用の住宅の掘り起こしを進めるとともに、民間不動産の利用者を対象とした家賃補助を創設し、移住者の家探しの選択肢を広げることにより、移住促進を図ってまいります。

そのほか、市民の皆様の移動手段の確保として、鉄道経営支援やデマンド交通運行等による地域公共交通の維持に引き続き取り組んでまいります。

3つ目の柱として「地域資源を生かした産業の力みなぎるまちづくり」です。

各産業分野において産業振興計画に位置づけた施策を展開をし、産業の振興・雇用の創出を図ります。

農業の分野では、引き続きぶしゅかんや栗の産地化・普及促進、地域営農の推進や新規就農者の研修及び経営支援に取り組むとともに、農業水利施設の長寿命化や基盤整備を進めます。

林業では、市有林整備、市産材利用促進事業のほか、鳥獣被害対策として有害鳥獣捕獲報償の対象拡大や単価の見直しなど、制度を充実するとともに、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度事業として、未整備森林の現地調査と森林施業を推進をし、担い手育成・確保対策の充実を図ってまいります。

水産業では、引き続き稚アユ放流補助などの内水面漁業の振興とともに、海面漁業の振興、漁港航路しゅんせつを実施してまいります。

観光・商工分野では、新たな視点や発想による課題解決、地域の魅力の掘り起こしや情報発信による観光振興など活動を担う地域おこし協力隊を配置するとともに、引き続き商店街等振興計画事業の推進、物産品等の販売促進、観光誘客と受入れ体制の整備を推進してまいります。

4つ目の柱、「豊かな心と学びを育むまちづくり」では、学校教育の充実として、全国学力・学習状況調査において、全国平均を下回るなど、本市の英語力の低下が課題となっていることを受け、外国語活動支援員を配置し、英語教諭やALTと連携・強化を図り、児童生徒の学習意欲の向上に取り組むほか、引き続き老朽化が著しい東山小学校校舎改修や屋内運動場の長寿命化を実施するとともに、スクールミールなかむらみなみの厨房機器設備を更新をし、児童生徒の安全・安心な教育環境の充実を図ります。

また、本年4月29日に開館となる総合文化センターしまんとびあの開館記念事業をはじめ、

四万十川国際音楽祭や美術展など、各種事業の開催を通じ、地域文化・芸術文化、生涯学習活動の振興を図ってまいります。

次に、5つ目の柱、「健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり」です。

これまで実施してきた地域包括支援センターや地域子育て支援センターの運営、各種相談支援などの既存の取組を生かし、子供・障害・介護・生活困窮など、分野別の相談体制では解決できないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業として包括的な支援体制を整備し、分野を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に取り組んでまいります。

そのほか、健康増進を図る取組として、各種がん検診や特定健診予約のオンライン化や市内郵便局窓口での申込の受付を可能とし、利便性及び受診率の向上を図るとともに、引き続きあつたかふれあいセンター事業や健康・福祉地域推進などの実施により、地域に根差した支え合いの活動を推進してまいります。

また、乳幼児及び児童の医療費助成事業の対象年齢を拡大し、子供の保健の向上と福祉の増進並びに子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

最後に、6つ目の柱、「協働で築く地域力あるまちづくり」です。

引き続きNPO法人へ移住推進事業を委託し、官民協働による効果的な移住対策を推進するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員の活用による新たな人材の確保と地域力の向上を図ってまいります。

また、高知県の提供する電子申請サービスの活用による各種手続のオンライン化や登記情報と地番図情報が閲覧可能となる登記情報管理システムの導入などによる市民サービスの向上、業務の効率化及びデジタル化の推進を図ります。

次に、歳入ですが、市税は35億9,600万円で、前年度比5.0%の減、地方消費税交付金は8億9,000万円、前年度比0.1%の減で見込んでおります。地方交付税は82億8,800万円、前年度比2.0%の増、臨時財政対策債は3,100万円、前年度比60.9%の減で、合わせて前年度比1.4%の増を見込んでおります。

また、臨時財政対策債を除いた市債は30億1,700万円で、前年度比35.5%の減ですが、総合文化センター建設の完了などによるものであります。

そのほか、ふるさと応援基金から6億2,600万円、地域振興基金から1億2,700万円を活用し、収支不足を補うため減債基金から5億9,600万円の取崩しを見込んでおります。

続きまして、主な事業等への取組につきましてご説明をいたします。

初めに、能登半島地震への対応・支援についてであります。

1月1日のマグニチュード7.6、最大震度7の地震発生後も震度4以上が60回を超え、震度1以上は1,600回以上と余震が頻発をし、現在も地震活動は継続しています。道路・電気・通信などは復旧しつつありますが、今なお断水が続いているエリアもあります。この地震では、

2月22日現在241名もの方がお亡くなりになり、負傷者が1,297名、避難者1万2,000名余りとなっております。

本市では、被災地への人的支援といたしまして、1月29日から31日の3日間、災害派遣医療チームDMATとして、市の医師1名、理学療法士2名、看護師2名の計5名を石川県鳳珠郡能登町に派遣をし、老人ホーム等で医療的ケアの活動に従事してまいりました。

また、2月6日から13日までの8日間、職員1名を石川県金沢市に派遣をし、避難所運営に従事してきました。さらに、2月20日から25日には、保健師1名を石川県加賀市に派遣をし、避難者の健康管理支援に従事、2月21日から28日には、職員1名を石川県輪島市に派遣をし、災害認定調査等に従事、2月27日から3月2日には、管理栄養士1名を石川県珠洲市に派遣をし、被災者への栄養・食生活支援の業務に従事してきたところであります。

物的支援としましては、断水状況下でも水を再利用し、シャワーが利用できる屋外シャワーキットを石川県鳳珠郡穴水町に搬送・設置しております。

また、災害見舞金として市より50万円を支出するとともに、市議会議員の皆様並びに私以下副市長・教育長・管理職互助会からも合わせて50万円、計100万円の支出を行ったほか、市職員や市民の皆様に対し広く義援金を募るため、市内14か所に募金箱を設置するなど、募金活動も行っております。今後も必要とされる支援ニーズ、要請に応じ、可能な限り被災地への支援に努めてまいりたいと考えています。

次に、住宅の耐震化事業についてです。

能登半島地震では、公表されているだけで7万棟以上の家屋被害がありました。災害の様子が映像等で報道されることにより、改めて地震の力・怖さを感じるとともに、住宅の耐震化の重要性を再認識したところであります。これまでも命を守る対策として必要性を広く啓発してまいりましたが、住宅等のさらなる耐震化促進のため、来年度より耐震化改修工事の補助上限額を92万5,000円から110万円まで増額をし、対策を強化いたします。

また、平成27年度から令和元年度に実施した戸別訪問を来年度より再開し、令和6年度から令和10年度の5年間で市内全戸を訪問する予定としております。この戸別訪問では、住宅の耐震化だけでなく、老朽住宅等の除却や危険ブロック塀の撤去、家具転倒防止対策など、幅広く地震対策を啓発をし、市民の防災意識の向上を図ってまいります。

次に、水道事業の施設整備についてでございます。

基幹管路の地震対策としまして、布設後40年以上経過した主要な配水管路の耐震管への布設替えを百笑・具同両水源の配水区域で順次行っているところであり、来年度は具同地区などで配水管の耐震化を進めてまいります。

また、百笑水源にあります布設後50年以上経過した水管橋及び送水管の更新については、本年度は百笑庁舎内で滅菌室の整備などを行ったところでありますが、来年度は敷地内にある旧滅菌室の取壊しを行い、送水管の布設や電動弁室及び給水車庫の整備に取り組んでまいりま

す。

そのほかの施設整備といたしまして、具同地区の水源整備は、本年度取水施設場内の回り配管整備工事を行っていますが、来年度は電気設備及び送水管の更新に取り組みます。

また、江川崎の水道施設の更新については、本年度は浄水施設整備などを行ったところですが、来年度は配水池整備や電気設備・導配水管の布設を進めることとしており、引き続き安全・安心な水道水を安定的かつ継続的に供給できるよう努めてまいります。

次に、公共下水道事業の施設整備についてです。

近年、激甚化・頻発化している異常気象等により、水害のリスクが増大する中、水防法の改正に伴う最大級の降雨を想定をした浸水想定区域図を作成するため、雨水対策事業として、内水による浸水想定箇所を抽出するシミュレーション業務を実施する予定です。これは、公共下水道区域内の潜在的な水害リスクを把握し公表することで、より効率的に浸水対策事業を進めていくものでございます。

このほか、年々増加する施設の維持管理費用に対し、安定した汚水処理と市街地浸水対策を目的に取り組んでいる公共下水道ストックマネジメント事業については、来年度も引き続き中央下水道管理センターの電気設備の更新工事を実施をし、将来にわたり持続可能な公共下水道施設の機能保全に努めてまいります。

次に、下水道使用料の改定です。

四万十市下水道事業会計は、経営の健全化と持続可能な下水道事業の運営のため、令和元年度末に四万十市下水道事業経営戦略を策定をし、令和2年度より地方公営企業法の適用を受け企業会計として経営を開始したことから、令和3年度に使用料の適正化を目的とした下水道審議会を開催いたしました。

その結果、使用料の見直しが必要と判断されましたので、将来的な収支のシミュレーションや繰入金に依存しない財源確保の観点から、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の増額改定を予定しております。令和7年4月1日からの適用を目指し、本議会にそれぞれの条例改正を議案として提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に、高規格道路の整備です。

大方四万十道路については、本市がこれまで実施した地籍調査事業の結果を基に、国土交通省において起業地となる道路幅を確定し、本年2月より用地取得に着手したところです。

また、佐賀大方道路については、昨年12月より新たな地区の用地取得に着手しており、工事着手に向けた準備が着々と進められており、整備中の窪川佐賀道路についても、窪川工区と佐賀工区の不破原トンネルが、昨年末から本年1月にそれぞれ貫通するなど、事業化区間では、早期延伸に向けた事業進捗が図られております。

このたびの能登半島地震でも明らかなように、強靱で信頼性の高い道路インフラは、発災後の命の道として重要な役割を果たしています。このことから、切迫する南海トラフ地震をは

じめ、大規模災害に対し、多様な移動・輸送手段を確保するためには、災害に強い高規格道路の延伸とそれを補完する道路網の機能強化を急ぐ必要があります。市民が安全・安心して暮らせる社会を実現するため、引き続き国・県への支援・協力を全力を尽くすとともに、災害に強い持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、治水事業についてであります。

近年、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生しております。

本市では、昨年6月に線状降水帯が発生をし、5時間で170mmを超える豪雨に見舞われ、相ノ沢川及び楠島川流域のうち27haが浸水しましたが、同時期に相ノ沢川総合内水対策事業の柱として、国・県・市が連携し整備した放水路・樋門・排水機場の運用を開始したことにより、住家被害はもとより、国道56号冠水による通行止めを回避できたことは、記憶に新しいところでもあります。こうした施設整備の効果を将来にわたって維持するため、市民説明会やパブリックコメントを経て、地域と連携した土地利用に関するルール等を定めた水害に強い土地利用条例（案）を作成したところです。この条例（案）については、今議会に提案しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

同じく国・県・市が連携して進める入田地区内水対策事業につきましては、事業の柱となる国の排水樋門がおおむね完成をし、現在取付護岸などの整備が進められており、県が行う導水路についても、今月末に完成の見通しとなっており、出水期における整備効果の発現に大きな期待を寄せているところでもあります。

次に、堤防整備についてです。

念願であった井沢堤防の断面不足解消に向けた国の堤防事業が、昨年12月に完了しており、治水安全度の向上が図られています。この堤防天端を利用した県道拡幅につきましては、引き続き県のほうでも一日も早い工事着手を目指し、調整が進められているところであります。

また、対岸の山路地区では、新山路橋から上流箇所までの断面不足解消に向けた国の堤防整備が来年度から始まります。これに関連し、県では、国道321号の2車線化に向けた設計業務が今月末で完了する見込みとなっており、本市といたしましては、引き続き堤防事業と道路事業が連動をし円滑に行われるよう、国・県への調整を進めてまいります。

初崎地区の高潮堤防事業については、既に堤防本体は完成しており、来年度の事業完了に向け、速やかに県道初崎名鹿線の取付工事に着手するとお聞きをしております。

このように、国土交通省による治水事業や関連する高知県の道路事業など、鋭意取り組んでいただいている中、本市としましても、より一層の連携強化はもとより、起こり得る豪雨災害に備え、流域治水を推進することで、市民の安全・安心が確保されるよう努めてまいります。

次に、四万十市総合文化センターについてです。

昨年10月に施設本体が完成をし、現在駐車場等の外構や隣接の五月公園の整備を進めております。周辺住民の皆様におかれましては、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

本年度は、これまで多彩なプレイベントの開催など、切れ目ない情報発信に取り組み、施設を市内外の皆様に広く知っていただくとともに、指定管理者による習熟訓練も行われており、開館後の円滑な運営に向けた準備業務を着実に進めてまいりました。

来年度は、1年間を通じ、開館記念事業を行うこととしており、好評いただいたプレイベントに続き、豊富なラインナップで多様なニーズに応える取組を計画しているところであります。開館は、4月29日を予定しており、当日は記念式典を開催をし、関係者の皆様に施設を披露させていただきます。そして、ゴールデンウィーク期間中には、開館記念公演や市民の皆様を対象とした施設見学等も計画しており、一般への貸出しは、5月7日からを予定しております。

今後におきましても、市民の皆様にあふれる施設となるよう効果的な取組を進めてまいります。

次に、新食肉センターの整備についてであります。

四万十市新食肉センター整備推進協議会が行った基本設計では、概算事業費が約75億円となったことから、施工レベルでの概算事業費についてサウンディング調査を実施したところ、60億円台中半まで事業費の削減が見込まれる結果となり、整備計画を前に進めていくことといたしました。

本事業に関しては、市民の皆様には重要性を認識していただくことはもちろん、高知県や関係市町村からの財政支援が不可欠であり、昨年末から関係市町村長と協議させていただきましたが、計画や整備費用の負担に対してご理解と前向きなご意見をいただき、大変励みになったところでございます。

資材価格高騰の長期化が懸念される中、専門家からは、発注の遅れが事業費の増大を招くおそれがあるとの指摘もありますが、今回のサウンディング調査による事業費をベースとして計画的に発注などに関する準備を進めることで、事業費増大のリスクを回避したいと考えております。

本事業は、当初の計画から大幅に遅れており、建て替えを期待される関係者の皆様にご心配をおかけしておりますが、高知県や関係市町村、関係事業者・団体などに対しましても、丁寧な説明の下、最終的な合意形成を図るとともに、併せて事業費の縮減について引き続き検討を行い、9月補正に整備に関する予算計上を行うよう取組を進めてまいります。

次に、高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてであります。

本市では、令和3年3月に策定をした四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉サービスの充実や介護サービス基盤の計画的な整備に取り組んでいますが、本年度末で計画期間が満了となることから、国における介護保険制度の改正を踏まえ、令和6年度を初年度とする四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定いたしました。

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、そして団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度の状況など、将来の人口構成や介護ニーズの変化を予測しつつ、これまでの取

組の成果や課題の分析等を行い、介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上などに重点を置いております。

市の上位計画との整合性も図り、「住み慣れた地域で誰もが安心して住み続けられるまちの実現」を基本理念に、高齢者が住み慣れた地域において個人の尊厳が尊重されながら自立した生活を送ることができるよう自助・互助・共助・公助を基本とした地域社会の実現を目指します。

また、この介護保険事業計画の策定に併せ、将来推計人口や介護給付費等を基に、計画期間中における第1号被保険者の介護保険料を見直す必要があります。本市におきましても、今後とも要支援・要介護認定者の増加が見込まれ、また介護報酬の増額決定などを勘案しますと、介護保険料は増額する必要がありますが、介護給付費準備基金の取崩しを行うことで、今期の介護保険料は減額にしたいと考えております。

次に、乳幼児及び児童医療費助成整備の拡充についてであります。

現在、15歳までを支給対象として実施している乳幼児及び児童医療費の自己負担分への助成について、来年度創設される県の人口減少対策総合交付金を活用し、対象年齢を18歳まで引き上げることとしています。時期といたしましては、児童手当の支給対象が中学生から高校生世代まで拡充される本年10月に合わせて実施することとしております。

こうした制度の同時拡充により、出生から成人まで一貫した公的支援を受けられる環境を充実させ、子育て世帯の経済的負担の軽減と安心感を醸成をし、少子化対策をより一層推進してまいります。

次に、子育てコンシェルジュの配置です。

子育て支援施策の充実に向け、県下では初となる子育てコンシェルジュを来年度から市役所1階に配置することとしております。

子育てコンシェルジュは、子供や子育てに関する手続や相談のために来庁された方や電話やメールなどでの問合せに対し、書類の受け取りや相談事の聞き取りを行い、必要に応じ対応すべく担当者につなぐ役割を担います。

また、市の子育てに関する施策やイベントなどの情報を収集をし、SNSやホームページなど複数のメディアを用いて、正確かつ迅速に情報を提供することで子育てのサポートをしてまいります。

安心して子供を産み育てることができる子育てに優しいまちづくりを進めるために、今後も子育て中の皆様に寄り添った取組の効果的な実施に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

ワクチンの接種においては、多くの医療機関の皆様にご協力をいただいております。大変感謝しております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

このワクチン接種は、現在流行しているオミクロン株の重症化割合が少ないこと等から、来

年度以降は季節性インフルエンザワクチンと同様の取扱いとなります。接種費用等は、県内市町村で調整中であり、詳細が決まりましたら市民の皆様にお知らせをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、秋と冬以外でも感染者数が増加する傾向があり、今後も年に数回のピークを迎えることが想定されます。市といたしましても、今後もうがい・手洗い等、他の感染症にも共通した基本的な感染症対策を呼びかけてまいります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてです。

国が物価高騰対策として創設をした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を追加的に拡大したことから、この交付金を活用し、令和5年度の住民税非課税世帯等に対し、物価高騰による世帯の負担軽減を図るため、1世帯当たり7万円の給付を行っております。

給付の状況につきましては、昨年実施した3万円の給付を受けられた方で、引き続き基準日の12月1日に対象となる世帯の約93%に当たる5,083世帯に対しまして、2月2日に給付いたしました。

また、新たに対象となった世帯につきましても、2月9日以降、随時支給を開始しており、年度内の事業完了を見込んでおります。

次に、市民病院についてです。

まず、4月1日付で、脳神経外科医師の採用が内定いたしましたので、ご報告をいたします。

医師は、現在土佐市民病院に勤務している田村康晃医師で、高知大学医学部の出身で、本年度から募集を開始した四万十市医師海外留学支援制度にご応募くださったことから今回の採用に至りました。

脳神経外科については、常勤医師が不在となったことから、幡多けんみん病院の支援により、月2回の診療枠としていましたが、田村医師の赴任により、より多くの診療が可能となることから、他の診療科で脳疾患が疑われる患者にとっても心強い存在となります。

また、田村医師は、幡多けんみん病院の勤務経験もあるため、同病院との連携もよりスムーズになることが期待されます。田村医師は、一定期間市民病院で勤務された後、一旦離職し、アメリカ留学を予定されていますが、4月からの市民病院での勤務環境が自身に適したものであれば、留学後にそのまま市民病院に勤務することも可能であるとお伺いしております。

また、育休中の内科の佐々木医師につきましては、家庭の事情もあり、3月末をもって市民病院を退職され、4月から仁淀病院に勤務されるご予定とお聞きをしております。このように留学支援制度による新規の採用がある一方で、退職される方もおられ、医師不足の状況に変わりはないため、引き続き高知大学へのアプローチなど、様々な手段によって医師確保の取組を進めてまいります。

市民病院の経営につきましては、昨年度と比べますと、入院患者や救急車受入れ件数が増加するなど、医業収益は一定の改善傾向が見受けられますが、新型コロナウイルスの関連補助金

の減額や原材料の高騰などを要因とした材料費や経費の高まり等の影響もあり、大変厳しい運営を強いられております。

こうした中、関係団体や有識者等から成る市民病院経営健全化検討委員会の審議を経て、国の公立病院経営強化ガイドラインに基づき、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とする四万十市立市民病院経営健全化計画を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、医師等職員の確保や経営の効率化等に取り組むとともに、地域における役割・機能の最適化と連携強化を図っていくことで、公立病院としての地域の医療を支える役割を果たせるよう、来年度以降も力を尽くしてまいります。

次に、農業振興についてです。

農業を取り巻く環境は、長引く農業資材等の価格高騰が農業者に追い打ちをかけ、依然として厳しい状況が続いています。

農林水産省が、1月30日に公表した2023年の年間の農業物価指数は、2020年を100とする指数で生産資材全体は121.3で過去最高となっており、飼料と肥料は2020年からおよそ5割高となっています。

一方、農産物価格の上昇幅は小さく、生産コスト上昇分を農産物価格には十分転嫁できておらず、依然として農業経営を圧迫しております。こうした状況を踏まえ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援制度を来年度に創設することとしております。

物価高騰による農業経営への影響を緩和し、次年度以降も営農を継続できるよう、市内農業者を支援してまいります。

次に、地域計画の策定です。

地域計画とは、市内16地域を対象に、農業者や農地所有者、住民が地域農業の課題について話し合い、おおむね10年後を見据え、将来の農地利用の姿を明確化した設計図のことで、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、国が令和7年3月までの策定を義務づけているものであります。

これを受け、本年度から順次対象地域に入り、座談会を開催しておりますが、来年度も引き続き座談会を開催をし、各地域の農業の実情・課題を把握し、関係機関と連携しながら地域計画の策定に向け取組を進めてまいります。

次に、森林経営管理制度についてであります。

令和元年度からスタートした本制度は、森林環境譲与税を財源に、未整備森林の整備や林業の担い手不足解消を目的として取り組んでいるところであります。

森林経営管理制度を円滑に進めていくための取組としては、広域組織として令和4年4月に幡多地域6市町村合同で設立をした幡多地域森づくり推進センターを中心に明確な役割分担の下、森林整備プランの検討や策定などを行っています。本年4月から、森林環境税の徴収が開始されることを踏まえ、関心が高まる本制度のさらなる推進を図り、林業の有する水源涵養や

土砂災害防止などの多様な公益的機能が十分に発揮されるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、内水面漁業振興についてであります。

アユ・アオノリなど、四万十川の水産資源は、これまで本市に多くの恩恵をもたらしてまいりましたが、近年は生育・漁場環境の変化の影響等により不漁が続いており、アオノリは令和元年、アオサノリは令和3年から収穫がない状況であります。アオノリ・アオサノリの不漁は、漁業者のみならず、飲食業や食品加工業、観光業からも対策が求められております。

こうした状況の中、市内事業者が四万十川下流漁協と連携をし、アオノリ・アオサノリの安定供給を目的とした陸上養殖施設の整備を進めていますが、市といたしましても、今後の円滑な事業推進に向け、可能な限り支援してまいります。

また、水産資源回復・河川環境改善の取組についてですが、アオノリ・アオサノリに限らず、四万十川の水産資源は総じて減少傾向が続いており、このまま放置すれば、四万十川ブランドは消滅しかねません。

こうした状況を踏まえ、本市と四万十町、流域5漁協で組織する四万十川漁業振興協議会と流域5市町で組織する四万十川総合保全機構が連名で、昨年12月県に対し、四万十川の河川環境改善に向けた官民一体の新たな組織づくりを求める要望を行い、知事からは、前向きなご回答をいただいております。これらを踏まえ、水産資源回復の観点からも、関係市町はもちろん、国をはじめ県や流域関係者を交えた推進体制を早期に構築をし、緊密な連携・協力の下、河川環境改善に取り組んでまいります。

次に、観光振興についてです。

来年度から県内全域で「極上の田舎、高知。」をコンセプトとした「どっぷり高知旅キャンペーン」が実施されます。このキャンペーンは、地域ならではの魅力をじっくりと深く味わっていただく取組を推進をし、滞在日数の増加とリピート率の向上を目指すこととしております。本市には、四万十川に代表される雄大な自然や美しい景観、カヌーやSUPなど、多彩なアクティビティーや体験プログラム、土佐の小京都に息づく歴史・文化、そして山川海の豊かな食などの多様な魅力がありますので、キャンペーンを通じ、充実した周遊滞在型の観光を楽しんでいただけるよう、より一層関係団体や事業者との連携・協働を深め、取組を進めてまいります。

また、昨年の「らんまん」に続き、令和7年春には、本県出身の漫画家やなせたかしさんご夫妻をモデルにした連続テレビ小説「あんぱん」の放送も決定しており、引き続き高知県に多くの観光客が訪れることが期待されます。こうした高知県観光への追い風としっかり連動をし、本市まで足を延ばしていただけるよう、地域の魅力発信と誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光大使についてですが、1月27日に開催されました小京都四万十ジュニア駅伝にお

いて、久保田 満さんの観光大使委嘱式を執り行いました。久保田さんは、本市の出身で、箱根駅伝への出場や日本代表選手として世界陸上にも出場されるなど、輝かしい経歴を持ち、現在は創価大学駅伝部コーチとしてご活躍されております。

そして、プロミュージシャン・サクソ奏者の本田雅人さんにおかれましては、4月にご就任いただくよう準備を進めております。本田さんも本市のご出身で、国内外のトップミュージシャンとの共演やプロデュースなど、多岐にわたりご活躍されております。お二人の人脈や様々な活動の中で、本市の魅力発信に貢献していただけるものと期待しております。

また、地域おこし協力隊の活用についてですが、観光・商工分野それぞれにおいて協力隊を配置することとしており、観光分野では、観光資源の魅力向上や新たな価値の創出、商品造成の取組のほか、観光関連団体等との連携による情報発信や周遊滞在型観光の仕組みづくり、観光誘客宣伝活動などを主なミッションとした配置を考えております。

次に、商工業振興についてです。

中心商店街の活性化につきましては、令和元年に策定をした四万十市中心商店街等活性化計画に基づき取組を進めているところですが、5年の計画期間が満了となることから、本年度見直しを行っており、この3月に改定する予定です。

この計画では、商店街活性化の基本方針を、「住む人、訪れる人が行き交うにぎわいのあるまち」、「子どもから高齢者まで、みんなが楽しくすごせるまち」、「小京都の歴史と四万十川の自然にふれながらあるけるまち」としており、商店街や関係団体等で組織する四万十市中心商店街活性化協議会においてアクションプランの検証を繰り返し、計画の実効性を高めながら取組を進めていきます。

今後におきましても、市街地における集客力や回遊性の向上、空き店舗の解消等の課題に対し、官民が協働で取組を進めることにより、まちなかの消費の喚起とにぎわいの創出につなげてまいります。

また、地産外商の取組についてですが、本年7月に大阪・梅田に県の「関西あんでなショップ」が開設をされます。首都圏と比べて本市との距離が近い立地の優位性を生かし、人的交流の促進や地域産品の販路開拓につなげる手段として、また本市自慢の食や多様な観光素材の魅力を発信する拠点として有効に活用をし、特産品や加工品等の販路拡大や観光プロモーションの推進に努めてまいります。

続いて、中小企業・小規模事業者への支援といたしまして、経営改善計画策定等に係る費用の一部を補助する制度を来年度に創設することとしております。コロナ関連融資の返済が本格化していることや長引く物価高騰等の影響により、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営環境に置かれていることから、経営改善や事業再生に向けた取組を後押しすることで、市内事業者の事業継続と経営安定を図ってまいります。

また、地域おこし協力隊の活用について商工分野では、幡多公設地方卸売市場の活性化を目

的とした配置としており、協力隊の新たな視点や発想を生かし、市場の認知度や魅力向上、取扱高拡大に向けた取組を推進し、課題解決に努めてまいります。

次に、トンボ自然公園の自然共生サイト認定についてであります。

自然共生サイトは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域を国が認定するもので、認定区域は、保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースに登録されます。

本年度から認定が開始されていますが、トンボ自然公園の取組が評価され、2月27日に内定を受け、3月18日に認定されることとなりました。1985年に世界初のトンボ保護区として整備を開始して以来、約40年間にわたり、公益社団法人トンボと自然を考える会と市が連携をし、トンボ自然公園並びに四万十川学遊館の管理運営をしてきた中で、トンボがすみやすい環境づくり、そして生物多様性や自然環境を守るためには人の手が必要であり、それを実践してまいりましたが、これまで積み上げてきた取組が理解され、評価されたものと大変うれしく思っております。

今後におきましても、自然共生サイトの意義・目的に沿って、トンボ自然公園の維持管理に努めるとともに、四万十川の水生生物等の採取・観察会や環境学習、自然体験に資する活動を広めることで、生物多様性の保全や保護の意識を高め、かけがえのない四万十川を守る取組がさらに広がることを期待しております。

次に、教育環境の課題への対応についてであります。

第2次四万十市立小・中学校再編計画に基づき、よりよい教育環境の確保等を目的としまして、教育委員会において進めてまいりました中学校の再編につきましては、本年度末の下田中学校及び大用中学校の休校・再編をもって完了となります。

再編に至るまでには、各地域におきまして賛否を含む様々なご意見をいただく中、保護者並びに地域の皆様にはご理解・ご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。今後は、中学校の再編等により、さらなる教育環境の充実に取り組む上でどのような課題が生じているのか、また教育委員会において検証・分析するとともに、課題があるとすればどのような対応が必要か、しっかりと議論することが必要と考えております。

次に、ICTを活用した教育の推進です。

デジタル化の進展や国によるGIGAスクール構想の推進に伴い、本市でも1人1台のタブレット端末を整備して以降、各学校においては、授業や家庭への持ち帰りなど、積極的な利活用を図っており、ICTを活用した学習が進んできております。

来年度は、小学校の教科書改訂に伴い、市内の全小学校の全教科において指導者用のデジタル教科書を導入することとしています。このデジタル教科書の有効な活用により、思考を深めたり広げたりすることで、子供たちの最適な学びにつなげるとともに、さらなる学習意欲の向上を図るなど、引き続き時代の流れに沿った教育のICT化の推進に努めてまいりたいと考え

ております。

次に、東山小学校の改築についてであります。

校舎につきましては、昨年度から進めてきました設計業務を終え、現在旧校舎の解体作業に取りかかっており、来年度から新校舎の改築工事に入り、令和7年7月末を竣工予定としております。

また、屋内運動場についても長寿命化工事に向けた設計業務を進めており、来年度の下半期には着工し、竣工は校舎と同じく令和7年7月を予定しております。

現在、安並運動公園の仮設校舎で学校運営を行っているところですが、工事期間中は、児童・保護者の皆様並びに佐岡地区・安並地区の皆様、そして安並運動公園をご利用される皆様にも大変ご迷惑をおかけいたしますが、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、旧下田中学校及び旧中医学研究所の有効活用についてであります。

昨年4月以降、旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会を4回、市役所庁内のプロジェクトチーム会議を10回開催をし、施設の有効活用について検討を進めてまいりました。1月に開催した4回目の検討会では、両施設において多くの活用案が寄せられた中、旧下田中学校校舎には下田小学校及び下田保育所を高台移転すること、旧中医学研究所には子育て複合施設を整備すること、またこれらの用途との連携や併設が可能な場合、フレイル予防センターや病院食等を1か所で集中的に調理するセントラルキッチンを整備も検討していくことなどを現段階の有効活用方針としているところであります。これらの方針につきましては、プロジェクトチームにおいて実現性などの検証を行い、次回開催する第5回の検討会で、検討会としての最終的な有効活用案を取りまとめる予定としております。

次に、市史の編さんについてであります。

平成17年に四万十市が発足をし、令和7年には市制施行20周年を迎えます。本市は、市民の郷土に対する理解を醸成するとともに、市に関する貴重な歴史資料を網羅的に収集・整理・保存し、次の世代に伝えていくという大きな役割を担うものであります。

昭和59年の中村市史続編の編さん以降、30年以上の空白期間があることから、次の市史を編さんするためには、市の歴史全体の見直しと再整理を行い、これまでの市史に記載されてきた記述を現在の歴史認識に合わせ、書き直す必要があります。

また、前回編さん時の資料の所在が不明、散逸している状況から、改めて歴史資料の収集から取り組む必要がありますので、今回の編さん作業には長期間を要することが見込まれており、継続的な組織体制を確保するため、生涯学習課に市史編さん室を新たに設置することといたしました。

次に、デジタル化の推進についてであります。

国が策定をした自治体DX推進計画におけるシステムの標準化と共通化に対応するため、国

が指定する20業務に係る情報システムについて取組を進めており、本年度は、一部の現行システムについて標準仕様との差異を確認する調査業務等を行いました。来年度から、順次標準仕様に準拠したシステムに移行し、令和7年度末までの完了を予定しております。

また、RPAやAI-OCRなど業務効率化に資するデジタルツールについても来年度導入する予定としており、限られた人的資源の中でも業務の効率化を図り、行政サービスの向上につなげてまいります。

加えて、県の電子申請システムを活用し、水道の使用開始手続や職員採用試験申込をオンライン化することで、住民の利便性向上にも努めてまいります。

さらに、来年度からは、企画広報課にデジタル化推進室を新たに設置するとともに、国の地域活性化起業人制度を活用し、デジタル技術に精通した外部人材の派遣を受ける予定としており、さらなる業務効率化や職員の人材育成、地域の課題解決につながる指針の策定等を進めることにより、本市におけるDXの加速化を図ってまいります。

今期定例会にお願いいたします議案は、予算議案で「令和6年度四万十市一般会計予算」など20件、条例議案で「四万十市水害に強い土地利用条例」など24件、その他の議案として「四万十市道路線の認定について」など3件のほか、報告事項が2件となっております。

なお、提出議案の詳細な内容につきましては、後ほど副市長並びに所管のほうからご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 続いて、田能副市長。

■副市長（田能浩二） それでは、私のほうからは議案を順次ご説明させていただきます。

なお、「第6号議案」、「第18号議案」、「第19号議案」及び「第20号議案」につきましては、後ほど上下水道課長と市民病院事務局長からご説明いたします。

まず、「第1号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）」でございます。

主に決算見込みによる補正と国の補正予算等による割当てのあった事業などを計上しております。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、5億572万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を281億5,778万6,000円とするものでございます。

次の繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正につきましては、7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございますが、金額の変更が3件、追加が20件でございます。国の補正予算による事業など、年度内完了が見込めない事業の繰越しをお願いするものでございます。

9ページをお開きください。第3表債務負担行為補正でございますが、変更・廃止及び追加がそれぞれ1件でございます。

変更の具同保育所移転に要する経費は、本年度の建設工事出来高見込みの変更に伴い、限度額の変更を行うものでございます。

廃止の地方包括支援システムに要する経費は、当該システムが5年間のライセンス購入での更新となり、想定していた使用料等の負担が不要となったため、当該債務負担行為を廃止するものでございます。

追加の派遣職員に係る建物賃貸借計画に要する経費は、令和6年度から派遣を予定していません職員の住居借り上げについて、派遣終了までの債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお開きください。第4表地方債補正でございますが、変更が7件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

26ページをお開きください。歳出の主なものからご説明いたします。2款総務費、1項2目人事管理費の退職手当4,200万4,000円の補正は、勸奨退職者分などを補正するものでございます。

7目企画費のふるさと応援寄附1,448万1,000円の補正は、本年度の年間寄附金を6億円から6億1,000万円に見直しまして、積立金及びポータルサイト掲載等の委託料を増額するものでございます。文化複合施設整備推進3,800万円の減額は、備品購入費の入札減などによるものでございます。

17目国土調査費8,654万8,000円の補正は、国の補正予算によるもので、主に津波浸水区域の崩落危険区域の調査を実施いたします。

28ページをお開きください。3款民生費では、1項3目障害者総合支援費2,617万1,000円の増額、5目老人福祉費3,427万5,000円の減額、29ページの2項7目児童措置費9,189万9,000円の減額など、決算見込みによる見直しを行っております。

9目児童福祉施設建設費では、債務負担行為補正の説明でも申し上げましたが、具同保育所移転の建設工事の出来高見込みの変更に伴い、7,801万7,000円を減額しております。

30ページをお開きください。4款衛生費につきましても、1項4目感染症予防の新型コロナウイルスワクチン接種のほか、決算見込みによる見直しを行っております。

31ページをお願いします。6款農林水産業費、1項2目農業総務費の機能保全計画策定2,600万円の補正は、国の補正予算によるもので、農村インフラ施設の長寿命化に係る計画の策定を行うものでございます。

そのほか、32ページの3目農業振興費では多面的機能支払など、2項2目林業振興費では森林経営管理制度など、決算見込みによる見直しを行っております。

33ページをお願いします。8款土木費では、1項1目土木総務費からのそれぞれの費目において決算見込みによる見直しを行うほか、35ページの4項4目公園費1,760万円の補正は、国の補正予算によるもので、令和6年度に計画していた遊具の更新などを前倒しして実施するものでございます。

36ページをお開きください。11款災害復旧費1億7,169万7,000円の減額は、災害査定の完了に伴い事業費の見直しなどを行っております。

15ページにお戻りください。歳入でございます。1 款市税4,360万9,000円の減額は、決算見込みにより見直したもので、16ページの3 款利子割交付金から18ページの10款地方特例交付金につきましては、県の決算見込みに基づき補正するものでございます。

19ページをお開きください。11款地方交付税1 億620万7,000円の補正は、普通交付税の追加交付によるものでございます。

23ページをお開きください。19款繰入金でございますが、減債基金から8,301万1,000円の取崩しをお願いしております。

24ページをお開きください。21款諸収入、6 項1 目公営企業貸付金元利収入1 億円の減額は、病院事業会計への貸付金の償還期限を1 年間延長することに伴い減額するもので、22款市債につきましても、歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

続きまして、特別会計の補正予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。「第2 号議案、令和5 年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2 号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、1,837万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億7,104万6,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。歳出でございます。2 款保険給付費2,072万円の追加及び8 款保健事業費217万2,000円の減額は、決算見込みにより補正するものでございます。

8 ページからの歳入は、1 款国民健康保険税を減額するほか、歳出に見合う県支出金などを計上しておりますので、ご参照ください。

11ページをお開きください。「第3 号議案、令和5 年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4 号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、831万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4 億4,073万円とするものでございます。

20ページをお開きください。歳出でございます。1 款総務費719万9,000円並びに2 款医業費111万7,000円の補正は、勸奨退職者などの退職手当でございます。

18ページからの歳入は、1 款診療収入を決算見込みにより減額するほか、歳出に見合う繰入金などを計上しておりますので、ご参照ください。

25ページをお開きください。「第4 号議案、令和5 年度幡多公設地方卸売市場会計補正予算（第1 号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、347万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,251万4,000円とするものでございます。

次の地方債補正につきましては、28ページをお開きください。第2 表地方債補正でございますが、変更が1 件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

33ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費347万6,000円の減額は、当初予定していた既設冷蔵庫の更新に伴う解体撤去工事が入札不調により実施できなくなったため減額するもので、当該事業につきましては、令和6年度予算で改めて計上しております。

32ページの歳入は、歳出に見合う繰入金などを計上しておりますので、ご参照ください。

35ページをお開きください。「第5号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、134万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,739万3,000円とするものでございます。

次の債務負担行為の補正につきましては、38ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございますが、地域包括支援システムに要する経費の廃止が1件でございます。

42ページからの歳入歳出予算の補正につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の決算見込みにより補正するものでございます。

続きまして、令和6年度一般会計予算書をお願いします。

1ページをお開きください。「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を252億9,500万円と定めるものでございます。第2条、繰越明許費については第2表繰越明許費、第3条、債務負担行為については第3表債務負担行為、第4条、地方債につきましては第4表地方債でご説明いたします。一時借入金の借入れの最高額は22億円でございます。また、歳出予算の流用につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。6款農林水産業費の森林研究・整備機構造林について、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を計上するものでございます。

次に、第3表債務負担行為でございますが、それぞれ記載しております事項について期間を定め、限度額の範囲内で債務負担行為を設定するものでございます。

11ページをお開きください。第4表地方債でございます。起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

それでは、歳出の主なものをご説明させていただきます。

55ページをお開きください。1款議会費1億7,145万5,000円でございますが、議員活動費及び職員給与費等の事務局経費でございます。

56ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費の文書管理システム導入673万2,000円は、現在紙による文書の起案・決裁・保管・廃棄処理などについて、システムを導入することで事務効率の向上、ペーパーレス化の推進を図るものでございます。

62ページをお開きください。7目企画費では、効果的な産業振興を図るための産業振興推進

総合支援に700万円、集落支援員に399万1,000円、地域おこし協力隊に1,679万3,000円を計上しております。また、公共交通の確保につきましては、引き続き鉄道施設安全対策、路線運行バス運営費補助金及び車両購入補助、デマンド交通運行などのほか、公共交通の課題やニーズ等を踏まえ、地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定するための経費874万5,000円を計上しております。

そのほか、移住対策3,893万5,000円では、移住支援住宅の整備補助などに加え、新たに県の人口減少対策総合交付金を活用し、民間不動産の利用者を対象とした家賃補助制度を創設しています。また、中山間地域生活支援として、片魚地区及び田出ノ川地区に対する水道施設整備費補助に5,472万8,000円を計上しております。

64ページをお開きください。8目広報費では、枚方市との友好都市提携50周年を迎えるに当たり、本市で記念事業を開催するもので、開催に係る経費を計上しております。

67ページをお開きください。16目情報化推進費では、引き続き国の自治体DX推進計画におけるシステム標準化・共通化への対応を進めるとともに、外部人材を活用し、効果的なデジタル化の推進を図るため、地域活性化起業人800万円を計上しております。

また、老朽化に伴うケーブルテレビ設備の更新に1億2,383万7,000円を計上しております。

69ページをお開きください。23目ふるさと納税推進費では、ふるさと応援寄附金について、本年度実績を踏まえ6億1,000万円を見込んでおり、寄附をいただいた方への返礼品等を含め9億1,404万2,000円を計上しております。

71ページをお開きください。2項2目賦課徴収費では、法務局から提供される登記異動情報のデジタル化への対応を図り、課税システムへの連携による業務の効率化、市民サービスの向上のため登記情報管理システム導入に2,735万1,000円を計上しております。

72ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費では、引き続き個人番号カード交付に472万9,000円、マイナンバーカードを活用して、コンビニ等で住民票及び印鑑証明を取得可能にするものとして、コンビニ交付449万9,000円のほか、戸籍付票への氏名振り仮名の表示対応並びにシステム標準化・共通化に係る経費として、戸籍電算システム改修342万1,000円を計上しております。

77ページをお開きください。3款民生費でございますが、主なものとして、1項1目社会福祉総務費では、あったかふれあいセンターに8,048万2,000円、出会いのきっかけ応援に703万9,000円、生活困窮者自立支援に1,300万5,000円などを計上しております。

そのほか、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、各種事業を新たに実施していくため、重層的支援体制整備3,347万円を計上しております。

78ページをお開きください。2目障害者福祉費では、重層的支援体制整備として、障害者相談支援、基幹相談支援センター、地域活動支援センターの合わせて1,989万9,000円を計上して

おります。

79ページの3目障害者総合支援費では、自立支援費に9億8,511万8,000円、自立支援医療費に6,439万円、福祉医療費に7,008万1,000円などを計上しております。

80ページをお開きください。5目老人福祉費では、老人ホーム措置費に1億4,077万6,000円のほか、重層的支援体制整備として、地域包括支援センター運営、地域介護予防活動支援、生活支援体制整備の合わせて7,824万9,000円を計上しております。

86ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費では、ファミリーサポートセンターに981万円、放課後児童健全育成に9,365万2,000円などを計上するほか、乳幼児・児童医療費につきましては、10月から対象年齢を現在の15歳までから18歳までに拡充することとして1億64万4,000円を計上しております。

また、重層的支援体制整備として、地域子育て支援センター運営、子育てコンシェルジュの配置の合わせて901万3,000円を計上しております。

90ページをお開きください。2項7目児童措置費では、児童手当に4億3,980万円、各保育所等への給付費など子ども・子育て支援に10億8,963万6,000円を計上しております。

91ページの9目児童福祉施設建設費では、具同保育所移転に係る建設工事などに10億6,562万4,000円を計上しております。

93ページをお開きください。3項生活保護費、2目扶助費でございますが、令和5年度の決算見込みにより、前年度から1,672万円増額の10億6,383万8,000円を計上しております。

また、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、健康管理システムの標準化・共通化に2,899万8,000円、保健センター消火設備整備に1,215万円を計上しております。

95ページをお開きください。2目保健事業費では、新たに各種がん検診や特定健診の予約をオンラインでできるようにし、受診希望者の利便性並びに受診率の向上を図るため、各種がん検診等ウェブ予約システム導入に104万2,000円を計上しております。

97ページの5目母子保健費では、妊婦乳児健康診査に2,184万2,000円、妊娠出産子育て支援に1,919万5,000円のほか、重層的支援体制整備として、子育て世代包括支援センター運営に93万4,000円を計上しております。

99ページをお開きください。8目環境衛生費では、浄化槽設置整備に3,072万円、住宅用太陽光発電システム設置整備につきましては、新たに蓄電池を補助対象とし840万円を計上しております。また、エネルギー価格等高騰の影響を受ける生活者の支援として、省エネ家電製品等買換え促進に3,040万8,000円を計上しております。

100ページをお開きください。2項1目清掃総務費の幡多広域市町村圏事務組合負担金は、幡多クリーンセンター長寿命化計画に基づく整備等の改修費用に要する負担分を含め6億2,684万5,000円を計上しております。

101ページの2目塵芥処理費では、管理型産業廃棄物最終処分場整備事業費負担金2,572万

8,000円を計上しております。

102ページをお開きください。3目し尿処理費では、循環型社会の構築に向けた取組として、これまで溶融処理を行っていた衛生センター中村及びクリーンセンター西土佐のし尿汚泥を堆肥化する経費として、し尿汚泥資源再生に1,100万5,000円を計上しております。

105ページをお開きください。6款農林水産業費、1項2目農業総務費のため池ハザードマップ作成2,500万円は、決壊などによって広範囲に被害が生じるおそれのある防災重点ため池において、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、ハザードマップを作成するものでございます。

106ページをお開きください。3目農業振興費では、レンタルハウス整備に2,464万円、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農経営支援2,377万5,000円、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動の支援を行う多面的機能支払1億564万4,000円、地域おこし協力隊1,399万5,000円などを計上しております。また、生産性の向上による地域農業の持続的発展のため、農業経営体等に対してラジコン草刈り機の導入を支援するスマート農業推進に200万円、物価高騰の影響を受ける市内農業者の支援として、米生産者経営意欲向上支援に3,084万円、農業用資材価格高騰対策支援に441万円、107ページになりますが、4目畜産費の飼料高騰対策支援に160万円を計上しております。

109ページをお開きください。8目研修等施設運営費の総合営農指導拠点施設地盤調査1,149万8,000円は、当該施設の敷地において地盤沈下が発生し、それに伴う施設の変状が生じており、施設の機能維持に向け、適切な対策の検討を行うため調査を行うものでございます。

111ページをお開きください。2項2目林業振興費では、森林環境譲与税を財源とし、未整備森林の現地調査のほか、意向調査後の森林施業を実施するとともに、担い手育成・確保対策の充実を図るために森林経営管理制度として2億5,722万2,000円、有害鳥獣捕獲報償の対象拡大や一部単価の見直しなど、制度を拡充し実施する鳥獣被害対策に6,342万2,000円、市産材利用促進に3,000万円を計上しております。

また、地域おこし協力隊476万7,000円は、新たに協力隊を配置し、林業の担い手確保及び活性化に取り組むものでございます。

112ページをお開きください。3目市有林整備事業費では、引き続き市有林の保育、収入間伐及び林道改良などを実施するため市有林整備1億5,291万9,000円、5目林道維持費では、緊急自然災害防止対策として、林道岩間藤ノ川線改修工事に3,052万5,000円を計上しております。

113ページの3項2目水産業振興費では、内水面漁業振興対策として、稚アユ放流に対する補助などに430万6,000円、海面漁業振興対策として、下田漁協所有の製氷機更新に対する補助に423万5,000円を計上しております。

114ページをお開きください。4目漁港施設維持費の名鹿漁港航路しゅんせつ1,000万円は、名鹿漁港の航路において、漂砂堆積により船の航行に支障を来している状況となっているため

しゅんせつ工事を行うものでございます。

116ページをお開きください。7款商工費、1項2目商工業振興費では、チャレンジショップ事業や商店街活性化事業への補助として商店街等振興計画推進に573万6,000円のほか、現在中心市街地の活性化に1名、西土佐地域での魅力発信や産業振興に1名配置しております隊員に加え、新たに幡多公設地方卸売市場の活性化に向けた活動を行う隊員を1名配置するものとし、地域おこし協力隊1,410万1,000円などを計上しております。

そのほか、市内事業者に対する物価高騰対策として、意欲的に新たな市場開拓に取り組む経費の一部を補助する販路拡大支援に320万円、キャッシュレス決済など、生産性の向上に向けてデジタルツールの導入経費の一部を補助するデジタル化促進支援に700万円を計上しております。

117ページをお願いします。3目観光費では、新たに市内観光施設を核とした観光振興の活動を行う隊員と、バーベキューを通じた地域の魅力発信に向けた活動を行う隊員をそれぞれ1名配置するものとして、地域おこし協力隊725万1,000円を計上しております。

そのほか、観光施設老朽化対策として、四万十いやしの里駐車場舗装1,711万8,000円などを計上しております。

また、どっぷり四万十旅得キャンペーン3,226万円は、市内の宿泊施設及び体験施設でのクーポン付プランの造成により観光誘客を図り、地域経済の活性化、観光事業者への支援へつなげるものでございます。

119ページをお願いします。8款土木費、1項1目土木総務費の相ノ沢川総合内水対策3,472万9,000円は、楠島の排水機場の保守点検など維持管理経費に加え、吸排気設備及び除じんスクリーン設置などの附属設備整備を実施するものでございます。

121ページをお開きください。2項2目道路橋梁等維持費では、道路橋梁等長寿命化に5,078万円、緊急自然災害防止対策に5,039万4,000円を計上しております。

122ページをお開きください。4目道路新設改良費9億9,399万3,000円では、引き続き市街地や中山間地域の道路整備、橋梁やトンネルの長寿命化修繕計画に基づいて実施する道路メンテナンス事業に取り組んでまいります。

126ページをお開きください。4項4目公園費では、公園施設長寿命化計画に基づき整備する都市公園等整備に1,737万5,000円、具同保育所の整備と合わせて隣接する具同1号公園の老朽化した遊具の更新など、公園機能の回復を図る都市構造再編集中支援事業に5,010万円を計上しております。

127ページをお願いします。2目住宅管理費では、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化の進む市営住宅の長寿命化として、有岡団地共同住宅屋根防水・外壁改修4,259万5,000円、古津賀第2団地共同住宅浄化槽改修2,560万2,000円、用井第2共同住宅屋根防水改修915万6,000円を計上しております。

128ページをお開きください。9款消防費、1項1目常備消防費では、幡多中央消防組合負担金として6億5,264万9,000円を計上しております。

3目消防施設費では、八束分団の小型動力ポンプ付積載車購入に1,537万3,000円、橘地区への防火水槽設置に1,978万9,000円を計上しております。

129ページをお願いします。4目防災費では、住宅等耐震対策として1億4,642万8,000円、老朽住宅除却に5,000万円、地震・津波対策に2,342万7,000円を計上しております。

そのほか、防災行政無線設備更新1億266万5,000円は、同報系防災行政無線の親局設備を更新するもので、令和5年度の実施設計に引き続き、令和6年度は設備の更新を行うものでございます。

また、都市防災推進として、避難所等への飲料水確保のための耐震性貯水槽整備に3,450万円、南海トラフ地震による津波で甚大な被害が想定される地区において、スムーズな復興・再建に向けたプロセスの検討などを行う事前復興まちづくり計画策定に1,462万6,000円を計上しております。

131ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費では、語学指導を行う外国青年招致に3,115万7,000円、スクールソーシャルワーカー活用に840万4,000円を計上しているほか、新たに外国語活動支援員を配置し、各学校の英語教諭や外国語指導助手と連携し、英語の授業改善や授業外において実践的な英会話ができるよう機会を増やすことで、児童生徒のコミュニケーション意欲や学習意欲の向上を図る外国語活動支援129万8,000円を計上しております。

135ページをお開きください。2項小学校費、2目教育振興費では、普通学級や特別支援学級において学習の支援や日常生活上の介助が必要な児童への支援として、特別支援教育支援員配置に6,651万3,000円を計上しております。

138ページの3項中学校費、2目教育振興費においても、同様に2,826万円を計上しております。

136ページをお開きください。4目学校建設費では、令和7年度の開校に向け、引き続き実施する東山小学校改築に8億1,768万1,000円、東山小学校屋内運動場長寿命化に638万円を計上するほか、竹屋敷小学校屋内運動場の屋根改修に559万9,000円を計上しております。

138ページをお開きください。3項中学校費、2目教育振興費の校内サポートルーム支援269万4,000円は、様々な理由によりクラスに入りづらい生徒の居場所づくりとして、校内サポートルームを設置し、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習できるよう支援体制を整えるものでございます。

140ページをお開きください。5項社会教育費、1目社会教育総務費では、放課後の児童の居場所づくりとして、放課後子ども教室推進に1,892万7,000円を計上しております。

146ページをお開きください。9目市史編さん費570万3,000円は、市の歴史・文化について

取りまとめた図書の編さんを行うため、編さん計画の策定や専門家による委員会の設置、基礎資料の調査などに着手するものでございます。

147ページをお願いします。10目総合文化センター運営費では、4月29日に開館を迎える総合文化センターしまんとびあの管理運営経費のほか、開館を記念して実施する式典及びイベント経費として開館記念事業1,601万円を計上しております。

148ページをお開きください。6項保健体育費、1目保健体育総務費では、四万十川ウルトラマラソン1,478万7,000円のほか、宿毛市が実施する宿毛市総合運動公園陸上競技場の改修補助に3,917万7,000円を計上しております。

149ページをお願いします。2目体育施設管理費の市民スポーツセンター屋上防水改修2,477万円は、屋上ひさし部分について、防水機能が低下している状況にあるため、防水シーートの張り替えなどを実施するものでございます。

150ページをお開きください。6項3目学校給食費では、スクールミールなかむらみなみの老朽化並びに県立中村中学校への給食供給開始に伴い必要な厨房設備の改修費用として8,332万5,000円を計上しております。

151ページをお願いします。11款災害復旧費は2億3,551万7,000円を計上しております。

154ページをお開きください。12款公債費でございますが、前年度から2,964万円増額の25億6,597万5,000円となっております。

また、13款予備費では、例年の1,000万円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

17ページにお戻りください。1款市税は35億9,579万9,000円で、前年度から1億8,894万3,000円の減額となっております。これは、市民税の国の総合経済対策による定額減税が主な要因でございます。

なお、定額減税に伴う減収額につきましては、22ページの10款地方特例交付金により全額補填されることとなっております。

19ページの2款地方譲与税から22ページの10款地方特例交付金までにつきましては、それぞれ県の年間見込みの通知を基に計上しております。

22ページをお願いします。11款地方交付税は82億8,849万6,000円を見込んで計上しております。内訳は、普通交付税が72億3,849万6,000円、特別交付税が10億5,000万円でございます。

次に、45ページをお開きください。19款繰入金、1項4目減債基金繰入金でございますが、5億9,613万5,000円の取崩しを予定しております。

そのほか、23ページの13款分担金及び負担金以下の歳入は、それぞれ歳出に見合う額を年間見込みにより計上しております。

続きまして、令和6年度特別会計予算書をお願いします。

1ページをお開きください。「第8号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定

予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を39億5,013万3,000円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為については、第2表債務負担行為でご説明いたします。

一時借入金の借入れの最高額は、4億円でございます。また、歳出予算の流用につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。骨密度測定装置借り上げに要する経費について、記載しております期間において、限度額の範囲内で債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、歳出の主なものからご説明申し上げます。

14ページをお開きください。2款保険給付費28億8,229万1,000円につきましては、令和5年度の決算見込みを基に計上しております。

16ページをお開きください。3款国民健康保険事業費納付金8億5,243万7,000円は、県から示された保険給付に必要な納付金について保険税を財源として県に納付するものでございます。

17ページをお願いします。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、医療情報などのデータ分析結果を基に課題を明確にし、PDCAサイクルに沿った保健事業を国保ヘルスアップとして923万4,000円を計上しております。

19ページをお開きください。10款諸支出金、2項1目繰出金では、病院事業会計への繰出金845万円、診療施設勘定への繰出金9,017万円などを計上しております。

9ページにお戻りください。歳入でございます。1款国民健康保険税以下の歳入につきましては、令和5年度の決算見込みなどを基に、それぞれ歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

次に、33ページをお開きください。「第9号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を3億9,129万1,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、36ページをお開きください。第2表地方債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

45ページをお開きください。歳出につきましては、1款総務費以下、それぞれ診療所におけます職員給与費、管理運営費、研修研修費及び医薬材料費などの医業費が主なものでございます。

1項1目一般管理費につきましては、前年度から7,835万6,000円の増額となっておりますが、西土佐診療所へのスプリンクラー設置を行う経費として、消火設備整備5,966万3,000円の計上

が主な要因でございます。

39ページにお戻りください。歳入でございます。それぞれ歳出に見合う額や年間の見込みにより計上しております。

次に、65ページをお開きください。「第10号議案、令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を473万5,000円と定めるものでございます。

次に、71ページをお開きください。歳入につきましては、診療収入及び一般会計からの繰入金が主なものでございます。

73ページからの歳出につきましては、診療所における職員給与費、管理運営費が主なものでございます。

81ページをお開きください。「第11号議案、令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を6億2,921万5,000円と定めるものでございます。

87ページをお開きください。歳入でございますが、保険料及び一般会計からの繰入金が必要なものでございます。

89ページからの歳出は、各種申請受付などの窓口業務に係る経費や徴収した保険料などを後期高齢者医療広域連合へ納付する経費が主なものでございます。

99ページをお開きください。「第12号議案、令和6年度四万十市と畜場会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を2億5,648万9,000円と定めるものでございます。

105ページをお開きください。歳入につきましては、1款事業収入が主なもので、令和5年度の決算見込みなどを基に計上しております。

109ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費では2億5,068万1,000円で、職員給与費や光熱水費、施設及び機械器具の修繕費など、食肉センターの運営に要する経費でございます。

121ページをお開きください。「第13号議案、令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,268万8,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、124ページをお開きください。第2表地方債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでござ

います。

129ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費では、老朽化した駐車場照明の改修に276万1,000円、また「第4号議案」の補正予算でもご説明をいたしました。既設冷蔵庫の更新に伴う解体撤去につきまして積算を見直し、計上しております。

127ページにお戻りください。歳入は、それぞれ歳出に見合うものを計上しております。

133ページをお開きください。「第14号議案、令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を8億6,399万3,000円と定めるものでございます。

141ページをお開きください。歳出でございます。1款諸支出金4億3,033万6,000円は、鉄道経営助成基金への積立金でございます。

2款鉄道経営助成事業費4億3,365万7,000円は、土佐くろしお鉄道への経営助成金及び貸付金でございます。

139ページからの歳入は、それぞれ歳出に見合うものを計上しておりますが、本市の負担は3款1項の一般会計繰入金5,485万9,000円でございます。

143ページをお開きください。「第15号議案、令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,050万8,000円と定めるものでございます。

151ページをお開きください。歳出は、介護認定審査会委員報酬など、要介護度の審査判定業務に要する経費が主なものでございますが、要介護認定審査会において、タブレット端末を導入し、ペーパーレス化及び事務の効率化を図るため、認定審査会ICT化に139万5,000円を計上しております。

149ページの歳入は、それぞれ歳出に見合う黒潮町の負担金及び四万十市介護保険会計からの繰入金などを計上しております。

157ページをお開きください。「第16号議案、令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を41億4,839万円と定めるものでございます。

169ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費では、介護事業者への施設改修補助として地域介護・福祉空間整備補助773万円を計上しております。

170ページをお開きください。3項2目認定調査等費の訪問調査モバイル導入748万7,000円は、要介護認定調査においてタブレット端末を導入し、ペーパーレス化及び事務の効率化を図るものでございます。

171ページをお願いします。2款保険給付費39億4,067万8,000円につきましては、年間見込みを基に計上しております。

172ページをお願いします。4款地域支援事業費につきましては、前年度から8,598万円の減額となっておりますが、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、これまで介護保険会計で実施してきました地域包括支援センター運営、生活支援体制整備並びに地域介護予防活動支援について一般会計へ計上したことによるものが主な要因でございます。

163ページからの1款保険料以下の歳入につきましては、それぞれ歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

次に、187ページをお開きください。「第17号議案、令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算」でございます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,090万2,000円と定めるものでございます。

195ページをお開きください。歳出でございます。歳出は、園芸作物の価格差補給金1,083万2,000円が主なもので、過去の補給金の動向を基に計上しております。

193ページの歳入は、園芸作物価格安定基金繰入金が主なものでございます。

以上で予算に関する議案の説明を終わらせていただきますが、各会計の末尾に給与費明細書などを添付しておりますので、ご参照願います。

次に、議案書の23ページをお開きください。「第21号議案、四万十市水害に強い土地利用条例」でございます。

本市では、平成26年6月の梅雨前線豪雨により発生した甚大な被害を鑑み、同規模の降雨における家屋の床上浸水被害の発生解消を図るため、国・県・市で組織する相ノ沢川総合内水対策協議会を設立しております。その中で、平成28年に相ノ沢川総合内水対策計画を策定し、この計画に基づくハード・ソフト両面からの対策に取り組んでいるところです。

本市としましては、主に楠島第2排水機場の整備と国・県・市が行うハード対策の効果を将来にわたって維持させるよう、土地利用に関するルールづくりが役割となっておりますが、今回、令和5年6月に国の楠島川樋門、県の楠島川放水路及び本市の排水機場が完成し、供用を開始したことを受け、土地利用に関するルールとなる本条例を制定するものでございます。

次に、26ページをお開きください。「第22号議案、四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。

これは、地方自治法の一部改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう、関係する条例を改正するものでございます。あわせて、期末手当の支給割合を変更するものでございます。

次に、28ページをお開きください。「第23号議案、四万十市表彰条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和7年度に開催予定の次回の表彰に向け、県内他市の表彰条例・規則等の規定を勘案し、表彰対象者の基準を変更するものでございます。

次に、「第24号議案、四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例」でございます。

使用料・手数料につきましては、財源の確保と受益者負担の公平化を図るため、原則4年ごとに見直しを行っておりますが、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴う使用料等の改正漏れがあった4つの条例につきまして、使用料等の額を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、31ページをお開きください。「第25号議案、四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」でございます。

現在、令和12年度の県内国保の保険料水準統一を目指した議論が進められているところですが、被保険者間の公平性確保の観点から、保険給付内容や国保料・税の減免基準についても県内で統一することを前提に協議を行っております。葬祭費の支給金額につきましては、被保険者の国保料・税の負担を抑制する必要があることから、全市町村が3万円に統一することで結論を得たところでございます。このため、本市においても令和6年度からの葬祭費の支給金額を3万円に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第26号議案、四万十市縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

現在設定されている縫製共同作業場の使用料については、昭和59年4月の作業場増築以後、消費税及び地方消費税の税率の変動に合わせた改正のみを行ってきたという経過がございます。

しかし、作業場の建築がなされた昭和52年より40年以上が経過していること等から、使用料の算出方法の見直しを行い、使用料の額を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第27号議案、四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例」でございます。

四万十市健康増進計画については、令和6年度が第4期計画の改正時期となっております。今回改正においては、四万十市歯と口の健康づくり基本計画と四万十市自殺対策計画を集約した計画とする予定としており、それぞれの計画の策定に関わる委員会も集約し、再編する予定でありますことから、本条例で規定する委員数の上限を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第28号議案、四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、介護保険法の規定により3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとなっており、このたび令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画を策定いたしました。この計画において第1号被保険者の介護保険料の標準月額を5,900円としておりまして、併せて、所得段階を現在の9段階から13段階に細分化して

おりますことから、これらの変更を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第29号議案、四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」から「第32号議案、四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例」については、一括してご説明させていただきます。

令和6年度の介護保険制度の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準が改正されたため、関係する各条例について所要の改正を行うものでございます。

現在では、省令が変更するたびに条例改正を要する規定内容となっておりますが、基本的には、省令を準用し、省令と異なる部分のみ読替規定を設ける規定内容に変更することにより、改正の事務の負担を軽減するものでありまして、大幅な改正内容となりますので、各条例の全部を改正するものでございます。

■議長（平野 正） 提案理由の説明途中でありますが、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

欠席の届出が参っております。久保教育長、他の公務のため欠席、以上のとおり報告いたします。

提案理由の説明を続けます。

田能副市長。

■副市長（田能浩二） 引き続き議案の説明を順次させていただきます。

39ページをお開きください。「第33号議案、四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、法律名等が変更となったため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第34号議案、四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、県内の自治体が定める土地利用条例の罰則規定に一部不備があったことを受け、令和4年度に検察庁が県内の市町村の条例を調査しており、その結果、本市の条例の規定では罰則を適切に科すことができないことが判明したことから、本条例の罰則規定及び不適當な箇所の改正を行うものでございます。

次に、「第35号議案、四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例」でございます。

下水道事業におきましては、今後の人口減少や節水機器の普及等により使用料収入の増加が見込めない中、老朽化が進んでいる下水道施設の更新や耐震化等の整備を実施していく必要が

あり、今後厳しい経営状況が見込まれております。そのような中、将来にわたり安心・安全な下水道事業を安定的に経営するため、下水道使用料の改定を行うものでございます。

次に、43ページをお開きください。「第36号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和4年10月に診療報酬の算定方法の一部が改正され、看護職員処遇改善評価料が新設されたことに伴い、市民病院では看護師に対し月額1万2,000円以内の看護職務手当を支給しております。看護職員処遇改善評価料の施設基準の条件として、その年度において診療報酬による収入額を処遇改善額が必ず上回る必要がありますが、入院患者の大幅な増加や支給対象者である看護師の退職等による減少、所定点数の変更のタイムラグ等により収入額が処遇改善額を上回る懸念があることから、施設基準を維持するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第37号議案、四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、乳幼児及び児童医療費助成制度について、子育て施策のさらなる充実を図るため、本年10月に行われる児童手当の制度拡充に合わせ、助成対象年齢を15歳までから18歳までに引き上げるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第38号議案、四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、四万十市立公民館及び四万十市立文化センターの各種事業の企画及び運営について審議する四万十市公民館等運営審議会について、本年度で閉館する四万十市立文化センターを審議の対象施設から外し、来年度開館する四万十市総合文化センターを審議の対象施設とするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第39号議案、四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、四万十市総合文化センターの大ホールの客席について、当初は「3階席」として表示する計画であった客席を、来場者に分かりやすいよう「2階席」として表示するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第40号議案、四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」でございます。

監査委員におきましては、その用務である監査・審査・検査・調査等を確実に適正に実施するに当たり、事案対応・精査・調査研究に要する時間と出勤日数が増加しております。見識の高い人材確保の必要性和併せ、用務の専門性、独任制である職責、執務実態に見合った報酬額に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第41号議案、四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条

例」でございます。

本基金は、合併前の中村市時代より、学校林の売却等による収入を基金に運用し、校舎建設等の資金にするために設置されたものですが、木材価格の低迷等から、これまでは運用実績のない基金となっております。今後も目的にかなうだけの収益は見込まれないことから、本条例を廃止するものでございます。

次に、「第42号議案、四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」でございます。

これは、本年4月の総合文化センターの開館に伴い、文化センターは3月31日をもって閉館することから、本条例を廃止するものでございます。

次に、「第43号議案、四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例」でございます。

これは、文化複合施設整備の財源とするため設置した基金について、施設整備の終了に伴い、その目的が達成されることから、預金期間の満了日である本年5月31日の利息積立て後に全額を取崩し、その翌日に本条例を廃止するものでございます。

次に、「第44号議案、四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例」でございます。

これは、文化複合施設の整備検討や管理運営計画に関することについて協議する四万十市文化複合施設整備検討委員会について、当該施設の整備検討や計画策定に係る協議が終了したことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に、「第45号議案、動産の買入れについて」でございます。

スクールミールなかむらみなみの厨房機器設備の購入につきましては、予定価格2,000万円以上の動産の買入れになるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案関係参考資料に契約の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、「第46号議案、四万十市道路線の廃止について」と「第47号議案、四万十市道路線の認定について」は、一括してご説明させていただきます。

当該道路は、これまで古川土地改良区による圃場整備によってできた道路として維持管理を行ってきたところですが、周辺地域において宅地化や商業施設の建設が進み、次第に地域交通量が増加しております。このため安定した管理を望む声が大きく、令和2年7月には市道認定への要望書が提出されました。

当該道路は、公益性も非常に高いことから、起点部を変更し、市道として認定するものでございます。なお、新規路線の認定に当たり、起点部の地番が変更になることから、路線変更には、旧路線の廃止及び新規路線の認定の二重の手續を要するものでございます。

なお、議案関係参考資料に道路線の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

います。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 続いて、池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） それでは、私からは「第18号議案」及び「第19号議案」についてご説明させていただきます。

まず、「第18号議案、令和6年度四万十市水道事業会計予算について」ご説明させていただきます。

お手元の令和6年度四万十市水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和6年度四万十市水道事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数1万5,694戸、年間総配水量489万5,000m<sup>3</sup>、1日平均配水量1万3,411m<sup>3</sup>を予定しているところでございます。

なお、主要な建設改良事業費につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入は、第1款事業収益7億8,301万7,000円、支出は、第1款事業費用7億5,253万7,000円を予定し、差引き税込みで3,048万円の黒字を見込んでおります。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入は、第1款資本的収入9億2,924万6,000円、支出は、第1款資本的支出11億9,596万円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,671万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,304万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,276万5,000円及び減債積立金1,090万6,000円で補填するものでございます。

以上の第3条及び第4条予算の内容は、後ほど予算説明書でご説明させていただきます。

次に、第5条、企業債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご参照願います。

第6条、一時借入金の限度額は、2億円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、あらかじめ項を超えて流用できるものを定めるものでございます。

3ページをお開き願います。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費8,499万2,000円と交際費5万円でございます。

第9条、他会計からの補助金は、水道事業会計への統合前の簡易水道建設改良事業における企業債支払い利息の補給のため一般会計から補助を受けるもので、204万6,000円でございます。

第10条、利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金のうち1,576万円を減債積立金として積み立てるものでございます。

第11条、棚卸資産の購入限度額は、1,200万円と定めるものでございます。

続きまして、予算説明書により主なものをご説明させていただきます。

20ページをお開き願います。第3条予算、収益的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款事業収益は7億8,301万7,000円で、前年度比69万円の増でございます。そのうち給水収益などの第1項営業収益は5億9,204万8,000円で、前年度比112万1,000円の減でございます。

一般会計からの繰入金、長期前受金戻入れなどの第2項営業外収益は1億9,096万9,000円で、前年度比181万1,000円の増でございます。

21ページをお開き願います。支出でございますが、第1款事業費用は7億5,253万7,000円で、前年度比1,504万4,000円の増でございます。そのうち水道施設維持管理費、減価償却費などの第1項営業費用は6億6,626万2,000円で、前年度比1,551万7,000円の増でございます。

26ページをお開き願います。企業債の償還利子などの第2項営業外費用は8,427万5,000円で、前年度比47万3,000円の減でございます。

第4項予備費は、200万円を見込んでおります。

27ページをお開き願います。第4条予算、資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入は9億2,924万6,000円で、前年度比8,482万7,000円の増でございます。

収入の内訳は、第1項企業債5億9,560万円、第3項負担金8,595万7,000円、第4項他会計出資金8,701万3,000円、第5項国庫支出金1億5,737万6,000円、第6項県支出金330万円でございます。

28ページをお開き願います。支出でございますが、第1款資本的支出は11億9,596万円で、前年度比7,984万6,000円の増でございます。そのうち第1項建設改良費は8億2,554万1,000円で、基幹管路布設替え工事、具同新水源整備工事、江川崎水道施設整備工事、百笑送水管更新工事等を予定しているところでございます。

第2項企業債償還金は3億7,021万9,000円、第3項予備費は20万円を見込んでおります。

以上で「第18号議案」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「第19号議案、令和6年度四万十市下水道事業会計予算について」ご説明させていただきます。

令和6年度四万十市下水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。第1条、令和6年度四万十市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、水洗化人口8,200人、年間総処理水量92万 $\text{m}^3$ 、1日平均処理水量2,520 $\text{m}^3$ を予定しているところでございます。

なお、主要な建設改良事業費につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入・支出とも6億653万円

を予定しているところでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入は第1款資本的収入4億7,400万9,000円、支出は第1款資本的支出6億2,425万3,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,024万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額159万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,018万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,846万5,000円で補填するものでございます。

以上の第3条及び第4条予算の内容は、後ほど予算説明書でご説明させていただきます。

次に、第5条、債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項・期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、ご参照願います。

3ページをお開き願います。第6条、企業債でございますが、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご参照願います。

第7条、一時借入金の限度額は、4億円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、あらかじめ項を超えて流用できるものを定めるものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,397万6,000円でございます。

第10条、他会計からの補助金は、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受けるもので、2,000万3,000円でございます。

続きまして、予算説明書により主なものをご説明させていただきます。

20ページをお開き願います。第3条予算、収益的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款下水道事業収益は6億653万円で、前年度比1,015万9,000円の減でございます。そのうち下水道使用料などの第1項営業収益は3億142万2,000円で、前年度比1,273万3,000円の増でございます。一般会計からの繰入金、長期前受金戻入れなどの第2項営業外収益は3億510万8,000円で、前年度比2,289万2,000円の減でございます。

21ページをお開き願います。支出でございますが、第1款下水道事業費用は6億653万円で、前年度比1,015万9,000円の減でございます。そのうち下水道施設維持管理費、減価償却費などの第1項営業費用は5億5,059万7,000円で、前年度比550万6,000円の減でございます。

25ページをお開き願います。企業債の償還利子などの第2項営業外費用は5,493万3,000円で、前年度比465万3,000円の減でございます。第4項予備費は、100万円を見込んでおります。

26ページをお開き願います。第4条予算、資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入は4億7,400万9,000円で、前年度比1,308万円の減でございます。

収入の内訳は、第1項補助金3,430万円、第2項企業債2億1,150万円、第3項他会計出資金1億4,716万1,000円、第4項他会計負担金8,071万1,000円、第5項負担金等33万7,000円でございます。

27ページをお開き願います。支出でございますが、第1款資本的支出は6億2,425万3,000円で、前年度比2,299万1,000円の減でございます。そのうち第1項建設改良費は1億63万6,000円で、緑ヶ丘団地污水枝線工事、右山排水ポンプ場機器更新、ストックマネジメント計画に基づく更新工事などを予定しているところでございます。

28ページをお開き願います。第2項企業債償還金は5億2,351万7,000円、第9項予備費は10万円を見込んでおります。

以上で「第19号議案」の説明を終わらせていただきます。

■議長（平野 正） 続いて、原市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（原 憲一） それでは、私からは「第6号議案」と「第20号議案」について説明をさせていただきます。

まず、「第6号議案、令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）」についてご説明させていただきます。

令和5年度四万十市病院事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度四万十市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和5年度四万十市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の補正です。第2項医業外収益を82万9,000円増額し、病院事業収益を15億5,039万2,000円とするものです。

これは、医師の確保支援事業として、国民健康保険特別会計から補助金を受け入れるものです。内容は、医師海外留学支援制度に伴う広告掲載料、ポスター作製経費等についての補助になります。

2ページ以降に予算実施計画書、予算説明書、予定キャッシュ・フロー計算書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第6号議案」の説明を終わります。

続きまして、「第20号議案、令和6年度四万十市病院事業会計予算」についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条、令和6年度四万十市病院事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、病床数は一般病床の55床でございます。年間延べ患者数は、入院が1万7,885人、外来が病院分4万1,796人、鍼灸分が1,560人、計6万1,241人、1日平均患者数にしますと入院が49人、外来が病院分172人、鍼灸分が6人、計227人を予定しているところでございます。

2 ページをお願いします。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入、第 1 款病院事業収益は15億170万4,000円で、前年度当初比4,785万9,000円の減でございます。このうち病院の診療収入などの第 1 項医業収益が13億3,396万4,000円で、前年度当初比3,808万5,000円の減でございます。一般会計からの繰入金などの第 2 項医業外収益は 1 億6,774万円を見込んでいます。前年度当初比977万4,000円の減でございます。

第 2 款附帯事業収益は931万9,000円で、内訳は施術収入474万円、一般会計からの補助金431万9,000円、その他医業外収益26万円を計上しております。病院事業と附帯事業の収益合計は15億1,102万3,000円でございます。

次に、支出でございます。第 1 款病院事業費用は16億25万円で、前年度当初比3,359万円の減でございます。内訳は給与費や材料費などの第 1 項医業費用が15億8,411万3,000円で、前年度比3,205万2,000円の減でございます。企業債の償還利子などの第 2 項医業外費用は1,403万7,000円、第 3 項特別損失10万円、第 4 項予備費は200万円でございます。

第 2 款附帯事業費用は931万9,000円でございます。病院事業と附帯事業の費用合計は16億956万9,000円でございます。

3 ページをお願いします。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額の収入でございますが、第 1 款資本的収入は 2 億4,501万6,000円でございます。収入の内訳は、第 1 項企業債が 1 億6,410万円、第 2 項他会計補助金が845万円、第 3 項他会計負担金は7,246万6,000円でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款資本的支出は 4 億470万5,000円でございます。

第 1 項建設改良費 2 億981万2,000円は、通常の医療機器等の整備更新に伴うもの6,000万円とMR I 更新費用に 1 億3,750万円、病棟の療養環境改善費用に1,231万2,000円をそれぞれ見込んでおります。

第 2 項企業債償還金9,489万3,000円は、企業債償還元金分でございます。

第 3 項他会計長期借入金償還金 1 億円は、平成27年度に一般会計から借り入れておりました長期借入金について、今年度末であった償還期限を 1 年繰り延べて償還するものでございます。

第 5 条、企業債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載しているとおりでございます。

4 ページをお願いいたします。第 6 条、一時借入金の限度額でございますが、5 億円と定めるものでございます。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費 8 億9,223万円と交際費70万円でございます。

第 8 条、他会計からの補助金でございますが、これは病院事業運営のために一般会計等から受け入れる補助金でございますして4,638万8,000円でございます。

第 9 条、棚卸資産購入限度額でございますが、これは材料費でございますして、病院分 2 億

2,969万3,000円でございます。

なお、5ページ以降にそれぞれ明細を添付しておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で私からの「第20号議案」の説明を終わらせていただきます。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第4、令和5年12月定例会より継続調査の所管事項調査を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

先に、西尾祐佐総務常任委員長。

■総務常任委員長（西尾祐佐） 総務常任委員長報告を行います。

令和5年12月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、2月13日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、旧下田中学校及び旧中医学研究所の利活用の進捗について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

1月22日に開催された第4回検討会において、現時点での望ましい活用案として、下田保育所及び下田小学校の高台移転、子育て複合施設の2案を基本とし、この2案との連携の中でセントラルキッチンとフレイル予防センターの併設を検討するとの説明がございました。今後は、庁内のプロジェクトチームにおいて、これら4案の実現性や課題等を検証し、3月に予定している第5回検討会で最終的な活用案を選定するとの説明がありました。

委員からは、「各案の整備場所について。」質疑があり、執行部から、「保育所と小学校の高台移転とセントラルキッチンは旧下田中学校、子育て複合施設とフレイル予防センターは旧中医学研究所を想定している。」との答弁がございました。

ほか委員からは、グラウンドの利用や活用する補助金の整理が必要であることなどの意見がございました。

次に、大学誘致に係る補助金返還に関する現況について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

現在、補助事業の全過程を総合的に判断するための根拠資料を作成し、市顧問弁護士と協議を行っており、できるだけ早期に学校法人にアプローチできるよう、学校法人側の責任の根拠や整備後の旧中医学研究所の資産価値、それらを勘案した当該補助金の今後の取扱いといった事業全体の状況把握と課題整理を行っているとのことでした。

次に、四万十市ふるさと応援寄附金の活用実績と活用事業の決定方法について、企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

ふるさと応援寄附金の活用計画については、予算編成時に財政課と企画広報課が用途別の寄

附金残高及び他の歳入の見込額等を踏まえて協議を行い、活用事業及び活用予定額を決定しているとの説明がございました。

委員からは、「用途の一つである新型コロナウイルス感染症対策の事業は今後どうなるのか。」との質疑があり、執行部から、「当該用途については、令和2年6月から令和3年3月の期間限定で寄附募集をしたものであり、その寄附金残高は、感染症の影響等による物価高騰対応事業に活用予定である。」との答弁がございました。

次に、四万十市総合ハザードマップの活用状況と内容の更新について地震防災課から説明を受け、調査を行いました。

現在のハザードマップは、平成30年3月に作成されたものであり、同年5月広報に併せて全戸配布されているほか、ホームページへの掲載、市役所窓口での随時配布等が行われており、学校や企業・地区などでの学習会における災害リスクの情報源としての活用や家の新築や移転時の災害リスク確認ツールとして活用されているとのことでございました。

また、ハザードマップに掲載されている液状化の予測については、実際に地盤を調査した結果ではなく、過去の災害時の内容を基に作成された参考としての掲載となるとの説明がございました。今後は、最新の地図、地形への対応と令和6年度に完成予定の四万十川上流及び後川上流、市内の中小河川の浸水想定を反映した内容で、令和7年度の更新を目指すこととしたいとの説明がございました。

委員からは、より見やすい内容への更新を望む意見や内水による浸水地域の想定を、実際の排水能力を考慮した内容としていただきたいといった意見がございました。

次に、令和5年度住民と議会との懇談会における意見について関係各課から説明を受け、調査を行いました。

まず、大学誘致関連の3項目について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

大学誘致断念に至るまでの経過の周知は、今後の情報についても市民に公開可能な範囲において、広報等を活用して情報発信を行っていくとのことでございましたが、委員会としても執行部に対し、周知の徹底を要望していくこととなりました。

また、大学誘致事業の頓挫に関する第三者委員会による検証については、市議会による第三者委員会の設置ができないことから、今後の委員会において、本委員会が指定する点を踏まえた検証結果の報告を求めていくこととなりました。

次に、保育所等の高台移転に関する2項目と旧下田中学校及び旧中医学研究所の利活用について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

これらの3項目については、旧下田中学校及び旧中医学研究所の利活用の進捗について、調査のとおり、旧下田中学校の活用案として、保育所及び小学校の高台移転が上がっており、3月の検討会において最終的な活用案が選定される予定であるため、今後の状況を注視していくこととなりました。

次に、旧下田中学校の校舎内トイレの使用について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

旧下田中学校校舎の避難所利用については、地元と定期的に協議を行っており、トイレの使用については、簡易トイレ利用や仮設トイレ設置に係る経費を令和6年度当初予算に計上する予定であるとのことですが、今後の委員会においてその進捗について報告を求めるとなりました。

次に、移住支援関連の5項目について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

若い世代に選んでいただける移住促進策については、令和6年度から高知県が創設予定としている人口減少対策総合交付金の活用等を通じて、移住施策を拡充したいとのことでした。

また、移住に向けた環境づくりと地区との意見交換については、高知県やNPO法人四万十市への移住を支援する会等の関係団体と連携し、移住相談から空き家紹介、就業相談までをワンストップで対応しており、移住前にNPO法人による面談や移住先の区長との顔合わせを行い、地区のルールを説明しているとの説明がございました。

また、移住に関する水道の整備について、移住者の住宅確保の観点から、家主を対象とした住宅改修補助制度があるものの、水道等のインフラ整備は補助対象外であるとのことでした。

また、廃校の敷地を活用した移住者用住宅の建設について、市が住宅を整備した場合の財政負担を考慮し、空き家の有効活用による住宅の確保に努めているとのことでした。

次に、人口減少と少子化対策について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

人口減少への取組として、平成27年度に策定した四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、子育てや健康福祉の支援等による自然減少の抑制、市内経済の回復や移住対策等による社会増減の改善といった分野を横断した総合的な対策に取り組んでいるところであり、高知県が令和6年度から創設を予定している人口減少対策総合交付金も活用しながら、対策の拡充を図っていきたいとのことでした。

次に、津波避難タワーについて地震防災課から説明を受け、調査を行いました。

住民からの意見にあった間崎地区への避難タワーの整備については、現時点では予定はなく、合計17本の避難道を整備しているほか、避難所である八束保育所には、想定避難者の2日分の食料と毛布・テント等の備蓄があるとのことでした。

次に、AEDの設置について地震防災課から説明を受け、調査を行いました。

今回、住民からの意見にあった山路防災コミュニティセンターへのAEDについては、コミュニティ助成事業を活用して山路地区が設置したものであり、AEDを屋内に設置している経緯は、以前コミュニティセンターの屋外に設置している防災ボックスの鍵差し込み口に不純物を入れられるといったいたずらがあったため、地区の意向で屋内へ設置しているとのこと

す。その後、緊急時に速やかに使用可能とするため、設置方法について相談が寄せられており、区長と自主防災会の代表者と協議しながら、屋外への設置に向けて調整しているとのことでございました。

委員からは、AEDを屋外に設置する場合、動作に支障を来さないよう、気温変化に留意する必要があるとの意見がございました。

次に、自治会の運営関連の2項目について総務課から説明を受け、調査を行いました。

令和5年4月に全区長を対象に実施したアンケートにおいて、全体の半数以上から役員の成り手不足、役員の高齢化等に課題ありと回答されており、地区の運営に必要な支援としては、会報やチラシ等の紙媒体での情報提供に関する助言や行政からの依頼事務の負担軽減に関する回答が多かったとのことでございました。

また、令和5年5月に実施した地区の運営等に対する市民意見の把握のためのアンケートにおいては、60代以上の市民の多くが、自治会の活動内容をある程度認知しているのに対し、30代以下の市民は、全く知らない、あまり知らないとの回答が多くなっており、今後は区長の負担軽減のため、区長業務の見直しや改善を考えているとのことでございました。

次に、行政手続の簡素化について総務課と企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

市民の負担軽減及び利便性の向上のため、申請書等の押印廃止を進めており、令和5年4月現在、1,489の手続において押印が廃止されているとのことでございました。

また、行政手続のオンライン化については、既に転出及び転入予約手続や子育て・介護に関する26の手続がオンライン化されており、今後は罹災証明書の発行や職員採用試験の申込、水道の利用開始及び利用停止に係る手続のオンライン化が予定されているとのことでございました。

次に、JR予土線の活用について地域企画課から説明を受け、調査を行いました。

令和5年10月27日に高知県と愛媛県の予土線利用促進対策協議会が合併し、両県が一緒に活動していくこととなっており、沿線の保育所等における遠足等への活用推進や運賃への補助等に加えて、沿線にある公立高校がエリアの枠を超えて地域課題等の情報交流や活性化活動を行っており、2月10日には、その一環としてシンポジウムが開催されたとのことでございました。

次に、工作物の建築等の不許可処分取消請求事件について、総務課から報告を受けました。

1月23日に、水害の発生危険性と景観の悪化に関する本市の主張を認める内容で、原告らの請求をいずれも棄却するとの判決が言い渡され、控訴期限である2月7日中に控訴の申立てがなかったことから、判決が確定したとの報告がございました。

委員からは、「判決確定により原告負担となる訴訟費用の内訳について。」質疑があり、執行部から、「書類作成に係る収入印紙や切手代等が対象となるが、顧問弁護士への相談に係る費用等は含まれない。」との答弁がございました。

次に、西土佐総合支所庁舎内への幡多信用金庫川崎支店の移転要望について、地域企画課から報告を受けました。

幡多信用金庫川崎支店より、店舗の老朽化に伴い、西土佐総合支所1階の会計課分室と市民交流スペースの一部に当該支店機能を移設したい旨の要望があり、事業所部分として約24㎡、ATM部分として約4㎡を幡多信用金庫へ有償で貸し付ける案の検証を行っているというものでした。

委員からは、庁舎の目的外使用にも該当する案件であり、その他の金融機関との公平を期す必要もあることから慎重に対応するべきであるとの意見がございました。

次に、その他の案件として、1月1日に発生した能登半島地震を受けて、本委員会としての対応を検討するため、地震防災課と総務課から執行部の対応について説明を受けた後、協議を行いました。

執行部からは、職員派遣等の人的支援、屋外シャワーキットの搬送及び設置等の物的支援等について説明がありました。

委員からは、防災担当課へのインフラに関する知見を有する技術職員配置の必要性等について意見がありました。

また、今回の地震で明らかとなった現状を踏まえ、見えてきた問題や課題を本市の状況と照らし合わせた上で、どのような対応が望ましいか検討をするため、今後も市の防災施策を注視していくことを確認しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で総務常任委員長の報告を終わります。

続いて、寺尾真吾産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（寺尾真吾） それでは、産業建設常任委員長報告を行います。

令和5年12月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、1月22日から23日までの日程で行政視察を行い、2月14日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、行政視察についてご報告いたします。

1月22日は、株式会社七星食品を視察しました。同社では、生産・製造・加工・営業まで一括管理をしており、実際に養豚肥育農場やその近隣住宅まで歩き、臭いを含め、現地を確認しながら説明を受け、視察を行いました。

繁殖農場では、SPF認定を受け、厳しい衛生基準で感染症予防を徹底している。肥育農場では、堆肥におがくずやもみ殻等を混ぜたバイオベッド方式を採用し、この堆肥に含まれる環境微生物が、ふん尿や臭いを発酵・分解し、臭いを抑え、汚水が全く出ない仕組みとなってい

る。また、ふかふかであるため、豚の運動や遊びにも適している。豚舎では、1頭当たりの面積を広く取り、自由に走り回り、快適に過ごせる環境づくりをしている。

委員から、「住民からの苦情への対応について、また地域との関わりについて。」質疑があり、「立地により風向きを確認し、風の抜けを止める等、その場所に応じた様々な工夫をしてきた。養豚場の存在自体をクレームする方もいるが、現在はどこも問題なく運営できている。また、地域では、堆肥であった土を無料配布したり、地元の草刈り等の作業に従業員が参加することもある。」とのことでございました。

1月23日には、坂出市において中小企業・小規模企業振興の取組及びシェア農園の取組について視察しました。

まず、中小企業・小規模企業振興の取組については、中小企業・小規模企業振興施策の総合的な推進による経済の持続的発展、市民生活の向上を目的として、平成30年に条例を制定し、この条例に基づいて設置した中小企業・小規模企業振興会議において様々な協議を重ね、四国初となる中小企業の強みを生かし、サポートするビジネスサポートセンターを開設した。その後、基本計画を策定し、今年度より施策を進め始めたところであるとのことでございました。

また、シェア農園については、令和3年度からの取組で、遊休農地を活用し、農業を営んでいない市民が、土や植物と触れ合い、農業への理解を深めることを目的に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、実施・運営している。第1号地として14区画を整備し、令和4年8月に募集したところ、39件の応募があったことを受け、第2号地として令和5年度には、さらに20区画整備した。1区画25㎡で、利用料金は年間3,000円としている。新規就農は、当初から視野に入れておらず、気軽に家庭菜園を楽しんでもらうという考えで実施しているとのことでございました。

委員から、「農具のレンタルやどのような方が利用しているのか。また、農地が荒れてきた場合の対応について。」質疑があり、「農具のレンタルは行っておらず、家族での利用が多い。また、2か月以上耕作していない場合は返還するような規定を設けている。なお、シェア農園に対する苦情や不満は特に出していない。」とのことでございました。

続いて、2月14日に開催した委員会についてご報告いたします。

所管事項調査として、住民と議会との懇談会における調査項目について関係各課から説明を受け、調査を行いました。

まず、道路整備関連についてまちづくり課から説明を受け、調査を行いました。

蕨岡地区の岡本橋の修繕は、四万十市橋梁長寿命化修繕計画において令和14年度実施予定であるが、緊急を要するものは、その都度対応することとし、鴨川線については、地区からの通報等により対応しているが、傷みが激しい区間の舗装打ち替えは地区と協議し、優先する区間を決定し、進めていくとのことでございました。

また、江ノ村九樹2号線については、大型車両の通行量が増えたことにより、路面状況が悪

化しているため、取り急ぎ有岡から上ノ土居九樹2号線手前の交差点までのセンターラインを復旧し、同時に路線補修も行ったが、再び穴ぼこが発生しているため、随時対応していくとのことでした。

次に、中村西中学校から楠島地区を結ぶ区間の市道新設については、十数年前に中学校再編に関連し、国道56号の交通量緩和と通学路の安全性等の目的で構想されたが、令和2年に中村宿毛道路が開通し、国道56号の交通量が大幅に減少したことから、通学路としては、道路の新設より国道56号の歩道整備に取り組むほうが費用対効果が高いと考え、進めているところであるとのことでした。

最後に、自由が丘団地の神社付近の交差点へのカーブミラー設置については、市道でないため設置できないとの説明がございました。

委員から、「国道56号の歩道整備に係る具体的な進捗について。」質疑があり、「国土交通省に要望し、測量等をしている段階で、整備に向け進んでいる。」との答弁がございました。

次に、浸水被害対策関連の3項目についてまちづくり課から説明を受け、調査を行いました。

1点目の池田川上流の改修については、コンクリート壁を撤去したことで、河川の排水能力を大幅に増加させたが、令和3年7月の出水により、また冠水が発生することが分かったため、原因を調査していくとのことでした。

2点目の自由が丘団地の排水機能については、令和3年度に一部側溝蓋をグレーチングに交換し、山側からの排水をある程度軽減しているが、自由が丘団地から流れる路面排水は、側溝へ通じる取り込み管の口の草や土砂等が排水機能低下につながっていることも考えられるため、まずこれを取り除く等により改善を図りたいとのことでした。

3点目の山路地区の無堤防区域については、まず八束地区の堤防整備は、現在国のほうで来年度完成予定として、初崎地区での整備が進められている。完成後は、対岸の下田地区の堤防整備に着手する予定と聞いており、当該区域は、下田地区の堤防整備の状況により検討すると聞いているとの説明がございました。

委員より、「自由が丘団地から流れる路面排水改善への対応時期について。」質疑があり、「3月には雨が増えてくるので、それまでに対応したい。」との答弁がございました。

次に、地区等における草刈りについてまちづくり課及び農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

まず、佐田沈下橋における草刈り等への整備については、観光シーズンやイベントに合わせ、関係機関や地区の方々と調整しながら対応しており、今後も景観保全に留意し対応するとの説明がございました。

また、地区における草刈りについて、高齢化により対応が困難となっていることは市民から声をいただき把握をしているが、まず市道沿いについては、各地区で実情が異なるため、個別に伺った上で対応を検討していくとの説明があり、農道については、市が管理している路線以

外の農道の日常管理は原則受益者が行うこととなっている。なお、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等を活用している地区については、それらの交付金により草刈り作業を地元業者等へ委託することも可能なため、活用について改めて周知し、検討していただきたいとの説明がございました。

委員より、農道についての制度は、既に地区も活用しているが、ほかに支出するものがたくさんあり、草刈りを業者に委託することに予算を回せない。そういう実情を把握した上で検討をしていただきたいとの意見に対し、まずは、制度の活用を促し、地区で制度を活用する内容を改めて精査していただきたい。それでも予算が不足する場合は、農林水産課に相談していただければとの答弁がございました。

次に、排水機場の維持管理等について農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

まず、排水機場における燃料費については、平成29年度から市が全額負担しており、排水機場の関係での地元負担は、操作が必要となったときの人件費の2分の1のみである。なお、人件費については、平成21年度以降改定が行われていないことから、農業従事者の経営環境の悪化や最低賃金の上昇等を踏まえ、近隣市町村の状況も確認し、手当の見直しについて検討を進める。また、江ノ村排水機場の水道については、現地を確認した結果、不具合があったため、応急措置を行った。なお、令和6年度から実施予定の県営長寿命化事業において、完全復旧を予定しているとの説明がございました。

次に、蕨岡地区の改善センター及び高齢者が集える場所について農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

蕨岡地区には、JAや旧蕨岡中学校などの代替施設があり、改善センターは、耐震性等の安全性を確保できないことから、今後使用許可はしない方針で考えているとの説明がございました。

次に、富山地区における集会所の使用料について農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

地元負担は、電気・水道・ガス及び修繕費用であり、その中でも電気代が大部分を占めている。この電気代は、学童保育時の冷暖房の影響が大きいと考えているが、学童保育の場所の変更を検討していることから、地元からは様子を見ると回答を得ているとの説明がございました。

次に、養豚場の誘致について農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

養豚場の誘致には、造成費や必要面積の確保等の課題もあり、候補地選定に至っていないが、養豚場は必要であると考えており、今後も積極的に誘致に取り組んでいくとの説明がございました。

次に、所管事項の報告として、農林水産課から新食肉センター整備に係るサウンディング調査結果について報告を受けました。

本事業の施工に意欲のある複数の事業者から、生産機械を除く本体工事、外構・撤去工事、

排水処理設備及び諸経費について見積書の提出を受け、事業費を縮減できる見通しが立った。今後は、令和6年6月までに県や関係市町村と協議の上、整備費用を9月補正予算に計上を目指したい。また、令和6年5月以降に公社を設立し、令和10年には操業を開始したいとの説明がございました。

委員から、「生産機械の事業費について。」質疑があり、「生産機械を含めた全体額は60億円台中半の見通しが立ったと考えられており、今後さらに事業費縮減に向けて進めていく。」との答弁がございました。

次に、上下水道課から、下水道使用料の改定について報告を受けました。

下水道事業及び農業集落排水事業について、使用料収益の増加が見込めない中、老朽化が進んでいる施設等の整備を進めていく必要がある。令和3年度の下水道審議会において使用料と超過使用料を各20%増額改定することが望ましいとの答申を受けていたものの、コロナの感染拡大や近年の物価高騰等の社会情勢を考慮した結果、1年間の周知期間を設けた上で、令和7年4月検針分より改定することを考えているとの説明がございました。

委員から、「接続率向上に向けた取組について。」質疑があり、「広報による呼びかけのほか、年2回程度未接続の家庭を訪問し、徐々に接続率は向上している。」との答弁がございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、川渕誠司教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（川渕誠司） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和5年12月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、2月16日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、所管事項調査として、住民と議会との懇談会における調査項目について関係各課から説明を受け、調査を行いました。

初めに、愛媛県松野町上家地地区での民間事業者が行う養豚場建設に係る四万十川への影響について地域企画課から説明を受け、調査を行いました。

敷地面積は4万㎡で、年間2万頭を出荷予定としており、令和7年度の事業開始を目標としている。排せつ物を外部に流さない無排水システムを採用し、し尿はおがくずに吸収し、堆肥とする。堆肥は、キャベツ畑等に使用し、畑に散布したら、すぐに混ぜ込むことにより、川に流れ込まないようにする等、濁水対策を講じるとのことでした。

委員から、「基本的にはその敷地内で完結し、外に流れることはないということか。」との質疑があり、執行部から、「堆肥等を外に山積みするようなことはないと聞いている。」との

答弁がございました。

続いて、パートナーシップ制度の本市の現状と取組について市民・人権課から説明を受け、調査を行いました。

現在、制度の導入に向けて取組を進めており、本年度は性の多様性についての理解と意識の高揚を図るため、人権フェスティバル開催時に、トランスジェンダー当事者を講師に招き講演を行った。その後、取組の状況やその成果を検証し、要綱等の制定により制度の導入を行いたいと考えているとのことでございました。

続いて、リサイクルの分別費用について環境生活課から説明を受け、調査を行いました。

住民と議会との懇談会で出されたリサイクルの分別費用とは、ゼロカーボンに係る推進交付金のことである。交付期間は、令和4年度から令和6年度までとしているが、ゼロカーボンの推進については、今後も市の重要施策の一つとして取り組む必要があると考えており、令和6年度中にゼロカーボンの推進に関して各区に取り組んでいただきたいことをまとめ精査し、令和7年度以降も継続していきたいと考えているとのことでございました。

続いて、下田小学校の学童保育の開設場所について子育て支援課から説明を受け、調査を行いました。

下田小はまっこ教室は、現在防災拠点施設を利用し、運営しているが、非常に手狭で、有事の際には利用できなくなるなど、課題が多い場所であると認識している。学童保育の開設場所としてよりよい環境が提供できるよう、下田小学校の空き教室の利用を現在検討している。

なお、以前利用していた旧下田中学校の体育館については、電気・水道・トイレ等のインフラ関係や火災通報装置の問題などで利用が難しい状況であるとのことでございました。

委員から、「旧下田中学校体育館のインフラ問題について、トイレの状況は分かるが、電気と水道は完全に復旧しているのではないか。」との質疑があり、執行部から、「電気・水道については、一定使用できる程度には復旧しているが、施設全体で満足に利用できるような状況ではないと聞いている。」との答弁がございました。

続いて、下田保育所の高台移転について子育て支援課から説明を受け、調査を行いました。

下田保育所に関しては、現建物の法的耐用年数が残存していることや大規模災害発生時においても、津波に対する避難が可能であると見込んでいることなどから、現時点では移転を考えていない。旧下田中学校舎の利活用については、現在旧下田中学校等有効活用検討会において検討されており、有効活用の観点から、同施設への保育所の移転が必要と判断された場合は、改めて検討することになると考えているとのことでございました。

続いて、下田小学校の高台移転と旧下田中学校の早期復旧及び小中一貫校の設立について学校教育課から説明を受け、調査を行いました。

現在、下田小学校は、津波浸水想定区域にあり、立地場所としては、課題があると捉えているが、ハード・ソフト面で対策を重ねてきており、有事の際には、教員の適切な指示の下、安

全かつ迅速に避難できるものと考えている。現時点で直ちに高台移転する計画はないが、旧下田中学校等有効活用検討会において有効活用の観点から、同施設への小学校の移転が必要と判断された場合は、改めて検討することになると考える。

また、これらに関連して子供の意見を聞く機会を持つことについては、子供たちの意見表明権を尊重し、意見を受け付け、その意見に関しては、必要性や実現性を検討し、他の選択肢も考慮した上で回答等の対応を考えている。

なお、小中一貫校設置の検討は、下田地区に限ったものではなく、本市において学校再編後における効果や課題を検証した上で、どのような目的を持った学校が必要なのかを時間をかけてしっかり議論すべきであると考えているとのことでもございました。

続いて、休校舎の地区での利用について学校教育課から説明を受け、調査を行いました。

休校舎の使用については、申請書による内容を審査した上で、行政財産の目的外利用として使用許可を出している。使用の可否を判断するに当たり、申請書の提出は一定必要であると考えているとのことでもございました。

委員から、「申請書の提出等の際には、来庁しないといけないが、もう少し簡素化できないか。」との質疑があり、執行部から、「できるところから取り組めればと考えているが、市全体に関わる部分であるため、庁内全体で問題提起していきたい。」との答弁がございました。

続いて、休校となった川登小学校と大川筋中学校の図書室の管理について学校教育課から説明を受け、調査を行いました。

両校とも川登地区に管理を委託している。両校の図書室に残っている図書は、他校に照会をかけ、必要なものを移管した後に残ったもので、今後活用予定の図書は残っていない。管理を委託している川登地区を中心に内容を確認し、残っている図書への対応を考えていくとのことでもございました。

続いて、地域の祭りの継承に対する補助や支援について生涯学習課から説明を受け、調査を行いました。

地域に継承される伝統芸能等については、文化財として指定して保存を図る制度がある。現在、市内には、指定文化財が75件あり、そのうち芸能など祭礼に関する指定は4件あり、これらの維持継承に必要な修理等については、指定の種別によって国・県・市からの補助を受けることは可能である。

また、指定の有無にかかわらず、伝統芸能の継承に利用可能な制度もあるため、随時情報を把握し、共有していきたいと考えているとのことでもございました。

続いて、総合文化センターしまんとぴあ内にJ A窓口部門を配置することについて生涯学習課から説明を受け、調査を行いました。

総合文化センターの整備については、利便性の高い中心市街地での整備が最優先し、候補地を探していた。適地がなく難航していた時期に、J A本館が、県から要安全確認計画記載建築

物に指定され、耐震改修が努力義務となったことから、一定規模の敷地面積を有するJAと共同で整備を行うこととなった。利便性の向上や相乗的な交流活動の促進など、市・JA双方にとってメリットがあるものとして、同センター1階にJA窓口部門を配置することになった。

なお、本件に関しては、平成29年から平成30年に開催した総務常任委員会において、計4回にわたり説明・報告しているとのことでございました。

続いて、市民病院の現状と今後について市民病院事務局から説明を受け、調査を行いました。

今般、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする四万十市立市民病院経営健全化計画を策定し、その中で本院の現状を分析・評価し、今後の課題を整理している。本院の現状と課題は、医師不足による医業収益の減少とそれに伴う経営環境の悪化である。

一方で、全国に先駆けて地域の人口減少・労働者人口の減少という局面を迎える中で、後期高齢者の医療需要等の拡大がしばらく続いていくが、いずれは縮小に転じることは明らかであり、いかに地域の医療ニーズに調和しながら、地域全体の医療体制を縮小していくことができるかが肝要になってくると考えている。幡多けんみん病院や幡多医師会等を含め連携を強化する中で、将来あるべき姿を模索していきたいと考えているとのことでございました。

次に、所管事項の報告として、西土佐診療所事務局から、西土佐診療所勤務医師の異動について報告を受けました。

令和6年4月1日より多賀康博医師が着任し、現在病気休暇中の立石秀郎診療所長が復職することとなったが、令和6年3月末をもって八十島徳昭副診療所長が退職することとなり、4月以降、2名体制で診療を行うこととなったとのことでございました。

次に、市民病院事務局から、医師の採用及び医師海外留学支援制度の見直しについて報告を受けました。

医師の採用については、令和6年4月1日より田村康晃医師を採用することとなった。現在は、脳神経外科医として、土佐市民病院に勤務しているが、今年度開始した医師海外留学支援制度に応募があり、1年から1年半程度本院で勤務した後、2年間留学し、その後再度本院での勤務を予定している。また、現在育児休暇中の佐々木紫織医師が、令和6年3月31日付で退職することとなった。

医師海外留学支援制度の見直しについては、留学の助成期間を1年以上5年以内から、1年以上3年以内に見直すものとのことでございました。

次に、生涯学習課から、宿毛市陸上競技場整備に係る補助について報告を受けました。

令和6年2月1日現在における新たな報告として、障害種目で必要な水ごう整備が改修メニューに追加され、令和7年度以降を想定し、3種公認を維持するためのランニングコストを期限付での補助対象とする。

また、宿毛市が本体工事と写真判定機についてスポーツ振興くじ助成金の申請をしており、採択された場合は、各自治体の補助金が減額となる見込みであるとのことでございました。

次に、生涯学習課から、生涯学習課事務所の移転について及び四万十市総合文化センターの附属設備の使用料に関する規定の制定について報告を受けました。

事務所の移転については、生涯学習課の全係が、令和6年2月26日から市役所本庁舎6階に移転するとのことでした。

また、四万十市総合文化センターの附属設備の使用料に関する規則については、令和6年2月5日開催の教育委員会の議決を経て制定した。今後は、予約受付者に周知し、附属設備の予約受付を開始するとのことでした。

次に、市民・人権課から、第3期高知県国民健康保険運営方針について報告を受けました。

第2期運営方針が、令和6年3月31日に終了することから策定されるもので、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関し方針を定めたもの。令和8年度をめどに、保険料水準の統一の取組全体を確認し、場合によっては、見直しの検討を行い、令和12年度の保険料水準統一を目指すとのことでした。

委員から、「幡多郡の市町村は軒並み上がり、しわ寄せが大きいと思うが、いきなり県下統一ではなく、幡多地区で協定を結んで共通して行う等の検討はできないか。」との質疑があり、執行部から、「ブロックごとの統一も以前検討されていたようだが、後期高齢者医療の例も含め、県下での統一を図ることとなったと聞いている。」との答弁がございました。

次に、健康推進課から、新型コロナウイルスワクチン接種について報告を受けました。

令和5年5月8日以降の感染状況としては、12月中旬以降増加傾向にあり、引き続き感染予防対策が必要な状況である。ワクチンの接種率については、初回接種に比べ、令和5年秋開始接種は、いずれの年代も減少している。新型コロナウイルスワクチンの接種方法は、令和6年度から季節性インフルエンザと同様となり、対象者には市町村が接種費用の一部を助成するよう検討している。対象者は65歳以上の人と60歳から64歳の基礎疾患を有する人としており、助成額は県内市町村で協議し、統一した額を決定する予定であるとのことでした。

次に、健康推進課から、大川筋診療所の閉院について報告を受けました。

平成29年4月より竹本病院が月1回診療を行っていたが、対応する医師・薬剤師の確保が難しいことから、令和6年3月末をもって閉院となるもの。4月以降は、竹本病院が運行している月1回の無料患者送迎バスを利用し、竹本病院にて受診することになる。

また、5月以降は、体制が整備でき次第、看護師等が大川筋診療所に行き、竹本病院によるオンライン診療を開始する見込みとなっているとのことでした。

委員から、「オンライン診療に係る費用負担は。」との質疑があり、執行部から、「機器は竹本病院が準備し、通信料は市が負担する形で調整している。」との答弁がございました。

次に、高齢者支援課から、四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について報告を受けました。

高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、令和6年度から令和8年度の3年間で1期とする四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定した。第9期介護保険事業計画における施設整備では、西土佐地域において、認知症対応型共同生活介護事業所が減少したこと等により、現在9床の認知症対応型共同生活介護を18床に増床するよう予定している。介護保険料については、令和5年度末で約5億2,000万円の介護給付費準備基金残高が見込まれることから、1億6,170万円の取崩しを行い、保険料を下げるよう考えているとのことをございました。

次に、子育て支援課から、四万十市放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務公募型プロポーザルの実施状況について報告を受けました。

令和5年12月27日に第1回審査委員会を開催し、公募の要件や審査項目等を決定した。令和6年1月9日に公募型プロポーザルの実施について公告し、1月24日に参加者1者を決定した。2月9日に提案書の提出があり、現在審査の準備を行っているところである。本プロポーザル審査委員会は、副市長ほか関係5課の課長が委員となっているが、関係者・当事者の意見を事業者選定に反映させるため、小学校校長会の代表及びPTAの代表各1名に出席要請し、意見を聞くこととしている。2月20日にヒアリングを実施し、事業者選定を行い、3月上旬に契約を締結し、4月1日から新体制で業務を開始したいと考えているとのことをございました。

次に、所管事項調査として、令和5年12月定例会により継続審査となっている「陳情受理番号第2号、旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」調査を行いました。

委員からは、陳情にある3項目とも採択すべきとする意見に変わりはないという意見がある一方、1項目めの四万十市は、子供たちの意見や権利を尊重することは当然のことであり、2項目めの下田保育所・下田小学校を高台移転することについては、旧下田中学校等有効活用検討会の意見を尊重したいと考えるが、3項目めの下田地域に小中一貫校の設置検討を早急にすることについては、学校再編が決まったところであり、現段階で四万十市に小中一貫校が必要と考えていない等の意見がございました。

挙手採決の結果、賛成多数で、1項目め及び2項目めについて一部採択すべきものと決しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これにて各常任委員長の報告を終わります。

次に、議会改革特別委員長の報告を求めます。

西尾祐佐議会改革特別委員長。

■議会改革特別委員長（西尾祐佐） 議会改革特別委員長報告を行います。

当委員会に付議された事件の調査のため、12月21日及び1月26日に委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

まず、12月21日の委員会についてご報告いたします。

初めに、ペーパーレス会議システム及びタブレットの試行導入に係る振り返りを行い、協議しました。

委員から、タブレットや会議システム上で、様々な制限がかけられているが、基本的には紙資料で配付されていたものをデータとして格納しているものであり、公表されているものであることから、できる限り自由に使えるようにしてはどうかとの意見がございました。

また、併用期間中は、原則これまで同様に、紙資料はあるという前提で、プラスして会議システムにデータを登録し、タブレットを活用することで、タブレットの取扱いに慣れていく、そういう位置づけでの期間であることを改めて確認いたしました。

また、カレンダー機能の活用や写真の登録方法、リンクットの機能の確認や整理方法等について、次回の委員会までに確認することといたしました。

より有効活用するという観点から、会派別フォルダの作成や手元資料の登録、一般質問で広くお示しする資料の取扱い等について協議した結果、まずは試行運用することとし、運用していく中で、気づいた点や必要性等については、随時協議することといたしました。

次に、議会BCP第1案について協議しました。

この第1案は、既に策定している自治体の議会BCPを参考として、本市議会に沿う内容に、加除修正等を行い、必要性和目的、災害時の議会・議員の行動方針、業務継続の体制及び行動基準、感染症に係る業務継続の体制及び行動基準、訓練及び見直しの5項目について規定し、災害時の議会の行動の流れ及び参集時の判断基準等については、表として示し、前回の委員会で確認したとおり、全議員に浸透しやすく、分かりやすいものとなるよう、正副委員長で調整したもので、この内容について一つ一つ確認し、協議を行いました。

委員から、災害時に情報共有するための会議システム上に作成する予定としている災害関連フォルダへの被災現場写真等の登録方法について意見があり、次回の委員会までに確認することといたしました。今回の協議内容を踏まえ、次回の委員会で再度議会BCPについて確認することといたしました。

次に、1月26日の委員会について報告いたします。

まず、ペーパーレス会議システムについて協議しました。

併用期間中の取扱いや一般質問で広く提示したい資料・手持ち資料・会派フォルダ・チラシやお知らせ等の各取扱いについて、手順等を含め確認いたしました。

また、カレンダー機能についての確認を行い、写真等の会議システム及びリンクットへの登録方法については、実際に操作をして、手順の確認を行いました。

会議録については、会議システムに格納するためには、現在の契約内容を変更する必要があることから、契約内容の変更やそれに伴い経費増にならないか等、総合的に検討し、判断するが、会議録は、議会ホームページにある会議録検索システムにおいて確認でき、タブレットのトップ画面に議会ホームページのアイコンを置いており、議場等においても簡単に閲覧・検索することが可能であることを確認いたしました。

なお、これまで本委員会で確認・決定してきた運用方法等については、2月22日に全議員を対象として説明会を行い、周知・共有することに決しました。

次に、議会BCPについて協議しました。

前回の委員会で確認事項となっていた写真等の登録方法については、さきの会議システムについての項目で確認したとおりの手順で、災害関連フォルダまたはリンクセット上に登録することで共有することを確認しました。

また、訓練等の内容については、本委員会に付議されたものは、議会BCPの調査・検討でございますので、訓練等の内容をはじめ、その他の具体的な事項については、議会運営委員会での協議とすることが適当であるとの結論に至りました。

改めて、議会BCP第1案に大きな修正がなかったことを確認し、全会一致でこの内容をもって四万十市議会BCP第1版とすることに決しました。

本委員会は、議会ICT化及び議会BCPの調査・検討を速やかに進めるため、令和4年6月28日に設置され、9回にわたり委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。

議会ICT化については、タブレットを活用したペーパーレス会議システムを導入し、運用を開始し、議会BCPにつきましても、四万十市議会BCP第1版の内容を決定するに至り、これをもって本委員会は、付議された案件につきまして議了いたしました。

しかしながら、どちらの案件につきましても、今後も適宜よりよいものに改善していくことが必要であるという認識の下、議会ICT化及び議会BCPの今後の運用や課題解決等については、議会運営委員会にその対応をお願いすることに決しました。

以上、議会改革特別委員会の最終報告といたします。

■議長（平野 正） 以上で議会改革特別委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月2日から6日まで休会、3月7日午前10時会議を開きます。

3月7日の日程は、一般質問であります。質問者は3月4日月曜日、午前11時までに質問内容を文書により通告をお願いします。

念のため質問順位を申し上げます。

1番西尾祐佐議員、2番澤良宜由美議員、3番上岡 正議員、4番川村一朗議員、5番大西友亮議員、6番山下幸子議員、7番廣瀬正明議員、8番川渕誠司議員、9番寺尾真吾議員、10番川村真生議員、11番松浦 伸議員、12番谷田道子議員、13番前田和哉議員、14番上岡真一

議員、以上質問者は14名であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後 2 時27分 散会

令和6年3月7日（木） 第7日

本 会 議

令和6年3月四万十市議会定例会会議録（第7日）

令和6年3月7日（木）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 金子 雅紀	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 原 憲一
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 山崎 寿幸	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼地域企画課長 村上 正彦	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 朝比奈 雅人	農林水産課副参事 桑原 克能
選挙管理委員会委員長 亀谷 暢子	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤 和史	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

発言の訂正があります。

寺尾真吾産業建設常任委員長より、開会日の委員長報告における発言に関し訂正の申出があります。お聞き取りを願います。

寺尾真吾産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（寺尾真吾） おはようございます。

開会日の産業建設常任委員長の報告の中で、下水道使用料の改定の時期について、「令和7年4月」と言うべきところを、「令和7年7月」と言い間違えて報告しておりました。おわび申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

以上で訂正の説明を終わります。

■議長（平野 正） 以上で発言の訂正を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

~~~~~

■議長（平野 正） それでは、日程に従い、一般質問を行います。

西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） おはようございます。

3月議会一般質問の初日、1番でございます。初めはちょっとやりにくいですが、しっかり務めていきたいと思っております。

今年度、年度の最後となりますので、冒頭少し退職される職員さんについて触れたいと思います。

この議場でも、本年度をもって退職される方もおられることと思います。また、この場にはいない退職される職員さんも含めまして、長きにわたり地域のことを思い、四万十市の維持発展に努められてこられたこと、本当にお疲れさまでございました。また、ありがとうございます。

退職された後も、関わるところでは関わっていただき、今まで市役所で重ねてこられた経験や体験を生かし、引き続き思い入れのあるこの地域で一緒に……。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午前10時3分 小休

午前10時4分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ちょっと言いにくいんですけど、引き続き退職された皆さんも、思い入れのあるこの地域で一緒に活動してもらえると大変助かりますし幸いです。よろしくお願ひい

たします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問していきます。

まずは、教員の働き方改革についてでございます。

この質問につきましては、前回も同じ内容で取り上げさせていただきました。前回は、最後の質問で時間がなく、途中確認ができていなかったことが多数ありますので、その確認、次年度に向けての方針や計画時数について聞いていきたいと思っております。

まず、初めの確認ですが、前回の質問初めに聞いた時数のカウントの仕方についての確認です。

答弁の中では、各学校によって内容は違うかもしれませんが、朝の時間を使った読書や帰る手前でのプリントや宿題の直しの時間、これは時数にカウントしているのでしょうか、またこのような時間のときに先生はついているのでしょうか、これの確認をしたいと思います。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

学習指導要領に定められている授業時数としてカウントできる条件は、次のとおりです。

- 1つ目が、該当学年の全児童生徒が対象であること。
- 2つ目が、教科の年間指導計画に基づいた授業であること。
- 3つ目として、教育計画や時間割等に明記すること。

10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科指導を行う場合においては、指導する教員が内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されている場合、この場合は年間授業時数として含めることができます。例えば、10分だったら5回やれば50分になりますから1時間とカウントすると、そういうこともありますけれど、今議員がおっしゃられた朝の読書や終わりの学活前のプリント等については、授業時数としてはカウントできないことになっております。

また、指導については、基本的に学級担任がついて指導を行っております。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。結局のところ、朝の10分・15分、帰りの10分・15分、そういったものっていうのはカウントされてないということなんでしょうか。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えします。

カウントはしておりません。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。カウントされてないですが、これ積み重なったら結構な時間にもなりますし、先生たちの負担も一定あるのではないかと思います。

前回の答弁の中に、勤務時間内に教材研究や授業の準備時間が確保できてない旨の発言もあったと思いますが、やはり学校での勤務時間内に、先生たちの教材研究や授業の準備時間を確保できるように検討していく必要があると思っています。学習指導要領や幡多市町村教育委員会連合会の申合せ事項等のお話もございました。しかし、今の先生たちの状況を鑑みたときに、やはり働き方改革が必要だと思っています。県の教育委員会が集計した病休者の数や状況を見ますと、メンタルを理由とした人の割合がかなり増えているのが見てとれます。先生の不足、成り手の不足、それをカバーする先生たちの負担、現在の先生たちの状態が、直接子供たちに反映されてくることを考えると、早急に改善が必要だと思っています。

再度ですが、この勤務時間内での教材研究や授業の準備時間の確保を目指していくことに対しての教育長のお考えをお伺いいたします。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

結論からいいますと、自分自身も勤務時間内で次の日の授業の準備というか、教材研究できることが望ましいと思いますし、実際に四万十市内の学校において、そういうことのできている学校もあると思います。というのは、四万十市内に18の小中学校、今年度についてはですけど、あるわけですけど、学校の規模も違いますし、また小学校、例えば小規模な学校でも、単式学級の学校と複式の学級を抱えている学校というのもあります。中学校においても、部活動の顧問をしている教員とか、部活動を担当していないとか、いろいろな条件がありますので、なかなか一言で全ての学校でできないとか、全ての学校でできるということはないがですけど、ただ望ましいのは、勤務時間内に教材研究をして帰宅できる、そういう条件が望ましいとは考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。

確かに、各学校によって特徴・特色あると思います。しかしながら、後々この後方針についても触れますが、方針というところでは、先ほど最後に申されましたとおり、望ましいというところをしっかりと入れていただきたいなという思いでございます。前回も述べましたが、平成31年3月18日付の文部科学事務次官通知では、標準授業時数を大きく上回る授業時数を実施することへの是正や昨年8月の中教審からの緊急提言での年度途中での解消に向けた取組を求めたものもありました。これを受け、実際に高知市の学校では、年度途中から授業時数を減らしたところもあり、一部ですが先生方の声も伺っております。1時間減るだけでも、物理的にも心や気持ち的にも多い変化をもたらしたようでした。

他にも気になる答弁がございました。それは、標準授業時数が大きく上回ったのには、教師として何とか全ての子供たちに学力をつけてやりたいという思いが、結果としてこのような時

数の増につながっていると考えているとの発言です。

また、もう一方では、以前はテストで多く点を取る授業から、今は資質・能力を高めることに重点を置くようになってきているとの発言もありました。

この2つの発言を聞くと、教育の現状の制度なのか、在り方なのか、大きな変化のときに来ているように感じております。子供たちに何とか学力をつけてやりたいという思うが時数の増につながっていることと、学習指導要領の内容が大きく変化していることへの教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

今、現在の学習指導要領になって、学力観が大きく変わったのは事実です。今求められている学力、先ほど議員が言われました資質・能力ですけれど、大きく次の3つです。

1つ目が、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能。

2つ目が、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力。

3つ目として、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の寛容。

この3つが、今求められている学力です。今、先生たちが一生懸命子供たちにつけてやりたいと努力している学力が、今説明した学力であり、今求められている学力が、定着しているかどうかをはかるのが今テストです。というのは、自分たちが小さい頃受けてきたテストの内容と、今行われているテストの内容は変わってきています。今行っているテストもそうですし、全国学力調査等ではかっている力も、今さっき説明した力を今はかっているところです。ですから、テストそのものが大きく違っていますので、先生たちが授業の中で身につけさそうとしている、努力している、それで子供たちにつけようとする力と、テストではかろうとする力というのは同じものと考えていただいていいと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ある程度理解できました。学力の内容が変わっているということで理解いたしました。

また、時数のことについては、ちょっと最後の方針、計画のところでお伺いしたいと思います。

次に、令和5年度の計画時数の確認のところで、教科の時数のところを標準授業時数に合わせ、後は小計Bのほうに移しており、小中学校の小計Bの時数がそれぞれ学校により異なりますが、150から200時間ほどになっておりました。小計Bがかなり超過していると思っております。このことについて、私の一般質問時間が少なく、述べただけで答弁をいただけなかったのも、確認をしたいと思っております。

この計画時数の在り方ですが、教科の時数と行事等の時数では、性質が異なるものと思うの

で、単に数字を合わせているように感じてしまいます。今までの経緯や事情もあるかもしれませんが、この計画時数の配分の仕方についてのご見解をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

難しい話になりますけど、中学校を例に取りご説明したいと思います。

まず、教科等の年間の授業時数というのは、中学校の場合1,015時間です。この数字っていうのは、1週間に29時間の勉強をして、それが1年間、一応基本としては35週あるとして考えてます。ですから、年間の授業時数っていうのは、1週間の29に35週を掛けた1,015時間ということになるがです。ところが、年間35週かというのと、そうではなくて、令和6年度を例にとると、令和6年度には実際は40週あるがです。そしたら、40週から35を引いたら5週分、29時間掛ける5週分時間があるわけですね。基本的には、計画の段階では、これは県の教育委員会からの指導ながですけど、教科等の授業時数は1,015としなさいと。その残り5週分掛ける29時間をその他の先ほど議員が言われたBのほう、そこに入れるということになっております。ただ、Bのほうに入っている約145時間になるわけですけど、この145時間を使って、例えば学校行事で始業式とか入学式とか卒業式とか、また遠足とか運動会とか、また運動会とか式だったら練習もありますよね。また、中学校の場合だったら、高校の体験入学とか、いろんなそういう行事とかそういうことに残りの145時間を使っていると、そういう状況です。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 一定分かりました。ただ、年度年度実績を見ると、やはり教科の時間で超過しているものというのは見受けられると思います。そこについては、今後最初にも申しましたとおり、是正していく、そういったものに合わせていくのが望ましいということで、自分自身も考えておりますので、ぜひそういった方向に向いていっていただければと思います。

これらを踏まえまして、次年度の方針についてお伺いしたいと思います。

前回のやり取りの中で、校長とも協議しながら、授業時数の削減ももちろん含めて、学校行事の精選も含め、まずは先生たちが意欲を持って働ける職場環境を整え、しかも授業の質を落とさずにある一定の学力をつけていく、そういうふうに取り組んでいくべきだと考えているとの発言がございました。現在の教育長の次年度の方針やお考えについてお伺いしたいと思っております。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

西尾議員から質問されたからっていうわけではありませんけれど、教育委員会としても、学校を預かる校長としても、教員の働き方改革を絶対進めなければならないというふうに感じております。それで、昨年ですけど12月26日に校長会の代表数名と教育委員会とが協議をいた

しました。その結果を受けて、1月5日に校長会がありましたので、令和6年度の授業時数はこうしていこうということを決定しましたので、それを校長会のほうにも伝えたことでした。そのときに話したのが、1つは、児童生徒の実態を踏まえ、各校の指導体制に適した計画を策定すること。

その次に、標準授業時数を大幅には上回らないように設定すること、例ながですけれど、先ほど1,015時間、中学校と言いましたけれど、それプラス70時間を超えないことっていうことを校長会との話では上限といたしました。

その次に、授業時数は削減するけれど、授業の質を落として学力を低下させることはできませんので、少ない時間でも授業の質を向上させ、学力は現在の状況は少なくとも維持をします。

最後に、学習指導要領の趣旨を実現するための時間割の工夫を行うということを校長会のほうで確認したことです。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。前回の質問の中でも、教材研究する時間、授業の準備をする時間を増やしてあげることによって質を担保していくという、そういう考え方もあると思いますので、ぜひそういったことで取り組んでいただけたらなと思っております。

今ほどの答弁いただいた内容が、次年度計画に反映されてくるものと思っておりますが、次年度の計画というものは、各学校、いつ分かってくるものなんでしょうか。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

具体的な計画が出てくるのは、来年度5月連休明けぐらいです。ただ、単純な時数だけでしたら4月当初にすぐ出てくることになってますけれど、それは先ほど言いました1,015プラス余った時間をBに入れた、その単純な計画ですので、具体的なものは5月だと思います。ただ、自分のほうも気になりましたので、各校長のほうが来年度どういう働き方改革を進めろうとしているかは調査をいたしました。その結果、例えばですけれど、学期末と事務処理とか成績処理のあるときには、子供たちを給食を食べて早めに放課させて、教員が事務処理とか成績処理に専念できる時間を確保するとか、20分休みとかという時間が各学校取ってるがですけれど、そこを15分にして、少しでも子供を早く放課させて、放課後の時間を教材研究に充てる時間に活用するとか、現在始業式とか修業式の後も午前中に授業をやって、午後に始業式、修業式という形が多いがですけれど、来年度あたりからは午前中に修業式をして、給食を食べて、子供は放課させるとか、できるだけ先生方の働く環境をゆとり持って勤務ができるように、そういう工夫をするという学校がほとんどでしたので、ある一定、働き方改革に対する意識も高まってきたかなと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。今のやり取りをする中で、次年度働き方改革に対して、各学校の校長先生含め皆さん意識を持って取り組まれていくというようなイメージが湧いてきました。ぜひそういったことで、先生たちの働く環境の整備、進めていただきたいと思います。

1点、もし授業時数が減ったりすることで、学校早く終わる、生徒、特に低学年の生徒さんが早く帰るときには、学童とか、そういったところの連携も必要になってくるんじゃないかなと思いますので、しっかりとそこら辺、子育て支援課のほうの担当課長さん等々とも連携しながら、情報共有しながら進めていただきたいと思います。

今回、細かいところを確認する質問もありましたが、私は細かいことよりも、根本的なところを純粋にみんなで一緒に地域の子供たち、教育について考えられたらと思っております。先日、高知新聞に土佐経済同友会が教職員アンケートを実施し、その回答をまとめて、不要な事務の削減や保護者からの理不尽な苦情や要求から教職員を守ることなどを明記した提言を県の教育委員会に渡すということが載っておりました。たまたまそこに知り合いの名前もあり、すぐに電話をしました。話していると、すばらしい社長さんで、経済界は経済界でできることをしていくべきだ。会社や事業所は、それぞれでできることをやっていくべきとのことで、自分の会社では、学校から従業員である保護者に病気等でのお迎えの電話があったときなどは、すぐに帰してあげるようにしてあげている。学校にお任せするだけでなく、家庭でできるような働く場にしていく必要があるし、例えば入札や会社を見られるときには、従業員がPTAの役員などPTA活動に積極的に関わっているところは加点をしてあげるなどの取組などもしてはどうだろうとの発想もありました。私、言いたいのは、それぞれの立場で、皆さんが子供たちのことを中心に、よりよい教育環境をつくっていく、そういった空気づくりをしていくこと、これが望ましいということだと思っております。一番身近に長い時間子供たちに関わってもらう先生方には、よりよい状態で接することができる職場づくりを教育委員会、教育行政、また議員・先生たち自身・家庭・保護者・職場等々それぞれの立場で考え、皆が同じ方向を向いて議論をし、取り組めるような地域になっていければと妄想しております。

少し話がそれぎみですが、教育長も思いを持って行動、発言をしておられることを実感として私感じております。ぜひその思いを年度年度の方針に乗せて、毎年度の計画作成時にはよりよい教育環境を、職場環境を整えてほしいと願いますが、引き続いての働き方改革、そういったものに対しての教育長の思いをお伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） どうもありがとうございます。ご答弁させていただきたいがですけど、今議員がおっしゃってくださったように、働き方改革っていうのは、学校だけが頑張ることができるものではなくて、自分たち、市の教育委員会、市町村の教育委員会とか県の教育委員

会・文部科学省、また地域の方・保護者の方の理解があって初めて働き方改革進むと思っておりますので、ぜひ教員の勤務状況とかもご理解していただいて、皆さんが協力して、働き方改革進めたいと思っております。

ただ、自分、勘違いされたら困るがですけど、働き方改革っていうのは、決して教員を楽にしてやりたいと、そういうものではないというか、教員の勤務時間を適正にすることで、教員が健康な状況で勤務でき、その結果、授業の質も高まり、また教材研究の時間や子供と触れ合う時間が保てるということは、結局は子供に還元されるというか、子供の健全育成のためには、教員の勤務環境を整えてやることってすごい大事だと思うんです。ですから、働き方改革っていうのは、結局は子供のため、市民のためというか、それを皆さんにご理解していただいて、ぜひこれからも働き方改革を一層推進できたらなと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。私も同じ意見で、子供というものを中心に考えながら、そこを同じ方向を向いた取組が、皆さん一緒にやっていけるという、そういう空気をつくれたらなというのもございまして、今回質問もさせていただいております。本当に先生が心身ともに健康、これが一番子供にとっていい環境づくりになっていくんじゃないかなと思っておりますので、引き続いてよろしく願いいたします。

次に移りたいと思います。

地域公共交通について質問していきたいと思います。

現状では、本市の総合計画後期基本計画第2章、施策7の主な施策2に書かれてあるとおり、幹線バス・自家用有償バス・まちバス、デマンドバスやタクシーといった現行の交通手段を基に、運行体系の見直し等により利便性と効率性を備え、地域特性やニーズに合致した持続可能な公共交通網を形成し、利用促進に取り組んでいることと思います。

その中で、今年4月より一部解禁となる予定のライドシェアについてお伺いしていきます。

まずは、現状のライドシェアについての市の認識をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えさせていただきます。

本市のライドシェアに対する認識についてでございますけれども、制度に関する国からの通達なども来ておりませんので、報道等で把握している情報というものを基にお答えさせていただきます。

この制度は、昨今のタクシー事業者の運転手不足を背景としまして、住民や観光客等の移動手段の確保に向けまして、国のほうで現在議論が進められているものでございまして、大きく2つの事業がございます。

まず、1つ目ですけれども、道路運送法に基づき、本市でも既に運行しております自家用有

償旅客運送制度のことをごさいます、これまで導入に当たりハードルが比較的高かった運行区域の設定や採算性、それから実施主体、それから地域での合意形成の在り方などをはじめとしまして、要件の一部が緩和されるなど、自治体での導入がしやすいように制度改正というのが予定されております。

それから、2つ目としましては、タクシー事業者が運行管理主体となりまして、地域の自家用車、ドライバーを活用して、タクシーが不足する地域や時間帯に限定しまして、運送サービスを供給するものということになります。

どちらにも言えることとしましては、ドライバー不足の状況下でも、交通手段を確保できるなど、地域公共交通の課題を解決できる交通手段であると認識しているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。先ほどあったとおり、自治体やるのと、民間の協議会やタクシー会社などが運営するやり方と2通りあるということだと思います。どちらにせよ、まずは本市のニーズとなる市民の声や課題を明確にする必要があると思っております。

そこで、市民の声や考えられる課題など、例えば公共交通網に空白地があるとか、まちバスで特定の場所まで行ってほしいなど、しかしそれらは多用すると財政的な負担も大きくなることや民業の圧迫につながるなどの課題もあるかと思っております。地域公共交通に対して、そういった市民のニーズや今持たれている課題などしっかりと把握されているでしょうか、お伺いしたいと思っております。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） そういった課題につきましては、それぞれ計画策定をするときあるいはそういったものを更新といったものをする場合に、アンケート調査というものを実施しておりますので、その中で把握をしているところでございます。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 1点、アンケート調査等で把握はできているということだったと思います。現在、高齢者が増えて、また免許返納者も増えていく中では、この地域公共交通に対しての市民ニーズは高まってくると考えております。その中で、このライドシェアは、活用の仕方によっては、地域の足の一部を支えるものになるのではないかと思います、今回の質問に至りました。まだ取組事例も少なく、今後の状況も見ながらになるかもしれませんが、タクシー会社と民間事業者が運営していけば、タクシーとの共存共栄も検討でき、今後観光需要が伸びてきたときなどにも対応が可能になってくるのではないかと考えます。このライドシェアについては、地域に合った活用の仕方を検討していただき、他市町村の動向なども注視していただきたいと思います。今後の活用の仕方の検討等を含めて、そういったものを担当課の見解、現状はどんな感じなんでしょうか、お伺いします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 今後の導入に向けての検討でございますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、地域公共交通における課題解決に向けた取組であるということは認識しておりますけれども、制度内容等に関する通達などまだございませんで、導入についての検討する段階には至っていないというのが現状でございます。しかしながら、先ほど議員からもありましたように、制度の背景にありますタクシー事業者の運転手不足といった問題、これにつきましては、地方にとっても課題になってくるというふうに認識しておりますので、国の動向あるいは他の自治体の動向、そういったものを注視しながら、まずは情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） まずは情報収集ということですので、しっかりとニーズの把握をしていただきながら、活用できる可能性がありましたら、またご検討いただき、よりよい地域公共交通になるようお願いしたいと思います。

次に、運転手の人材確保についてです。

現在、タクシーや民間のバス運転では、第2種の免許が必要でございます。しかしながら、免許取得には高額な費用がかかります。現状、市内の自動車学校では、第2種免許を取得のために来られる方は年間で1人、2人、本当に数人程度のことでございます。人口自体が減少していることもありますが、タクシーやバスの需要が減っていること、また事故を含めた運転自体にリスクがあると感じていることなどがあるのかもしれませんが、運転手を職業として考える人が少なく、第2種免許を取得する人が少ないのではないかと考えております。しかしながら、路線バスや貸切りバス、ドア・ツー・ドアなどの地域の足を担ってもらっていることを考えると、現状では必要な地域公共交通だと思っております。事業者さんに聞くと、移住して運転手を希望する方などがいて、住居に関しての課題もありましたが、やはり運転手さんが高齢なので、数年先の人材確保を一番心配されておりました。第2種免許取得に対して条件はありますが、会社独自で全額を負担しているところもあります。しかしながら、この地域の足を担っていることを鑑みて、市として何がしかの補助を考えていたりはしないでしょうか、お伺いいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えさせていただきます。

公共交通における人材確保という観点での答弁ということにはなりますけれども、国がタクシー事業者などの一般乗合旅客自動車運送事業者を対象としまして、2種免許を持っていない方を採用した際に、その免許取得に関する経費に対しまして、最大で2分の1を補助するといった地域公共交通確保維持改善事業費補助金というものを設けてございます。市内の公共交

通を担う事業者につきましても、この補助制度が活用できますので、本市独自での補助を行うということにつきましては、今のところそういった考えは持ち合わせていないという状況でございます。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 国の補助があるということで、最大2分の1補助、これ知っている業者さんもおられました、使えるのかどうかというのがはてなでしたので、今使えるということでした。ちなみに、これいつまで使えるとか、年度は決まっているのか、確認したいと思いますが、教えてください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） これ国のほうの補助制度でございますので、今のところいつまで使えるかというところまでは把握はできておりません。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。使えるということが分かったのも一つ成果だったかなと思います。

人口が減っていく中で、住みやすい地域をどう実現していくか、これはアイデアや工夫の出どころだと思っております。さきに話しましたライドシェアにつきましては、そういった地域の足の課題に対しての法改正がなされるものと認識しております。ですので、地域公共交通について、来年度は地域公共交通網形成計画の策定、これが予定されていると思っておりますので、ニーズや課題の的確な抽出を行って、新たな取組や時には柔軟な発想も交えながら、今後の地域公共交通のご検討をお願いいたします。よろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、四万十市総合文化センターしまんとびあについて質問していきます。

ついに4月29日に総合文化センターが開館いたします。待ちに待ったという市民の方々もおり、皆さんの期待感を感じておるところでございます。既に各種行事やイベントも先行して行われており、利用し感じた感想なども幾つか耳に入ってきたりする中で、幾つか疑問や不安の声も聞こえてきます。

そこで、幾つかその声をお伝えし、市役所担当課と指定管理者の役割等について確認をしたいと思っております。

仕様書を見ると、基本的に今まで公民館で担当課がやっていた業務は、ほぼほぼ指定管理者が行うように見えます。

まずは確認ですが、館の運営で担当課が行う業務というものはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

先ほど議員のおっしゃられましたとおり、基本的には指定管理者が業務等を行っているところでございますが、公の施設でありますので、その管理運営が適正に行われているかを市の担当課で評価しながら、必要に応じて指定管理者と協議したり、時には改善を求めていくというような業務が所管課として行うことになろうと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。適正に管理ができていないかというのをしっかり見ていくというのが業務かなということでのご答弁でした。

確かに、そのように私も認識しております。しかしながら、以前の仕様と変更があったり、今までは担当課が直接やり取りをしていたので、つつい初めから市役所のほうに連絡があったりすることも多いのではないかと想像します。私にも多く連絡が入ってきておりますし、他の議員にもそういった連絡があるのではないかと思います。例えば、予約に対しての疑問点もありました。それは、ホールや諸室を借りる申込みをしたら請求書が来るので、14日以内に使用料の納付をすること。また、ホールの予約の取消しでは、状況で違いますが、キャンセル料の発生基準も厳しいとのご意見もありました。こういった決まり事は、指定管理者のほうでどうこうできるものではないと思いますが、市民の方が納得できていない場合があります。このようなときには、市はどういった対応を考えておられるのでしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

まず、先ほど申しましたとおり、条例に基づくことが原則となっておりますので、その中で指定管理者とその条例の範囲の中で様々協議をしていくことになろうと思います。そういった中で、情報交換とか共有とかという部分になろうと思いますけれども、それについては定期的な会議を今後も、開館後も続けていくようになろうと思いますし、それは必要であると考えているところでございます。

また、総合文化センターに関しましては、公民館と運営審議会条例というものがございまして、現在はコロナ禍に公民館と市立文化センターについての運営等について審議する場がございまして、これにつきましては、今回の議会でも提案させてもらっているところですが、閉館に伴いまして、総合文化センターを対象としまして、この審議会が4月1日以降、できるようにもお願いするところでございますが、そういった審議会でも意見を聞きながら、適正な運営ができるように様々検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 規則・条例等々の確認というところでは、審議会等も交えながら協議し

ていくということでございました。ただ、純粹に市民の方からいろんなあれを聞く中で、どこに連絡すればいいんだというような話が現状ではまだ開館してないというのも含めてだと思っております。あるんですが、そういったまずはというところで考えると、個人的には指定管理者のほうなのかなと思いますが、現状では4月から開館なんで、市役所なのかな、分からないんですが、そこら辺の整理というのはどうされているんでしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） おっしゃられるとおり、市役所のほうへの電話も多分あると思います。これにつきましては、これまで公民館につきましては直営でやっていた経過もございますので、利用者との綿密な連絡調整は公民館が行っていたという事実があります。また、文化センターにつきましても、一応指定管理の形は取っておりましたけれども、館の運営自主事業という部分では、特に大きな事業はなく、貸し館がメインでありましたので、それにつきましても内容の確認は所管課のほうにあったところもございますので、そういうような市民のこれまでの経験から所管課に電話がかかることもあろうと思いますし、議員のほうへの確認というか、質問もあると思いますが、今後については、指定管理者、今回適正な業務をしていただくということで選定しておりますので、そちらのほうでそういう対応はしていくように市民にも説明をしていきたいと考えているところです。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） そこで思うのが、市役所のほうに連絡があって、館の運営は指定管理者のほうに任せておりますということになるので、判断は指定管理者のほうにお任せしていただくことに対応としてなっていくんでしょうか、そこをちょっと教えてください。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

端的に言うと、そういう形になろうと思いますが、もちろん住民に対して失礼のない対応は取らないかと思っておりますので、所管課としましても上手な引継ぎをして、指定管理者のほうに対応を求めるような形でやっというところと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。市のほうに多くの対応を求められても確かに大変ですし、指定管理者のほうも、市のほうから多くを指摘、対応を促されても大変だと思います。市民の皆さんも、使うことに慣れるまでは、今までの使い勝手の違いに時々戸惑うこともあると思います。基本は、運営に関しては指定管理者に問合せ、対応してもらう形で、納得いかないことに関して担当課が確認し、協議が必要なものについて管理者と協議をするという形だと思っております。

そこで、確認としてお伺いしますが、総合文化センターの管理運営に当たり、担当課としての役割、これは先ほど申しました適正に管理運営がされているかということを見ていくということになるのでしょうか、その役割について再度お伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

一番最初の答弁のとおりの内容でございますけれども、まず条例の目的達成のために、我々は管理運営とかということの部分については確認をしていきます。それ以外にも、文化事業とか自主事業とか、先ほど言いましたように、これまでの指定管理ではない事業についても指定管理者の募集の際には求めて、それに対する提案もあった上で指定管理者選定してありますので、そういう事業が適正に行われるのかっていう部分、我々がお願いする事業であったり、自主事業として提案を依頼した部分であったり、そういう部分については、そもそもの館の運営の理念に合致しているかどうか、生涯学習としてきちんとしているかどうかという部分について、きちんとチェックはしていこうと考えています。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひ役割として、この後続けて質問、市民参画ということで続けていくんですけど、市民が使用する、しっかりとあそこを使っていく、またそれに対して集まっていくということを意識しながら、役割としてそういったものを促していくということは、しっかりと続けていってほしいなと思っております。

今後、開館を迎え、実際の使用が始まると、多くの気づきが出てくるものと思います。初めは大変なこともあるかもしれませんが、関わる皆さんがスムーズに関われ、楽しく、気持ちよく利用できる施設を目指して、市民の皆さんが同じ方向を向いて、一緒によりよい施設として育んでいけたらと願いますので、よろしく願いいたします。

次に、市民参画についてですが、まずは地元で活動されている団体や個人等への助成や支援の考えについてお伺いしていきたいと思っております。

これは、この総合文化センターですが、市民に愛される施設になっていくためには、先ほど申しましたとおり、どんどん使ってもらうこと、また人が集まってくる施設となっていくことが重要であると思っております。公民館や働く婦人の家が令和元年12月、もう約4年半前になるんですが、解体が始まって以来、地域で活動されている多くの団体や個人の皆さんに少なからず活動の制限や集まる機会の減少など、活動に影響があったものと思われま。

そこで、この新しい施設により多くの市民の皆さんに関わってもらう、足を運んでもらうという観点から、地元で活動されている方々への発表の機会の創出であったり、イベントや行事への補助、また館の使用の補助など、何がしかの支援や補助があってもよいのではないかと思います。そのお考えについてお伺いいたします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

生涯学習課では、誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かすことができる生涯学習活動の実現に現在取り組んでいるところでございます。

そのような中で、文化芸術・スポーツなどで活動されている地元の団体は、その生涯学習を体現していただいております、非常に大事にすべき存在であるとは認識しているところでございます。

そういったことから、従前の中央公民館や働く婦人の家では、地元の活動団体に対して使用料を免除するなど取組をしていたところでございました。

しまんとぴあにおきましては、以前より活動している団体だけではなく、さらにより多くの方々に利用していただきたいと考えておまして、交流やにぎわいの拠点施設として、文化をはじめ様々な活動の場にしていただきたいと思っております。この施設が、長期的に安定した運営を図っていくために、利用者には公平に応分の負担を求めていくこととしておまして、原則減免等ということを行わないようにしております。当然、これによって利用がしにくくなるといったお声もお聞きしておりますので、費用面で課題がある団体につきましては、学校開放事業の対象施設に休校舎を現在追加しております。活動の場の創出等も図っておりますので、そういったところを提案しながら、皆さんに広く活動の機会、場を提供していきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。活動の支援ということで、学校の場の開放ということなのかなと思うんですけど、それは簡易的に借りれたりするんですか、申請等々しながら、また費用について、その2点についてお伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） これまでも体育館・校庭等という部分で学校開放しておりましたが、申請があつて、定期的に利用するという形で、市のほうに申請いただきましたら、その施設についてお貸しをするという形になっております。従前は、先ほど申しましたとおり、スポーツ関係でしたけれども、それに加えて、今回校舎等を加えて、生涯学習活動、文化活動もできるような形にしておりますので、そういったところで利用は可能である、新たな利用の場所の拡大というか、広げていくような作業をしていったところでございます。

利用料金については、すみません、今ここで失念しておりますので、また後でお知らせさせていただきます。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。考えとしては、公平に応分の負担を求めていくということで整理されていることが分かりました。先ほども申しましたが、やはり開館後は、市民の皆さんにより使用されること、より人が集う施設になることが重要であると思います。現在、プレオープンとして各種イベントや行事が開催されています。しかしながら、それはよその地域から来てもらっているものがほとんどです。よそから来てもらって、様々な文化芸術等に触れる機会の創出も大変意義のあることですが、ぜひ今まで四万十市の文化芸術を下支えされてこられた皆さん、活動に関わってこられた皆さんのことも大切に考え、やはり地元ファーストであってほしいと願っております。

そこで、先ほど減免等々の話もありましたが、開館後の1年間というような期間を区切りながら、1年なのか何か、ちょっとあれですけど、期間を区切りながら、より人が集まるような場所になるよう、ホールや諸室の使用料に関して補助等はしてどうかなどは思うんですが、再度お考えをお伺いいたします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 市民へのそういった支援のほうは、様々あると思いますけれども、現在、生涯学習課のほうで考えておりますところでは、しまんとびあにおいても、各種団体が集まって活動の成果を発表する場であったりとか、また訪れる方に多様な文化に触れられるような機会の創出を計画しております。そういったことで市民に対して生涯学習の展開を図っていこうと考えております。そして、活動支援を引き続き行いまして、振興には努めていきたいと思っておりますので、そういった文化活動への啓発・振興という部分が現在の生涯学習の考えということで、直接的な場所の提供であったりとかという部分については、現在検討してないところです。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 最後ちょっと聞こえなかったですけども、現状検討できてない、検討してないということですか。分かりました。

ぜひ検討してほしいと思いますが、確認ですが、この使用料を補助する、しないというのは、市独自で決断できるものでしょうか、指定管理との協議が必要なんでしょうか、お伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

市のほうでの判断になろうと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ということは、指定管理者に収入の面では直接的な影響はないというこ

との認識でよろしいですか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

現在、指定管理の計上でございますが、使用料金制ということで、使用料金は基本的に市のほうに納入するという形になっておりますので、使用料を減額することによって、指定管理者の収入が少なくなるというようなことはございません。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） もろもろ理解できました。私以前より議会でも申しておりますが、個人的には、地域の文化芸術は、地域の特色であり、とても大切なものだと思っております。長年そういった活動をされてこられた皆さんと、新しくできた文化芸術の拠点、これを喜びを分かち合う意味でも、何がしかの市の気持ちを酌んだ、市民に寄り添った思いのある、目に見える姿勢があれば、今後の励みになり、また弾みになるのではないかと思っております。ぜひとも検討してないということでしたのが、検討していただきたいなと思っております。

最後に、開館に向けて長年ずっと関わってこられ思いもあると思います市長に、最後このしまんとぴあに対しての思いであったり、市民の皆さんとの協働であったり、そういったものに対しての思いを一言いただければと思います。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

この文化センターの新築というのは、平成17年、四万十市が誕生したときから、各首長さんの一つの公約でもありましたし、また市民の方々の思いであったと思います。私が市長になりまして、たまたまJAとの関係がありましたので、JAと話をした中で、お互いがイーブン・イーブン、持ちつ持たれつ、連携しながらやっという形でこの計画が進んで、昨年度完成したことにつきましては感無量の思いがございます。ただ、これをいかに今から活用して、この四万十市を中心とする幡多地域の文化、それをいかにレベルアップ、またスキルアップしていくかというのは大きな課題でございますし、先ほど議員が申されましたように、今まで旧中村市、そして旧西土佐村から四万十市に至りますまで、多くの団体がいろんな文化活動も含めまして頑張っていたいただきました。その方々と一緒になった中で、やはり多くの方々が集い、そしてそこで喜んでいただける、また新しい文化も創造ができる、そういう形の文化センターになってくれることを私としては願っておりますし、そのためには、やはり行政、そして市民の代表でもある議員の皆様と一緒に一緒になった中で、同じ目標を持って進めていくことが必要ではないかなと思います。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） おっしゃられるとおり、皆さんが一丸となって、よりよい施設になるよ

う育んでいけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） すみません、最後に。

先ほど使用料金の件で後でご報告するという部分でございましたけれども、今分かりましたので、ここでご案内させていただきたいと思います。

教室につきましては、1回110円ということで設定しておりますので、非常に低額な状況です。これについて皆さんに広く利用していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。活動の支援ということで、低額で設定しているということと理解いたしました。

最後の質問に移ります。

最後は、地域産業の担い手確保ということで、特定地域づくり事業協同組合についてお伺いいたします。

通告書では、認識についてからお伺いする予定でしたが、昨年9月議会で松浦議員が質問しており、認識は飛ばして、制度の活用についての質問をしていきたいと思っております。概要については、9月議会でもご答弁されておりますので省略いたします。

まず、昨年9月議会での松浦議員の質問に対して、西土佐地域での進捗について、現在、課題が出ている中、組合となっただけの可能性のある事業者へのアンケートを基に、利用料金の収入や労働者の賃金など、経営に関わるシミュレーションを行っており、その実現の可能性について検討しているところでございますとの答弁がございました。この答弁以降の動きについてお伺いいたします。

■議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

■総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） ご答弁させていただきます。

昨年9月議会で松浦議員の質問にお答えしたとおり、特定地域づくり事業協同組合の経営に係るシミュレーションの作成を行っております。その内容について、昨年10月に組合加入希望事業者に対してご報告をいたしました。その中で、組合に関わるメリット、課題などを説明するとともに、課題の一つである事務長の選任についてご相談しましたが、その場では事務長は決まらず、その後も可能性のある方を探しておりますが、現在のところまだ決まっていない状況でございます。

また、高知県中山間地域対策課や高知県中小企業団体中央会とも随時連絡を取って、アドバイスを受けながら、事業の実施に向けて検討を続けているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 事業実施に向けて検討を続けているということでございます。確かに答弁にありましたとおり、事務局がどこで、誰になるのかはこの事業が好転していくことに対して重要なことであるというのは私も認識しております。少し前の高知新聞に、馬路村の取組が記事になっていました。県内では、東洋町と馬路村が既に活用しており、10を超える自治体で検討中とのことでした。先日、機会があり、馬路村の担当職員の方にこの事業のことについてお伺いしました。この事業や取組経過等について共通の認識を持ち、それぞれの役割について明確にしてある図なども参考資料として拝見いたしました。分かりやすくまとめられておりました。また、実情として、馬路村では割とスムーズに取組が進んでいることを感じました。この制度の幾つかのメリットとして聞いたのには、移住フェア等での反応がよい、その地域に移住したいという思いはあるが、仕事まではイメージが湧かないという方がお試し移住、お試し就職、そういったものに利用するのにちょうどいい事業となっている。また、マルチワークという働き方そのものに魅力を感じる方もいる。複数のコミュニティーに属するため、村民として早くなじめる。福祉関係の事業者などについては、ずっとそこで働くとなるとストレスが大きいかもという話もあるが、派遣職員複数人で回すことで負担が減らせるなどがありました。また、村として移住・定住促進効果、人手不足解消効果等を高く評価しており、村の持ち出しが出るがあっても、この事業の有利性を考慮し、事業を推進していく意向でした。

課題としては、受入れのための住宅が不足しているということもございました。

そこで、質問なんですが、本市においても、想定できる課題やメリット、共通に認識できるまとめられた資料、先ほど報告のときにまとめてあったというような答弁ございましたが、確認ですが、そういった資料、しっかりと把握されているということでの認識でよろしいですか。

■議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

■総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） お答えいたします。

先ほど申しあげました報告会において、課題やメリットを共有するために、資料を作成して説明しております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。先ほども事業の検討をし進めていくというような発言もございましたが、その中で1つ確認したいんですが、この制度、例えば西土佐で1つ、中村で1つというように一つの自治体で複数の組合の設立、制度活用はできるものでしょうか。

■議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

■総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） お答えいたします。

高知県中小企業団体中央会に確認しましたところ、制度的には可能ということでございます。

■議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） この制度、馬路村さんの声もちょっと紹介させていただきましたが、メリットも多く、いい事業ではないかなと思っておりますので、ぜひ四万十市、中村のほうでもできるのであれば、イメージしていただきたいなと思っております。運営がうまくいくイメージができるよう、計画が立てられれば、本当に財政的な支援も多く、メリットも多いように感じております。移住者にはもちろんですが、地元の人にとっても働く場となり、事業者にとっても人材の確保、担い手育成にもつながる可能性があります。ぜひ引き続き前向きに進めていただきたいことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

■議長（平野 正） 以上で西尾議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 議員番号3番、公明党の澤良宜由美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

では、まず初めに、地域医療についてお伺いをいたします。

今や日本全国の地域医療は、時代や環境によってどんどん変わっております。その要因として、過疎化が進み、その地域の病院経営が維持できなくなる、また医師不足や高齢化に伴い、病院に通うこと自体困難になる、または移動手段がないなど、いわゆる移動困難者の増加に伴い、本来必要とされる医療が受けられなくなるという懸念があります。そして、その傾向は、中山間地域ほど大きいと言われております。

このような状況を踏まえ、国のほうでも、離島などの医師不足や都市部と地方の医師の偏在といった課題を解決する観点から、オンライン診療の導入、普及を推進してまいりました。また、2018年4月からは、保険適用するなど積極的な活用を後押しし、今年の1月に厚生労働省は、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所を、僻地などに限らず、都市部を含め開設することを認める通知を発信いたしました。これにより、診療所として公民館や集会所などが活用できるとのことです。

このような背景の中、本市においても、大川筋診療所が閉鎖し、それに伴いオンライン診療を導入するというお話がございました。

では、最初の質問になりますが、まず本市のオンライン診療を導入することとなった経緯・経過についてお伺いいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 大川筋診療所は、平成19年3月まで市民病院が運営しておりま

したが、医師不足により運営が困難になり、旧幡多病院が運営する期間を経て、平成29年4月から現在までは竹本病院が運営を引き受けていただき、月に1回の診療を行っております。竹本病院が引き受けてくださる際に、患者が10名を下回る場合は、存続が難しいという条件が付されておりました。実際には、その数を下回っても運営を続けていただいておりますが、医師・薬剤師の確保が難しいという理由にて、本年3月末日で閉所したいという旨の打診がありました。その後、存続について検討してありましたところ、竹本病院から、オンライン診療により、大川筋診療所の存続が可能である旨の話があり、市としてもオンライン診療での存続をお願いしたところです。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。今回の大川筋診療所の閉院に伴う経緯・経過のほうは、承知のほうさせていただきました。こちらは、地区の方とか区長さんとか、そういう住民の方の説明というのはされていますでしょうか、お答え願います。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） このことは、2月4日に大川筋地区の住民説明会を行ったほか、1月と2月の大川筋診療所の診療日に来院された患者さんに説明を行いました。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。承知いたしました。

では、次の質問になりますが、そのオンライン診療の内容、流れについてお伺いをいたします。

今でこそオンライン診療という言葉はよく耳にはしますが、いざ診療となると、どのような場所で診療を行い、どのような診察を行い、またどこまで診察が可能なのか、オンライン診療を受けたことがない方にとっては、不安や疑問があるかもしれません。

そこで、今回のオンライン診療を受けるに当たり、どのような流れで診察をするのか、また薬の指導や受渡し、支払い方法等領収証など、分かる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 大川筋診療所は、オンライン診療により竹本病院が運営することになりますので、その診療内容について竹本病院に確認をしております。検討中の部分もありますが、現在分かっている範囲でご答弁させていただきます。

まず、オンライン診療の対象となる方は、診断が確定し、比較的症状が安定している方で、原則的に再診の方になります。例えば、高血圧の方の血圧コントロールであるとか、心不全の方で症状が安定している方が内服治療を継続している場合などです。そのため、これまで大川筋診療所で受診をしていた方で、医師が可能と判断した方は、引き続きオンライン診療を受け

ることができます。

新たに受診する方は、まず竹本病院に来院して、対面で受診していただき、医師がオンラインで診察することが可能と判断した方は、次回からオンライン診療を受けることができます。

大川筋診療所で実施するオンライン診療は、医師は竹本病院、患者は大川筋診療所の診察室におり、オンライン会議で使用するソフトを使用して、パソコンの画面を通して、お互いの顔を見て、会話をし診察をするものとなります。

大川筋診療所には、竹本病院の事務職員が赴き、患者の呼出しやパソコンの操作を行います。診察が済んだ方には、処方箋を渡し、会計を済ませ、次回診療日を確認してお帰りいただくこととなります。

次に、薬の受渡し方法です。

薬をお渡しする場合には、薬剤師による服薬指導が必要で、大川筋診療所で受診した方の服薬指導については、市内にある薬局から協力をするという旨の申出をいただいておりますが、具体的な方法については調整をしているところです。大川筋診療所で診療を行った上で、薬を取りに市街地まで来るのでは、大川筋で診療を行う意味がありませんので、患者さんの負担にならないよう調整を行います。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。大体の流れは把握をさせていただきました。

あと、すみません、分かれば結構なんですけど、今回大川筋で診療を受けていた患者さんが、オンライン診療を受けたくないという場合は、何かその場合の対応というのはありますでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 竹本病院は、これまで大川筋診療所の診療日とは別に、月1回、西土佐口屋内から竹本病院までの送迎バスを運行しておりました。この送迎バスは、オンライン診療後も運行を継続しますので、対面診療を希望する方やオンラインによる診察が難しい方、治療の過程で通院が必要になった方などは、この送迎バスを利用、または西南交通のバスの利用などをして竹本病院に通院していただくことができます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。ありがとうございました。送迎、無料になりますよね、無料送迎バスもあるということで承知のほういたしました。

では、次の質問に移ります。

今後の地域医療の課題とデジタル医療の取組についてお伺いいたします。

今や地域医療の問題は、本市のみならず、各自治体でも様々な問題を抱え、またそれに対して様々な取組をされているかと思えます。先ほども申しましたが、高齢化に伴う地域の過疎化や

医師不足により、今後さらなる地域医療の体制が整わなくなることも想像できます。国のほうでも、2025年に向けて、地域医療構想を打ち立てております。また、県の来年度当初予算にも、医療・福祉・介護の強化の中で、オンライン診療の推進として予算化のほうもされております。

本市においては、これからの5年後・10年後の地域医療をどのように分析し、またどのような課題があるのか、お聞かせ願います。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 医師不足については、全国的に医師の偏在が問題となっておりますが、高知県においてもその傾向が見られ、幡多地域では、全国平均を大きく下回っています。

また、診療科別に考えますと、もともと医師数が少なかった小児科・産婦人科の医師数の減少も大きな課題となっています。

もう一つの課題として、議員もおっしゃられたように、高齢者の通院困難者の対応が上げられます。医療機関は、市街地に集中していますが、周辺地域の高齢化率は40%を超えており、高齢化はさらに進行すると見られています。厚労省が行った調査では、月に1回以上、医療サービスを受けている方の割合は、65歳以上で57.3%、75歳以上では64.5%となっております。自分で自動車などの運転をしない方は、家族や友人による送迎のほか、市が運営するデマンド交通などの公共交通を利用して通院することが考えられますが、長時間の移動や医療機関での待ち時間など、身体的負担が大きく、また高齢化が進むことにより、この負担はさらに大きくなると考えます。この方々の医療サービスを受けるための負担を軽くすることが、受診控えや治療中断などを抑えて、高齢者の健康維持につながると考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。本市における様々な課題等のほうは確認させていただきました。

では、次の質問になりますが、先ほどのちょっと質問にもかぶるかと思いますが、これからは、そのデジタル医療に対する本市の今後の取組についてお伺いをいたします。

昨今デジタル化が進む中、医療分野でもデータ等デジタル技術を駆使して、過疎化・高齢化、医師不足、またはその情報化の連携など様々な課題に対して取組をされております。そして、各自治体でも、医療機関と行政の連携で、オンライン診療などデジタルを活用した地域医療を支えているかと思えます。

隣の宿毛市のほうでは、オンライン診療、服薬指導、地域医療情報ネットワークを組み合わせたSUKUMOオンライン医療実証事業というものをされております。

本市においても、そのデータやデジタル技術を活用した医療に対する今後の取組について、何か考えているようでしたらお聞かせ願います。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 市では、大川筋診療所閉所の打診がある前から、オンライン診療については情報収集を行ってまいりました。一口にオンライン診療と申しあげても、様々な方法があり、宿毛市の大井田病院が導入していますワゴン車などにオンライン診療設備を搭載し、車内でオンラインでの診察ができるヘルスケアモビリティや、大川筋診療所のように、既存の診療施設を活用するもの、また集会所など地区ごとの拠点で診療を実施するもの、個人宅を訪問するなどの方法があります。地域の状況や住民ニーズに合わせた方法を検討する必要があります。そのため、まずは健診会場などでアンケートを取るなどして、住民ニーズの把握を行い、その上で導入の有無や実施方法の検討も行いたいと考えています。

また、令和6年度からは、高知県がオンライン診療導入の支援事業を創設する予定ですので、こういった制度の活用も踏まえて、検討を行っていききたいと思います。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々なデジタルに対する医療の取組のほうは確認させていただきました。地域医療の形は、これからもどんどん変化していくと思います。ぜひ市民の皆様が安心して受けられる医療の提供をお願いして、この質問を終了させていただきます。

では、次の質問に移ります。

投票しやすい環境づくりの取組についてお伺いいたします。

選挙は、私たちの代表を決める国民の参政権の一つであり、そして市民の皆様が、よりよいまちづくりに参加するための大切な権利でもあります。国や県・各市町村の各関係機関では、国民・市民の皆様に関心を持ってもらえるよう、また投票に参加してもらおうよう、様々な取組や対策を講じているかと思えます。

本市の事例で言えば、去年は、高知県議会議員選挙や参議院補欠選挙、また高知県知事選挙などがございました。その中で、高知県議会議員選挙の際には、投票率向上の取組に対する評価や総括について、去年の6月議会で谷田議員や松浦議員も質問のほうをされてまいりました。

また、選挙権が、2016年より18歳以上に引き下げられましたが、まだまだ18歳・19歳を含む若者の投票率の低さも懸念されるところでございます。

そのような状況の中、本市では、昨年10月の参議院補欠選挙において、若者の投票率向上の一環として、初となる中村高等学校と幡多農業高等学校での期日前投票所の開設を行いました。県内初、公立高校で期日前投票として当時のニュースでも紹介されたことも覚えております。政治や選挙を身近に感じてもらう一番よい場所、環境ではなかったかと思えます。

そこでまず、質問にはなりますが、去年の選挙、参議院補欠選挙と高知県知事選においての、この市内高等学校で期日前投票所を使つての投票を行った人数を教えてください。

■議長（平野 正） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） お答えいたします。

市内高等学校での期日前投票につきましては、令和5年に執行された選挙から開始した県内で初めての取組でございまして、県立中村高等学校と県立幡多農業高等学校の2校にご協力いただき、10月22日執行の参議院補欠選挙と11月26日執行の高知県知事選挙の2つの選挙で実施いたしました。

実績についてでございますが、前提といたしまして、対象となる生徒の数は、学校側は年齢は把握していましたが、そのうち、四万十市で選挙権を持つ者として正確な数を把握しておらず、おおよその数となりますので、ご了承願います。

まず、参議院議員補欠選挙の実績でございますが、2つの高等学校の期日前投票所合計で、60人が投票しております。

内訳といたしましては、幡多農業高等学校では、生徒8人、教職員16人で、合計24人でした。生徒の対象者は、おおよそ30人でしたので、26.67%の生徒が投票しております。

中村高等学校では、生徒19人、教職員16人、地域住民1人で、合計36人でした。生徒の対象者は、おおよそ50人でしたので、38%の生徒が投票しております。

続いて、高知県知事選挙での実績でございますが、2つの高等学校の期日前投票所合計で、63人が投票しております。

内訳といたしましては、幡多農業高等学校では、生徒2人、教職員13人で、合計15人でした。生徒の対象者は、おおよそ30人でしたので、6.67%の生徒が投票しております。

中村高等学校では、生徒25人、教職員23人で、合計48人でした。生徒の対象者は、おおよそ50人でしたので、50%の生徒が投票しております。

高等学校の期日前投票所については、以上のような実績でございますが、生徒の中には、高等学校の期日前投票所では投票せず、市役所の期日前投票や選挙当日に投票すると話していた生徒もいらっしゃいましたので、高等学校の期日前投票所以外で投票された方もあったものと考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

初めての試みとしては、結構いた人数ではないかと私は感じました。また、先生、また住民の方もいらっしゃったということで、またこれも続けていただければと思います。

では、次の質問ですが、昨年2つの選挙で初の高等学校での期日前投票を本市で行ったわけですが、選挙権を持つ対象の高校生も、この選挙で初めて投票を行ったという方もいたのではないかと私は思います。当時のニュース記事を見ますと、緊張したが投票してよかったとか、自分の一票が役に立てたらよいとのコメントもありました。

そこで、今回の高等学校での期日前投票所の開設で得た効果やまた問題点、改善すべき点と

いうのも見えてきたのではないかと思いますので、あるようでしたらご答弁をお願いいたします。

■議長（平野 正） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） 18歳全体の投票率について、高知県知事選挙では、前回の高知県知事選挙と比較して4.58ポイント減少していましたが、一方で、参議院議員補欠選挙におきましては、前回の参議院通常選挙と比較し17.94ポイント上昇しており、高等学校へ期日前投票所を開設することは、一定の効果があるものと考えており、今後も継続して取り組んでまいります。

また、選挙権を持たない生徒も、実際投票風景を目にすることで、選挙全般への啓発効果があったものと考えております。

そのほかにも、今回は県内初ということもありましたので、報道各社から取材があり、その報道を見て投票に来たという選挙人もいましたことから、選挙自体の啓発にもつながったと考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひ一人でも多くの高校生の方が、選挙は身近な存在であり、また選挙に関心を持っていただける取組というのをこれからもお願いしたいと思います。

では、次の質問に移りますが、先ほどは若者、とりわけ高校生に対する投票率向上の取組について質問をさせていただきましたが、若者のみならず、全有権者に対してのさらなる投票率向上への取組についてお伺いをいたします。

これからも選挙、国政選挙や県・市議選などは継続的に行われますが、全国的に見ても投票率の低下が問題視をされております。昨年の高知県議会議員選挙の本市の投票率は57.6とお伺いしております。有権者の方が、投票に行かない、行けない理由というのは様々あります。本市でも、これまで様々な投票率向上に向けて取組のほうはされているかと思えます。今回の高校での期日前投票所の開設も新たな取組の一つと認識しております。

では、ここで質問になりますが、次なる選挙に向けて、投票率アップのさらなる取組がございましたら、ご答弁をお願いいたします。

■議長（平野 正） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） 今後の投票率向上のための取組でございますが、これまで、市庁舎以外での期日前投票所の設置につきましては、技術的に問題があり、設置が困難でしたが、高等学校へ期日前投票所が開設できたことで、技術的な問題が解決されましたので、次は商業施設の期日前投票所の設置に取り組んでまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひ商業施設への投票所のほう、また市民

の皆様も待っているかと思しますので、ぜひ進めていただければと思います。これからも様々なアイデアとかまた他の自治体の取組を参考にしながら、投票率アップの取組をお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

選挙支援カードとコミュニケーションボードについてお伺いをいたします。

全ての選挙有権者は、投票する権利を持っておりますが、しかし選挙権があっても、選挙行動に参加できない方というのもいらっしゃいます。障害のある方や病気やけがなどでうまく字が書けない方、また高齢者の方など配慮が必要な方がその対象になるかと思えます。

そのような方のために、郵便投票や投票所に来た際は代理投票、代理投票というのは、係の者が、その方の指示どおりに代筆してくれる制度にはなりますが、そのような制度もございますが、しかしこの代理投票の制度を知らない方というのも多くいらっしゃいます。自分で字を書くことができないからと投票を放棄してしまう方や、代理投票のことをお知らせしても、投票所に行くまでに本当にできるのか心配される方もいらっしゃいます。投票所内は、独特の雰囲気があり、静まり返った環境の中で、代理投票や支援をお願いしたいことを口頭で伝えることが困難な方や苦手な方もいるかと思えます。また、障害者の方は、投票に至っては、投票するまでのハードルが健常者に比べて格段に高いことは確かです。投票所のような場所に一人だと、パニックのような状態になってしまう。また、投票所の係の方にうまく説明ができず、結局、投票を諦めてしまうこともあるかもしれません。

そのようなことを解消できるのが、投票支援カードやコミュニケーションボードになります。

ここで皆さんに資料をちょっと見ていただきます。

すみません、ちょっとこれ遠くて見づらんですが、これは土佐清水市が導入をしております投票支援カードとコミュニケーションボードになります。すみません、ちょっと見づらくて申し訳ないんですが、投票支援カードとは、例えば投票用紙に代わりに代筆してほしいかなど、また投票所内の案内をしてほしいか、支援してほしい内容を事前に記載し、投票所の係の方にそれを渡すことで、必要な支援を受けることができるものです。

隣のコミュニケーションボード、これイラストが書いてあるものになるんですけど、よくある質問や依頼をイラストでまとめたもので、指さしにより対応してほしい内容を伝えることができるものをコミュニケーションボードといいます。

ちょっと拡大させてもらいます。

一応これが何をしてほしいかという内容を書いております、家で事前に丸をしていただくという、投票所内でしゃべらずにこれを渡せば、係の方が対応してくれるというものです。こちらコミュニケーションボードというのは、ただ指さしをするだけでこの人が何をしてほしいかというのが分かる意思のボードになります。

資料終了してください。

また、この投票支援カードやコミュニケーションボードの周知の方法といたしまして、各自治体の事例を紹介しますと、ホームページから様式をダウンロードできるようにしたり、広報紙に実物大の支援カードを掲載し、また切り取ってそのまま使用できるようにしたり、また掲載が無理なら、広報紙と一緒に投票支援カードを入れ込んで、市民の皆様に周知をし、そして活用していただくなど、様々な取組のほうをされております。

本市でも、市民の皆様が安心して投票できるよう、この投票支援カードとコミュニケーションボードの導入ができないか、お伺いのほうをいたします。

■議長（平野 正） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） 本市では、これまで支援カード、コミュニケーションボードについて導入しておりませんでしたので、次の選挙から導入するよう準備を進めてまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。前向きな答弁本当にありがとうございました。

投票する環境を向上させるということは、ひいては投票率を上げることにもつながると思いますので、ぜひ来年は本市の市長選も控えているかとは思っています。一人でも多くの方に投票していただける環境づくりをお願いしまして、この質問は終了させていただきます。

では、次の公園遊具についてお伺いをいたします。

先日、土佐西南大規模公園建設促進同盟会にて土佐西南大規模公園の視察に行かせていただきました。サンサンパークから始まり、わんぱく広場、とまろっと、オートキャンプ場等々改めて土佐西南大規模公園のすばらしさを実感したところでございます。公園内の各遊具も新しく更新されており、来園された子供たちにとって、楽しい時間になるのではないかと思います。

また、公園遊具は、子供たちに多彩な遊びの機会を提供し、そして子供の遊びを促進させ、成長に役立つと言われており、公園における遊具の必要性というものを感じました。

本市においても、大小様々な公園があり、その中で遊具が設置されている公園もあるかと思っております。

そこで、質問になりますが、本市が管理を所管する公園は何か所あるのか、またそのうち遊具が設置されている公園は何か所あるのか、お伺いいたします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

本市が管理する公園は69か所、内訳としましては、都市公園が58か所、市立公園が11か所あります。その中で、遊具が設置されている公園につきましては49か所、内訳としましては、都市公園が47か所、市立公園が2か所でございます。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。分かりました。

では、引き続き遊具に関する質問になりますが、本市内である遊具が設置してある公園を利用されている親子の話をお伺いする機会がございました。その親子が利用している公園に設置されている遊具は、昔ながらの遊具なのか、さびや汚れなどがひどく、子供に使用させるのに少し抵抗があると。また、昔ながらということで、使用しづらいというお声もいただいたことがございます。今は公園遊具も様々な進化を遂げており、今の子供たちに合った遊具の設置をそのご家族の方は望まれておりました。私も何か所か遊具が設置してある公園を見て回りましたが、中には全く使われていないだろうと思われる遊具もありました。

そこで、質問にはなりますが、公園遊具を新しく更新する場合は、更新までの期間の定めはあるのか。また、どのような方法で遊具を選定しているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

まず、遊具の更新期間についてお答えいたします。

本市では、国土交通省が定めます公園施設長寿命化計画策定指針に基づきまして、四万十市公園施設長寿命化計画を策定し、計画にのっとり遊具等の更新を行っております。

指針及び長寿命化計画における遊具等の更新時期の考え方につきましては、維持保全により延命できた期間などを含めた使用見込み期間を超えたときに更新を行うこととしております。遊具などの設備は、年数の経過とともに劣化していきませんが、定期的に適切な安全点検と維持修繕を行うことで、使用見込み期間を延ばすことが可能です。

参考までに、国の指針で定めます遊具の使用見込み期間についてご説明いたします。

遊具の設置された場所や気象条件、それから利用状況等によって異なってまいります。遊具の材質により変わってまいります。標準的な使用見込み期間は、スチールですとかステンレス製の遊具につきましては28年から33年間、FRP等のプラスチック製の遊具につきましては22年から33年間、木製の遊具につきましては14から18年間とされております。

次に、本市が設置する遊具の選定方法についてお答えいたします。

行政が独断で遊具を選定するのではなくて、どのような遊具が必要とされているか、市民ニーズを把握するためアンケート調査を実施した上で設置希望が多かった遊具を選定しております。アンケートの実施に当たりましては、なるべく多くの市民の方からご意見を伺いたいと考え、公園のある地域にお住まいの方、公園近隣の保育施設に通う園児や保育士の方はもとより、市の広報やSNSを活用して、なるべく多くの方から幅広くご意見をいただけるよう努めております。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■ 3 番（澤良宜由美） ありがとうございます。遊具を更新する選定方法は、アンケートで取られて、市民の皆様の意見も尊重されているということで、了解いたしました。やはり、公園の遊具は、子供たちが伸び伸び遊べて、そして子供たちの想像力や社会性の発達にも期待ができるものではないかと思しますので、ぜひその子供たちの期待に沿える公園遊具の設置をお願いします。

では、次のインクルーシブ遊具の認識と必要性についてお伺いをいたします。

まず、インクルーシブ遊具とは、障害があるなしにかかわらず、全ての子供が遊べる遊具のことをいいます。2006年には、バリアフリー法が施行され、各施設や公園にも、多機能トイレやユニバーサルデザイン、ユニバーサルデザインというのは、障害の有無に関係なく、全ての人が使いやすいようにデザインをされたこと、そのような物が取り入れられるようになりましたが、全国的にも公園などの整備はまだまだ進んでいない状況ではないかと思えます。障害のあるお子さんやそのご家族の中には、公園遊具で遊ばせたいが、安全面を考えると遠慮してしまうという親御さんもいらっしゃいます。その点、インクルーシブ遊具は、障害がある子供もいない子供も安心して遊べることができます。例えば、親と一緒に滑ることができる滑り台や、車椅子に乗ったまま遊べる砂場の遊具、また寝たままこげるブランコなど、様々な形態の遊具があると伺いをしております。このようなインクルーシブ遊具があれば、多彩な子供たちが交流する場所にもなり、また子供たちの親同士のコミュニケーションの場所にもなるのではないかと思います。

そこで、お伺いをいたしますが、インクルーシブ遊具の認識について、また本市においての必要性について、御所見をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

公園には、多くの役割がございまして、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の方々が自然との触れ合い、レクリエーション活動や健康・運動・文化活動など多様な活動を行うための拠点として利用されております。

この中で、先ほど議員からもご紹介ございましたインクルーシブでございますが、この考え方は、障害の有無や性別・年齢にかかわらず、誰もが一緒に楽しく利用できる公園づくりを進める上で欠かすことができない重要な考え方であると認識しております。

インクルーシブ遊具を市内の公園に少しでも整備できないかということですが、本市の公園に設置されている複合遊具にインクルーシブの機能が備え付けられたものがございますので、ご紹介いたします。

まず、体全体を使って遊ぶだけではなくて、手足が不自由な方でも楽しめるように、簡単に回したり、絵柄を合わせたりして遊べる遊具が安並運動公園などがございます。また、お店のような窓口があって、利用する子供たちの主体性や社会性、コミュニケーション能力を深める

ことができる遊具が八反原公園などにございます。

このように本市では、誰もが利用しやすい公園づくりを心がけて進めてきたところですが、市内の公園の多くにインクルーシブな遊具の整備ができているかという点、十分ではございません。様々な個性や感性を持った人々が楽しく利用できる公園づくりができるよう努めてまいります。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。本市のほうでも、対応できる遊具があるということで、承知のほういたしました。

インクルーシブ遊具もそうですが、他の自治体では、福祉や教育の観点から、インクルーシブ遊具というよりインクルーシブ公園として整備のほうも進めているところもございます。これからは、皆様が安心して使える公園遊具の整備をお願いして、この質問は終了させていただきます。

では、次の質問に移ります。

女性の健康を守る施策についてですが、まずは更年期障害に対する取組についてお伺いいたします。

更年期とは、女性の場合、閉経前後におよそ10年間と言われております。女性ホルモンのバランスが崩れることから、心身に不調が現れ、そしてほてりやのぼせ・発汗など、身体症状や気分の落ち込みを更年期症状といい、日常生活に支障が出るような深刻な状態を更年期障害といいます。今は、女性の就労率も高くなっておりますが、更年期特有の不調を抱えながら働く女性も多く、またその反面、深刻な更年期障害による離職者は40、50代の女性の中で、推計46万人以上上回っているとの統計もございます。また、厚生労働省は、2021年に、更年期の症状や医療機関の受診状況などの意識調査を発表した際、更年期の症状を自覚し始めても、医療機関を受診しないと答えた割合が、4、50代の女性で約8割を占めているとの報告もございました。

本市においても、4、50代の女性は、社会に出て活躍している年代です。このように女性の活躍を推進する上で、更年期の女性を守る具体策として、簡略更年期指数という更年期の症状を評価するための指標がございます。10項目の症状に応じて点数を入れ、その合計点を基に評価し、自分の状態を客観的に把握ができ、医療機関を受診する際の目安になるとも言われております。私自身も今ちょうどこの年代ですので、日々現れる体の不調は、更年期から来るものなのか、ただの疲れなのか、またはもう歳のせいなのか、なかなか判断に迷うこともございます。その判断材料の一つとして、この簡略更年期指数を対象年齢となる女性の検診に導入することができないか、お伺いのほういたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） お答えします。

更年期の症状は様々で、程度も個人差もあることから、自分の心身の不調が更年期によるものなのか、また医療機関を受診して治療が必要な状態なのか、判断する目安になるために、簡略更年期指数は有効だと考えます。

乳がん検診や子宮がん検診などの検診時に取り入れて、更年期障害の理解とともに、必要時は保健師の問診時に相談もできるように取り組んでいきたいと考えます。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。前向きなご答弁ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

更年期の症状は、その年代にならないと本当に分からない症状なので、自分の健康を管理する目安として活用できたらと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問ですが、先ほどの更年期障害もそうですが、女性は男性に比べてホルモンバランスの影響を受けやすく、月経や妊娠・出産・更年期といったライフステージに応じて様々な症状になりやすいと言われております。先ほどの更年期障害以外でも、月経痛や月経前症候群・頭痛・不眠・冷え・摂食障害など様々な症状があり、これらを発症すると、明らかに生活の環境、または生活の質も変わってきます。症状は人それぞれ違うため、時によっては、職場や学校、または家族に理解がされず、周囲には個人の問題だからとされ、一人悩みを抱える方も多いのではないかと思います。

このような女性特有の健康障害に対して、国のほうでも、女性の健康上の問題に関する研究、治療の司令塔となるナショナルセンターを創設する方針と打ち出しをしており、女性が健康で活躍できる環境整備に向け、取組をされております。

では、ここで質問にはなりますが、本市では更年期障害を含む女性の健康障害に対する取組についてお伺いいたします。

また、そのような相談があった場合、相談窓口とかどっかにつなげていける、そのような整備はされているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 更年期障害を含め、月経周期に合わせて現れる心身の不調など、女性の健康障害に対する取組は現在できておりません。女性の健康障害に限らず、広く健康に関する相談を保健師などが受け、必要時は専門機関の受診を紹介するなどの相談支援体制は取っておりますが、女性の健康障害に関する理解を進める取組ができていないことから、相談件数はほとんどないのが現状です。まずは、簡略更年期指数の活用に併せ、女性の健康障害に関する理解を進めていき、それぞれのライフステージに応じて相談がしやすい環境にしていきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。なかなか更年期障害、人に話すっていうことが女性自身でもありませんので、どこに相談していいか、医療機関に受けるべきなのかどうなのかというのは、やはり悩んでる女性の方というのも、統計を取ったわけではないですが、かなりいらっしゃるといのは事実であります。ぜひ、更年期障害に対する取組も本市のほうでまた積極的によろしく願います。

では、次の質問に移ります。

子供のネット依存の取組についてお伺いいたします。

今やスマートフォンやタブレット・ゲーム機器など、インターネットに接続できるデジタルデバイスは子供たちの身近なものになっております。また、GIGAスクール構想によって、1人1台の端末、機器が配布されており、さらに子供たちがインターネットにつながる機会は一段と多くなっています。

一方で、子供が有害なコンテンツに触れてしまわないか、ゲームをやり過ぎてしまわないかなど多くの保護者が心配しているのも事実です。

国の統計によると、ネット依存の疑いがある中高校生は、2012年で約52万人に対し、2017年には約93万人にまで増加しているというデータもありました。特に多かったのが、ネットゲームの依存であり、ある女子中学生は、オンラインゲームにのめり込み、昼夜逆転の生活になり不登校になってしまった。また、ある男子中学生は、日常生活に障害を来すほどのゲームを続け、それを注意した母親に暴力を振るったなどの事例もあるとのこと。また、学業にも影響が出るようになってきており、国立教育政策研究所が、小学6年生を対象に調査した結果、ゲームをする時間が長い人ほど、学力低下の傾向にあると言われております。

これらのことを踏まえ、本市の小中学校のネット依存やゲーム依存にならないための対策として、教育現場ではどのような指導を行っているのか、お伺いいたします。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

本市の少年補導センターで毎年実施をしております小中学生を対象といたしました家庭におけますインターネットの利用状況についてのアンケート調査では、平日のインターネット利用時間が2時間以上と回答した割合が、令和5年度、本年度は、小学校4年生から6年生までで23.4%、中学校では56.7%であり、年齢とともに増加する傾向にあります。昨年度と比較いたしましても、小学校・中学校ともにこの割合が増加しており、特に中学生では10%以上増加しているというような状況でございます。

小中学生が、インターネットやゲームへ依存してしまうことにつきましては、生活のリズムを崩し、議員おっしゃるとおり、不登校につながる事例や十分な知識がないままインターネッ

トを利用し、トラブルに発展する事例も全国的に多数発生をしております。

本市での教育現場での指導ということでございますが、学校では、人権や道徳学習の一環といたしまして、インターネット上のトラブルについて、教材を使って道徳的判断力を育てる学習をするほか、学級活動の時間等に具体的な事例や注意をすることなどを適宜指導しております。さらに、少年補導センターや警察署、また企業などから講師を招聘した情報モラル教室を学校で開催し、SNS利用時の危険性や注意点について注意喚起を行うほか、参観日等には、保護者を対象にした講演会を開催するなど、児童生徒だけではなく、保護者への啓発も併せて行っているところでございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な取組のほうをされているということを確認をいたしました。この問題に関しては、学校もそうですが、家族の方との連携も必要になってくるかと思えます。ネットやゲームを行うというのは、学校以外の場所、おおむね自宅が多いのではないかと思います。学力低下や体調不良、また不登校になりかねない問題でもありますので、教育現場から子供たちに問題意識を持ってもらえるよう、またさらなる指導をお願いいたします。

では、最後の質問になります。情報モラル教育についてお伺いいたします。

先ほどちょっと課長のほうからもやられているというお話のほうありましたので、もうこれは簡単にさらっと行かさせていただきます。

先ほども言われましたが、子供たちは今SNSとか多くのものを活用しながら多くの人との交流やあらゆる情報をも取得しております。こうした情報化の波は、子供たちの世界を広げ、様々な人やその物事に会う機会を与えてくれる、視野を広げるなどのメリットもございます。その反面、犯罪やトラブル等に遭う危険性も多く含まれております。スマートフォンやパソコンなどは、便利な反面、その使用方法によってはいじめや自殺などのトラブルに発展する可能性もあります。

このようなことを防ぐためにも、一人一人が情報のモラルを身につけ、トラブルに巻き込まれないようにすることが大切になってきます。

先ほど課長のほうも言われました情報モラルの教育の取組について、本市では、子供たちに対してどのような指導をやられているのかお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 12時になりましたが、一般質問を続けます。

山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、急速に進みますこの情報化社会を生きていかなければならない子供たちにとって、インターネットの利便性だけでなく、危険性を十分理解した上で情報の信頼性や正確性を判断し、適切に活用するスキルを身につけることは非常に重要であるというふう

に考えております。

こういったことから、どのようにということですが、先ほども申し上げたとおり、現在実施している取組を社会情勢に合わせてブラッシュアップしながら、他者への加害や権利侵害を行わないよう、自らの行動に責任を持ち、また事故や周囲が危険に巻き込まれることを避けるためにも、引き続きこの取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひ継続していただければと思います。

これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

■議長（平野 正） 以上で澤良宜由美議員の質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 議長からお許しをいただきましたので、40回目の一般質問をさせていただきます。

今年の正月元旦、能登半島では石川県を中心に大きな地震が来ました。多くの方が亡くなり、現在も避難生活をされている方、断水になって非常に苦労されとる方、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、早速ですが一般質問をいたします。

1つ、2つ、確認をしておきます。

高知県農業協同組合に貸している文化複合施設の一部、土地は行政財産か、普通財産か、確認しておきます。

また、建物についてもお聞きします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

土地につきましては、教育財産となっております。建物につきましては、貸付部分につきましては、普通財産となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

土地については行政財産、建物350㎡を貸した部分については普通財産ということで分かりましたが、なぜ分かれとんですか。行政財産は、所管課が管理する。行政財産と普通財産に分

かれとんですね、一体のもんが。その理由は何ですか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

まず、土地につきましては、先ほど申しましたとおり、行政財産となっております。建物につきましては、いわゆる公有財産という部分では行政の持ち物となっておりますけれども、特に使用の目的が明確に行政利用するものではないものでございますので、建物についての位置づけのみ普通財産という形としております。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

それでは、お聞きします。

しまんとぴあの一部、350㎡をJAさん、高知県の農協に貸してますね。そのお金が1か月、今現在契約して執行しよるわけですので、1か月23万8,475円で賃貸借契約を結んでおります。私は大変おかしいと思っております。

そこで、お尋ねします。

生涯学習課が古津賀で公民館をみだしましたので、古津賀にお借りしてましたね。そのお金が令和元年1月から今月末まで借りております。1か月25万円です。借りておりますが、まだ敷金も6か月分納めて150万円納めております。建物面積は、借りた面積は、農協に貸した350㎡の約45%、157㎡でございます。事務所としてサニーマートさんだと思うんですが、契約をしております。

担当課に確認しておきます。

それで間違いありませんか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 間違いありません。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

そこで、市長にお伺いします。

先ほども確認したように、157㎡を借りたわけですね、月25万円で。農協さんには、350㎡を新品の建物です。1億5,340万円プラスインフレライドで上がった分もありますが、そのお金が約24万円で貸してます。私はそのことを今日傍聴に来てくれとる方も含めて、何人かに市民の方に説明して、この現実をお話ししました。そしたら、皆さんがえっほんとかえと。こんなことがあるがかえと、こういうお話がありました。私は、借りた25万円がおかしいとは思っておりません。双方が契約して借りてますので、調べてみると規則も借るほうにはありません。そういうことで、おかしいとは思ってませんが、私は先ほども言いましたが、農協に貸した契

約がおかしいんだと、条例規則に違反しとると思っております。

そこで、市長に重ねてですが、市長はこの契約が双方とも正しいと思っておりますか。そして、私の説明した方は、うそやろと、こう言いよりますが、市民の理解が得られると思っておりますか、お尋ねします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

まず、サニーマートから市が25万円ですかね、借ってたという点と、そして今回、しまんとぴあの中をJAが使うということにつきましては、私は同一レベルで判断をするべきものではないと思っておりますし、条例・法令に対しましては、担当課長よりご答弁を申し上げます。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

同レベルでは考えられない。借るほうも市民の税金で借りてます。造って貸すほうも市民の税金で建てて貸してます。私は、やはりそのことがおかしい。この後、何がおかしいかというのを順次明かしていきたいと思えます。

次に、お伺いします。

協議報告書についての伺いでは、協議報告書もいっぱい作ってますので、このようになってます。令和5年、去年のことです。3月30日の協議報告書です。生涯学習課とJAで、生涯学習課の職員、課長以下3名でございますが、JAのほうは4名で協議をしております。協議内容は、市が想定している今言われた25万円の賃貸借料、そのことについて市のほうから説明し提示をした、こうなっております。

そこで、そのまま読んでみますと、市の財務規則に従い、建設工事費の7%を算出額は、税抜きで1年目、年額1,073万8,000円、月額に直すと89万4,833円。また、建設工事費が、インフレスライドにより算出した額は、年額1,181万1,800円、月額に直すと98万4,317円になります。これが本来、設定される賃貸借料でありますというふうに説明しとる。本来、規則に従ってやると、この額が農協さんとの貸す額ですよという説明をし、ただしこの方法では、施設全体の工事費が影響し、工事単価が割高になっているため、それを考慮し、JAの新本館建設工事費単価を基に算出した額、年間473万8,472円、月額39万4,873円に賃貸借料をここで設定したんですね。それで、設定したと伝えた。この額にした。規則に対して、本来もらう額はこうやけど、全体を建てました。農協の部分というのは、1階建てですが、工事費で割高感があると。私もそれは理解しています。何が割高なのか。4階建て部分の一部ですので、1階建てだと地盤が悪いところですから、くい等について平米当たりで割り振ると割高感がある。そのことは私も認めます。私も技術屋の端くれですので分かります。それで、割高感があれば、それを引けばいいんですよ、規則にのっとって、引けばいい。隣の建物7%掛けたらいけません。それはどうしてそんなことになったのか。その後、協議書に書いちょとおりを読みます

ので。また、市としては、議会等において説明できる根拠である額で設定する必要があり、そういう面から賃貸料についてはこれ以上下げれないというふうに言ってます。JAさんから、その提示をしたときにどう言うてJAさんが言うたかと。JAからも提示額は思ったより安く、これ以上安いと市民から批判されることも考えられると提示額について理解されたと。借るほうがこれ以上安かったら市民から批判されると、農協が。そういうふうに農協は提示額についてはオーケーですよ。これは第9回の研究会したわけですね。市長が研究会の農協とうちと、うちは9人の委員さんが10数回建物のこととか土地のこととかかえることとか、いろいろと協議をしてます。その中の9回目のまとめでございます。そういう中で、借るほうが、びっくりしよる。これ以上安うなったら、市民から農協が怒られると。

そこで、市長にお伺いします。

内容については、市長も理解しとると思いますので、私が今言ったことは、間違いありませんか、お答え願います。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 確かに、協議会で何回か協議をいたしました。一回一回の協議を自分の中でコンピューターはありませんので、すごく記憶しているわけではありません。その中で、そういう議事録があるというのであれば、それは事実であろうと思います。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） それでは、次に質問を変えたいと思います。

そこで、お聞きします。

本来設定される賃貸借料の額は、1年目は月額98万4,317円、間違いありませんか。担当所管課長に聞きます。というて、議事録に書いちょることは間違いはないかという、市長覚えてない言うけんね。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 先ほどの議事録につきまして、令和5年3月30日の分ということとで説明させていただきます。

月額の変換で私どもは説明しておりましたので、上岡議員、規則によるもので、建設費に7%を掛けた額での額のご紹介であつたらうと思いますけれども、私どもは月額という形は押し述べて説明しておりますので、額のずれはありますが、多分50年間の合計で言えば合致すると思っておりますが、インフレスライド前で45万6,365円、インフレスライド後で50万2,002円という話は説明させていただいております。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 全然答弁になってません。本来ならこの額が議事録に残ってますので、そういう説明をされましたか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 先ほど確認しましたが、令和5年3月30日の件に関しましては、私ども資料に基づいての説明を行っておりますので、先ほど説明した月額の内容で説明をしたところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。

私は、この問題は、規則に当該建物の7%で貸さないかんというふうに書いてます。先ほど確認した土地については、条例で4%で貸さないかん、こうなってます。

じゃあここで話を切り替えます。

土地について農協さんのほうに説明をしております。年額60万円、月額5万円というのは、4%になっとなです、それは。どういうことかと言いますと、その土地は、鑑定をもらっております。平米4万5,000円の土地でございます。土地も等価交換で農協さんと変えました。うちのほうが多少高くて、鑑定が、面積を少し等価交換してますが、お金のやり取りは土地はないんですが、ほぼ同じ面積で変えてます。350㎡貸した、農協に貸す、その分は平米4万5,000円ですので、計算してみますとぴったり合うちょんです。それが、今回の今現在10月1日から契約しとる、入ってないのはなぜか教えてください。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられました土地代も込みでこれまで説明しているという経過でございますが、勉強会の中で資料を作成しております、その中に確かに記載しておるところでございます。これにつきましては、従前、考えられる可能性全てにおいて、積算として入れて調整をしていくという過程の基で算入していったものというふうに考えております。しかしながら、具体的に農協と家賃等について交渉する中で、個々について検証した結果、財務規則111条の第1項第1号・2号・3号とございますが、建物については2号のみを適用するということが我々判断したところございまして、ただ今回は2号によらない事象もございましたので、実質7%を活用しつつも、3号で改めて計算しているところでございますが、そのようになったところでございます。

まず、土地をなぜのけたかというところでございますけれども、これにつきましては、財務規則でそもそも建物についてはというふうに明確に記載をしていること、それと調べるところによりますと、過去の判例で、建物を借る場合については、土地も当然に付随しているというようなことがありましたので、そういうことを総合的に考えて、土地については省いたというところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 課長ね、全くおかしい答弁しよるね。条例にうたっとんですよ、規則に条例に4%、条例も持ってきてますけど、条例を無視した契約をするんですか、まず聞きます。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 先ほど申しましたように、判断として、建物に付随するものと、土地は、考えておりますので、そのとおりの解釈をして、計算をしたところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 判断は分かりました。判断が間違っております。指摘しておきます。

どうしてそんな判断になったかと、私はこれが問題だろうと思ってますね。複合施設を建てるのに、協定書を農協と結んでますね。その中で、こういうふうに協定書1から9まで合意文書を市長となぜか分らんが農協の筆頭理事の組合長やなくして、経営管理委員会の会長さん、宇都宮さんと協定書を結んでます、平成30年3月20日に。その協定書に私は問題があるんじゃないかなろうかと。協定書の中に、農協の経営安定化を図るために、この農協に貸すお金を、率を下げると、そういう1項が入っちゃんです。私は、市には農協の経営を助けるほどの余裕がない。市民の暮らし向きをよくしていかないかん。市民が先、余力があれば、農協を助けてもいいんですけど、そのことによって、先ほど戸田課長が答弁されたことにつながっちゃう。何よりも大事なものは、市の法律であります。条例を守る、そしてその次の条例に匹敵する市の規則を守る、自らが犯してどうするんですか、市長。そのことについてご見解をお伺いします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほど上岡議員のご質問の中で、若干誤解しているところがありましたのでご説明をいたします。

1つには、JA高知はたは、当時組合長制度でやっておりましたが、途中から経営管理委員会制度というのを導入いたしまして、そしてそのトップが経営管理委員会委員長の宇都宮さんであったと思います。締結当時には、経営管理委員会の委員長というのが、JA高知はたのトップでありましたので、私とそして経営管理委員会の委員長で協定をしたということにつきましては、全く問題はないと考えております。

そして、もう一つ、いろいろな協定を結んだわけで、一から十まで全部私は覚えておりませんが、例えば農協の経営の安定化に資するということにつきましては、確かに今ほど議員が申されましたように、市にはいろいろございます。私がよくいつも申しておりますのに、例えば森林行政では、森林組合を核として、そして自伐林業の方々であるとか、個人山主等々がやっていく。そして、特に農業政策においては、当然、農協を核として、そのほかにいろいろな形をやっていかなくてははいけません。特に、四万十市におきましても、JAがしっかりして

いないと、例えば農家につきましては、大変大きななりわいとしてやることができないというのが現実でございます。特に、例えば園芸品を作っておりますけれども、それを個人個人で判断するわけにはいきませんし、そのためにもしっかりと農協の経営の安定化に資するということにつきましては、一つも問題はないと思っておりますし、また条例・法令につきましては、私は詳しくはございませんので、担当課よりご答弁をいたします。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長は、以前の私の答弁に、地方自治法は、法律の専門家ではないから分かりませんという答弁しとる。全て行政は、税法なり道路法なり地方自治法なり、全て法律で皆さんは、職員は行政をしとるわけです。行政の長が、今の私の質問に、分からんから、担当課に答えらす。担当課もそんなに法律の専門家おらんとおもいます。勉強して答えていただいとるというふうに思います。

そこで、もう一つ、話を変えます。

基本合意書では、先ほど私が言うたように、2条のほうでこんなふうになってます。JAの経営安定化を図るため、双方協議の上、減免率を定め減免することとしますというふうになってます。それが、令和5年8月30日の変更基本合意書では、このように変えてます。先ほど市長が答弁された代表者、高知県に替わりましたですね、高知はたから。当然、替えないけません、変更せないかん、協定書も。そして、代表理事組合長さんとうちが先ほど5年8月30日に変更合意書を交わしました。1つは、名前を変えたこと、もう一つは、先ほど言った双方協議の上、減免率を定めて減免することとするを変えました。JAの経営安定化を図るよう、双方協議の上まで一緒です。減免率をやめて決定する、話し合いで決定しようと思変えました。変えた理由、教えてください。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 当初、合意書を結んだときには、まだ家賃の決定方法の計算等については詳しくありませんでしたので、先ほどの基本合意書のように、減免率を定めるという文言が入っておりました。最終的に、先ほど申しましたように、新たな家賃を決定していく中では、減免率は定めない方法でやりましたので、合意書の内容と差が、結果が出たらいけないということから、減免をしないイコール減免という言葉ののけたというところがございます。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 全く分からん答弁ですが、私は、市長、市長も先ほど午前中の西尾議員の答弁の中で、私もよくぞ完成したと思っておりますよ、このことをのけたほかは。しかし、市長も西尾議員の答弁の中で、農協さんとの関係でフィフティー・フィフティーで、半分、半分、ええとこも悪いとこも、こらえるとこもこらえんとも、それでやりよったというふうに触れ

ておりました。私は、全く農協さんに便宜を図ってやったんだと。具体的にお金で言いましょ。私の計算では、50年間平均でやる、平均でもらうんですよ、毎月。決まりでは、土地にしても、建物にしても、そのときの値打ちの7%と4%でやるんですよ。仮に今の契約が50年間ずっと続いたら1億6,000万円建てたもんが農協さんからもらう金は1億3,000万円ですよ。そのお金の財源は、単独ですよ。市民の税金ですよ。国からの補助、起債もない。しっかり先ほども言いましたけど、初めは38億円何がしかでサイバラさんと竹中工務店合作で受けてもらいました。最終は40億円何がしかで工事が終わりました。インフレスライドも入って終わりました。そういう中で、この分だけはその中から分冊で設計書もできちよる、当初から、発注時点から、1億340万円という。途中から7%を農協に切り替えた。農協の建物にした。当該建物にないがにした。だから、今できちよらん。それが、上積み。途中でやめたんです。規則を守ることを、条例を守ることを。そのやめたことは、この協定書、基本合意書に安くすると書いちょるから、事務サイドはやめなしようないなつたと、それに合わさないかんから。そういうことと私は思っていますが、それが違うと言うのであれば、市長、お答え願いたい。私はそういうことを思ってますよ。こうなつたことは。1億6,000万円かけて、市民の税金を基にかけて、50年かけて分割でもらうのが1億3,000万円。いつ地震が来て、建物がないなつたら、それを平均でもらう、毎月の。そんなやり方いかがなもんですか。おかしいでしょう。市長、どう思いますか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたしたいと思います。

確かに、今ほど地震が来てなくなるような施設にはしておりませんので、その点は安心をしていただきたいと思います。

そして、もう一つ、1億6,000万円、1億3,000万円とかという話が出ておりましたけれども、僕はすみませんが、詳しい数字については把握をしておりませんので、それについてはご了承いただきたいと思います。

また、このことにつきまして、市が全面的に譲渡をして、農協ばかりがプラスになっているのではないかという話がありましたけれども、これにつきましては、全然理解と実際が違いますので、すみませんが、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長に私今の答弁で注意をしたいんですね、誠に申し訳ないが。市長が全部判ついちよんですよ、決裁しとんですよ、今言うた数字は。全て市長が、私全て持ってきてますので、ここへ。全てあなたが決裁しよんですよ、そういうのを。それを知らんと言われたら、問いようがないですけどね。

副市長にお尋ねします。

副市長も12月議会、私が突然振った答弁の中に、そのことを基本合意のことはちゃんと覚え

とって、減免協議したと。正しい答弁をされてます。市長が、私は今の決め方というのは、規則にも条例にも違反して非常におかしいと。その原因は、基本合意書にあると私は思ってますが、副市長は思ってませんか。12月答弁も含めてお答え願いたいと思います。

■議長（平野 正） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） 今回の文化複合施設の整備については、私も少なからず関係していますので、その範囲内でお答えさせていただきます。

まず、この基本合意書の減免、もしくは双方合意の上、決定するという合意書の内容ですよ。それについてどうかというご質問ですが、私自身はこれは間違った内容ではないと思っております。といいますのも、当初の整備の経過から少しだけ申し上げますけれども、JAに相当の負担をお願いする中で、JAとの一体的整備ということが実現したものでございます。JAが全く費用負担なしに今の現形になって、JAが全てメリットだけを受享受したということではございません。そういった中で、一定補償費等そういったものも支払わないという合意の中で、JAのそういった補償費も支払わない上でのJAの相当の負担を強いることに対して、JAの経営の安定化を図るために、そういった賃貸料については一定の配慮を行うということで、この事業を進めたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 少し副市長の答弁、理解するところもありますが、全然いかんところがあります。基本協定書の中でも、JAには補償しないというふうになっております。うたっていないだけです、うちの公民館も働く婦人の家も、後ろにあったいろんな物件についても、JAさんがいたんですけど、全て補償はしておりません。それもフィフティー・フィフティー、両方にあるものは、それぞれが壊して明け渡ししようとして、そういうことの合意書ですよ。何もJAさんがみだしてくれて、うちのがもみだしてくれたがやったらそれでいいんですけど、補助もろうたがやったら。うちももらってません。どっちが補償費が高かったかと、私は私の腹積もりでは、うちが補償費が高かったと、うちに来るほうが、と思っておりますよ。そこは少しわざわざ協定書に書いてますけど、協定書の中に書くのであれば、その項を。双方が物件補償については双方の責任の下で明け渡して、更地にして交換する、それが一番正しい協定書じゃないですか、フィフティー・フィフティーじゃない、書いちょるじゃないですか、そのことについて先ほどの答弁について、私はそのように思っております。

そこで、お聞きします。

もともと50年の残存期間というか、決めたんですね。それで、毎年2%ずつお引きになったら、50年ゼロになるんですね。それで、貸し料を決めたとなっております。

そこで、どうして50年になったかと私12月議会で聞きました。省令でそううたっておりますというふうな答弁をいただきました。私よいよ苦勞しました、そのことに。省令があります。その省令は、170ページもあって、その省令を解釈するの。そのことについて少し資料を取っ

て質問しますので、よろしくお願ひします。

その省令、先ほども言うた170ページある。その省令は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令です。この省令で間違いありませんか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 間違いありません。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私は、この省令を、貸すがの耐用年数で2%ずつというふうに答えられました。間違いなと言ひます。この省令を私も税務の専門家ではありませんので、私同窓でちょうど農協へ勤めておった同級生がおります。税理士さんでございます。そういう方にその方、国税・県税の現役の職員に休みの日に聞きました。この省令は、そんなんじゃありませんよと。個人の所得税、法人の所得税を決めるときに用いる省令ですと。例えば、10億円のマンションを造って、1,000万円の家賃収入がありましたと、1年間に。そのときに、1年間経過したときに、2%毎年引けると。支払いはせんけど家が古うなるから。引けるといふ省令ですと。会社にしても一緒です。会社の社宅・倉庫、いろんなもんを造ります。そのときに2%ずつ引けると、こういう省令ですよ。口をそろえて皆さんが言ひてます。私は生涯学習課の全くの勘違いじゃなからうと思ひますが、そこで担当課長の税務課長に、この省令の私が今所得税を引くがの、50年過ぎたら引けれんですよ、もう、家が何ぼよかっても。そういう省令に使うといふふうに専門家からアドバイスをもらった、教へてもらった。そのことについて、この省令は、所得税を減ずるときの省令ですかといふ解釈ですが、よろしくお願ひします。

■議長（平野 正） 山崎税務課長。

■税務課長（山崎行伸） お答えをいたします。

議員がおっしゃっているこの省令につきましては、質問の中にありました所得税法、それから法人税法、ここにあります減価償却資産の耐用年数について定めたものでございます。固定資産といふのは、減価償却におきまして、少しずつ必要経費を費用化するといふことで、先ほど言われまして50年といひますのは、鉄筋コンクリート造等々の事務所といった建物のところでございまして、償却率が2%といふことでございまして、その資産によっては償却期間、それから率といふのは変わってきますけれども、そういったところのご理解をしていただいた上で、引き続き答弁申し上げますと、この耐用年数にわたって少しずつ必要な経費として費用化されるという考え方ありますので、償却資産の際には、耐用年数を決めなければいけません。そのために、種類に応じまして、何を何年で償却資産すべきかと定めたものがこの省令でございまして。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

そこで、お伺いします。

私は、50年というのは、これを使うべきやと、耐用年数。これというのが、固定資産税の評価及び価格の決定について、毎年毎年税務課のほうから価格の設定をされて、市民は固定資産税を払っております。

そこで、それはどっから決めてくるかと、自治省から決めてくるんですね。自治省の告示を3年に1回ずつ変えていきよんです。その中で、市長は、知事が決めなかった分は市町村で決めないかんことになってます。それを告示せないかんようになってます、3年に1回ね。固定資産税の基準決めないかんですから、3年に1回、率が変わりますので。変わらんときもありますよ、3年で据置きするときもありますけど。

そこで、皆さんは、市民は、決められた額の、市長に決められた額の1.4%だったと思うんですが、固定資産税を払うんですね。払ってくれてます。それでいくと、市長が地震では乱れないと、そんな心配ないと、50年の中ではというふうに先ほども答弁されました。私も乱れないと思いますよ。その中で、50年で減価償却ゼロになると、さっきの省令でやると。そういうことで基準をかけてますが、平均でかけてますが、あの建物は、固定資産税の基準でいくと、65年たっても20%かかるんですよ、税金は。50年たっても38.46%の値打ちがあると。市長はそれで市民に税金をかけよるんですよ、その率で。毎年毎年決めて、土地の場合はあまり下がらんですよ、物価が下がって土地が下がれば、建物は古うなりますから、そういうことですよ。これを当てはめて、毎年毎年7%を、基が、原資が1億円やったら、9,900万円何ぼって、それで契約するのがまともな契約ですよ。条例にのっとる、規則にのっとる、私は副市長も胸張って答弁しましたが、条例を破ってええ基本合意書、確約書、契約書なんていうのは、自分でつくった、議会もつくりましたと。賛成しましたから。それを自らが破ると。考えられないことでもあります。このことについて、省令で50年、私はそれは間違うちよると、専門家に聞いても。そのことについて合うちょうというんであればご答弁を願いたい。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

先ほど議員おっしゃられました省令でございますが、12月議会でも確認があつてご紹介したところでございます。これにつきましては、減価償却資産の耐用年数に関する省令でございます。事業など業務のために用いられる建物の資産は、一般的に時の経過によって価値が減っていくと。そういうものは定めていく、先ほど税務課長がおっしゃられたようなものでございます。つまり、財務省令が定める償却率と耐用年数を用いて計算することによりまして、その年々の資産の価値が算出できるものということから、今回、ここの省令を使っております。同時に、この省令の中には耐用年数もありますので、当て込めた鉄筋コンクリートの部分の50年ということで入れているところでございまして、これにより家賃交渉する中で家賃を定めていく数として参酌したものでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長にお伺いします。

今ほど市長は、あの建物、鉄骨鉄筋コンクリート建ての市長いわく地震が来ても大丈夫という、それは地方税法の中で3年に1回組み替えて送ってくるんですね、率変えて。その建物は、先ほども説明しました。65年かかっても、たつても20%の価値がある。片や省令で今、戸田課長さんが答弁した、50年でゼロにして、2%下げると。みんなの家もそうしてもらいたい、市民の家も。市長が決めるんですから。市民からは、そういう形で税金取る。農協にはそういう形で50年でゼロになると。なった結果、先ほど私が言うたように、1億6,000万円かけて建てたやつが、建物が、1億3,000万円、平均で分割。

そこで、平均したのは何かと後で問いますが、市長、どう思います。市長は50年を選んだんですよ、省令をね、今決めてますから。市民には65年もつよと、ずっと税金、固定資産税取りますよと。65年たつても20%あるんですよ、70年、80年もあるんですよ。取るんですよ。市長はどう思います。その数字とか分からんなりにでも、そのことについてはどのように感じますか、お答えください。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 私は、税の専門家でもありませんし、税理士でもありませんので、詳しいことについては分かりません。はっきり申し上げておきたいと思います。ただ、今回、市の取った対応について、特別の問題はないのではないかなと感じているところでございます。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長は法律のこと、自治法の専門家やないから分らんと。先ほども私はこれも言われると思ったけど、担当課長は、今私が2つ言いました。私の話にも一利あると思いませんか。思わんなら思わんでええですよ。思いませんか、お答えください。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 思う、思わんはなかなか言えない立場ですので、そこは控えさせていただきますが、先ほど申しましたとおり……。

（「ええよ」と呼ぶ者あり）

ええですか。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 時間も6分42秒になって、食肉センターもせないきませんが、食肉センターについては、私と全く同じ質問が2期目まで一緒に会派を組んでおりました松浦 伸議員が同じ質問をしますのです、やはり後輩ですので、松浦議員に花を持たせて譲ることにします。

それでは、私気になっちゃうのがいっぱいあるんですよ。全て資料を公開してもらいましたのでいろいろある。その中でも、農協の今の建物で試算したという中で、その試算のお金が、

平米当たりのお金、黒塗りで塗られていますからあれですが、概算でいうと、一方の説明では、当時誰が説明、農協でしたか、うちの職員は当時の職名で言うと山本副参事さんと係長の太田係長と2人で農協さん、4人で説明しています。そのときの農協の建物の単価を9,200万円ぐらいで話しています。今現在は6,700万円です。そのことについて、いろんな当初から答えがいろいろになって、だんだん下がってきていることも気になっておりますが、そのことについては次の議会にしますが、もう一つ、気になるのは、今も50年、いろいろ言いました。気になるのがあるが、時間も少のうなりましたので、私が条例・規則に沿って、JAの賃貸借料を算定すると、分冊で今ある設計書、分かちよる設計書、1億5,340万円に7%を乗じる、これは規則にうたっております。掛けると年間1,073万8,000円になります。そして、先ほど言いましたが、土地の鑑定で平米当たり4万5,000円ですので、土地代が1,575万円です。それに4%を掛けると、年間63万円になります。合計すると、年間1億136万8,000円になります。月額で言うと94万7,333円になります。私は、協議報告書にあるように、工事単価が割高になっている部分の一部あると思っておりますよ。建物の工事費については、1億5,000万円、引いたらいいんです。簡単に出来ます、隣の農協の建物じゃなくて、規則にのっとってやれば。そのことが、規則にのっとってやれなかったことは、農協の経営安定化を図る、そして減免する、率を決めて減免する、そういう基本合意があったから、このようなことになったと私は思っております。そのことについては、ずっと議員各位にもお願いして調査をしまいたいと思っておりますが、どうしてもこの契約では、私は容認することはできない。令和6年度も当初予算の中にそっくりそのまま上がっております。そのことも当然、容認できるものではありません。市長に重ねてお願いをしておきます。農協の経営安定化よりも、市民の生活を守ってください。市民は、このところの物価高、またますます上がる社会保障費、年金生活者、パート職員、非正規職員、そして中小零細企業の社長さん、経営者、職員、多くの市民が苦しんでいます。今回の農協との契約によって、50年間では1億円以上の市民の市に対する収入が減るわけです。市民のサービスにつながらんと私は思っています。そのことをお願いして、どうか令和6年度予算、組み替えてもらいたい。ずっと50年間毎年毎年続くんでありますから、そのことをよろしく願いして、一般質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

■議長（平野 正） 以上で上岡 正議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時10分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

川村一朗議員。

■17番（川村一朗） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、私のほうからも、能登半島地震で被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。平穏な日常生活を一日も早く取り戻せますように、早期の復興を願っております。

それでは、早速質問に入ります。

食料確保と農業対策について質問をいたします。

食料自給について質問をいたします。

国の食料自給率は38%とされています。種子や肥料、家畜の飼料など自給率を合わせると実際には僅か10%とも言われております。近年、国連食糧農業機関の世界飢餓マップで、日本の飢餓レベルが引き上げられ、日本は国連公認の飢餓国に認定されました。2021年の内閣府調査でも、食料を買えなかった経験がある世帯の割合は11%とされています。日本の食料事情は逼迫しています。5年前には、高知県の食料自給率は46%とのことでしたが、現在の高知県の食料自給率と併せて四万十市の食料自給率を予測するとするならば幾らになっているのか、質問をいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

まず、高知県の食料自給率から申し上げます。

農水省の資料によりますと、カロリーベースで、直近の確定値ということになりますが、少し古いですが、令和2年が43%で、概算値の公表数値が令和3年が46%ということになっております。

なお、都道府県別の食料自給率につきましては、国、農水省ですが、国全体の総合食料自給率の基となるデータとか、あと都道府県ごとの統計データ等を基にして算出した数値ということでありまして、県が算出したものではございません。

また、市町村ごとの食料自給率につきましても示されてはおりません。そのため、本市の自給率につきましても、各種統計資料を用いて、複雑な算出過程を経て求める数値となるようですので、おおよその数値というか、そういうことを市町村が独自で算出するという事は難しいのが現状ということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に移ります。

新食料・農業・農村基本法について質問をいたします。

岸田政権は、この2月27日に新農業基本法を閣議決定をいたしました。新食料・農業・農村基本法では、食料確保を前面に出しながらも、これまで唯一の最大の目標として掲げていました食料自給率の目標が消え、多数ある指数の中に格下げされています。これまでは食料自給率の向上を図るが書き込まれていましたけれども、今回その言葉がありません。新法では、国内

の自給率向上を追いやり、海外からの輸入の位置づけを強化しています。日本の食料自給率の実情は、6割以上を輸入に頼っています。異常気象、コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻等、世界の情勢が大変不安定な中で、食料の大半を海外からの輸入に依存していることは大変危険です。昨年3月議会の質問で、政府の財政制度審議会が、食料自給率向上や備蓄強化に主眼が置かれることは疑問だと食料自給率向上を否定するかの発言をしたのに対して、市長に見解をお伺いをいたしました。その際の答弁で、現在の食料自給率が決して適当とは言えず、本市も自給率の向上を目指したいと述べられました。全く同感であります。昨年7月には、世界最大の米の輸出国インドが、輸出を制限をいたしました。世界で何が起こるのか、全く予測が付きません。また、日本においても、昨年は異常気象や農業従事者の高齢化等で、日本国民が1年間に食べる量の米を生産することができていません。日本国内において、食料自給率を高めることは重要と考えます。今回、新食料・農業・農村基本法について、市長の見解についてお伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

まず、農業基本法につきましては、1961年、昭和36年でございますが、農業と他の産業の生産性やまた所得格差を是正を見直し、農業の近代化や合理化を目指した農業として制定をされました。その後、約40年近くたち、やはり日本の農業政策の抜本的な方法を示すものとして、1999年に制定をされました法律が食料・農業・農村基本法であります。これは、国民的な視点から、農業のみならず、食料・農村の分野まで対象を拡大した法案でございます。そして、その改正法案が、さきの2月27日に閣議決定、国会に提出されたところであります。

この当該改正の主な内容といたしましては、食料安全保障の強化や環境と調和の取れた産業への転換、また生産性の高い農業経営、農業・農村人口、コミュニティの維持といったものとなっております。また、この法律に基づいて、おおむね5年ごとに見直される中・長期的な指針が食料・農業・農村基本計画であり、この計画において、食料自給率の目標が掲げられております。

なお、現行基本法に位置づけられた基本計画における目標は、食料自給率のみとなっておりますが、現行法が制定されてからの情勢変化や今後20年を見据えた課題を踏まえ、食料自給率は、あくまで国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え、新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定し、それらをまとめて食料安全保障を実現する計画に見直すことなどが政策審議会としての答申として示されております。

理由といたしましては、幾つか要因が挙げられると思いますが、国際的な食料需給の変化、また環境のほうやまた持続可能性の重視、多様な食料の安全保障のアプローチなど、単純に食料自給率の数字だけに焦点を当てるのではなく、より包括的なアプローチが求められていることが考えられます。

また、議員のいわゆる罰則規定を盛り込んだ食料供給困難事態対策法案につきましても、異常気象等により、食料供給困難な兆候を把握したときに、安定供給の確保のための措置を規定した法案ではありますが、その中で実効性を担保するための措置としまして、届出指示に違反した場合や立入検査を拒否した場合の罰則等が規定されております。

しかし、これは食料供給困難事態、いわゆる不測時において出荷・販売の調整等の計画の届出の違反等について規定されているものであり、強制力は高くないものと考えております。

本市といたしましても、昨年3月議会でご答弁申し上げたとおり、私も現在の食料自給率が決して適当であるとは考えておりません。また、ウクライナ問題やいろいろなことを考えたとき、やはり日本の食料自給率をもっともっと上げて、100%近くにするのが必要ではないかなと思います。そのためには、引き続き農業の担い手の育成や確保、また農業インフラの整備、またスマート農業といった新たな技術を活用した農業生産性の向上を支援することで、少しでも四万十市として食料自給率の向上につなげていきたいと考えております。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 納得しない面もありますけれども、次に移ります。

現在の日本の食料輸入国は、1位がアメリカで、2位が中国、3位カナダ、4位がタイ、5位オーストラリアです。アメリカと中国、どちらかが輸入停止になると、今のままだと日本は困窮をしてしまいます。今こそ国内で生産できるものは国内で生産し、自給する方向を強く打ち出すべきです。

北欧では、国民の重要な食料である乳製品の生産については、ほとんどが国の補助で運営されています。日本でも、主要農産物への強力な支援を、地方からも国に対して強く呼びかけていきたいと思いますが、そのお考えがあるのかどうか伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

地方のほうから国へ声を上げるということですが、当然そういったことは、地域の実情に応じて、そういった声は上げていく必要があると思いますが、まずは国の方針というか、方向性に準じた形で、いろんな諸制度を活用しながら、またそれぞれ地域農業の振興に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に行きます。

新食料・農業基本法では、先ほど市長が答弁した食料の安全保障という面ではありますけれども、国連が示す食料安全保障とは内容が全く違うものです。世界が目指している食料安全保障は、全ての人が健康的に過ごせる食料を維持できる量の確保と安全面をうたっております。

しかし、日本の食料の安全保障は、衛生面の安全性はうたっていますが、国民に対していざ

というときに最低限の保障というものであり、国民全員が健康的に過ごせる量の保証ではありません。今回の新農業基本法と一緒に出された食料供給困難事態法案は、いざというときに首相に全ての権限を集中し、花農家に芋を作らせるなど、農家に強制的に作付供給等をさせ、国民に配給といったものです。過去に戦時中の配給強制作付と全く一緒に、この作付を行わないと、先ほど市長も答弁したように罰金制度も課せられます。戦時中への回帰が心配されますが、この法律の四万十市への予想される影響、先ほど市長は非常に少ないもんだ、罰金そのものは少額だということは言われておりましたが、四万十市に及ぼす影響はどのようなものが考えられるのか、質問をいたしたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産業課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えします。

これは、食料供給困難事態ということで、異常気象等ということで法案のほうは書いてますが、昨今のいろんな世界情勢、ウクライナ情勢とか、そういうことでなかなかそういうウクライナ情勢でしたら小麦とか、そういう輸入の面で支障を来したり、また飼料の面でまた支障を来したり、あとは肥料の原料というところにも影響を与えるということで、そういうことも含めたような政府は不測時という言葉を使っておりますが、そういうときに対応するというような法案であると思います。そういったような不測時に対して、対策本部を立ち上げて、国のほうがそういうほかの作物を作っている方にお米を作りなさいとか、そういうような要請ができるというような趣旨の法案だと思えます。なかなかそういう不測時というのが、自分たちも予測はできないところではあります、通常の農業経営に当たっては、今のところそういうところでは、影響のほうは特には本市の場合は出ないのではないかとこのように考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） あまり納得するような答弁ではありませんけれども、1つはこの農家そのものの戸数が、全国的にも、そして本市にとっても農家数が減ってきている、農業を継ぐ人が少なくなっている、そういう事態が生まれるのはどうしてか、やはり生産者ができるだけ価格保障がないというか、価格が物すごく低い、特に米なんかにしてみたら半額で、あとはよそで働いて農機具を買って実際に過去の先人たちが作った農地を守っていつているというのが実態である。やはり、根本的にいったらそこにあると思います。

そこで、お伺いをいたします。

本市でも、農業は肥料や飼料、原油価格の高騰、農業従事者の高齢化等で厳しい状況にあります。しかし、市民の食料確保のために、また食料自給率を高めるために、本市の振興は重要だと考えます。農業の担い手は、全国では2020年から23年の2年間で20万人が少なくなっております。うち59歳までの人は23万8,000人で約21%、60歳から80歳未満の方が68万6,000人で約59%で、80歳以上が23万6,000人で約20%ですので、もう80歳以上の方もこうやって頑張って

もらってるわけですが、今60歳以上が80%という状況となっております。大変な高齢化の状況となっておりますが、本市の農業従事者の数と年齢構成が分かりましたらお知らせください。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

本市の農業従事者数とまず年齢構成ですが、現在と5年前について農林業センサスの直近の2020年と2015年の数値の比較によりお答えさせていただきます。

まず、農業従事者数については、主に農業に従事している者、いわゆる基幹的農業従事者数ということといたしましては、2020年が954人で、2015年が1,178人ということで、比較しますと224人の減少ということで、2割程度の減少ということになっております。

次に、年齢構成については、2020年が80代以上で202人、70代で324人、60代で238人、50代で84人、40代以下で106人ということになっておりまして、平均年齢で68.5歳ということになっております。

また、2015年では、80代以上が195人、70代が359人、60代が390人、50代が127人、40代以下が107人ということになっておりまして、平均年齢が67.4歳ということになっております。

なお、60代以上につきましては、2020年は764人、2015年は944人ということで、全体人数の8割程度を占めていることから、農業従事者数の減少がさらに加速するというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） どうもありがとうございます。

全国的にもそうですけれども、本市においてもやはり高齢化の波はずっと続いて、今後今の農地そのものを維持していくというのは、本当に大変なことになっていると思います。

そこで、2月29日の高知新聞では、ナスの生産量日本一を誇る高知県において、受粉作業の労力が要らない受粉不要のナス栽培が安芸地域で急増大していると記載をされておりました。種苗会社やJAも協力して取り組まれているようです。栽培展望が見えながらも、農業を支える人口の減少を心配する報告がされておりましたけれども、芸西村以東8市町村の農業従事者数は、2015年に3,711人から10.2%減の3,332人、高齢化率が2015年が50.3%から現在は53.2%、そのように若い世代の農業従事者を増やすためには、農業の魅力と何よりも経済的に生活可能な収入が必要だと思えます。

そこで、本市において、持続可能な農業のビジョンを何に求めるか、お伺いをしたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、農業従事者数の減少が今後加速することが想定され、考えられる将来のビジョンについては、国の方針に準じ、農業を担う者の確保・育成及び集落ぐるみでの農地保全や農業生産活動の仕組みづくりが主になってくると考えております。

これを踏まえまして、先ほど議員のほうからもありましたが、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、就農希望者には確実な定着に向けて、国や県の支援策を活用しながら、必要となるサポートの実施、また集落営農組織の広域化の検討に加え、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用による集落活動の維持の取組も必要だと認識をしております。

あわせて、施設園芸の推進やぶしゅかんやしまんと農法米などの地域ブランドの構築の強化、あとはドローンや環境制御装置、ラジコン草刈り機などを活用するスマート農業の導入なども継続して取り組む必要があると考えております。

なお、ビジョンということなのですが、来年度末までにおおむね10年後を見据え、地域ごとに目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に現在取り組んでいるところで、その際、改めて各地域の農業の実情や課題の把握をした上で、またそういうところを支援していくというふうに努めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） そういう努力もされているということも分かっておりますし、また現在、営農組合への農機への補助制度など、農家負担軽減に取り組まれているわけですが、営農組合での農機の消耗というか、それを考えますと、やはり営農組合で大体2,000万円ぐらいの農機を構えるとしたら、10年間サイクルで見ても、毎年200万円以上のお金をためていきよらんと更新できないという形になります。けど、それも実質上はできていないのが現実ですし、そしてそれを運営するマンパワーのほうとしても、実際に一時的な期間ですので、なかなかそれもやってくれる人がいないというような状況も生まれておるのが現実です。ですので、そういった中では、1つはわせを作っている地域とそして遅手というか、その農地との組合せの営農組合での協力というか、合併まではいかんと思いますが、協力体制とか、そんなやつもやはり一つは構えてもらうなり、それとか呼びかけとか、それとか一つはこの作物とこの作物、そしてこの作物と林業なり、それとの組合せ、ある程度の組合せによって、若干後継ぎというか、後継者も増えてくるのではないかなというふうに思いますが、そういった発想というか、それはいかががお考えでしょうか。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 答えいたします。

今、川村議員が言われた営農組織単体でのそういった厳しさということも重々承知はしております。機械更新を毎回迎えていく中で、いつも厳しい状況が続いていくというような状況も

把握しているところですが、また先ほどの答弁でも申し上げましたが、例えば集落営農一つに限れば、その分で今後また広域化ということで、幾つか集落営農組織同士がまとまって、得意・不得意、それぞれの分野があると思いますので、そういったところを補いながら組織を維持していくというようなところとか、あとはマンパワー的な部分も複数の組織が一つになることによって補っていく、そういったふうな方向性も必要であると考えております。

また、この部分については、県のほうもそういう提示もしてきておりますので、また今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ありがとうございます。

次に移ります。

南海地震対策についてです。

1月1日16時10分にマグニチュード7.6の地震が能登半島で発生し、石川県危機管理監室の発表では、2月2日から現在で死者241名、そのうち関連死15名、負傷者は312人、軽症が874人、安否不明者が9人という大惨事が起こりました。高知県の地震災害研究の第一人者であります岡村 眞さんは、今回の能登半島地震で起きている災害は、高知県でも全て起こる。また、濱田高知県知事も、能登半島地震のような状況は確実に来ると考えるべきだと発言されております。近い将来に予想される南海トラフ地震、今回の能登半島地震で見えてきた課題を教訓として、一人でも多くの市民の命を守るために、本市としてもいま一度南海地震対策について確認し、強化すべきところは強化することが必要だと考えて質問をいたしたいと思っております。

何よりも市民の命を守る対策が重要です。能登半島地震では、80%近い方が家屋の倒壊によって亡くなられております。内訳は圧死が92名、41%ですが、窒息・呼吸不全49名、外傷性ショック死が28名、その他6名です。能登半島では、旧耐震基準で建てられた木造家屋が多く、家屋の耐震強度が進んでいなかったことが原因と上げられています。

本市としても、能登半島地震を受け、全戸の耐震性調査を5年計画で入ることが報道されておりました。

そこで、いま一度、本市の住宅耐震化調査、そして耐震化工事がどの程度進んでいるのか、質問をいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

まず、戸別訪問のことについてですけども、前回の戸別訪問は、平成27年度から令和元年度の5年間で行っております。調査内容は、市内全域、全世帯を対象に、地区長、それから自主防災組織、中村建築士の会、それから高知県中小建築業協会に委託しまして、一軒一軒家を訪問して、住宅耐震化等対策状況確認シートを基に、対面で聞き取る方法で行っております。こ

のシートの確認項目は、お住まいの住宅の建築年などの状況、それからブロック塀や家具転倒防止対策の状況などがありまして、状況に応じ、補助制度の案内を行いまして、補助金申請の増加につながっております。このほかにも備蓄の状況や家族の避難場所、地域の防災訓練の参加の有無など、防災に関する全般の確認も行っております、約9,000軒からの回答が得られております。

耐震の状況ということですが、耐震率のことで構いませんでしょうか。

(「そうですね、簡単でいいです」と呼ぶ者あり)

現在、耐震化率は、四万十市におきましては77.4%ということになっております。

以上です。

■議長(平野 正) 川村一朗議員。

■17番(川村一朗) 時間が少ないようですので、答弁は簡単でいいですので、またよろしくお願いたします。

南海大震災で人的被害が全国で3番目に多いと今予想されている本県において、まずは揺れから命を守ることが第一であり、その上で津波や家屋の倒壊から避難することが求められています。これまでの議会で市長は、地震対策において、しいて何が最終点かという、耐震化をして命を守る、そういう形ではないかと思うと答弁されています。以前から耐震化の重要性を話されています。しかしながら、これまで80%で高知県がたしか88%でしたので、高知県全体の平均よりも少ない状況です。本市での耐震化が進まなかった原因は何とお考えなのか、質問をいたしたいと思います。

耐震化100%のめどを、たしかこれまで2033年と言っておりましたけれども、時期としたらもっと早くするというような目標を今掲げているのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

■議長(平野 正) 遠近地震防災課長。

■地震防災課長(遠近由幸) お答えいたします。

議員が申されました2033年頃の耐震化100%ということでございますけれども、これは令和元年9月定例会におきまして、川淵議員からのご質問にお答えしたことだと思っておりますけれども、当時の耐震化工事の進捗状況から100%に達するのは大体2033年頃ではないかという推測の状況をご答弁させていただいております。現在、四万十市の耐震化改修促進計画におきましては、目標を令和7年度に84%としておりまして、現在の進捗でいきますと、ぎりぎり達成するかしないかということで、私のほうでは考えております。

耐震化が進まないということの質問でしたけれども、耐震化につきましては、自助の取組ということになりまして、住宅所有者の一定の費用負担が必要となる場合がございますので、広報紙等での啓発だけでは限界も感じているところではございます。そのため、先ほども言いました戸別訪問を来年度から実施いたしまして、直接所有者に訴えることによりまして、補助制度や老朽住宅除却などを行いまして、地元の建築士や工務店と連携しながら、耐震化率向上に努

めてまいります。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ありがとうございます。

市民の中には、耐震性の調査をしてもその後の耐震工事に結びつかない状況があるとは思いますが、耐震工事に向けるお金が、日々の生活に追われ捻出できないことが一つは考えられます。また、老人だけの世帯で、これから長く住む予定がないので、お金をかけたくないといった声も聞かれております。県の方も今回の地震を受け、耐震工事の補助を上限156万円から165万円に拡大するとしています。本市においても、補助拡大が予定されておりますけれども、耐震工事への補助拡大は当然ですけれども、耐震化工事費を市民にとって金銭的により少なく済むように、住宅の中の一部屋でも対象となるのかどうか、質問をいたします。

また、そういった工事に対して補助が出るのかどうか、出るようでしたら率についても教えてもらいたいと思います。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

議員が申されておりますのは、耐震化シェルターのようなもので、部屋の一部を補強するということだと思います。この耐震シェルターですけれども、住宅の一部だけを補強するため、比較的安価にできるということは存じております。ただ、家そのものの健全性は保てないと考えておりまして、震度6以上の地震で、シェルター以外の部分は倒壊してしまう可能性があるということと、最悪の場合、倒壊家屋から逃げられなくなることも想定されるということを考えております。地震のときは、家のどの場所で起きるか分からないということもありますので、家全体を一応倒壊しないレベルということで耐震化工事することにより、地震の後の復興も早くなるのではないかと考えております。現在のところ、県内では、シェルターのような部分的耐震化への補助はなく、市単独で補助している市町村もない状態ではございます。

なお、費用を抑えるための部分的な改修の方法としましては、1階改修型という工事がありまして、これは補助対象となっておるところです。これは、2階建ての木造住宅で、1階部分だけを耐震改修を行うものになっております。2階部分は、耐震改修を行わないことにより、費用を抑えることができるというメリットはございますが、市のほうとしては、あくまで全体の改修をお勧めしているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 他の市町村の例はいいですけども、耐震シェルター、それについては補助はあるのかなのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 四万十市のほうでの補助はございません。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） できたら、そういった、どうしても先ほども言ったように、もう高齢化になって、長く住むことはないからというような人もかなりの人数おると思いますので、そういったこともやはり考慮に入れて考えてもらいたいなというふうの一つは思います。

次に移ります。

次に、さきの南海地震では、皆さんもご承知のように、旧中村市で死者が291名、そのうち旧中村町ですよね、町部で273名と死者が大半を占めております。能登半島の住宅密集地では、火災のほかにも各所に液状化が多く見られました。余震が多発する中で、累積損傷が進んでいました。本市においても、特に町部の中村地区は、地盤も弱く、中村だけでなしに、古津賀とか具同なんかも含まれるわけですけれども、地盤が弱く、液状化が進むことが予想されます。また、津波の被害も予想を超えて町部まで影響することも考えられます。住宅密集地の対策と液状化対策も含めてどのようなことが考えられるのか、質問をいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

住宅密集地の液状化対策につきましては、市のハザードマップによりまして、起こりやすいエリアを公表しまして注意喚起を図っておるところでございます。東日本や北海道の地震による液状化を受けまして、液状化を防ぐ工法なども紹介されているところではございますが、現実には住宅・道路などエリア全体を液状化から守ることは、大規模な地盤改良工事が必要でありまして、財政面からも現段階では難しいと考えているところでございます。そのため、液状化対策については、それぞれの土地・家屋所有者において、自らの責任で調査・対策を行ってもらうこととなりますけれども、そのほかにも地盤改良以外にも、先ほど言いました住宅の耐震化や古い建物の除却、危険ブロックの撤去などを行いまして、まずは地震から身を守ることを優先していただきまして、迅速な避難をすることが重要ではないかと考えておるところでございます。

能登半島の地震を受けまして、住民の関心も高まっておるところですので、液状化を含む災害リスクについては、引き続き啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 液状化の全体的にというと、それは難しいというか、無理だというふうには僕自身も思っております。だから、1つは、今避難できるビルとかは実際には人数に対してどのぐらい収容できるのか、またそれと、やはり公用地とか、そこにくいを打つなり、何か部分的にでも一時避難できる、揺れないというか、耐震性のあるところをつくっていくとか、この地域は物すごい広範囲に避難する場所がないというところの中に関してのみというのか。そ

ういったような対策も必要ではないかなというふうに思います。

次に、生き抜くためにに移ります。

今回の能登半島地震では、被害の全容把握が困難な日が続きました。揺れでは何とか免れた命も、早期に処置が行われないと危険な状況になります。被害状況が把握できないと、救助もできません。支援の手も届きません。面積の広い四万十市において、早期の全容把握をどのように行うのか、質問をしたいと思います。

あわせて、全容把握の際に、ドローンの活用なども考えられると思いますが、本市においてドローンが何基あるのか、また操縦可能な人材はどのぐらいいるのか、質問をいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、先にドローンの状況からご説明させていただきます。

市のドローンの所有状況ですけれども、まちづくり課に1基、農林水産課に2基、産業建設課に1基、それから四万十消防署の西土佐分署に1基の計5基を配備しているところでございます。

操縦できる職員は、計15名ほどになりますが、操縦は特段の訓練等は必要なく、一定慣れが必要だとは思いますが、操作説明を受ければ誰でも操作可能なものであるということをお聞きしております。

また、本市では、幡多ドローン防災協会というところと協定を結んでおりまして、そこでは7社で22基、10名の操縦者がおられるということをお聞きしております。

災害時には、高知県航空部隊受援計画というものに基きまして、主に自衛隊のヘリコプターが情報収集、物資輸送に当たることとなっておりますが、民間事業者におきましては、最近のデジタル化の推進によりまして、ドローンを活用した被害調査状況の手法も考えられておると聞いておりますので、より迅速な被害把握を行うためには、今後そのような手法が導入できるかどうかも含めまして、情報収集を行っていきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今ドローンのお話ですけれども、四万十市に5基ということですが、民間会社が四万十市にドローンを、民間が持っているドローンを活用できる台数はどのぐらいあるのかなというふうに思って質問をいたします。民間会社のドローンを活用できるかどうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 市のドローンを民間会社が活用するというのでしょうか。

（「市が抱えとるのが5つと言いましたよね。そのほかに民間会社であるということでしたけど、その民間会社のドローンを四万十市で使えるかどうか」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 分かりました。幡多ドローン協会というところの所有を先ほど

ご説明させていただきましたけれども、協定によりまして、災害時には要請に応じて幡多ドローン協会が来ていただいて、空撮をしていただけるということの協定になっておりまして、現在実績では、火災現場の状況を上空から撮影してどんな状況かということをやった実績というの  
はございます。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 災害というか、このような災害になってくると、沿岸部はもちろんですけども、どこも一緒に災害に遭ってしまうので、だから四万十市に民間の幡多ドローン協会ですか、その人が四万十市にいるのかいないのか、またそのドローンを使えるのかどうかということをお伺いしたつもりなのですが。

それと、全容把握を区長さんとか市の職員とかが情報を入れてくれるとは思いますが、そのほか何か全容把握にどういうことを考えているのか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 全容把握につきましては、議員が今おっしゃられましたとおりのこととか、あとは消防・警察・自衛隊、そういった方、あと県・国のほうとの情報共有によりまして、なるべく早く、状況を判断していくことになると思います。

幡多ドローン協会は、7社ありまして、今全社詳しくは覚えてないんですけども、宿毛とか四万十市とかにありますので、言われますように、被災状況にもよりますけども、連絡が取れて、来ていただける場合は、来ていただいて空撮をしていただくと、そういうふうな手順になると思います。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に、ライフラインについて質問をいたしたいと思います。

実際にそういった地震がありますと、やはり広範囲に道路なんかも寸断されて、復旧整備対策としてなかなか時間がかかるのではないかなというふうの一つは思います。2018年に平野議長が質問をされておりますけれども、コロナ禍を経て5年たった現在、市内の重機の台数に変化がないのか、また遠隔操作ができる重機はあるのか、質問をいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 市内にある重機の台数につきましては、先ほど議員が申されましたように、令和元年9月に平野議員からの質問をいただいております。その際には、ダンプトラックが124台、バックホーが157台、ブルドーザーが9台、重機運搬車が20台とご答弁をしております。最新の状況を建設協会に確認してみましたところ、ダンプトラックが124台、バックホーが127台、ブルドーザーが10台、重機運搬車が22台、タイヤショベルが14台とのこ

とでございました。

なお、遠隔操作可能な車両は、所有していないということでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 実際に能登半島で被災後、2日目の夜に避難場所の備蓄食料がなくなるとか、そういう緊急事態の声が次々に上がったというには、ライフラインなんかもしっかり直していかなければならないし、今公共事業も少なくなってきた中で、建設会社も今自分が機械を持つんじゃないし、リースで行っているっていうのがかなり多く見られると思います。個人でも持っている人も農業もちょっと大量にやっている人なんかは、重機も持っている人も数人おりますけれども、やはり地域地域の個人の、またそして建設会社の重機の活用というのも大事になってくるのではないかなというふうの一つは思って質問をしたところです。

食料の問題に入っていきます。

2019年の段階で、四万十市として備蓄食料が9,000人を2日間分、1日3食として5万4,000食を備蓄しているとの報告でした。自宅において、3日間以上、1週間程度の水や食料等の備蓄を呼びかけられております。

本市においても、避難が長期化することが予想され、各避難所や自宅待機等の3日目以降の食料確保は、なかなか大変だと思いますけれども、どういう考え方を持っておられるのか、質問をいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 備蓄に関しましては、高知県の備蓄方針におきまして、発災直後の道路寸断を想定しまして、3日分の食料等を個人で備蓄するということが示されております。そして、やむを得ない事情により物資が不足する方へ1日分を市が行う公的備蓄で、残り2日分は流通備蓄で補うということが基本とされております。3日目以降のということでございますけれども、想定では発災直後より道路の啓開作業が行われまして、4日目から優先道路から順次復旧していくものとされております。したがって、3日分の備蓄により、4日目からは支援物資が届き始めると想定しているところではございますが、今回の能登地震では、道路の復旧が進まず、食料はもとより、停電や断水も長く続くことになっております。このような場合に備えまして、本市においても、道路の耐震化や水道設備の耐震化、また先ほど議員が申されましたように、公的備蓄を1日分から2日分に増やすよう取組をしているところでありますが、南海トラフ巨大地震では、広範囲な被害が予想されているため、個人備蓄も可能であれば1週間分備蓄してほしいということなどを今後も強く啓発していきたいと思っております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） というか、こんな質問をしたのも、能登半島の場合、3日目にはもう食

べる物がないという地域もあったり、そして1日にパン1個と500のペットボトル1個で1日だというような状況も生まれたというふうなことも聞いておりますので、どういう方策を取れば一番いいのかなというふうに思っ一つの名案があればと思っ質問をさせていただきました。

そのほか、原稿が全部よう言わないので、最後の自衛隊の派遣要請、県とか自衛隊の派遣要請について市としての関わりはどのように行われるのか、質問をしたいと思っ。というのも、自衛隊の派遣を要請する上で最も重要なことは、各自治体から被災状況に基づく強い要請であると元自衛隊幹部の方が発言されたということでこういう質問をさせていただきました。今回の能登半島地震では、いろいろな見解があるようですが、自衛隊の派遣が少人数で遅かったという声も聞かれています。今回の能登半島地震では、2日目1,000人、3日目に2,000人、4日目に4,600人、5日目に5,000人が派遣されたと聞いておりますが、それに対して、熊本地震では、5日目に2万4,000人が派遣されています。単にそういう数字だけでの比較はできませんけれども、1月4日の時点で、珠洲市では救助要請が2、30件あった、輪島市でも生き埋めの救援要請が4、50件あったというふうに聞いておりますけれども、人間の命に関わる救出時間が72時間がリミットともよく言われております。人命を救助するためには、早急な要請派遣が必要です。被災後の大変厳しい環境の中を救助に当たられる自衛隊の方には感謝いたしております。国民の求める自衛隊の大きな任務だと考えております。一人でも多くの人命が救助されるように、また自衛隊の方々の力がより生かせるように、事前にヘリポートがここにありますよという場所の提供とか、被災地の状況を迅速にそういう救援者に伝える、日頃からの訓練、いの町が今月に入っおとめでしたかね、ヘリコプターの訓練をやったとか、いろいろそういった情報もありますけれども、そういったつながりを日頃から持っていることによっ、優先されて救助に来てくれるというような情報もありましたので、そういったことをやってほしいと思っますが、それについての考えについてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

自衛隊への派遣要請につきましては、基本的には災害対策基本法によりまして、災害時に自衛隊の応援が必要な場合は、高知県知事を通じまして派遣要請を行うこととなります。

それから、自衛隊との平時の関わりの部分ですけれども、災害時によりスムーズな連携を図るためには、議員が申されますように、日頃からの関係づくりというのは重要であると認識しておりますので、自衛官の募集、それから自衛隊への家族会の活動など積極的に関わることを通じまして、四万十地域事務所と密接な関係の構築に努めているところでございます。実際、平成30年の西日本豪雨のときには、自衛隊数十名が防災センターに詰めていただきまして、災害対応の準備をしていただいたということもありまして、日頃の関係構築のたまものであるということも感じておるところでございます。

また、四万十ウルトラマラソンには、第1回からご協力いただいております。平時からの良好な関係を築いているところであると思っております。

引き続き、自衛隊とは、平時より関係を深めまして、災害時の連携がスムーズに図られるよう、今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） よろしく願いいたします。

次に、ちょっと時間がありますので、1.5次避難所の開設ですけれども、2次避難所での生活に不安がある高齢者や障害者に対して、福祉避難所とは別に開設されている1.5次避難所ですけれども、そのことについて、これは大規模な災害のときに体育館にテントを並べて個別性が保たれ、看護師等が配置される避難所であります。濱田高知県知事も、今後1.5次避難所について検討していくというふうに3月議会で述べられておりますけれども、四万十市での構想としてはどのような構想を持っているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 1.5次避難所につきましては、1次避難所から自宅や応急仮設住宅、2次避難所などへの入所の間、被災者の生活環境を確保するために設けられる一時的な施設ということでありまして、今回の能登半島地震において初めて講じた措置だということ聞いております。能登半島地震におきましても、石川県が主体となって運営しているため、本市におきましても、今1.5次避難所という考え方は持っておらなかったんですけども、その1.5次避難所につきましては、今後高知県と連携していく中で検討していく必要があるということ考えておるところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 何か質問をしても答弁する時間がないので、終わります。

■議長（平野 正） 以上で川村一朗議員の質問を終わります。

15時25分まで休憩いたします。

午後3時9分 休憩

午後3時25分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

大西友亮議員。

■11番（大西友亮） それでは、質問通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、私が聞くことはもう一つでございます。令和6年度能登半島地震を受けてについてでございます。

では、まず最初に、複合災害時の原発事故についてお伺いをさせていただきます。

その前に、私の立場としましては、私は原発には反対の立場を取っております。しかし、この四万十市が原子力災害避難計画をつくったことに関しては、万が一の事故に備えて、それを想定した上での避難計画をつくることは、行政として当たり前、市民を守るためには当たり前だと思って、この中身について質問をさせていただきます。

1月1日に起こった能登半島地震を受けて、複合災害での原発の危険性が再度現れたと私は思っています。1月1日の能登半島地震の影響で、北陸電力の志賀原発発電所では、変圧器が壊れ、外部から電気を受ける系統が一部使えなくなっていますが、そのほかにも様々なトラブルが相次ぎ起こっております。

そこで、本市の原子力避難計画について質問をしていきます。

本市の避難計画も含めて、国や県も原子力事故に伴い、屋内退避を推奨していますが、複合災害時には、屋内退避が困難な場合が十分想定をされていますが、その場合どうするのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えさせていただきます。

議員もご承知のことと存じますが、原子力災害の対応につきましては、平成24年に国が原子力災害対策指針を策定しまして、おおむね半径30kmを原子力災害対策重点区域として指定しまして、原子力災害の特有な対策を講じることとされておるところでございます。

本市は、伊方原発から最も近い場所で約45kmというところにありまして、重点区域外となりますけれども、平成27年3月に国が重点区域外の防護策の概念も示したことから、本市でも平成28年6月に四万十市原子力災害避難計画を作成しているところでございます。

この計画におきまして、四万十市は、先ほども言いましたとおり、重点区域外でありますことから、予防的な緊急防護措置としまして、議員がおっしゃいました屋内退避を実施することとなっております。例えば、自宅が倒壊しまして、屋内退避ができない場合には、避難所などコンクリートで遮蔽性の高い建物に避難していただくことや地域で協力していただきまして、倒壊していない家屋のほうに避難していただくことになると思います。そのため、屋内退避が必要であると判断される場合には、市におきまして、防災無線や緊急速報メール、SNSなどあらゆる手段を活用しまして広報を行いまして、速やかに自宅、それから職場、近くの公共施設などに退避していただきまして、外気を遮断するため、全ての窓や扉などを閉めていただくこととなります。このような対応におきましても、住宅耐震化はとても重要でありますので、今後予定しています住宅耐震化等の戸別訪問におきまして、周知啓発に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。自分の自宅等が倒壊した場合は、ご近所のお家に逃げるだったりとか、避難所に逃げる等ということですね。分かりました。ただ、一般的には、四万十市の原子力避難計画にも書かれているように、一般的には気密性が高いコンクリート製のものに逃げるのが最も効果的だということです。ただ、本市の場合は、そのような気密性の高いコンクリート製のある建物というのが、多分恐らくほぼないのではないかなと思っておりまして、それでも外にいるよりは、木造建築であっても、屋内退避が必要だということで、そこは理解をいたしました。

続いて、石川県志賀町で震度7を観測した能登半島地震では、道路の寸断などが相次ぎ、同県が重大事故時の避難ルートに定めた11路線中、7路線で通行止めとなり、避難計画の実効性に疑問が突きつけられたとあります。

本市でも、避難ルートが想定されていますが、本市の場合、寸断をされた場合、どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 先ほどもご答弁しましたとおり、対策のほうは屋内退避を基本としておりますけれども、想定以上の事故、それから気象条件などによりましては、国や県の指示の下、一時移転とか避難を指示する場合がございます。その場合は、県と協議の上、住民への周知を行いまして、できるならば自家用車等での自力避難、もしくは市が用意するバスで避難所等へ移動することにはなっております。議員がおっしゃいましたとおり、避難の寸断につきましても、避難ルートにつきましても、道路の寸断に備えまして、あらかじめエリアごとに基本とする複数のルートは定めておるところではございますが、想定を上回る大規模な災害などでそのルートが全て例えば寸断してしまったという最悪の状況で速やかに避難する必要があるという場合は、県と連携をしまして、計画上はヘリの出動を依頼をしまして、救命を行うことになっているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。ヘリを活用して避難をするということですが、四万十市民結構いますけど、それを全部ヘリで処理をするということですかね。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 計画上は陸路が駄目なら空路でということの計画になっておりまして、被害状況にもよりますけれども、四万十市民全員がヘリでということにはならないと思っております。先ほども言いましたけれども、重点対策地域からは遠いということもあります。そこまでの、全市民をとということの想定は今考えてないところではございます。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

ちょっと1点聞きたいんですけども、ここに屋内退避対象施設及び一時移転、避難所対象施設一覧というものがあります。そこで、それぞれの地区、中村・東山・具同・下田といったような形でそれぞれあるんですけども、それぞれに中村でいいますと中村小学校・中村中学校・中村南小学校・中央公民館ですね、今は違いますけども、中村高等学校。その中で集結という箇所があります。これ基本的には例えば中村中学校に一回避難をした上で、一度そこで集まって、そこから再度また集結所に行くというような形なんではないでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 一時集結につきましては、直接避難所に行くものが難しい場合に、一旦そこに集結をして、そこから移動するようなところだったと認識はしております。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ごめんなさい、もう一度お願いできます。中村小学校が一時集結場所に指定されているんですよね、これを見る限りでは。中村中学校にいる人たちが、恐らくですけども、これ原子力、四万十市がつくったやつの中身を見ると、恐らく一度多分集結場所に集まって、放射線が来ない避難所に移動をするというような形で恐らく書かれているんですよ。なので、恐らくそれぞれの地区で避難所に集まって、そこからバスか何かで一時集結所に集まって、そこから放射線が来ない安全なところの避難所に移動をするというような形になると思うんですが、これについてお伺いします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 議員のおっしゃっているところで、四万十市外からよその市町村とかに行く場合には、そういう手はずになると思うんですけども、一旦一時集結所に集まって、徒歩で近い方は集まったりとかして、それからまた避難所に行く場合もありますし、こちらの一覧の避難所を全部開設するかどうかというところもそのときの判断によって周知していくことがございますので、一旦集まる場所という形でご理解いただければいいのではないかと考えています。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） つまり、それぞれの避難所に集まってもらって、そこからバスでそのまま安全な避難所に移動してもらおうという形ということですか。この集結所というのは、どういう意味なんではないでしょうか。ぜひタブレットでちょっとググっていただいても多分この資料出てくるとお思いますので。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午後3時36分 小休

午後3時36分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） すみません、申し訳ございません。

一時集結所ですけども、徒歩による避難住民の集合場所となる一時集結所になりますけども、一時集結所には、避難経路所の地図を取りに来る者や市または県が準備する避難バスが混在することを想定しまして、当該場所には近傍に大型車両の進入可能なスペースを確保するのに努めるとなっております、やはり市外に移送するための一時的な集結場所であると思っております。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。つまり、やっぱりここが集結をして、こっから市外へ出発をするというような形ですよね。それぞれの避難所なんですけど、この一時集結所じゃない避難所、中村中学校だったり中村南小学校・中村高等学校、ここに避難をされた方々は、一度バスでこの集結所に集まるというような形なんではないかな。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 自力で来れる方は自力で来ていただいて、全然それが難しいという場合に、市がバスを用意しまして、一定の地域に入りまして移送するという形を取ることになると思います。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。やっぱりそうだったんだろうなと思います。分かりました。

じゃあそのまま続いて、安定ヨウ素剤のほうに移りたいと思います。

本市の原子力避難計画には、市は安定ヨウ素剤や避難所への食料や毛布等の備蓄分並びに汚染防護服・放射線測定器等の放射線防護機材等の整備に努めるとあるが、現在本市に安定ヨウ素剤の備蓄がないのは知っているが、四国電力や国等、また県の備蓄場所はどこにあるのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 安定ヨウ素剤の備蓄ですけども、高知県は備蓄をしておりません。国が全国5か所の安定ヨウ素剤集積所に備蓄を行っております。四国電力につきましては、伊方原発所・松山原子力センター・八幡浜営業所にそれぞれ備蓄しておりますが、これは基本的に職員とプラスアルファで周辺住民用を想定しているということです。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ごめんなさい。この中で何個か聞きたいんですけども、まず国の5か所の部分ですね、一番近いところはどこでしょう。

また、そこには一体何錠ぐらい備蓄をされているのか、お伺いします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 5つのブロックに分けておりまして、一番近いところが中四国ブロックで岡山県になります。

岡山県にどのぐらい備蓄しているかということは、記載されておりませんで、国全体の備蓄数が、丸錠が200万丸、ゼリー錠が15万包となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ごめんなさい、把握をしてないということですかね、岡山のほうは。ごめんなさい、もう一度お願いします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 国のほうがどこに何錠ということは記しておりません。全体数しか記してませんので、岡山に幾らということは把握しておりません。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。ありがとうございます。

もともと本市もこれを備蓄しておりました。しかし、県の避難計画等を受けて備蓄をしなくなったという経過があるようでございます。私は、市が備蓄分の安定ヨウ素剤を買うということには、基本的にはあまり賛成ではないんです。というのも、そもそも原発を動かしているのは四国電力ですので、そもそも会社が持つべきだろうと思います。ただ、八幡浜に8万ですかね、しかも近隣のところにしか配らないと。つまり、四万十市には一切そこについて入ってこないというところには非常に不満を感じますが、課長としてどういうふうにお考えですか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 安定ヨウ素剤の配布が必要になった場合は、まず県が国のほうと調整をして、国のほうの備蓄を県が調達して市町村のほうへ県が搬送するというふうな計画になっておりますので、まずそちらのほうで対応がされるというふうに理解しております。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 国の分を県が調達をして、それぞれの市町村に配布をすると。分かりました。ただ、これちょっと1点僕気になるんですけど、四万十市原子力災害避難計画、この中に、先ほども読みました。努めると。つまり、これ努力するということです。努力はされてますか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 令和3年2月の協議のときに報告させてもらって、備蓄をやめたというふうな理由を説明させていただきましたが、それまで備蓄しておりましたが、やはり国と県の考え方によって、国のほうもUPZ外、30km圏外においては、安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄ということをしておりますことと、国の電子力災害対策指針では、U

PZ外における安定ヨウ素剤の利用を想定していないということと、県としても必ずしも安定ヨウ素剤の備蓄が必要とは考えていないというふうに考えが示されましたので、それをもって市のほうでもきちんと必要量が搬送されると考えて、備蓄をやめました。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 僕も先ほど言ったように、市が資財を使って備蓄するのは反対なんです。それを言っているんじゃないんですよ。そもそもがなぜ岡山なのかもちょっと僕は謎なんです、国のね。これは国なので、多分ここでお答えはできないんでしょうけど、そもそもが最低でも四国内だろうと思うんですよ。これが5か所だから岡山なんだったら6か所にして、1か所四国内に置くとか、そういうのが当たり前だと思っているんです。

僕が課長にお願いをしたい努力というのは、国が今保管をしている備蓄分をぜひ四万十市の分は四万十市で備蓄をさせてくださいよとお願いをしたり、四国電力に対して、あなたのところの原発でもしも万が一事故が起こった場合、安定ヨウ素剤が必要になりますので、あなたのところからお金を出していただいて、四万十市で保管をさせてくださいということが努力を努めるということだと僕は思うんですが、そのようなことをされたことが、ごめんなさい、課長はまだ替わってからされているかどうか分かんないですが、それが努力だと僕は思っているんです。ぜひその努力をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） そのような要望はしたことはありません。

あと今からですけども、国のほうでも5ブロックで分けまして、伊方地域の緊急対応というふうな内閣府から示されている中では、この5ブロック、岡山県からは24時間以内に配布する、緊急配布場所、うちで言えば一時集結所には24時間以内に輸送を完了するというふうにしておりますので、24時間以内には搬送されるというふうなことをもって届けられるというふうに理解しておりますので、今のところはそのようなことは考えておりません。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） これは、すみませんね、努めるということにはなっていないんじゃないかなと思ってます。そもそもがこの四万十市原子力災害避難計画、この中で記されている努めるというところには、正直当たらないのかなと思います、今の課長の答弁は。

そこで、備蓄場所は分かりました。安定ヨウ素剤を本市の原子力避難計画では、市は一時集結所等安定ヨウ素剤の配布場所を開設するものとするがあります。本市の集結場所へどのように運ぶのか、またさきで上げた道路の寸断等が起こった場合どうするのか、お伺いをします。先ほど24時間以内には四万十市には届くと。じゃあ四万十市からそこから一時集結所に動かせないといけませんよね。それに関して、この四万十市災害避難計画には一切書かれてないんですよ。それがもしかしたら行政の内部資料の中にはあるのかもしれないですが、それについて

てどれぐらいで一時集結所にそれぞれの安定ヨウ素剤が届くというふうな形で計算をされているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 時間のことには書いておりませんが、四万十市の原子力災害避難計画に基づき、四万十市原子力災害避難時安定ヨウ素剤の配布・服用マニュアルにおいて、薬剤の搬送ということは原則として医師等の立会いの下、四万十市災害対策本部物資搬送班等で行うというふうにはしております。

一時集結所というのは、避難をする際に通るルートのところ設置をします。基本は道路が寸断されている状況ではない場所で、避難ができる場所に設置をするというふうを考えております。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ごめんなさい、先ほどの地震防災課長のところでも言いましたが、ルートの寸断は、これ多分恐らくされるんですよ。それこそ能登半島地震で、恐らく皆さん多分映像見られたと思いますが、2 m下の海底のやつがせり上がって、陸にあるっていう状態、これだけ地震ってすごいんですよ。なので、道路の寸断は普通にされると思うんですが、それぞれの集結場所に果たして本当に24時間以内に安定ヨウ素剤が届けられるのか、そしてこの中に書かれているのが、基本的に国・県の指示を待つというふうにあります。でも、本来そうじゃなくて、じゃあ国・県が安定ヨウ素剤をどこに運ぶのか、四万十市は四万十市役所に集めてくださいと。そこから最速のルートをこの避難計画でしっかりと網羅をする、これが本来の僕は避難計画だと思うんです。最悪のケースを想定し尽くす。これがなされていないように思うんですが。多分課長お分かりだと思いますが、安定ヨウ素剤24時間過ぎたら何の効果もないんですよ。なので、24時間以内と言われましたが、はっきり言って24時間たって来られても、そこから配布は恐らく無理なんですよ。なので、やはりこの災害避難計画にしっかりと最悪のケースも想定した上で網羅をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 24時間以内ということ、お話ありましたけども、放射性物質を摂取して24時間以内という形になります。それまでに屋内退避とかというふうな避難の指示が出ますので、そこで退避をした上で、逃げる際に服用をして、甲状腺に定着するのを防御するために、服用をして逃げるというふうな考え方であるので、原発の事故が起きて24時間以内でなくてはいけないというふうには考えてはおりませんが。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 課長、それ本当に言ってます。いや、違うんですよ、屋内退避してても、甲状腺にはたまっているんですよ、常に。分かってます。あくまでも軽減できるという話ですからね。外に出たら、そっから受けるんじゃないんですよ。屋内退避中も軽減はされてるけど

甲状腺にたまっているんです。つまり、屋内退避、よし大丈夫だ、外に出てそこから24時間じゃないんですよ。そこをご理解いただいています。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） すみません、放射性物質のプルームが、原発の事故があったときに四万十市の上へ通過していきますよね。通過して行ってしまえば、退避とかという必要もない。その分が滞在してその場におれなくなる、 $203\mu\text{Sv}$ 以上の線量が確認された場合には、屋内退避であったりとか、一時避難というふうな形になるんですよね。なので、それまでの確認という時間があると。その通過をした後に、国のほうでも1日以内に判断をするというふうな形になっております。なので、ここの中に、甲状腺の中に全てたまっていくというのではなくて、たまらないように屋内避難をして、まず退避をしていく、軽減するということをしているということで理解しております。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） そうなんです、あくまでも軽減なんです。あくまでも外にいるよりは屋内のほうがましだよねという話で、結局、たまっているんです。なので、それが届いてから24時間以内には安定ヨウ素剤は届けないといけないというふうに私は理解をしております。その部分については分かりました。これは了とさせていただきます。

続いて、避難計画の第5章の安定ヨウ素剤の配布・服用の中で、市は県や関係機関と連携をし、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対して原則として医師の指導の下で行い、医師が指導できない場合には薬剤師の協力を求め、安定ヨウ素剤の配布をするとともに、国の服用指示を伝達するとあるんですが、医師や薬剤師の協力体制はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 医師や薬剤師等の協力は必要であることから、協力体制を整備し、原子力事故を想定した訓練を過去に1度行い、薬剤師の参加もありましたが、それ以降は具体的な取組ができていないのが現状です。現状においては、南海トラフ地震で大規模災害を想定した負傷者対応を行う医療救護体制の整備や訓練、要配慮者対策などを優先して定期的に行っているのが実情です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。医師や薬剤師との協力は、もう求めれてるということでよろしいですね。

それで、ごめんなさい、各所の一時集結所にそれぞれ例えば僕が医師でしたら、大西医師はあそこに行ってくださいというような形で、それぞれの配置決めというのはされているのでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 具体的な配置ということができておりません。当初、体制を整備し、訓練をしましたが、それ以降できていない、それ以上の具体性を持った体制にはできていないのが実情です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） では、今後される予定はないのでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 複合災害時には、医療救護活動と並行して実施することが必要であります。今後、県とも連携をしながら、安定ヨウ素剤の配布・服用マニュアルの実効性を高めるようなマニュアルの見直しも検討して、協力体制も整備していきたいとは考えております。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 県とはそこで連携をされるということですが、この医師・薬剤師の方とは今後先ほど言われたような形の訓練等、1回やられたということですが、2回目・3回目行う予定はないのでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 現在、医療救護体制のほうを優先しておりまして、そちらのほうでの体制が整いましたら、そちらのほうからこちらの複合災害時というふうなことも考えて、協力体制のほうの整備ということも考えていきたいと思っております。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ぜひそこはお願いをいたします。もうこの件は了とします。

これ言ったように、なかなかかなり四万十市原子力災害避難計画、これ読んでいただけでもどうなのかなというような内容が結構含まれているんですね。例えば、安定ヨウ素剤努めるとか、僕から見たら努めれてないように思うんです。でも、そもそもがこの避難計画必要なのは、原発があるからと私は思っております。

そこで、最後に市長にお伺いをいたします。

私は、これまでも市長と原発の在り方について何度も質問をしてきてやってきました。今回の地震で、志賀原発では周辺で避難や屋内退避が必要な事態になりませんでした。能登半島では道路の寸断や建物倒壊が相次いだことから、地震と原発事故による複合災害となった場合、相当な不安の声、非常に上がっています。

そこで、今回の地震により、複合災害による避難の難しさがあるが、そこも含めて現在の考えをお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

先ほど安定ヨウ素剤の話をお話を大西議員、また竹本課長でいろいろ質疑応答あり、その中で自

分として思ったことについてちょっと述べさせていただきたいと思えますけれども、特に安定ヨウ素剤につきましては、ドクターとかあるいは薬剤師がそこにいないといけないということでもありますので、かなり厳しいものがあるのではないかなと思っているのが率直なところでございます。そして、もし南海トラフのL2が来て、例えば道路が寸断され、それによって伊方原発が大きな被害で、その中で放射能が漏れるというふうなことになりますと、特に24時間で安定ヨウ素剤を確保するということにつきましては、かなり厳しいものが現時点ではあるのではないかなと思います。ご存じのように、四国横断道も全て事業化になりましたので、一手には高速道路を一日も早くしっかりと通すと。特に、高速道路につきましては、大きな地震といっても大変強いことが証明されております、一部壊れるときもありますけれど。そういう形と、あとはやはり避難計画の中でもしっかりとどういう形でやっていくか、最悪を想定しなくてはいけないのではないかなと思います。私は、特に原発について、一番危惧しておりますのは、言うたらテロで例えば伊方原発がやられたときに、そのときが最も可能性としては高いのではないかなという思いをしておりますが、ただそうなりますと、道路は当然つながっておりますし、ドクターなんかも一定できます。特に、南海トラフのL2が来た場合については、特にドクターなんかにつきましては、地元の被災者対応が最優先で、なかなか安定ヨウ素剤まで手が回らないのではないかなという思いがございますけれども、いろんな形を想定して進めていくということは、大変必要でございますので、それにつきましては今日のいろんな質疑応答を参考にしながら、今後進めていきたいと思えます。

そして、原発のことにつきましては、以前からご答弁申し上げておりますように、やはり原発に依存しない社会をつくっていくということにつきましては、これは国民の大多数がその思いではないかなと思います。ただ、その一方で、温暖化であるとかあるいは熱中症、また冬の寒さ等々でどうしてもエネルギーが要するというのも現実でございますので、やはり自然再生エネルギーとか、そういう形の方向へ比率を増やしながら原発を少なくしていく、あるいは減少していくという取組が日本国としては今後やっていく必要があるのではないかなと思います。

ただ、その一方で、先ほどからお話がありましたように、何かあった場合につきましては、大変大きな影響が出てまいりますので、特に四国電力につきましては、より一層安全に安全を重ねた中で、特に情報公開につきましては以前から申しておりますように、しっかりと公開をしていただいて、その中で現在は原発と共存をしていくという形以外当面はないのではないかなと思うのが私の考え方でございます。最初に話しましたように、原発に依存しない社会をつくっていくというのは、当然国民大多数の思いでありますし、私もその一員でございますので、そのことにつきましては申し述べさせていただきたいと思えます。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます。最後の原発の下り以外は、おおむね市長のおっしゃっているような思いでございます。本当にできるだけ早く高速道路を造っていただい

て、命の道路として、それによって物資の供給だったりをお願いしたいと思います。そして、先ほど市長も言っていました。この災害避難計画、これ読みましてもなかなか実効性あまりないような形になってます。なので、ぜひもう一度見直していただいて、万が一起こった場合のための実効性のある避難計画にさせていただきますようお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。市長、ありがとうございました。

続きの感震ブレーカーの普及についてお伺いをいたします。

感震ブレーカーの普及については、感震ブレーカーは災害時の通電火災等に非常に有効的で、阪神・淡路大震災、東日本大震災で発生した火災の半数以上が電気による火災とされています。また、今回の能登半島地震でも、多くの通電火災が起っています。震災時には、広範囲かつ長時間に及ぶ停電が発生するため、停電復旧後の再通電時に出火をする通電火災が非常に多く起こるようになっているようです。

そこで、本市でも配布をしたことがあるが、そのような通電火災に有効的な感震ブレーカーの現在の配布状況について教えてください。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

感震ブレーカーは、揺れを感知すると自動的に電気を遮断するブレーカーのことでありまして、地震発生後の通電火災を防ぐためには、議員がおっしゃったとおり、非常に効果的なものであると思っております。

この感震ブレーカーにつきましては、平成27年度に中村地区の一部を対象に、約3,000個配布した実績がございます。この対象地区につきましては、平成27年度に県が高知県地震火災対策指針で、地震火災対策を重点的に推進する地区、通称重点推進地区といいますけれども、として定めたもので、四万十市は中村地区の一部、右山から北側とさせていただければいいと思いますけれども、が指定されております。これを受けまして、平成27年度に当該地区の地区長さんやそれから自主防災組織の皆さんの協力を得まして、配布をしております。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。県の推進地区ということですがけれども、私、これ質問を受けるに当たって、住民の方からもっと感震ブレーカー配布してほしいという要請を受けまして今回質問させていただいているんですけども、ほかにも多くの議員がそのようなことを言われているようです。まちなかだけということですがけれども、それこそ具同地区だったりとか、それこそ密集しているところはほかにも多くあると思うんですけども、今後配布の予定はないのか、拡大していく予定はないのか、そこについてお伺いできますか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 追加の配布につきましては、高知県がマスコミ等で発表してお

りますけども、令和6年度より感震ブレイカーの追加配布を行う予定としております。ただし、対象は先ほど申したとおり、重点推進地区の令和元年度以降に建てられた新築の住宅が対象ということになっておりまして、それ以外は対象になっていないというところです。現状、本市において感震ブレイカーの配布予定はしておらなかったことですが、能登半島地震の家屋倒壊とともに火災被害も多数発生している状況でございます。重点推進地区以外でも議員が申しましたとおり、住宅密集地はありますので、現在国の補助メニューもありますので、それを活用して、感震ブレイカーだけではなくて、家具転倒防止対策と併せて、感震ブレイカーの購入や取付け補助などについて本市としても制度化を進めていきたいということを考えておるところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ぜひお願いします。ごめんなさい、最後の質問をしようと思ったんですが、それも含めて答弁いただいたような形なんですけど、ごめんなさい、続けてちょっと質問させてもらいますね。

今後の配布も含めて普及と啓発をお願いしたいと思います。先ほど課長、それをしてくれるということですので。感震ブレイカーの必要性は理解していただいていると思いますので、今議会の冒頭で市長の趣旨説明の中で、令和6年度から令和10年度にかけて、市内全戸を訪問して、住宅の耐震化や老朽化等の除去や危険ブロック塀の撤去、家具転倒防止などの地震対策をすと言っていましたので、その中にぜひ感震ブレイカーの必要性や啓発を入れていただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

感震ブレイカーにつきましては、1つの家がつけたらいいというものではないと思いますので、地区全体で設置することが大変重要であると考えております。そのためには、設置にかかる費用や補助など、どういうものでどれぐらいかかるかというような普及啓発も重要だと思っているところです。そのためには、広報やホームページの周知も大切なんですけども、議員が申されましたように、全戸別訪問を来年度から行っていきますので、川村議員の中で、前回の内容を少し説明してもらいましたが、そういった訪問したときには感震ブレイカーの重大性とか、そういうことについても啓発していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ぜひ前回、僕も感震ブレイカーいただいたんです。区長さんから。そのときたしか無料でしたよね。無料で配っていただいたと思いますので、ぜひ国とかの有効的なものを見つけて、ぜひ無料でそれぞれの地区に、できれば四万十市全体に配布をしていただき

たいと思います。ぜひそこをお願いをしておきます。

それでは、時間はまだありますけれども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で大西友亮議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時9分 延会

令和6年3月8日（金） 第8日

本 会 議

3月9日（土）第9日

3月10日（日）第10日

} 休 会

令和6年3月四万十市議会定例会会議録（第8日）

令和6年3月8日（金）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 市長 中平 正宏               | 副市長 田能 浩二       |
| 総務課長 岡本 寿明             | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁           | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也          | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡            | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳           | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 金子 雅紀           | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和          | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子       | 市民病院事務局長 原 憲一   |
| 福祉事務所長 渡辺 和博           | 教育長 久保 良高       |
| 学校教育課長 山崎 寿幸           | 生涯学習課長 戸田 裕介    |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 村上 正彦 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 朝比奈 雅人          |                 |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 西澤 和史 | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

吉田農林水産課長より、昨日の川村一朗議員の一般質問の答弁に関し訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 昨日の川村一朗議員の一般質問の答弁の中で、高知県の食料自給率のカロリーベースで、令和2年度の割合について「43%」と言うべきところを「63%」と言いかけて答弁をしておりました。おわび申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

■議長（平野 正） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

~~~~~

■議長（平野 正） それでは、日程に従い、一般質問を行います。

山下幸子議員。

■7番（山下幸子） おはようございます。公明党の山下幸子です。

一般質問も、はや2日目となりましたが、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問では、これまでしてきた質問の中から、何点か再度おさらいをしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

まず初めに、介護の人手不足についてお尋ねをしてみたいです。

現在、介護現場では、全国的にも人材不足が慢性的な大きな課題となっております。多くの介護職員の方は、人の役に立ちたいという思いで介護職を選び、一生懸命働いております。しかしながら、重労働で腰や膝などを壊して、体力的にもきつくなり、離職せざるを得ない人が多くいるのが現状でございます。また、最近では、家族らの介護を理由に仕事を辞める介護離職が増えていると聞きます。その数は、2022年に10.6万人に上がり、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる25年以降は、介護による離職が一層加速すると見込まれております。

増え続ける高齢者の暮らしを支える介護の担い手が不足している現在、原因や現状を踏まえることが大事であると思います。本市での人材不足の現状はどのようなものか、お尋ねいたします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護人材不足の現状についてご答弁させていただきます。

本市では、四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に先立ち、市内の介護サービス事業所及び高齢者福祉施設を運営する法人や事業者を対象に、令和5年6月から9月の間に介護保険サービス参入等意向調査を実施しておりますので、その調査結果からご答弁させていただきます。

従業員の過不足に関する設問に対し、従業員が不足していると回答した事業者は61%でした。

なお、前回の3年前の調査と比較し、大いに不足との回答が14%から19%に増加していることから、介護人材不足はより深刻なものになっていると考えております。

次に、ハローワーク四万十の令和6年1月分の求人求職バランスシート、こちらはパートを含みますが、によると、ハローワーク四万十管内の全職種の求人倍率は0.83倍のところ、介護関連は2.64倍であり、この数字を見ても、介護人材が大いに不足していることが見てとれます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 今課長が申されたとおり、このパーセンテージを見ても、本当に介護不足が物すごい状況になっているということを、今ひしひしと感じた状況であります。

では、どれくらいの人材が不足しているのか、人数が分からなければ、どれくらいの施設が不足しているのか分かりますでしょうか。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護職員の人数が何人不足しているといったことは、その調査の中では求めておりませんでしたので、人数は把握しておりません。

でございますけれども、全ての事業者、様々な事業者にお話を伺いますが、どこも求人を出しても求職者は出てこない、人が見つからないといったお話は聞かれておりますので、どの事業所ともに人材不足が進んでいるということは捉えておりますが、人数は把握しておりません。申し訳ございません。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 人数は分からないとのことでございます。結構でございます。

それでは、その施設では、全ての、人材不足によってどのような影響が出ているのか、また対応はどのようなことをされているのかご存じでしょうか。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護人材不足がもたらす影響ということでご答弁させていただきたいと思っております。

職員の方からお伺いしたところ、休暇が取れない、有給休暇ですね、そういった休暇が取れないであるとか、時間外勤務が多くなる、シフトが厳しくなるといったような労働環境が悪くなるということが考えられます。また、労働環境が悪いことにより、他の職種に転職されるといったケースも出てくるかと思っております。また、そういった話を聞くことにより、新規就労者が現れにくくなるといったことも考えられます。また、忙しいがゆえに、心に余裕がなくなり、ケアレスミスが出てくるとかといったことも考えられます。

どのような対応をしているかといったことでございますけれども、特に訪問介護事業所、ヘルパーさんなんかのお話を聞くと、70歳を超えた方などが中心になって業務が行われているというような話も聞かれます。つまり、定年退職後も引き続き、人材不足のこともヘルパーさん

自体も理解していただいておりますので、引き続き非常勤職員として勤務していただいたりといったようなことで業務が行われているといったような状況も見受けられます。そういったことで、ぎりぎりの状態で介護サービスが提供されているといった状況もございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 大変詳しく聞き込んでいただきまして、今の現状を把握することができました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

介護人材が不足している理由についてお聞きをいたします。

私が最近よく聞いているのは、労働力人口が高齢化する中で、仕事と親の介護の両立に悩む方々が実際に増えてきているようにも聞いております。また、人材の採用が難しく、人材不足に拍車をかけている問題など、介護施設により理由はまちまちであったり、また同様の問題で介護人材の不足に陥る原因となっております。

本市での介護人材の不足している利用は主にどのようなことがあるのか、教えていただきたいと思えます。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護人材が不足している理由につきましてご答弁させていただきます。

引き続き、介護保険サービス参入等意向調査、先ほどと同じ調査ですが、の調査結果からご答弁させていただきます。

これは、事業者側から見た人材不足の理由となります。事業者側、求人側が感じる介護人材が不足している理由につきましては、まずは募集しても応募がないといった回答が59%でした。次に、応募があっても適切な人がいない、離職率が高いが、ともに18%という結果になっております。つまり、求人はしているが求職者がいない、仕事を辞める人が多いが、介護人材不足の理由という調査結果になっております。これが事業者側から見た人材不足の理由となります。

次に、介護職員の離職の理由につきましては、当市が行った調査には入っておりませんでしたので、調べたところ、厚生労働省が令和5年9月8日開催の厚生労働省所管の社会保障審議会介護給付費分科会の資料の中に、介護職員の離職の要因というのを分析しておりますので、そちらからご紹介させていただきます。

介護関係職種が退職をした理由としては、職場の人間関係が最も多く、次いで、法人事業所の理念や運営の在り方、次に、ほかによい仕事・職場があったため、次が、収入が少なかったため、次に、自分の将来の見込みが立たなかったためといったことが理由で離職をされたといったのが分析されておりました。

以上でございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。

介護人材の不足している理由は、応募がない59%、離職率が高いということでもあります。課長が今言われたとおり、それぞれ様々な理由がありますが、私がこれまで相談を受けた中には、これは介護職に限らず、全般的にもあり得ますが、職場の人間関係の問題で離職される方が多いと聞いておりますが、この問題について、市としてはどのように捉えておられますでしょうか。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 先ほどの社会保障審議会介護給付費分科会資料で離職の理由で最も多かったのが、職場の人間関係ということでした。これは介護の職種に限った話ではございませんが、一般的に人材不足が起きると、シフトの調整であったり労働環境の悪化を招き、それがストレスの要因となって、職場の人間関係の悪化につながるものと考えられます。介護人材不足を解消し、労働環境を改善していくことで、明るい職場づくりにつながり、安心して長く働ける職場になっていくものと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。一番難しい問題ではありますが、どの職場におきましても、この問題は表面化しにくいという点もあると思います。まずは、人手不足が今より深刻化する前に、それぞれの理由の課題にしっかりと向き合っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

介護人材不足の対策についてお尋ねいたします。

本市では、高齢者福祉計画第9期での施策方針として、介護人材の確保と労働環境改善について、具体的な施策・事業を上げられておりますが、その内容を分かりやすく教えていただきたいと思っております。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護人材不足への対策についてご答弁させていただきます。

まず、介護人材の確保に向けた取組としては、令和4年度に開始しました四万十市介護職員初任者研修事業の継続が重要と考えております。この課程を修了しますと、施設の介護職員の仕事やホームヘルパーの仕事を行う資格が取得できるものですが、この研修は、約4か月間、130時間にわたることから、身近な地域で研修を受講することができる環境をつくることは、資格を取得したい市民の方々にとりましても有益なことであり、市といたしましても、介護人材不足の解消につながるものと考えております。令和4年度、令和5年度の2年間に計24名の方が資格を取得されました。引き続きこの事業を継続してまいりたいと考えております。

これが現在の取組ですけれども、次に、介護に関する入門的研修です。これは、県の委託を受け、公益財団法人介護労働安定センターが実施している研修ですが、介護職の上位資格を取得するための入り口ともなる資格となっております。この研修は4日間で修了することができ、本市では、この研修を生活支援の担い手として従事できるいきいき生活応援隊の養成研修に位置づけており、引き続き共催をしてみたいと考えております。

この2つが資格の取得につながるものですが、次に、PRということになりますけれども、介護との接点の少ない若い世代の方を中心に、介護職の認知度を高めるとともに、介護職に対するイメージを向上させていく取組が重要であると考えております。具体的には、小中学校への出前授業の実施や、県が小中高校生など若者向けに作成しているガイドブック「ふくしの仕事」を活用するなどし、介護の仕事についてもPRするなど、介護職の認知度を高める取組も行ってみたいと考えております。

最後に、労働環境の改善も重要と考えます。県が実施する介護ロボット・ICT導入支援事業の活用を促し、介護現場の業務効率化に取り組むとともに、各介護事業所が処遇改善加算を取得しやすいよう、相談対応・手続への支援を行ってみたいと考えております。

こちらが主な取組となります。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 大変詳しく説明をしていただきまして、ありがたく思っております。次の質問に対しても答弁していただきました。ありがとうございます。

こちらのほうですけれども、労働環境改善の内容につきましていろいろあると思うんですけれども、例えばロボット活用支援とか、こういったものはいつ頃を目指していますか、実施するのは。労働改善についてですけれども、もろもろ詳しく出ておりますけれども、この内容はいつ頃実施する予定になっておられますでしょうか。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 小休をお願いします。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午前10時19分 小休

午前10時19分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 計画素案の労働環境改善についてご質問をいただいているということで、そちらについてご説明させていただきます。

介護人材の離職防止のための取組ということで、労働環境を計画書に記載させていただいておりますが、この中で、現在介護職に従事していない、出産で仕事を辞めた方であるとか、そ

ういった方の有資格者が再度現場に戻ることができるような支援をしていきたいということも記載させていただいております。

また、現状と課題につきましては、ケアマネジャーの資格更新についての環境整備であったりとかというのは、今年度からできるように県に要望することによりまして、四万十市で研修を受けることができたりといったような環境整備については、徐々に進んでおります。

あと、その介護職員の処遇改善加算といったものも、先ほどもご答弁させていただきましたが、職員の給与アップにつながるもので、とてもよい加算なんですけれども、その加算の手続が煩雑であったりであるとか、手続の仕方が分からないといったようなことで、加算の取得ができていないような事業所もあります。そういったところにつきましては、取得をしていない事業所で体制が整っているところにつきましては、こちらから、市のほうから連絡をして、加算が取れるようですけれども、手続を取りませんかといったような促しなどもしております。そういったことで、必要な加算の取得も進むよう、手続を取っていきたくと考えております。

また、6年度から制度も変わりますので、これまでと手続方法も変わってきますので、改めて、新しい仕組みに沿った加算の取得がしやすいような取組も進めていきたいと考えております。

また、手続のオンライン化ということで、市への手続なんかにつきましても、これまで紙の申請書に印鑑をつけて出さなければならなかった申請が、公印を省略することができるようになり、オンライン申請も徐々に進んでおります。そういった形で、事務負担の軽減についても取り組んでいきたいということを記載させていただいております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。

課長が先ほどもおっしゃってございましたけれども、介護職員初任研修の状況につきまして、これは令和5年度から開催されております。これまでに資格を取られても介護職に就かれていない方に対して、その後のアプローチはどのようにされておりますでしょうか。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 先ほどの対策でも一部触れましたけれども、改めて初任者研修事業についての現状をご答弁させていただきます。

先ほど令和5年度と言われましたが、令和4年度から開始している事業でございますが、計24名の方が資格を取得され、そのうち4名の方が資格取得後すぐに介護職で勤務しております。その方が4名。ほかに、新規修了ではございませんが、資格を持ってないまま介護施設で勤務されている方もいらっしゃいます。そういった方が、資格を取った方、新たに資格を取って有資格者として施設で勤務されている方というのが12名おられます。計24名中16名の方が、この研修受講後に有資格者として介護施設で勤務しているといった状況でございます。

ゆえに、8名の方が、資格を取ったけれども、現在の就労にはつながっていない方というのが、この2年間の研修後に8名おります。そういった方にも今後も定期的にアプローチをして、現在の状況等を確認して、介護職への就労が可能であれば促していきたいと。皆さん前向きな気持ちで受講された方ばかりでございますので、今は勤務できないけれども、将来的には勤務したいであるとか、親の介護が済んだら仕事に就いてみたいとかといったような方もいらっしゃいますので、市からもアプローチをして、求人情報も把握しておりますので、つなぎをしていきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。やはり人材不足の中、声をかけていく必要は大事だと感じておりますので、よろしく願いいたします。介護現場で基礎知識や資格取得を身につけることは、これからの人材確保のためにもつながり、ぜひとも研修の継続をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、2番目の質問に移ります。

市民の健康促進への取組についてであります。

骨粗鬆症検診についてお聞きいたします。

この質問は、ちょうど昨年3月議会でお尋ねをいたしました。地域活動の中から、圧迫骨折の繰り返しや、自分が骨粗鬆症だと知らずに重症になっており、ほぼ寝たきり状態になっている方などからお願いされておりましたが、そのときの答弁では、市としての取組については、まずは関心を持ってもらうことが必要で、その関心を自身の予防行動につなげる必要があると。女性検診を中心に子宮頸がん検診や乳がん検診のときなど、チェックリストや予防方法のチラシの配布などにより、若い世代や骨密度の低下が加速する中高年の世代に関心を持ってもらうように取り組んでいきたいとの答弁でありました。そのとおり、昨年の女性検診時にはチラシの配布を準備していただいたことに感謝しております。

また、検診を受けられた方からは、こういうお知らせは大事なことで、自分たちも再認識を持つことができると言われております。

今後も高齢化がさらに進むことで骨粗鬆症患者が増えると考えられ、心配をしておりましたが、国も早期のアプローチに向けて見直しを行っています。本市でもその後、前向きな取組をしていただいているように伺いました。

そこで、骨粗鬆症検診について、その後の取組についてはどのようになさっているのか、お聞きします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 骨粗鬆症の早期発見に対する来年度の取組についてお答えします。

持ち運び可能な小型の骨密度測定装置を市で購入し、基本的に40歳以上の女性を対象とし、主に乳がん検診や子宮がん検診の会場において簡易な骨密度測定を行い、骨粗鬆症のハイリスク者を特定し、その場で保健師による生活習慣の改善に向けた保健指導や、さらにリスクの高い方に対しては、整形外科などへの早期受診勧奨を進めていく予定としております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 前向きに取り組んでいただきまして、本当にありがとうございます。検診のときには簡易な骨密度検診機というもので測っていただけるようになったということで、前進したのではないかと考えております。ありがとうございます。

ところで、本市での骨粗鬆症患者はどれくらいおられるのか分かりますでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 後期高齢者医療連合会からの令和4年度のレセプトデータになりますが、75歳以上の方で骨粗鬆症の有病者数は1,937人、そのうち女性が1,666人で、全体の86%を占めている状況となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 多いとは聞いておりましたが、やはり結構多い数に驚きました。この結果については、今後は予防も大事になると思いますが、本市の見解はいかがなものでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 骨粗鬆症を起因とする骨折は、日常生活の活動性や生活の質を低下させ、要介護状態に陥る原因となっております。また、骨折や骨粗鬆症などの筋骨格系に係る医療費も高い現状が当市ではあります。しかしながら、骨粗鬆症は自覚症状が少なく、骨折などによって判明するケースが多い状況であるので、骨粗鬆症を早期に発見し、適切な予防や治療につなげる取組を実施する必要があると考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 了解いたしました。

それでは、今後はこの取組について、市民の皆様への周知の方法はどのようにしていかれますでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 周知の方法についてお答えします。

骨密度測定装置の準備が整いましたら、広報や市のホームページ、市の公式SNSなどで周知を図るとともに、乳がんや子宮がん検診については、検診日程や会場をお知らせする個別通

知がありますので、送付の際に啓発用のチラシなどを同封するなどして周知を進めていきたいと考えております。

また、昨日の澤良宜議員のご質問でもありましたように、更年期障害などの女性の健康障害に対する啓発とも併せて、広く周知を進めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。今後、広報や検診時に周知の方法を行っていただくということでございますので、安心しております。どうかよろしく願いいたします。

次に、がん患者へのアピアランス支援についてお尋ねをします。

この質問も1年ほど前に行っておりますが、がん患者の外見ケア・アピアランスケアの実態と取組について、またがん患者の方へのウィッグなどの購入に対する支援についてお尋ねをいたしました。そのときの答弁では、本人やご家族の置かれている状況を踏まえると、ウィッグの購入助成が最優先されることなのかは、今後検討も必要だと考えておりますとの答弁でございました。

あれから1年がたち、県のほうでも、がん治療における薬物療法や放射線治療による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就学や就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的とした補整具の購入費用の一部を助成するという事業が、この4月よりスタートします。本市でも、国・県と並行して取り組んでいただけないかと思っておりますが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） がん患者へのアピアランスケア支援についてお答えします。

本市でも県の補助事業を活用を予定しております。助成対象としましても、県の補助要綱と決定を待ってからになります。同様に医療用のウィッグやかつらの購入費用、補整下着、人工乳房などの胸部補整具、乳がん用のバスタイムカバーなどの乳房補整具の購入費用を助成対象として、1人当たり2万円を上限とする見込みで実施をする予定です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 分かりました。県の補助事業を活用し、上限額は1人当たり2万円ということでございます。ありがとうございました。

18年以降は、運転免許証や身体障害者手帳などの写真に帽子やウィッグの使用が認められるなどしていますので、今回の助成事業は、様々な面で患者さんが暮らしやすくなってきたと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次の若年がん患者の在宅医療支援制度についてであります。

現在、児童福祉法により、0歳から二十歳未満までは小児慢性特定疾病医療費助成制度など

のサービスがありますが、介護保険が適用とならない二十歳から39歳までの在宅医療のがん患者には何の支援もございません。若年がん患者の在宅医療支援制度の導入についてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 若年がん患者の在宅療養支援事業についてご説明させていただきます。

こちら県補助事業を活用させていただきます。それで、事業の目的としましては、回復の見込みがないと診断された二十歳から40歳までの若年患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく過ごせるよう、在宅での療養に対するサービスなどの費用に助成を行うことにより、患者やその家族の負担を軽減することを目的として事業を実施する予定としております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） こちらの質問も、県の補助事業を活用ということになっておりますが、利用期間というものがございますでしょうか。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午前10時36分 小休

午前10時36分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 詳細は県の補助要綱が出て決まることになっておりまして、まだ利用期間についてはまでは決定しておりません。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 県のほうがきちんと決定してからということでございますので、また分かり次第、教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

健康診査支援事業についてお尋ねいたします。

これまで乳幼児健康診査については、市町村においては1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられています。また、乳幼児の3か月から6か月及び9か月から11か月頃の健康診査についても全国的に実施されていますが、こうした中で、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施を目的とした支援体制の整備を全国の自治体で行うことになりました。

そこで、まず本市の乳幼児健康診査についてどうなさるのか、お尋ねいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 当市の乳幼児健康診査についてご説明させていただきます。

現在当市では、乳児期に3か月、7か月、10か月の3回と1歳6か月児健診、3歳児健診の計5回の集団健診を実施するほか、1歳の誕生日の前日まで、医療機関において無料で健診を受診できる乳児一般健康診査の受診票を2回分交付しております。そのうち1回は、1か月健診として受診することを推奨しています。現在、ほとんどの方が、1か月健診を乳児一般健康診査受診票を使用して受診している状況となっております。

今回、こども庁において、出生後から就学前まで切れ目のない健康診査の実施体制整備を目的とし、母子保健医療対策総合支援事業の中で、新たに1か月児及び5歳児健康診査の支援事業が新設されましたが、今後こちらの事業も活用した実施ができるよう、現在県内の市町村で調整をしているところです。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 分かりました。現在は調整中ということでございます。今課長が言われたことは、これまで質問の中でもしっかり取り組んでいただいているということは承知しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5歳児健康診査についてお伺いをいたします。

この健康診査の実施に当たっては、発達障害等の健康診査の結果、子供の特性を早期発見することに加え、また疑いを含むと判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるように、都道府県と協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこととなっております。

そこで、本市の取組について、具体的な内容をお尋ねいたします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 5歳児健康診査についてお答えします。

5歳児健康診査は、1か月児健康診査と同様、母子保健医療対策総合支援事業の一つとして新設された事業です。当市が実施しています幼児の健診は3歳児健診が最終となっており、その後は就学前健診まで法定の健診はありません。5歳児健診の実施により、3歳児健診後に発達などに関する保護者の心配が出てきた場合の相談及び必要な児に対して療育などへつなぐ支援を行うきっかけになると考えます。しかしながら、実施に当たり、医療機関などとの調整も必要であるため、今後検討が必要になります。

5歳児健診の実施の有無に関わらず、3歳児健診以降に子供の発達や育児などに関する不安がある保護者が、しかるべき機関に相談でき、就学までに必要な支援につながるができるよう、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） この5歳児健康診査についてですけれども、特別には行わないというお答えだったと思いますが、現実には本市でも、発達障害等の疑いを含む児童が大変多くなってきているように思っております。また、よく相談も受けております。

本市では専門の医師もおらず、病院に行くのも市外・県外となります。早期発見の手だてとしても大変重要であると考えますので、支援体制の整備については早急をお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 現在、発達の医師、新たに小児科の医師も不足している状況があります。実施に当たっては、医療機関などの調整も必要であるので、今後検討をしていきたいと思っております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 承知しました。ありがとうございます。

では次、学校現場での円滑な健康診断実施についてお伺いをさせていただきます。

これまで学校の健康診断について、服装などに特に定めがなく、地域や学校によってはばらな対応でございました。近年、児童生徒が、保護者から上半身裸での受診を不安に思い、着衣を認めてほしい、そんな声上がる中、令和6年1月22日付で文科省が、児童生徒のプライバシーや心情に配慮して、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則体操服や下着・タオルで体を覆うよう求められました。この健康診断実施のための環境整備の推進について、本市の見解をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

本年1月22日に文科省より、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての通知が発出されており、本市におきましてもそれを受けまして、1月26日に各学校に通知をしたところでございます。

この通知につきましては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方を示したもので、検査・診察時の服装は、原則体操服や下着等の着衣、またはタオル等で体を覆うことや、検査・診察に当たっては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した工夫をすることとされております。

健康診断につきましては、児童生徒の健康の保持・増進を図るため、毎学年定期に行うことが法的に義務づけられており、本市の各小中学校でも実施をしているところでございます。健康診断の際には、児童生徒一人一人のプライベートな情報が扱われる空間であり、診断結果等の情報が漏れることで差別や偏見の対象になる可能性もあることから、本市におきましても、実施時における児童生徒のプライバシーには特に配慮が必要であるというふうを考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。児童生徒のプライバシーや心情に配慮しながらも、環境整備には着実に前進をしていっていらっしゃるということでよろしいでございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、児童生徒が安心して受けられる健康診断への取組について、児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮することが重要であることから、検査・診察における対応や具体的な取組例、診察時の服装など環境整備の考え方についても通知が来ていると思います。

今後、本市での児童生徒が安心して受けられる健康診断への取組はどのようになさるのか、先ほどにもちらっと触れていただきましたが、再度お聞きいたします。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

現在、各学校におきまして実施しております健康診断時の対応を確認いたしましたところ、服装につきましては、全ての小中学校で体操服や下着等を着用した状態で実施をしているというふう聞いております。

また、プライバシーや心情への配慮の部分につきまして、男女別に検査を実施することや、診察時には児童生徒の体が周囲から見えないよう、個別の診察スペースを設けること、また児童生徒と同性の教員が立ち会うよう配慮すること、診察の会場内では待機人数を最小限にし、結果が知られることがないよう注意すること、着替える場所を用意し、待機時には体操服等で体を隠せるよう工夫することなど、文部科学省の通知に示されている具体的な取組につきましては、既におおむね全ての小中学校で実施をされているというふう聞いております。

そのほか、待機時には上着の着用を可能とすることや、診断結果が他の児童生徒に分からないよう、病名等を番号で知らせるなど、各学校においてプライバシー等に配慮した工夫がなされているところでございます。

今後も児童生徒が健康診断を安心して受けられるよう、各学校の環境整備や実施体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 全ての小中学校で実施をしていただいているということで安心をいたしましたけれども、児童生徒のお声などはどのような声をお聞きしておりますでしょうか。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） すいません、児童生徒の直接の声ということは現在把握はしておりませんが、各学校でそういうような機会等がございましたら、また各学校のほうでもそういう意見を受けながら、この通知に基づいた取扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。できれば保護者の方々のお声なども、また聞かせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問をいたします。

人口減少対策について伺いをいたします。

全国的に人口減少・少子高齢化が急速に進む中、四万十市の出生数も毎月ますます減少しております。それに対して、死亡数は毎月多くなっているのが現状で、本市の人口減少が抱える深刻さが理解できると思います。人口減少の問題は、決して遠い将来の話ではなく、まさに今現在のことなのであります。住民と議会との懇談会の中でも、現実的に人口減少に伴って地域の社会的共同生活の維持が困難になり、環境が変わっていくことにどのように対処していくかということが大きな問題になっております。

市の将来ビジョンを描く際には、まず把握しておかなければならないのは人口動態であると言われております。本市で将来における分析を行って、対応策を考えていかなければならないと思っております。

今回、県が持続可能な人口構造への転換を図ることを目的に、県と市町村が目標を共有し、ベクトルを合わせ連携して取り組むため、新たに市町村向けの人口減少対策総合交付金を創設いたしました。この交付金は、全ての市町村向きに配分する基本配分型と、県の上げる目標の達成につながる取組に加算する連携加算型と2つあるようでございます。

本市では、この人口減少対策総合交付金を活用して移住や定住の促進と子育て支援に取り組んでいくと言われておりますが、どちらの交付金を活用して、具体的な取組内容についてお聞きしたいのでありますが、よろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えさせていただきます。

まず、この人口減少対策総合交付金の概要について、いま一度説明をさせていただきたいと思っております。

この交付金につきましては、県が令和6年度に創設されるものでございまして、出生数の低下や若年層を中心とした人口減少に歯止めをかけ、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るため、市町村が地域の実情に応じて実施する人口減少対策を県が総合的に支援するものでございます。

制度の枠組み、これにつきましては、先ほど議員からもありましたように、基本配分型と連携加算型がございまして、それぞれの内容につきましては、まず基本配分型、これにつきましては、若者の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、共働き・共育ての推進、これら4つの項目に沿った事業を交付対象としておりまして、これにつきましては市町村の裁量でソフト事業に配分額を活用できるというものでございます。

次の連携加算型でございます。こちらにつきましては、県のほうの認証を受けた事業が対象

となりまして、こちらはハード事業も対象になってまいります。交付率につきましては、ソフト事業が3分の2、ハード事業が2分の1となっています。

そこで、ご質問の活用予定等でございますけれども、この交付金創設に伴いまして、人口減少対策に関連する従来の県の補助事業の一部、これにつきましては廃止された上で、本交付金の基本配分型に移行されるということになりますので、まずはその対象事業のうち、来年度以降も引き続き実施するものについては、この交付金を活用していくということになってまいります。

その具体の事業を申しますと、子ども・子育て世帯への支援におけるファミリーサポートセンター事業や子育て支援団体への補助、それから放課後児童クラブ・放課後子ども教室などの運営に係る経費のほか、移住推進に要する業務委託料などの財源として活用していく予定でございます。

そのほか、この基本配分型を活用する新たな事業としましては、乳幼児及び児童医療費の自己負担分への助成について、支給対象年齢を拡充するための経費、それから民間不動産を利用する移住者への家賃支援補助金、これらに新たな事業として活用したいと考えているところでございます。

また、県の承認が必要とされる連携加算型、これにつきましては、県との調整、事業計画の承認等に時間を要することもございますので、現時点での具体の活用方法というものは決まっておられません。

そういう中で、交付金のサポート窓口であります県地域本部のお力添えをいただきながら、引き続き庁内各課と連携しまして、交付金の活用に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 大変詳しく説明をいただきました。本当にありがとうございます。

本市では基本配分型をまずは活用していくということで、また連携型につきましては、時間を要することで、県ともまたコミュニケーションを取りながらということであったと思いますが、それで間違いないでしょうか。

それと同時に、また移住対策の中ですけれども、新しく移住促進家賃支援というのが入っておりますけれども、この支援はどのような支援なのかお聞かせください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この移住促進家賃支援事業でございますけれども、新たな移住支援対策としまして令和6年度に新設の予定の事業でございますので、本議会にも予算案を上程させていただいております。

この事業の創設に至った背景としましては、地方移住に関心を持たれている方は全国的に増

加傾向にあります。本市で移住者の方に提供できる空き家が不足している状況であること、また子育て世帯や女性の移住希望者は市街地での居住を望まれることも多く、そうしたニーズに応えられる住宅確保が課題となっております。

このため、移住者の家探しにおける選択肢を広げると、そうすることで希望する物件に住むことができるよう、民間不動産を利用される移住者の方を対象とした家賃補助制度を創設しまして、さらなる移住促進を図るものでございます。

補助内容につきましては、既にこうした制度を実施しております自治体の取組を参考にさせていただきまして、家賃から住宅手当等を控除した額、その2分の1を補助率としまして、補助限度額につきましては月額1万円、それから補助開始から1年間支援する予定としているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ざっくりと言いましたら、月額1万円の補助ということになるんでありますでしょうか。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 1万円は上限でございますので、その住居手当を控除した額の2分の1の額が1万円を超えるようであれば、月額1万円の補助ということになります。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） よく分かりました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

■議長（平野 正） 以上で山下幸子議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。社民党の廣瀬正明です。よろしくお願いをいたします。

今年1月、1通の郵便が届きました。中は、自治区の広報が入っておりました。見出しに「北部地域のにぎわいのある町復活を」と書かれていました。北部地域とは、明確な区画は私には分かりませんが、天神橋から北側、天神橋・愛宕町・桜町・本町・京町を中心とした場所を表す言葉で、かつては多くの商店や役場、バスの停留所、銀行・郵便局があり、さらに文化センターが地域のにぎわい・発展に貢献したと書かれています。にぎわいのシンボリック存在で

あった文化センターがなくなることは、北部地域のさらなる衰退につながるのではないかとの危惧を持たれることは当然のことと考えています。

現在、北部地域は、食料品・日用品を扱う商店が不足して、生活に支障を来していると聞いております。食料品・日用品を販売する商店が欲しい、今ある消防屯所や防災倉庫も今の場所に残してほしい、そんな要望も聞こえてきます。また、かねてより、近隣自治区で集会所として利用できる場所が欲しいとの要望もありました。

私は全ての要望を把握しておりませんが、また集会所や屯所・防災倉庫、これは市が前向きに検討していただける部分があるかと思っておりますので、今日は食料品・日用品を販売する商店が北部地域にできないか、文化センターの跡地の有効活用として何とか誘致ができないか、そういうことを中心に質問をさせていただきます。

市民の要望のために市の土地を有効活用する、当然のことであろうと思っております。そこで、まず最初の質問は、文化センターの跡地利用について、現在のお考えをお聞かせください。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁します。

文化センターは、総合文化センターの完成に伴いまして、令和6年3月末をもって閉館することとなります。その後、跡地利用につきましては、現在のところ具体的な計画は有しておりませんが、今後、跡地の利用につきましては、どのような可能性があるか、どのような活用が適しているかについては検討していきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 現在のところはまだ未定である。もちろん、有効活用を検討していただけるものとは考えております。

質問を続けます。

市民の要望をでき得る限り実現することは、市の重要な役割と考えています。少なくとも実現のために最大限の努力をしていくことは、市の責務であるとも考えています。

そこで、住民の要望実現について、つまり生活に必要な日用品・食料品を販売する店が欲しい、ここではこの件に絞って、市民の要望実現についてどのように考えておいでか、お答えをいただきたいと思っております。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） ご答弁いたします。

現在、地区や周辺の皆さんより幾つかの要望をいただいております。駐車場・屯所・防災倉庫・集会所等々、全てはもちろん把握はしておりませんが、そういうようなお声は聞いております。提案も聞いているところでございます。今後、計画を検討するに当たりましては、市民の皆様からの要望を踏まえつつ、より適した利用ができるよう考えてまいりたいと考えて

いるところでは。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） より適した使い道ということであろうと思いますが、かつては北部地域と呼ばれた場所、中村地域で一番便利な場所と言われていました。現在、不便だと言われる地域になってきました。

行政に関わる方は、皆さん住み慣れた地域で一生暮らせる町にしていきたいとおっしゃいます。この住み慣れた地域で一生暮らせる町、このことを四万十市としてどのように考えているのか。今回は、この北部地域を考えていただいて、この住み慣れた地域で一生暮らせる町、このことについて市としてどのようにお考えか、お答えをお願いいたします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

最初のご答弁と趣旨が似通いますが、跡地利用の検討に当たっては、周辺の皆様の暮らし、市民全体の暮らし、これからまちづくり等を併せて総合的に考えていく必要があると考えています。ついては、庁内関係課で意見を取りまとめて、総合的に跡地の利用を考えていこうというふうには考えております。

総合的な部分ですが、以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 続けます。

文化センターの跡地に四万十市の予算で建物を建設することは困難であると私は考えております。また、所有する建物を増やすことは、維持に関わる経費の増加の面から見ても好ましくないとも考えています。

他事例ですが、官民連携で市町村が所有する土地に民設民営の施設を建設し、住民サービスを充実させている市町村があると聞いています。事例については私が聞いたのは、福祉施設を建てた、そういう話は聞いておりますが、皆さん方のほうがお詳しいと考えますので、これ以上の事例についての発言は控えたいと思います。

このように、四万十市でも民間企業・団体と連携して市民サービスの充実を考えていく必要があるのではないかと考えての質問でございます。

つまり、市民サービス、必要なところに必要なものをつくる、ここでは文化センター跡地に食料品・日用品を販売する店をつくる。そのために、文化センターの跡地に施設を建設する企業・団体を募集し、その施設内に食料品・日用品を販売する商店を誘致する。市としてできるだけの支援を行えば、実現の可能性があると考えています。

そこで、次の質問は、官民連携について、繰り返しますが、文化センター跡地の利用として官民連携による取組を行うべきと考えておりますが、この官民連携についてどのようにお考え

なのか、お答えをお願いいたします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、答弁いたします。

跡地利用につきましては、その方向性が定まれば、その目的の実現のために、効果的・効率的な手法を考えていくことと考えております。その中で、民間との連携が有効と考えられる場合につきましては、その方法について検討していくことが可能であるとは考えております。先ほど申しましたように、計画等をつくっていく中で順番に考えていくことになると思いますので、このようなことを可能性を考えながら、様々協議を進めていきたいと考えています。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 検討の中では可能という、可能性もあると、そういうご答弁であったと思います。もちろん、現在まだ計画、検討が進んでいない段階での質問でございます。全てこうするという答えを求めているわけではございません。ただ、私から見ますと、中心市街地でございます。先ほど申し上げた5つの町だけでも、450世帯ほど生活されていると考えています。さらにその周辺、周りにもたくさんの方が生活されています。1軒の商店を誘致することで、多くの市民の利便性が向上して暮らしやすい町が実現する、そういうふうを考えて質問をいたしております。

四万十市は暮らしやすい町、また住みたい町と高評価をいただいております。その評価を落とすことのないよう、最善の努力をしていくことは当然と考えています。

ネット社会と言われております。評価は短時間で変わることもございます。多くの市民の要望に対して努力しない、そのことだけでも四万十市の評価は下がる。そういうふうに言われただけで評価が下がることもあるのではないかと、そういうふうにご心配をしております。

さらに、中心市街地も不便、周辺はもっと不便、自然が豊かから自然があるだけなどと言われて始めたら、さらに評価は下がり、暮らしにくい町とか住みたくない町とか言われ出したら、もうこの評価をまた上げるためには大変な努力が必要になってくると思います。移住者の激減にもつながりかねない重大な問題となる前に、前向きな姿勢を示す必要があると考えております。

検討には時間がかかることはやむを得ない、そのことは理解しておりますが、市民の要望実現のための文化センターの跡地の有効活用、商店の誘致について、もう少し前向きな検討が必要ではないのか、再度お考えをお聞かせください。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 答弁いたします。

意見ありがとうございます。文化センターですが、もちろん面積も相当ありますし、議員がおっしゃられたように、文化の施設として50年近くあり、そこが北部地域の中心であったとい

う、シンボリックであったということについては、私も理解をしているところでございます。

今後、あそこの土地については、有効利用はおっしゃられるように様々な視点から考えていくことが必要と考えています。今回、商業施設等も含め、住みよい町というご提案をいただきましたので、そういうことも庁内会議の中ではそういうお話、また地区からの要望もあろうと思いますので、そういうことも踏まえながら総合的な判断をしていくと思いますので、今後は会議の中でそういう意見をしっかりと酌みながら議論していきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） ありがとうございます。前向きな姿勢を感じましたので、次の質問に移らせていただきます。

続いては、防災対策、ヘリコプターの離着陸について質問いたします。

今年の1月下旬であったと思いますが、重症の傷病者搬送のためにヘリコプターが市道に着陸したという話を聞いております。迅速な対応により、2月初旬には退院され、私が訪ねたときには自力で歩けるほど回復されていました。

緊急の場合、ヘリコプターが近くで離着陸できることは、市民の大きな安心につながるのではないかと、そういうふうと考えております。これまで私は、ヘリコプターの離着陸は、既存のヘリポートのように広い面積が必要と考えていましたが、条件を整えば狭い場所にも着陸できるのではないかと、今回の事例が間違いなければ、そういうことも可能である。そうであるならば、市内に数多くヘリコプターの離着陸できる場所があるのではないかと、そういうふうと考えています。各地区のヘリコプター離着陸可能場所の把握と情報共有を行えば、市民の大きな安心につながると考えております。

そこで、質問です。

ヘリコプターはどの程度の面積があれば離着陸可能なのか、お答えをお願いいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

ヘリコプターの離着陸の条件につきましては、詳細はちょっと省かせていただきますけれども、四万十消防署に確認しましたところ、一般的には4つの項目で、まず1つ目は、ヘリの進入方向と離脱方向の2方向が確保できる場所。これは一般的にヘリが垂直に下りてくるというイメージがありますが、そうではなくて、一方向から入ってきて反対方向へ出ていくというのが一般的です。それからあと、進入と離脱経路上に支障となる電線等の障害物がない場所。3番目には、離陸に支障がない程度の地面に強度がある場所ですね。田んぼとかにも下りることも可能なんですけれども、田植シーズンとか田を耕している場合は、ヘリの重みでヘリが沈んでしまいますので、そういう場合は不可能ということになります。それから、着陸場所の安全性が確保できる場所ということで、一般車両が入ってこないようにしたりとか、そういう確保

が必要だと思えます。

議員は面積のことをおっしゃられておりましたけども、以前消防に聞いたところによりますと、ドクターヘリであれば、ヘリの下にアームがあると思えますけど、あの広さが確保できれば、パイロットの判断にもなろうと思えますけど、下りることは不可能ではないとは聞いてはおりますが、ヘリはプロペラがありますので、あれに当たらないくらいのちょっと余裕がある広さは必要だと思えます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） ありがとうございます。やはり狭い場所、条件が合えばということではありますが、狭い場所にも着陸ができるということでもございましたので、続いて質問をいたします。

ヘリコプター離着陸可能場所の把握いうものは、現在のヘリポート、それからグラウンドとか以外に把握はどの程度されているのか、お答えをお願いいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

離着陸の可能場所は四万十消防署で把握しておりまして、地震防災課でも共有しているところでございます。離着陸の可能場所は、現在四万十市内で56か所あります。内訳としましては、市が整備している離着陸場、通常ヘリポートと呼んでおりますけど、8か所あります。それから、その他としまして48か所ありますけども、こちらのほうは通常ランデブーポイントとお呼びをしておるんですけども、学校の校庭や駐車場・空き地、そういったところでヘリが下りることが可能なところを、消防署が登録をしておるといった場所になっております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） よく分かりました。

能登半島地震の際、大やけどを負った子供さんが治療を受けられないまま、数日後に亡くなったという話を聞いています。本当にいたたまれない記憶として、今も頭に残っております。

災害時に既存のヘリポートが全て使用できるかどうかは分かりませんが、ヘリポート周辺の道路が通行困難になることも考えられます。一人でも多くの市民を救う手だてとして、また市民の安心のため、より多くの離着陸可能場所の把握と、その情報共有が必要と考えています。

先ほど56か所離着陸できる場所を把握しているというふうにお答えをいただきましたので、その離着陸可能場所、市民も含めて情報共有をすることはできないか。具体的に言いますと、遠くの場所、市内全部を知りたい方もおいでると思えますし、自分が住んでいるところの近くにヘリコプターが下りられるのかどうか、そういうことを知りたい方もおいでると思えます。そういう意味で、市民を含めた離着陸可能場所の情報共有ということは取り組めないか、お答

えをお願いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

離着陸場が可能な場所につきましては、既に高知県健康政策部医療政策課のホームページでドクターヘリの離着陸場一覧、この情報は令和3年2月時点になりますけども、既に離着陸場の可能場所は公開されておりますので、情報共有をするということ自体は問題ないとは考えております。

ただ、議員の趣旨をお聞きしますと、住民がヘリポート以外でも近くに離着陸できる場所があるという安心感のことだと思っておりますので、公表の仕方については、今後どのようにやっていくかということは検討させていただきたいと思っております。

現在のところは、市のホームページや防災の学習会や研修会、市の広報でも防災記事の掲載などを行いますので、そのときにヘリコプターの運用について分かりやすくPRしたいということをお今のところ考えておるところです。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 十分なお答えをいただきましたので、次に進みたいと思います。

次は、防災訓練について質問をいたします。

あした9日の土曜日にも、防災植物の会が、災害時にも食べられる野草の知識習得とおいしい食べ方、そして簡易トイレの組立て訓練を行うという話を聞いています。各地区・団体が様々な防災訓練を行っていることは、非常に喜ばしいことと考えています。また、訓練の種類は多いほど、いろいろな方が参加していただけるのではないかと考えています。

そこで今回は、車中泊訓練について質問をいたします。

これまで大規模災害時に、車中泊を余儀なくされる場合が多くあったと聞いています。好んで車中泊を選択される方は少ないと考えていますが、小さなお子さんがいる家庭や、高齢の方と一緒に避難される場合、自家用車で移動が必要となる場合も多いと考えております。その際、場合によっては車中泊が必要となります。また、感染症が流行している時期には、車中泊も視野に入れておく必要があると考えています。

また、防災の学習会・講演会よりも、体験型の訓練は若年層の参加が多いとも聞いております。今まで防災訓練に参加したことのない方に参加していただき、防災意識を高めていただくことも重要と考えています。

車中泊避難は推奨できる避難方法ではないということは何っておりますが、やむを得ず車中泊を行う場合、準備も予備知識もない状態では、大きな不安を持たれると考えています。

そこで、車中泊訓練の必要性について現在どのようにお考えなのか、お答えをお願いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、お答えいたします。

災害時の避難生活につきましては、避難所が第一の選択肢になると思いますけども、中には、議員が申されましたとおり、プライバシーや感染症対策またはペットの問題等で車中泊を希望される方、または余儀なくされる方がおられると思います。

現在のところ、本市としましては、車中泊を取り立てて推奨しているものではないですが、車中泊をする場合には、議員も申されましたが注意事項がございまして、現在ハザードマップにも記載しているところではございますけども、車中泊は窮屈なせいで血管内に血栓ができて、呼吸困難などを伴うエコノミークラス症候群などを招くおそれがあることや、夏場などでは熱中症のリスクが高まりますし、食料も腐りやすくなるというようリスクも存在します。所在の把握がしにくいという、安否確認が十分に取れないという問題もあるとは考えております。

そのため、現在のところ訓練を実施する予定とはしておりませんが、これまでの災害を見ましても車中泊の対応が行われたことを考えまして、注意事項などの周知啓発などに努めていきたいと思っております。

なお、今、車によっては軽自動車でもキャンプができるようなそういったタイプの車もありますので、現在のところは推奨はしていませんけど、またそういうので勧める場合もあるという事例も聞いてはおりますので、ちょっとそういう社会情勢を見ながら、今後も考えてはいきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 様々な課題・問題もあるということで、私も決して車中泊を推奨する気持ちはございません。ただ、先ほど申し上げたように、やむを得ず車中泊になる場合というのはどうしても起こってくる。これからも起こってくる可能性がございます。

注意事項等を書かれた文書をみんなに配る、知ってもらおうということも、決して悪い取組ではないと考えておりますが、やはり実際に経験された状態と文章を読んだだけというのは、なかなか違うものがあるのではないかと。例えば講演会でも、例えば災害時に私は車中泊を経験してこんなに大変だった、そういう人の話とかを聞くというのもまたいいと思いますし、やはり私としては、市内で車中泊訓練を行って、市民の、そんなに大人数を受け入れることは不可能だと思いますけれども、実際に経験していただき、その経験した人の考えとか、そのときどうだったのか、その実体験をみんなに共有してもらおう、そういうことも必要であろう、そういうふうに考えております。

そこで、2つ目の質問、車中泊訓練、課題が多いことは承知しましたので、すぐにやれないかということももう言いませんけれども、やはり検討いただいて、実施可能な部分があれば取

り組んでいただきたいと思います。そのことについて、再度お答えをいただければと思います。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、現段階での訓練は予定していないところではございますけども、議員が申されましたように、例えばボランティアに被災地に行く場合に、車中泊で過ごしている方などもいらっしゃいますので、そういった体験談などを話してもらうとか、それから先ほど言いましたようにキャンプブームがありますので、車中泊でできるようなことなんか等を含めまして、先ほども言いましたけど注意事項などを、先ほど言いましたヘリコプターの運用などと同様に周知啓発に努めていきたいというところを考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） よく分かりました。あまり好ましくないものに取り組むというのは、本当に難しい面もあるかと思えます。必要な知識を広めていただくことで、まずはよいのではないかと考えました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

続いては、小中一貫教育について質問をいたします。

私は、保護者として学校を見る、その視点しか持っていませんでした。今もそこからさほど前進をしていないと思っておりますけれども、昨年来、小中一貫教育についていろいろとお話を伺いました。

小中一貫教育は、自治体や学校現場での取組が10年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が報告される中で、学校制度として位置づけられ、地域・児童生徒に合わせた取組の推進、子供たちの課題に応じた進学・進級による不適應の対応などにより、取組を行っている多くの学校が実際に成果を上げている状況を聞いています。聞いていますというよりも、膨大な文章の中から、私が気に入ったところだけを抜き書きした文章でございますけれども、多分趣旨は違っていないと考えています。

この中で、取組を行っている多くの学校が成果を上げている、その部分、やはり成果があるのであれば取組を検討すべきことではないかと、そういうふうを考えています。施設隣接型も可能とのことで、現在使用している小学校・中学校の施設をそのまま使用することも可能であり、四万十市でも早急に取り組めることではないか、そういうふうにも思っております。

市の教育委員会学校教育課でこれまでも検討されてきたであろうと考えておりますが、小中一貫教育について現在どのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁させていただきます。

小中一貫校については、今議員が言われたとおり、本当たくさんのメリットがあることも承知しております。特に、小中一貫校では、義務教育9年間を共通した指導方針の下、9年間を見通した一貫性のある指導が可能であり、学習指導においても系統性や連続性を踏まえた指導を行うことができます。また、生徒指導においても、いわゆる中1ギャップと言われる中学校への進学時に学校生活への不安を覚える児童が減ると考えられます。また、日頃から幅広い年齢層で生活しますので、交流が行われるなど、様々なメリットがあると考えております。

ただ一方で、デメリットってというか、こういうところはちょっとって思うところは、人間関係の固定化や、小学校高学年の子供たちのリーダーシップ、いうたら6年の次には中1がすぐおりますので、そういう面では小学校6年生のリーダーシップを発揮する場が減少すると、そういう幾つか課題もあるとは考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） メリットもたくさんあるが、デメリットもある。つまり、取り組むためには気をつけなければいけないこともたくさんあると、そういう意味であろうと思います。

続いての質問は、隣接する小中学校での小中一貫型の教育というものがあると聞いております。隣接というのは、私は隣り合わせの学校というイメージをいたしておりますが、文章を読み直してみますと、隣接ではなくて併設型小学校・中学校ということで、この中には1つの中学校と複数の小学校が対象となっております。隣接すると通告をしておりますけれども、可能であれば、併設型で小中一貫型の教育について、また隣接と聞いておりましたので、例えば中中と中小、それから西土佐中と西土佐小学校、こういう話をしておりました。もちろん離れた小学校を除くつもりはもともとなかったわけですが、ここでは1つの中学校と校区の小学校との一貫型教育というものは可能なのか、お考えをお聞かせください。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁したいと思います。

今言われたように、隣接する小学校・中学校として今考えられるのは、中村小学校、中村中学校と、西土佐小学校と西土佐中学校だと思います。

隣接する小中学校での小中一貫型の教育についてですが、子供たちの発達・成長を考えたときに、小中の連携というのは大変重要になっております。四万十市においても、西土佐小学校・中学校については、指定校として今も研究しておりますし、来年度もより深い小中の連携教育を研究してもらうことになっております。また、中村小学校と中村中学校においては、県の指定を受けて、小中が連携・協働しながら義務教育9年間の学びをつなぐ、資質能力を育む授業づくりについて研究を3年間進めてまいりました。ほかにも各中学校区で子供同士が交流する機会を持ち、仲間づくりを進めたり、教職員の合同研修会等を設定し、各学校の取組の共有や中学校での統一した取組の確認等も行っております。

このように、1つの中学校区にある複数の小学校の子供たちが少しでも戸惑いなく上の学校に進んでいくためには、校区内での中学校を中心とした中学校と各小学校との連携や、同一校区内の小学校間の連携がすごい大切になってくると思います。隣接する小中学校だけでなく、その校区内の全ての小学校と中学校との連携を深めていく、そういう取組をこれからも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） どうもありがとうございました。

質問を続けたいと思います。すいません。

次の質問は、不登校の対応、今も教育長よりお話がありました。中1ギャップと呼ばれるものが一番大きい、次に進級に伴うものもあると、そういうふうに聞きました。

やはり進学・進級によるギャップというか、不適應という言い方もされるようですが、それを防ぎ、不登校を抑制するというか減らしていく。現在もその取組はされている。つまり、小中学校の連携によってもそのことは前進している、そういうふうに聞きました。

不登校をなくすことは非常に困難と考えています。小学校低学年でも時には不登校が起こる、そういう事例も時折聞いたりします。学校に通えるようになるまでに大変な努力をされているのであろうと、そういうことも考えております。

まず、進学・進級によるギャップを和らげ、不登校を少しでも防ぐために、さらなる取組が必要であると考えております。もちろん、小中学校の交流や体験入学等取り組まれていると聞いておりますが、進学・進級による不適應を減らし、不登校を少なくしていくため、また交流が、中学校と離れている小学校との交流っていうのは、やはり頻繁に行うことが難しい面もあるかと思しますので、そこらあたりもう一歩進める取組ができないか、今されていることを含めてお答えをお願いをいたします。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

今議員がおっしゃられたように、もう本当、本市において不登校の児童生徒数が多いということは非常に大きな課題と考えております。また、調べてみますと、昨年度、小学校6年のときには不登校でなかった子供さんが、中学校に入ることによって不登校になってしまう。もちろん、小学校6年のときに不登校ではあったけれど、中学校になって学校に行け出したという子供もおります。ただ、全体的に見ると、小学校6年生で不登校でなかった子供さんが中1で不登校になる生徒が数名やっぱりおりました。

その理由を確認してみると、一つには、小規模校から大規模校に入学していくというか、それについてのやっぱり戸惑いがあったりとか、友達関係、特に自分と仲のよかった友達と同じ学級で生活できないというか、小学校6年のときには同じ学級で生活していたけれど、大規模

の学校に入ったことによって隣のクラスになってしまったと。そういうことが、それが全ての理由とは思っていませんけれど、それを理由としている不登校の子どももいました。

このあたりのことを解決することが、非常に自分たちも大事だと思ってるんですけど、今現在、各その不登校になられたりとか、学校の適応指導教室、学校で通常の学級には入れないけれど適応指導教室で勉強しているとか、また旧東中筋中学校の跡にあるふれあい学級とか、そこに通われている子どもたちのどうして不登校になってしまったのか、理由を今詳細に調査しておりますので、その分析の結果を基にして、また新たな取組も考えているところです。

ただ、先ほど自分が述べましたように、これからも小学校と中学校の情報交換とか情報共有とかを綿密にしていくとか、子ども同士の小学校同士の交流、小学生・中学生との交流とか、そういうことをしっかりとやっていくことが、最終的にはやっぱり不登校とか子供たちの不安を除くことにつながるがじゃないろうかと思しますので、これらの取組をこれからも確実に進めていくことを考えていかないと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） どうもありがとうございました。大変な努力をされているということが分かりましたので、次に進みたいと思います。

続いて、少子化、生徒数の減少対策という形で質問をさせていただきます。

私は、本当は、小さな小学校・中学校が近くにありましたもので、1学年3人でも4人でもいいんじゃないか、そういうふうにはずっと考えておりましたが、最近退職した先生と知り合いましたとお話を聞くと、やはり20人ぐらいが一番いい、子供にも目が届きやすいし、教師にも優しい、そういうふうにおっしゃっていました。やっぱり30人より20人のほうが、先生への負担も少ないのかな。それと同時に、あまり少ないと、やはりできることが限られてくるということをやっとを理解した状態でございます。

全体の出生率が、子供の出生が減っている四万十市でございます。生徒の減少による教育環境の悪化というものは、起こってからでは対応がなかなか困難と考えています。中村中学校や中村西中学校については、現在のところ心配はしておりませんが、西土佐中学校については早急な対策が必要ではないかと考えるようになりました。

今年、西土佐の成人式に伺いました。対象者が31人であったと記憶しています。最近の西土佐地域の出生数は年平均10人ほどだとも聞いていますので、20年間で子供の出生数が大幅に減少したと私は考えています。子供の出生数は状況によって変わってまいります、減少傾向はこれからも続くのではないかと、10年後もよりよい教育環境を維持していけるか心配をしております。

西土佐地域でよりよい教育環境を維持していくためには、魅力ある教育を実現し、地域外からも希望者を受け入れていくための取組を行うべきと考えております。四万十市外からの通学

とか、できれば移住とかも考えてまいりましたが、これは教育委員会の仕事の範囲を超えると聞きましたので、少し質問が変わってしまいますが、西土佐地域外、結局四万十市内に限ってという形になってしまいますけれども、やはりそういった意味で、生徒を少しでも増やしていく取組の一つとして取り組んでいくべきではないかと考えておりますので、その点についてお答えをお願いをいたします。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたしたいと思います。

少子化への対応ということですが、現段階としては、第2次再編計画に基づいて中学校の学校再編を進めてきましたので、本市にどのような課題が生じているのか検証・分析していく必要があります、その上で児童生徒の減少に対応した策を取る必要があると考えています。

今、先ほど西土佐地域の話がありましたけれど、具体的には、西土佐地域には保育所が1つ、小学校・中学校各1つ、また西土佐分校という高校も1つありますので、というと、保育所・小学校・中学校・高校がそれぞれ1つ西土佐地域にありますので、小中の連携というよりは、保育所と小学校と中学校と西土佐分校、高校と、そして地域も巻き込んで、西土佐地域でどのような子供を育てていくことが大切かをじっくり話す場を持って、西土佐地域でこういう子供たちを育てていこうということを明確にして、それで保育所の段階で、小学校・中学校の段階で何ができるか、分校で何ができるかを地域の方も交えて検討するように来年度計画しておりますので、それが実現していけば、必然的かというと、自然と西土佐地域の魅力につながっていくと思いますので、それが西土佐地域の子供の数を少しでも増加させる一つのきっかけになるんじゃないかと自分たちも期待しているところです。

以上です。

■議長（平野 正） 12時となりましたが、一般質問を続けます。

廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 取り組まれていることは理解いたしました。

最後に1つ、その人数を増やすという点で、高知県内にも全寮制で地域外、ここは市外どころか県外からも生徒を受け入れている公立の中学校があります。ここは特例的に何かいろいろな許可をいただいているのであろうと考えておりますけれども、先ほど教育長がおっしゃったように、保小中高の連携、これも魅力ある教育になっていくだろうと考えます。

また、特色あるふるさと教育や、先進地でどのような取組が行われているか、多くの学校からたくさん成果が報告されている、そこではどのようなことをされているのか、そこらについても調査していただき、また検討していただく。10年後、20年後に生徒が少なくなると、教育環境が好ましくない状態になってから慌てても間に合わない可能性がございます。そういった意味で、最後の質問です。早急な取組について、さらに何かあればお答えをいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁したいと思います。

やっぱり、今もちろん通常の国語とか算数という教科の勉強も大事なことですし、子供たちの学力をつけるということも学校にとっては非常に大事な部分ではありますが、本市の場合はずっと各校の特色を持ったふるさと教育の推進をしてまいりましたので、ふるさと教育の時間を充実していくことも、各学校の特色ある取組にもつながり、充実した魅力ある学校づくりにもつながっていくと思いますので、これまで以上にふるさと教育にも力を入れて各学校で取り組んでいただきたいと、そういう取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 十分お答えをいただきましたので、私の一般質問、ここまでにさせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で廣瀬正明議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時0分 再開

■副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 日本共産党の川渕誠司です。一般質問を行います。

市長の政治姿勢について質問をいたします。

多くの方も取り上げておられましたけれども、今年元旦に発生をしました能登半島地震は、石川県を中心に北陸地方に甚大な被害をもたらしました。死者241人、住宅被害7万5,000棟、地震発生から2か月以上たった今でも、1万人を超える人が避難所での生活を余儀なくされております。

まさに明日は我が身です。いつ来てもおかしくないと言われております南海トラフ地震に対して、事前の備えが決定的に大事です。現地へ入った高知県の災害調査団のリーダーであります高知大学の原教授がテレビニュースの中で、備えがあってこそ復興が迅速にできるとおっしゃっておられました。今まさに事前復興まちづくり計画の重要性が高まっていると私は考えております。この点について市長の見解をお伺いします。

■副議長（山崎 司） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 事前復興まちづくり計画については、私のほうからお答えさせていただきます。

昨年6月議会の前田議員の答弁と重なる点もございますけれども、事前まちづくり復興計画

の策定の必要性は大変重要であると認識しているところでありまして、この3月議会で関連予算を計上させていただき、令和6年度から着手する予定としております。

計画の必要性としましては、東日本大震災では、被災市町村の多くの職員が被災する中で、応急復興や被災者支援などに追われまして、復興まちづくり計画の策定に時間を要したことで、復興事業の着手が大変に遅れました。それによりまして、自宅を離れる住民が相次ぎ、被災地域の人口が減少といった問題が生じまして、復興に10年ほど要したと言われております。

これらの教訓から、南海トラフ巨大地震による被災後でも住民の生活再建や人口減少などによる地域の衰退を避けるため、事前に復興まちづくり計画を準備しておくことで復興期間の短縮を図ることは、非常に重要な取組であると考えております。

本市でも生活の再建やなりわいの再生の方向性を示す本計画の策定は重要であると考えておりまして、津波の影響を受ける下田・八束の2地区を対象地区と予定しておりますが、津波を含めた地震の影響は市内広範囲の様々な分野にわたるということが想定されますので、例えば市街地周辺の液状化や山間地域の孤立などにも触れまして、市内全域に関連づけるような計画にしたいということを考えているところでございます。

能登地震を受けまして、住宅の耐震化や市街地の火災対策などがクローズアップされましたが、本市も改めて各種防災対策の必要性を再認識したところでありまして、今後も引き続き各種事業を推進するとともに、今回の能登半島の地震の状況等も考慮しながら、地域の特性や実情に沿った事前復興まちづくり計画を策定していこうと考えておるところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 予算化をしていて、新年度予算に入っているということでございます。それで、下田地区・八束地区だけでなく、やはり液状化等もあって、市街地のほうも含めて総合的に考えたいということですので、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

高知県は、高知県事前復興まちづくり計画策定指針というの令和4年9月に策定をしております。この中を見てもみますと、事前移転ということがあるんですね。事前移転の着手をしましょう。その中で、どういうものを事前移転するのかと。早期の復興体制を構築するため、災害対策の拠点となる庁舎等、これもいろんな庁舎が今動いてますよね。それでもう一つ、子供の安全確保に加えて、避難所確保につながる学校施設等です。こういったものは、ぜひそういう計画の下に事前に移転をしていきたいと思いますという方針が示されております。ぜひそのことも考慮して、きちんとした計画をつくっていただきたい、そのように思っております。

このこととも関係をしますが、3月4日に第5回旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会が開かれまして、子供の安全確保が最優先だとして、下田小学校と下田保育所の高台移転を進めることを会の総意として決定をいたしました。具体的な方法については、市がさらに詳細な検討を行い、実施していくことになると思いますが、方向性が決まりましたので、高台移

転の早期実現に向けて決意をお聞きしたいと思います。

市長は、12月議会での私の質問に対して、検討会の意見を最大限尊重します。当然これについては、いろんな事業を入れてやらなくてはならなくなるので、方向性がはっきり決まった段階で、私のほうはその事業の獲得に全力を挙げたいと、このように答弁をされておりました。市長、改めて決意をお伺いします。

■副議長（山崎 司） 中平市長。

■市長（中平正宏） 以前の議会でご答弁申し上げましたように、この検討委員会で最終的な方向性として3月4日に一定の方向が出たとお聞きをいたしておりますので、当然それに沿った形でやるようになっていくのではないかなと思います。ただ、そこの中でもやっぱり市単独ということではなしに、国や県の事業等々も入れないといけませんので、そのことにつきましては、今自分が持っているいろいろな経験であるとか、また人脈であるとか、そういう形をフル活用して、できるだけ予算獲得のほうに力を入れていきたいと思っています。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） この件に関していい情報があるんです、1つ。先日、県議会で、四万十市選出の岡本議員が休校を活用した地域づくりという質問の中で、下田の地域の住民や子供たちの要望活動に触れまして県の対応をただしたところ、県の教育長からこういう答弁がありました。

下田中学校施設の活用につきましては、四万十市において地域の実情を踏まえた検討の上、適切に判断されるものと考えます。県教育委員会としましては、四万十市から教育分野での活用を想定した相談等がございましたら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。その丁寧に対応するということの説明として、県としてできることはどういったことなのか、支援できることはどういったことなのか、そういったことについて我々としても調べて提案をさせていただきたいと、そのように考えておりますという答弁がなされたようです。

相談があれば、県も調査をして提案をしますよという、かなり踏み込んだ発言だと思います。この話は通告の後、ヒアリングの後のことでしたので、答弁の準備はなされていないと思えますけれども、市長、この件につきましてコメントがありましたらお願いいたします。

■副議長（山崎 司） 中平市長。

■市長（中平正宏） 県の教育委員会がそういう形で前向きにご答弁をされたということにつきましては、一定私としては評価をしていきたいと思っています。当然その中でどういう形ができるか、これは全て県が対応できるということは当然考えられませんので、どうしても国のほうの応援等々もいただかなくてはなりませんけれども、やはり国と県と市が一緒になった中でやっていくということにつきましては、これは下田だけではなく、例えば道路・内水対策も含めまして全てのことにつながることですので、大変教育委員会としてそういう形の答弁をいただいたということにつきましては私は評価をいたしますし、大変うれしく思うところ

でございます。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） ぜひ県とも協力をしながら、高台移転、早急に進めてください。よろしくお願いいたします。

次に、トイレトレーラーの整備について質問をいたします。

能登半島地震の被災地で大きな問題となっているのがトイレです。現在も断水が続いていて、自宅や避難所で通常のトイレが使用できないというところが数多くあります。これまでに1,000基を超える仮設トイレが設置をされたようですが、地域によってはまだ不足をしている状態です。

健康な生活を維持していくのに、清潔なトイレは欠かせません。使い勝手の悪いトイレ、衛生状態が悪いトイレは、排せつの我慢による体調不良や感染症の拡大を招きます。特に高齢者は飲食を控えてしまいまして、脱水症状や栄養不良、エコノミー症候群など災害関連死につながるおそれがあります。

こうした中、災害派遣トイレネットワークプロジェクト加盟の自治体が、20台のトイレトレーラーを能登に派遣をいたしました。ふだんは各自治体のイベントなどに利用して、いざどこかで災害があった場合はそこへ派遣をするという助け合いの仕組みをつくっています。このうちの1台が高知市所有のもので、輪島市へ派遣をされました。

モニターまたはタブレットをご覧ください。

これがその写真であります。これは1月10日、能登へ派遣される時のものです。高知市に提供された写真です。そして、これが現地での設置の様子ということで、もう1月11日には輪島市に入っているということでもあります。

これは乗用車で牽引するタイプで、水洗の洋式トイレ4基を備えています。市立輪島病院に配置をされ、多くの方が利用されたと、今もされているということです。避難所に設置された仮設トイレというのは和式のものが多くて、また明かりがないために、このように洋式便器を備えて、ソーラー発電機があつて夜使えるというトイレトレーラーは非常に人気があつて、役に立ったということを知っています。担当者に聞きますと、これは5月の連休明けまで現地で使用される予定だということを知っています。

そういうことで、四万十市もぜひこのネットワークに加わってトイレトレーラーを整備すべきではないかと考えますが、市長いかがですか。

■副議長（山崎 司） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、トイレトレーラーの件につきまして、私のほうから説明させていただきます。

トイレトレーラーの設備のこともちょっと答弁があつたんですけど、議員のほうから詳しいご説明があつたので、省略させていただきます。

トイレトレーラーに関しましては、議員もご存じのとおり、高知市が所有しているものが輪島市で使用されております。それで、5月まで利用される予定とのことをございまして、今の状況としましては、報道でもありましたようにトイレ不足ということから、現地に入った際には地域の方々に非常に感謝され、そして大きく報道されたことで、高知市への反響も大きく、クラウドファンディングで購入していることから、寄附者に非常に喜ばれているということをお聞きしております。

市としましては、南海トラフ地震でも活躍するトイレだと認識しており、財政的に見ましても有利な起債もございまして利点も多く考えますが、令和4年6月議会で廣瀬議員の一般質問でもお答えしましたとおり、移動する際の牽引免許の必要性や、トレーラー本体が大きいということで設置場所の選定、費用対効果などの課題をクリアする必要があるとしておりました。

現時点においてもそれらを精査する必要があると考えておまして、本市の発災時のトイレ対策としましては、マンホールトイレの整備や簡易トイレセットの配備をしていることから、今のところ早急に整備するという予定はございません。

その他にも、一番重要と考えます、平時にどのようにこのトイレトレーラーを利用するかということも考えていく必要がありますので、イベントや学習会等での活用も想定されますが、容易に移動ができる車体ではありませんので、利便性や、関係課等を含めましてもう少し課題等の整理を行った上で、整備していくかどうかを考えていきたいと思っております。

そして、議員がおっしゃいました、みんなで助け合うという視点も大変重要だと思っておりますので、適切なきに判断をしたいと考えております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今すぐする予定はないということで、ちょっと残念なお答えなんですけど、私は、このトイレトレーラーを下田中学校に配備すべきだと、旧下田中学校にと思っています。下田地域の住民の方は、一刻も早い指定避難場所の機能回復を求めておられます。ところが、新施設が決定するまで、壊した浄化槽は造り替えるわけにはいかないということで、トイレ機能の回復は留め置かれているわけですね。トイレトレーナーなら、決して十分とは言えませんが、大きな助けになるはずなんです。もうすぐに設置をしてもらいたい。そして、その支援施設ができれば、浄化槽が復帰すれば、また必要な場所へ移動していただければいいわけです。菜の花まつり・産業祭・ウルトラマラソン、各種イベントで活用できますよ。そして、どこかで災害が起きれば、四万十市として支援ができるわけですね。助けに行けるわけですよ。ぜひこのトイレトレーラーの設置をお願いをしたい。

先ほど有利な起債という話もありましたが、トイレトレーラーは国の補助対象になりました。7割の国庫補助があります。3割で購入できますよね。高知の車は1,800万円だったそうなんですけど、今ちょっとこれかなり値上がりもしているという話も聞いていますけども、仮に3割

ということであれば540万円ですよ。そういったことを考えまして、ぜひ購入していただきたい。多くの自治体がクラウドファンディングで集めています。本市ではふるさと応援寄附金、災害から守る事業というのがありますよね。そういったものも十分活用可能だと思います。ぜひ前向きに検討をお願いしたい。再度答弁いただけますか。市長どうですか。

■副議長（山崎 司） 中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほど地震防災課長がご答弁申し上げましたように、車体の大きさであるとかいろいろ課題はあると思います。また、その中でも、今議員が申されましたように、いろんな利便性があることも今聞かせていただきましたので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 検討していただけるということなので、ぜひよろしく願いいたします。

参考までに、1つ見せたいものがありますので、またモニターのほうご覧ください。

これは黒潮町が持っている分です。トレーラーではありませんが、可動式のトイレコンテナということで今設置をされているということです。これは1,400万円だそうです、ちなみに。こうして近隣の市町村も徐々に備えつつありますので、ぜひ四万十市にもお願いをしたいというふうに思います。

続いて、2つ目の業者選定についてお伺いをいたします。

市長がいろんな場面で、地元を優先したいと、地元のことを考えているということを発言の節々に感じますので、そういう方向で臨まれているんだと思いますけれども、業者選定において地方優先という姿勢で臨まれていますか、改めてお尋ねいたします。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 私のほうから答弁させていただきます。

地方自治体が発注を行う場合の原則ですが、不特定多数の参加者を募る一般競争入札、これが原則とされておりますが、市内業者の育成や地域産業の維持、こういった観点から、まずは市内業者でできないかという点を主眼に置きまして、指名競争入札や随意契約、こういった契約方法を活用しながら発注を行っております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 指名の場合に、入札の場合には地元を優先するというような方向も考えながらやっておられるということですが、そしたら1つお尋ねしたいんですが、過去3年間において、市の公共施設の建築設計の業者選定において、市が実施をしましたプロポーザルというのは何件あって、そのうち市内業者が選定をされた件は何件あったんでしょうか、お答えください。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■**財政課長（竹田哲也）** 過去3年間ということですので、令和3年度から令和5年度の間に実施された建築設計でプロポーザル方式としたものは、市の公共施設では2件、市ではありませんが、市の一部事務組合である幡多中央消防組合で1件、合計3件となります。契約の相手方としては、全て市外業者となっております。

以上です。

■**副議長（山崎 司）** 川渕誠司議員。

■**9番（川渕誠司）** こういうことで、実際の、地元を優先したいと思いつながらも、このプロポーザルにおいては3件が3件とも市外の業者であったということであります。

市内業者の設計の皆さんにお聞きしましたら、本当に市民の皆様喜んでもらえる素晴らしいものだと評価してもらえる、そういう施設を一生懸命考えた。3件に挑戦をしたと。ところが一つも採用してもらえなかった。非常に深く落胆をされておりました。

後継者を育てたいと思いつても、そんなことも言えないと。このままじゃあ事務所を畳まなくちゃいけないとよな、非常に悲痛なお話をされておまして、何でこう報われないのかなという思いを私にぶち当てたといひますか、私はそういうふうに受けたんですけども、やはり地元優先の具体的な仕組みみたいなものも、たとえプロポーザルであっても入れていくべきではないかな。そうしないと、本当に市内業者は取り入れられないんじゃないかなと、そういう心配をしております。ぜひ地元優先の具体的な仕組み、そういうものを考えていただきたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

■**副議長（山崎 司）** 竹田財政課長。

■**財政課長（竹田哲也）** 先ほども申し上げましたように、市が発注する際には、まずは市内業者でできないかということ念頭に置いて発注方法を検討しております。そして、多くの場合におきまして、市内業者を中心とした指名競争入札を実施しております。こういったことから、地元業者の維持・育成といった点で、一定配慮はできているのではないかと考えております。

一方で、プロポーザル方式を採用する業務については、価格のみの競争入札には適しない高度な知識と豊富な実績等を必要とするという業務であることから、広く参加者を募り、様々な提案をしていただいた上で、よりよいものを選んでいくという必要があるかと思ひます。その上で、プロポーザル方式を採用する場合においては、個々の業務ごとに設置されますプロポーザルの審査委員会がございますが、こちらにおいて参加資格や評価基準等を十分に検討していく必要があると考えております。

以上です。

■**副議長（山崎 司）** 川渕誠司議員。

■**9番（川渕誠司）** プロポーザルの性質上、そういうことになるという話も分かりますけれど、ぜひ、市内業者の方も自信を持って挑戦しているということなんです。それがしっかり評価し

てもらえるような中身にしてもらいたいということですので、ぜひ引き続きそのことについて
もご配慮いただきたいというふうに思います。

続いて、学校法人への補助金の返還請求について質問をいたします。

これはもう何回もしてきたわけですが、ただ7月以降は非常に、いついつ会を持っていると
いうことも報告をいただくようになりました。7回、顧問弁護士との協議を重ねているというふ
うに思います。市長がこれはその協議に毎回参加をされているんですか。市長に聞いてますけ
ど、いいんですか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 私のほうからお答えいたします。

これまでの7回の顧問弁護士との直接的な協議の場には、市長は参加しておりませんが、協
議に当たっては、その都度市長に報告・相談しながら進めております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） どうも市長は参加をされてないということなんですけども、いよいよこ
れから大詰めになっていくのではないかと思います、回を重ねましてね。これ、補助金の返還
を求めることができるのは市長ですよね。交付規則第17条で、市長は補助金の交付を取り消す
ことができる。18条で、返還を命ずることができるんですね、命ずるものとするところあるわけで、
これはいずれも市長がやることになりますから、そのあたりはこれから大詰めになってきます
ので、顧問弁護士との相談もしっかりその中へ入って、市長の考えも入れながら、きちんと市
民のためにどうしたら一番いいのかということをご検討いただきたい、そのように思いますが、
市長はいかがですか。

■副議長（山崎 司） 中平市長。

■市長（中平正宏） 確かに、当初この協議には私は参加しておりませんでした。ただ、その
都度担当課から全て情報等は聞いて把握しておりますので、特別不自由というか、そういう形
はありませんけれども、今ほど議員が申されましたように、当然市の代表は私でありますので、
今後、大学のほうに返還命令や請求をするという形になると、自分の名前になったところでや
るようになりますので、今後につきましては、やはり一定関わって進めていかなくていけない
のではないかと考えております。

ただ、その中で、私として考えますのには、一つには、補助金の返還命令をやるときにい
ろいろな形が出てくると思います。特に今回、認可にならなかった理由であるとか、そういう
形の中で、大変これはデリケートな問題を含んでおりますので、うちの顧問弁護士のほうも物
すごい慎重にこのことについては取り組んでおりますので、これぐらい時間がかかっている
ということにつきましてはご理解を賜りたいと思います。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） これから市長も参加をされてやるということで、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

2月13日の総務常任委員会で、これまであまり協議の内容は明らかにされてこなかったんですけども、その場で明らかになりました。それによりますと、学校法人側の責任の根拠、これについては、やはり顧問弁護士の方は法律の専門家ですから、しっかり整理をされて取り組まれると思うんです。

それと、整備後の中医学研究所の資産価値を勘案した今後の補助金の取扱いを協議しているということでもございました。資産価値が補助金の取扱いを左右するとすれば、いかにこの資産価値を客観的に透明性を持って算出するのかというのが大事になってこようかと思います。

そういう意味でお聞きするんですが、整備後の中医学研究所の資産価値、これは誰が計算をするんですか、算出するんですか、もう算出したんですか。市ですか、第三者機関ですか、お答えください。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 算出と申されましたけれども、今協議してまますのは、いわゆる一般的な資産の鑑定とか査定とかそういうものではございませんで、中医学研究所につきましては改修工事が完了しています。一方で、整備した目的以外で利活用する場合は、新たな投資が必要となる可能性もございます。そういった両側面ある中で、そのような資産の価値をどのように今後判断していくかと、そういうような観点で協議を行っている状況でございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） それは分かりました。じゃあ、それは誰が出すんですか。市の職員がこうだろうというふうに判断をするということですか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 最終的な判断は市のほうで行いますけれども、現在はそれを弁護士と協議を行っている段階です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 弁護士の方も全てのことについて精通しているわけではないと思います。特に、物の資産価値ということになりましたら、やっぱりそのプロフェッショナルの方にぜひ参加をしていただいて、第三者機関を入れてきちんと見るのが大事ではないかなと。そこで何か市の意向でこう変わったり、ああ変わったりというようなことになったら、またいろんな臆測を生むことになりかねませんので、そこはしっかり透明性を持って臨んでいただきたい、そのように思いますが、いかがですか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） なかなか弁護士との協議の段階では透明性を持つということは

困難な部分もございますけれども、市のほうで一定補助金の取扱いというものを決定した後、その内容につきましては、お知らせできる範囲で、透明性を持ってお知らせしたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） でも、その決定した後というのでは遅いような気がするんですね。決定をするのに、この資産価値がどれぐらいかということがやっぱり一つの要素になってくるわけでしょう。でしたら、その要素をどう決めたのか、どのように判断したのか、その部分を、今弁護士の方が一生懸命やっただいていただいているのは分かりますけど、その場合そういうもの、専門家も入っていただいて透明性を持って、第三者機関を入れて算定をして、その結果、これでこれだけ請求することになりました、あるいは請求できないことになりましたとかというふうになってくるわけで、最後の結果だけ聞いて、後でこうだということではない、そういう手だてが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 今検討しております内容につきましては、これまでの答弁と同じ内容にはなりますけれども、今後のこともございますし、相手方もあるというような状況の中で、顧問弁護士からも、公表できる部分と、今の現在の状況ですね、そこに向けていく過程の中で、公表できる部分とそうでない部分というものは常に相談しながら、こういった場でも答弁もさせていただいているという状況はご理解いただきたいと思います。

そういった観点から、今後の透明性という部分についても、お示しできる部分とできない部分と、それから最終的に判断した後でできる部分とか、そういうようなさび分けも必要かと考えておりますので、その点はぜひともご理解いただきたいと思います。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 極力透明性を持ってやるということが市民にとって大事なことだと思いますので、今課長が言われたことは分かりますけれども、さらに透明性が保てるような方向でご努力、ご尽力をいただきたい、このように思います。そのことをお願いして、時間がなくなってまいりますので、次の質問に移りたいと思います。

子供の権利に移ります。

こども基本法が一昨年6月に制定をされて、昨年4月に施行されました。そして、そのこども基本法の中で定めなければならないとされていたこども大綱が昨年12月に発表されました。これらを受けて、子供の意見表明について市長にはどのような責任が課せられたとお考えです。市長、お願いします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、こども基本法に基づき市に課せられる責任について、具体的な部分がございますので、所管課のほうから答弁をさせていただきます。

こども基本法により、市町村に子供たちが意見表明できる場を確保する責任を課せられたと解していることにつきましては、9月議会でも答弁申し上げたとおりでございます。こども基本法では、地方公共団体は、こども基本法の基本理念にのっとり、子供施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子供の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされております。

なお、こども家庭庁の逐条説明資料によりますと、こども基本法における子供施策とは、子供の成長に対する支援等を主たる目的とする子供に関する施策だけではなく、教育施策や雇用対策・医療関係施策など一体的に講ずべき施策も含めたものとされているところでございます。

基本法では、これら子供施策の策定や推進のため、子供の意見を聞くこととされているところでございますが、これらを踏まえて、今後発出される予定でありますこども家庭庁による子供の意見の政策反映へのガイドライン、これは現在のところはまだ案でございますけど、これにおきましては、具体的に子供たちにも多様な意見があることを踏まえ、公平で多様な意見表明の機会をつくる、すなわち話し合う場を設定すること、子供たちが意見を言いやすくするよう、意見表明の場にはテーマを設定すること、また子供の意見を聞くということは、子供の言うとおりにするというのではなく、子供の年齢や発達状況に応じて、出された意見を正当に考慮することなどと示されているところでございます。

そういった観点の下、現在本市で取り組んでおりますこども計画の策定におきましては、子供の意見を考慮した計画となるよう、高校生世代へのアンケート調査を既に行ったほか、来年度においては、小中学生に直接意見を述べていただける場を設定するよう準備しているところでございます。

今後子供が関係する施策の検討の際には、子供たちが意見表明をできる場の設定に取り組むとともに、出された意見を正当に評価し、施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） そしたら、ちょっとモニターをご覧くださいませか。ちょっと小さいので字が見にくいと思いますけれども、モニターじゃなくて、タブレットをお持ちの方はそちらをご覧ください。

これ、こどもまんなか社会の実現に向けてということで、担当大臣が若者や子供に対してメッセージを送っています。小さいので読みにくいですけどね。

皆さんこんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。皆さんは、こども基本法やこども大綱って知っていますか。少し省略しますね、飛ばします。大事な部分だけです。

何よりも大切にするのは、皆さんの意見ですと。これからも子供や若者の皆さん一人一人の

意見を聞いて、その声を大切にして、子供や若者の皆さんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってきたこの社会をこどもまんなか社会へとつくり変えていきますと、こういって、最後には、皆さんも一緒にこどもまんなか社会をつくっていきましょうと呼びかけて大臣は締めくくっておられるわけです。

かなり子供の権利、そして子供の意見表明、そういったことについて深く掘り下げて訴えていると思うんです。子供に直接約束をしているわけですので。ぜひそういったことを市政の場でも十分に考慮していただいて、今後の様々な内容について子供の意見表明について保障していただき、またそれに十分に応えていただくようお願いをしたいと思います。

子供の言いなりになるんじゃないと、それはそうです。しかし、子供はこう言っている、でも市はこうなんですと、そこをしっかりと両方並べて比べてもらって、だからこうなんだということをしちんと説明する、そういう義務が市にはあると思うんです。ただ一方的に、市はこう思っているから駄目なんだということではなくて、必ず両論併記をしながら、子供たちにも分かる言葉で伝えていく、そういうことがこれから必要だと思いますので、どうかそのようお願いをしたいと思います。

そこで、先ほど課長のほうが、今四万十市こども計画を進めていると、私もそう思っていました。その中で様々なことをこれからつくっていくかと思うんですけれども、私はこどもの権利条例というものが非常に重要じゃないかなと思っているんです。このこどもの権利条例をつくるお考えはありませんか。

■副議長（山崎 司） 中平市長。

■市長（中平正宏） 子供の権利につきましては、日本国憲法と、1989年、平成元年であります。国連総会で採択をされ、1994年に日本政府が批准をしました児童の権利に関する条約に基づくものであることが前文で明記をしております。児童の権利に関する条約、これは1994年に批准したものでございますけれども、子どもの権利条約は、人類が長い間、紆余曲折を経て培ってきた子供観の到達点を、国際社会の約束という形で表現をした人類の倫理的声明です。古い子供観や教育観は、子供を大人と対等の権利を持つ人間と規定せず、大人や保護者の持ち物として、大人の保護の下に育つものとして扱ってきたと。ただ、今、子どもの権利条約を世界の193か国が批准する国際情勢の中で、社会や大人が子供一人一人を人間として認めることが全ての出発点となるのが世界の常識になり、批准した国は自国の子供に子どもの権利条約の理念及び学びを広げ、具体化する責務を負っているということでございますので、批准をしているこの日本国におきましても、十分それで活用ができるのではないかなと思いますので、私といたしましては、市独自の子どもの権利条例を制定するつもりはございません。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） ちょっと残念なんです、今、こどもの権利条例、子どもの権利条約に基づいてつくられているもので、子どもの権利条約は日本政府が批准しているものだから、そ

れ以上のものは市町村でつくる必要はないというふうにお答えだったんじゃないかなと思うんですけども、今かなり多くの自治体がこれをつくっていますし、その中には、子供意見表明の場、子供の居場所づくりだとか、子供の権利擁護委員の設置とか、そういったものが入っているところが多いです。ほとんどの子供条例をつくって市町村の中身として。ですから、そういうものをぜひ今つくってほしいということなんですね。

もし、先ほど課長が言われた四万十市こども計画の中に、子供の意見表明の場の問題、子供の居場所づくりの問題、子供の権利擁護委員の設置、そういったことも入るということであれば、それでいいかとも思いますので、その場をちょっと確認をしたいんです。課長、そこはどうか。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 先ほども申し上げましたとおり、こども計画における意見聴取については、現在のところ既に行いました高校生向けのアンケート、それからこれから行います小中学生向けの意見表明の場の確保、こういったことを考えているところでございます。こども基本法に基づく施策決定における意見表明の場の確保につきましては、この手法で十分可能と考えているところでございまして、権利擁護委員等の設置を考えているものではございません。

■副議長（山崎 司） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） ここでなかなかやり取りしても深まらないと思いますので、ぜひ個別に私、対応もさせていただきたいと思います。子供の権利擁護委員の設置ということは非常に大事なことです。今後つくっていただきたいと思っていますので、こども権利条例との関連で、また今後ともいろいろ意見交換していきましょう。よろしく願いいたします。

それでは、続いて次の問題へ移っていきたいと思います。

具同保育所の移転改築についてです。

具同保育所については、子供に優しい、地球に優しい木造建築ということで、保護者や地域住民は大変期待をしています。私もその一人です。その期待に応えていただくためにも、子供への安全対策と地球環境への対策がどのようなものなのか、ここでしっかり確認をさせていただきたい、そのように思います。

まず、子供の安全についてですが、子供と言いましたけれども、園児だけでなく、そこで働く職員の皆さんも当然含めてのことになります。冒頭取り上げました能登半島地震では、最高震度7を含め、震度5以上の強い地震が何度も繰り返し発生をし、多くの建物が崩壊をいたしました。

モニターをご覧いただけますか。

これは、担当課からいただいた具同保育所の外観イメージ図です。実施設計に入る前のあくまでイメージ図ということで、詳細が省かれた部分もあるんですけども、ここを見ますと、こ

ういったところ、ここですね、この部分というのは窓というか、ガラスでできているということでもあります。全面ガラス張りのような状況です。

当然、最新の建物ですから、間違いなく耐震設計になっているとは思いますが、全面ガラス張りということで、しかも木とガラスという組み合わせになりますので、本当にこれが何度も繰り返す揺れ、あるいは最高震度7なんていう揺れに十分耐え得るものなのかどうか、そのことを心配をいたします。ガラスがもし割れて中へ入ってきたら、そこで昼寝してる子供たち大変なことになります。

そういうことで、これは絶対大丈夫なんだということを、その根拠も含めてぜひお示しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、具同保育所の耐震について答弁させていただきます。

具同保育所の新園舎につきましては、国が定める官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき設計されているところでございます。この基準の分類は、構造体・建築非構造部材、そして建築設備の3つに分類されまして、さらにそれぞれ構造体は3種類、建築非構造部材は2種類、建築設備は2種類に分類されているところでございます。

ご質問のガラスに関しましては、この建築非構造部材に当たるわけでございますけれども、この基準に基づき設計されたものにつきましては、どの分類に属していたとしても、木造とかそういったことの否かに関わらず、素材の否かに関わらず、人命の安全確保は図られることを目標としていることから、耐震に対する安全性は問題ないと考えているところでございます。

次に、この設計内容の確認方法についてでございます。

建築工事においては、特定行政庁もしくは検査確認機関において、建築基準法に適合していることの確認、いわゆる建築確認を受けることとされており、この建築確認の完了によって、建築基準法の要件を満たしていることが担保されるものでございます。具同保育所においては、この建築確認を完了した上で、先ほど申し上げました官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の視点も踏まえ、市の建築士が設計内容の確認、いわゆる完成検査を行っているところでございまして、内容に問題ないことを確認した上で、建築工事の発注を行っている状況でございます。以上です。

■副議長（山崎 司） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 建築確認がしっかりなされていると、市の設計士もしっかり確認をしたということですので、安心をいたしました。

次に、またモニターをお願いできますか。

これはイメージ図ということで、十分じゃないということなんですけれども、これだけ見ますと、園を囲む塀とかがないんですね。プールが見えていますけども、道路からすぐのところ

にあつて、えっ、これで大丈夫なのと思つてしまいます。不審者対策などこのあたりは十分できているのかどうなのか、そのあたりの防犯対策は万全かをお聞きします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 不審者対策についてお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃられましたとおり、この図面は我々のほうから提供させていただいたものでございますが、これについては、まだ実施設計に入る前の段階ということで、幾つか書かれていない設備等がございます。その中で、園庭・園舎及びプールは、この設計の中でセーフティゾーンとして設定しておりまして、その外周をメッシュフェンスまたは木塀で囲むこととしておるところでございます。

基本的には、メッシュフェンスで外周を囲うこと、これは高さが約1.2mというところになります。メッシュフェンスで囲うこととしておりますが、東側道路とプールの境界につきましては、外部から見えない形の約1.6mの高さの木塀を設置することとしているところでございます。

ただし、保育所は保護者が中心とはいえ人の出入りも多いため、ハード面のみでの不審者の侵入や防犯対策には限界がございます。具同保育所に限らず、各保育所において年1回の不審者対応訓練を行い、万が一の不審者の侵入時などにおいて万全の対応が行えるよう、ソフト面での取組も行っている状況でございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） よく分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、送迎時の車の事故防止の対策は万全か、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

また、モニターをお願いできますか。

今までは、道路と歩道の間で子供たちは乗り降りするという形で、道路にずらっと車が並んでいた状況です。それもそれとして問題があるんですけども、今度、新しく園の中にこのように駐車場が造られるということで、車が園に入っていくということになります。そうすると、その中で子供の接触がないのか、そういうこともちょっと心配をされまして、このあたりの対策をどう取られているのかお聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、答弁申し上げます。

これまで具同保育所には送迎用駐車場がない状況でございまして、保護者の皆様には大変不便をおかけしてきた状況でございます。その状況を解決すべく、新園舎においては保護者送迎用の駐車場、これを整備することとしておるところでございます。

送迎用駐車場では、送迎用の車と駐車場から徒歩で保育所へ出入りする児童や保護者が混在

するため、安全性の確保は必要となります。今回の駐車場整備においてポイントとしたのが、車路及び駐車スペースゾーンと徒歩での送迎ゾーンの分離でございます。具体的な手法としては2点ございまして、1点目が、駐車場への車の進出入口を南西方向の1か所としたこと。先ほどの図面でいいますと、手前側に見えていた通路、ここ1か所が車の入り口ということになっております。2点目が、駐車スペースの外周、車を止めて、後進、バックで止めたら、この外周に送迎スペースとなる歩道を整備しまして、歩車分離を行った上で、各駐車車両の後方から安全に送迎できるようにしているところでございます。

ただし、防犯の対策でも申し上げたとおり、送迎の車の事故防止への対応につきましても、ハード面での対策には限界があります。そのことから、このハード面で整備した駐車場の使い方、この送迎時のルールづくりや、それを守ることの周知徹底を、今後保育所・保護者とで整えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） しっかりと対策を取られてるということで、安心をいたしました。

続いて、環境対策についてお伺いします。

昨年5月の教育民生常任委員会で次のような説明がありました。具同保育所の移転改築事業については、実施設計業務が完了した後に、ZEB補助事業の交付決定を受けて各種工事に着手していく予定ですということでした。このZEBの補助事業の交付はされたんでしょうか。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 令和5年8月の教育民生常任委員会で、ZEB補助金にチャレンジすることにつきましては報告をしておりますが、その結果についての報告を兼ねて答弁させていただきます。

このZEB補助金は、建物において高効率空調設備・LED照明及び太陽光パネルなどが、ZEBに寄与する設備の整備費用に対して補助するものとなります。この補助金は採択制となっており、条件を満たしていても、全ての取組が採用されるわけではございません。具同保育所移転改築では、ZEB仕様の設計をし、財源確保に努めるべくZEB補助金の交付申請を行いました。が、結果として採択とはなりません。が、市の実質負担額と耐用年数期間中、木造22年のランニングコストを含め総合的に判断し、ZEB仕様を維持することとしているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 残念ながらZEB補助事業については採択されなかった。しかし、そういう内容でもって、その中身は実現していく方向で取り組まれていたということです。

その事業の中身とすれば、1つは省エネ、1つは創エネ、エネルギーを創るということです。

ね。その省エネの分野で、日射の遮蔽とか高断熱化ということが挙げられるんですけども、ガラスを非常に多用しています。こういう中で、この日射の遮蔽とか高断熱化というのは実現をきちっとできるんでしょうか。そのあたりお答えいただきたいです。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、省エネの部分について答弁申し上げます。

省エネの部分に関する内容につきましては、省エネに寄与する設備や材料として、代表的なものとして断熱材・窓ガラス及びLED照明がございます。高性能断熱材による外皮断熱や複層ガラスによる断熱及び遮蔽効果によって、高効率空調を実現したいというふうに考えております。また、LED照明により、消費電力の削減が見込まれているというところになってまいりますが、この複層ガラス、ガラスによって日射遮蔽というところにつきましては、少し違和感があるかと思えます。

この複層ガラスは二重のガラスになっておりますけれども、その間に特殊な効果のあるフィルムないしは樹脂等を挟みまして、Low-Eという基準がありまして、一部の日射が外側に反射されるというものになっております。こういったもので日射の量を調節しながら、高効率の空調に寄与したいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 省エネの技術も多用しているということでもあります。

もう一つのほうの創エネです、エネルギーを創るほうなんですけど、これは太陽光発電あるいはその他の自然エネルギーを活用する、そういう方向性があるんでしょうか。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、創エネの部分について答弁させていただきます。

創エネに寄与する設備や材料として、太陽光パネルの設置を行うこととしてしているところでございます。このパネルで生産された電力は、園内設備に供給されることとなっております。

今回、具同保育所新園舎が木造でございますので、この創エネという部分以外についても少し説明をさせていただきたいんですが、木造建築物のCO₂排出量削減効果を含め、今回木造としたことによって、環境により配慮した保育所となっていると我々のほうは考えているところでございます。

さらには、省エネルギー性能に特化した評価表示制度であるBELS認証、こちらを申請する予定でございまして、評価結果、いわゆるエネルギーの削減率でございまして、これを表示したプレートを新園舎に掲示し、利用者の方、それから市民の皆様にも、これがそういった先進的な建物であるということ見える化することも考えているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川淵誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 太陽光発電もされるということで、それはすばらしいことだと思うんですが、1つだけこれ確認させください。

また、お願いできますか。

これが園舎ですけども、これ、かなり屋根がこんなになっていて、どこに太陽光発電を設置されるのかなと思うんですが、もうそれは決定していますか。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 屋根に設置するという事は決まっております。この傾斜部分に設置するものだというふうに考えておりますが、ちょっと今詳しい配置の構造等の資料を持ち合わせておりませんので、改めてその部分につきましては後ほど答えさせていただきたいと思っております。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） ぜひ、かなりの傾斜があると、その太陽光パネルが落下ということも心配されますので、そのあたりは十分気をつけて、気をつけるというか、最大限考えて、よりよいものにしていただきたいというふうに思います。お願いをしておきます。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

地域おこし協力隊についてです。

何とか予算編成に間に合うように、12月議会で地域おこし協力隊員の大幅増員を求めましたところ、新年度4名増員をし、15名の地域おこし協力隊員の予算を計上しているということで、期待を膨らませているところであります。協力隊員の皆様には大いに活躍して、本市の活性化に貢献をしていただきたいですし、その後も本市に住み続けていただいて、幸せな人生を送っていただきたい、そう思うわけです。

そこで、隊員の定住について質問いたします。

この制度が始まってからこれまでに、本市では何人の協力隊員が赴任をし、そのうち現在も市内に在住している方は何いらっしゃいますか、お答えください。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 地域おこし協力隊の定住率についてでございますが、本市で制度の活用を開始しました平成24年度以降、任用した隊員数33名ありまして、そのうち24名が退任されております。この24名のうち、現時点で本市に定住している方は12名と把握しておりますので、定住率は50%ということになります。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 24名中12名、ちょうど半分ということで、もう少し残っていただけたらありがたいと思うんですけれども、そういう点で、どんなこれまで市はサポート・取組をされてきたんでしょうか、定住に向けて。お答えください。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） サポートでございますけれども、まず任期中のものとしましては、任期終了後の起業等に関連する資格の取得や研修の受講等については、市の経費負担によりまして、任期中においても活動の一環として取り組んでいただいております。

また、任期終了後のサポートとしましては、隊員が市内で起業する際に必要となる経費に対しまして、補助率は10分の10で100万円を上限とする地域おこし協力隊員起業支援補助金というものを設けておりまして、地域定着を目指す隊員の経済的支援を行うとともに、担い手確保による地域活性化を図っているというところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 総務省も様々なメニューを用意していて、それを活用されているということですので、それプラス、さらに市のメニューが加われば、もっと定住率は上がるんじゃないかと思っておりますので、さらに中身・内容を検討していただけたらなというふうに思います。

最後に、隊員の待遇についてですが、総務省はどんどんどんどん、これ待遇というか、もちろん特別交付税措置ではありますけれども、協力隊員の報酬をどんどん上げてきています。これに伴って、市の隊員の報酬も上げられているのでしょうか、確認をしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 地域おこし協力隊につきましては、先ほどおっしゃいましたように、国におきまして、財政措置につきましては増額されている状況でございます。

そういう中で、国の手引におきましては、公務員として任用する場合、原則として会計年度任用職員として任用するというのが示されておりますので、多くの自治体と同様、本市におきましても、令和2年度から地域おこし協力隊は会計年度任用職員として任用を行っており、四万十市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき報酬等を支給している状況でございます。こういった中で、令和2年度からの特別交付税措置の引上げに連動しました隊員の報酬、給与条例の中での引上げ等は行っておりません。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 会計年度任用職員の給料に合わせているということなので、せっかく総務省が引き上げていっているのに、どうもそれに追いつかないということであると、ちょっと残念ですね。何か方法を考えていただけないでしょうか。今、最高月額27万5,000円ぐらいまで引き上げられているように思うんです。ぜひそんなことも検討していただきたいというふうに思います。

最後の質問はできませんが、今日は質問に取り上げませんでしたけれども、本日3月8日は国際女性デーです。四万十市においても、ジェンダー平等社会の実現に向けて市を挙げて取り組

んでいただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

■副議長（山崎 司） 以上で川渕誠司議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩いたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

■副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） それでは、お許しいただきましたので、市民クラブ、寺尾真吾です。質問を始めさせていただきたいと思います。

まず1つ目が、四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてです。その中でも、訪問介護の現状と課題の把握状況についてをまずお聞きしていきたいと思います。

厚生労働省が決定しました2024年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬は、事業者にとってまさかの引下げとなったということです。この引下げに、事業者からはかなり厳しい経営を強いられるという声が上がっています。市としては、この訪問介護マイナス改定の現状を知り、経営が厳しくなるという事業所の声は届いていますでしょうか、お聞かせください。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

本市の訪問介護事業所においては、慢性的な人材不足の上、国の定める安価な報酬単価のため、大変厳しい経営状況の中、事業を継続していただいていると認識しております。その上、令和6年度からの介護報酬の改定においては、介護サービス全体では1.59%のプラス改定となりましたが、訪問介護サービスにおいては基本報酬が引下げとなりました。

今回のマイナス改定の公表後に市内の訪問介護事業所にお話を伺ったところ、現在でも厳しい経営状況である上に、今回のマイナス改定でさらに経営は厳しくなる。また、市内でも事業所を廃止するといった話も聞かれているが、いつまで現在の訪問介護サービスの体制を維持できるか懸念しているなどの現場の生の声を聞き、高齢者の在宅生活を支える訪問介護サービスの供給体制の維持が喫緊の課題であると再認識したところです。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。認識の一致をしているということを確認させていただきました。

次に、訪問介護の基本報酬の引下げが起こった背景ですけれども、厚生労働省が実施した令和5年度の介護事業経営実態調査におきまして、介護事業者全体の収支差率が2.6であるにもか

かわらず、訪問介護事業者は7.8と高い収支差率であったことにあるようです。

しかし、事業者たちからは、都市部での効率的な訪問介護サービスの提供とは違い、中山間地域等への移動など、利用者一軒一軒が離れており、時間効率や燃料費などのコスト面においても不利であることがあるということで、都市部と地方での訪問介護事業には大きな隔たりがあり、そのため、一緒くたにされた実態調査結果は、地方の実態を表した結果ではないと憤りがあります。この点について市の認識はいかがでしょうか、お聞かせください。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 令和5年5月に国が実施しました介護事業経営実態調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に行われたもので、当該調査結果等から今回のマイナス改定につながったものと理解しています。

なお、今回の調査結果は、地域区分別・経営主体別・延べ訪問回数別といった区分別に集計が行われておりますが、その中の延べ訪問回数別を見ますと、訪問介護の提供回数の多い事業所ほど収支差率が高くなっているという集計がございました。

本市の訪問介護事業所は、都市部と比較し小規模な事業所が多く、またサービス提供エリアも広く、一軒一軒の訪問に時間を要するため、都市部ほど利益が出づらく、ガソリン代などの経費はかさむため、今回のマイナス改定の根拠となった訪問介護サービスの利益率が大きいという全国一律の集計結果が、今回に限ったことではございませんが、本市の訪問介護事業所の実態には合っていないのではないかと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

そうすれば、今この収支差率のほうが都市部とは、また全国とは違いがあるということなんですけれども、実際に事業所ごとの経営状況・財務状況等の把握というものは本市で今できているものでしょうか、お聞かせください。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 現時点では、各事業所ごとの経営・財務状況は把握しておりません。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

それでは次に、厚生労働省は、特定事業所加算という事業所の収益につながる加算措置を行い、全ての加算を取得することができれば、基本報酬の引下げ以上の収益が出るとの説明がされたということです。しかし、地方の小規模事業所が全ての加算を取得することは、現実的に

困難とお聞きしています。

この状況について、事業所の聞き取りなども行い、全ての加算の取得の難しさというものは把握していますでしょうか、お聞かせください。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 訪問介護事業所が取得できる加算につきましては、先ほど議員がご紹介いただいた特定事業所加算のほか、処遇改善加算・認知症専門ケア加算など複数あり、全ての加算を取得することは、資格要件等もあることから、新たな正職員の雇用が困難な小規模な訪問介護事業所にとっては難しいものと理解していますが、事業所の収益につながる加算や職員の処遇改善につながる加算などあることから、取得可能な加算については取得していただきたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

そうすれば、先ほどまでの3つの質問に対しましては、やはり事業所が今回の介護報酬の改定により厳しい状況であるということについての課題の把握というところだったんですけど、おおむね一致していたかなと思っております。

続いて、ホームページにもアップされています第9期計画素案の内容についてお聞きします。

計画素案38ページになるんですけども、そちらで介護職員の変化についてデータと文章による説明があります。記載の文章はこう書かれています。

過去1年間の職員数の変化を見ると、訪問系サービスにおいて職員数が増加しています。ただし、採用者数の年齢を見ると、9人のうち8人が50歳以上であり、長期的な人材の確保ができたとは言い難い状況ですと書かれています。

しかし、先ほどの答弁の中にもあったように、現状では3月末時点でも事業廃止を決めている事業所があるということもあって、この現状を表した文章ではないように私、感じております。そこについて修正等ご検討していただくことは可能でしょうか。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 議員ご指摘の介護人材実態調査につきましては、四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に先立ち、市内の事業所を対象に令和5年6月から9月に実施したもので、その分析結果を先ほどご紹介いただきました。そのため、この分析結果につきましては、令和5年6月1日時点ということで記載させていただいているものですが、議員が申されますとおり、その後、事業所の廃止等複数あったことから、現在の状況に対応した文章を追加したいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。ぜひ現状を表した文章にさせていただければと

思っております。ありがとうございます。

それでは続いて、ニュースでもあったとおりなんですけれども、去年は全国で67件の倒産があり、これは過去最多であったと報道がありました。また、高知県においても8事業所の閉鎖があったとお聞きしております。本市においても、先ほども申しましたが、長年訪問介護を行ってきたださっておりました事業所が事業廃止を決めたともお聞きをしています。

このような問題がありますが、市は今後どのように考えていますでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 本市におきましても、市が指定する介護予防・日常生活支援総合事業者から、訪問介護事業所を本年1月末、また3月末に廃止するといった届けをお受けしております。事業所を廃止せざるを得ないといった状況が出ていることは認識しております。廃止の理由といたしましては、1つ目が人材不足、2つ目が採算面が主なものと考えております。

市が取り得る策としてですが、人材確保に向けた取組にさらに力を入れていきたいと考えております。

また、高知県・幡多福祉保健所とも訪問介護に関する意見交換などは行っておりまして、四万十市・幡多地域の現状について、各自治体から県・幡多福祉保健所にはお伝えしております。さらに、訪問介護に対する支援策の検討をお願いしているところです。

また、今後につきましては、秋の高知県市長会議など県に対する要望を届ける場を活用し、訪問介護事業者に対する支援を求めていきたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。今後は要望等もいろいろなところで行っていってくれるような発言、答弁だったと思います。

その中でも、秋の高知県市長会議でも取り上げればなということだったと思います。これ、高知県のことなので、市長が恐らく行くことだとまずけども、市長、ぜひこのようなところでも、きちんこの訪問介護の実態をお伝えしていただければと思っておりますが、その点、市長はどのような考えをお持ちでしょうか、お願いいたします。

■副議長（山崎 司） 中平市長。

■市長（中平正宏） この訪問介護の厳しさというのは重々承知をしておりますので、四万十市の1番目の議題として秋の市長会には提案をし、そこで他の市の同意を求めた中で、強力に進めていきたいと思っております。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。力強いご発言だったと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続いて、課題解決に向けた取組の実施というところに移らせていただきたいと思います。

ここまでは現状と課題の把握ということで聞かせてもらっていましたが、まずは財務状況の見える化についてというのをお聞かせください。

第9期計画素案6ページにて、介護サービス事業者の財務状況の見える化とあります。これは、介護サービス事業者等の詳細な財務状況等を把握して、政策立案に活用するため、事業所の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制の整備ということです。事業実態を的確に市が把握して、要望につなげていくことにもなると考えます。先ほどの答弁でも、現状は財務状況の把握はしていないということもあったと思いますので、ぜひこのような見える化のところで、市としても何か見える化について取り組んでいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護サービス事業者の財務状況の見える化については、令和6年度から始まる新規の取組となりますが、これは介護サービス事業者が高知県に対し経営情報の報告を行い、こちらは義務づけとなっております、県が調査・分析を行い、その情報を基に国が公表するということになっております。そのため、その公表されたデータを基に、事業所ごとの財務状況を確認してまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。ぜひその見える化された情報を基に、先ほども市長も言ってくださいました要望等にもつなげていくような今後になればなというふうに思っております。

続いて、ケアプランのデータ連携システムについてご質問させていただきます。

このシステムの普及ですけれども、遅れているというふうに事業者の声がありました。介護現場の負担軽減、特に文書作成において大幅な軽減が期待されているとのことなんですけれども、本市としてはこのシステムの必要性をどのように把握し、普及計画を立てていますか。普及が進むよう取り組んでほしいが、ぜひ答弁をお願いします。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ケアプランデータ連携システムにつきましては、事務負担軽減のため、大変有効なシステムと考えております。本市の地域包括支援センターも、3月中には導入することとしております。

当該システムについては、多くのサービス事業所の導入が進まなければその効果が発揮されませんので、市としましてもその導入の普及に向け、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。ぜひ導入の普及に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、この訪問介護と第9期の計画に対する質問なんですけども、人材が足りないのはどの分野でも言えますが、今回を機に、地域おこし協力隊の制度活用を見いだしてはいかがでしょうかというふうに考えております。その点いかがでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 喫緊の課題である介護人材の確保や地域活動組織である地区健康福祉委員会への活動支援など、高齢者施策においても様々な課題があります。その課題解決のため、地域おこし協力隊の活用が有効か否か、他自治体の取組等も調査研究の上、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） まだまだ取り入れたことのない分野かもしれませんので、ぜひ制度活用ができるか研究・検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続いて、放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館の運営業務委託について質問させていただきます。

12月の続きになりますが、放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館の運営業務については、先日運営業務委託をする契約候補者が決まったということです。地元企業が子供たちのために運営業務に挑戦してくださるというふうに考えておりまして、私としてもうれしい限りです。ありがとうございます。

さて、この事業者はまだ契約候補者であって、契約前ということですが、児童クラブと子ども教室については、保護者等の要望や運営に関する課題などあるかと思います。現在把握をしているこの要望や課題等の情報について共有をされているかをお聞かせください。お願いします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 本業務委託につきましては、3月5日に契約候補者と契約を既に行っておりまして、令和6年4月からの運営開始に向け準備を進めているところでございます。

現在はこの運営準備の中で、まずは4月からの円滑な運営を行うために必要な情報の共有を我々と事業者との間で行っているところでございまして、ご質問にありました課題、それから要望、こういったものの共有についてはこれからということになっております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

まずは円滑な運営が重要だということで、同意いたします。事業者がこれからの運営に対して大変にならないように、最初のフォローも考えていただきたいと思います。その後、丁寧な、課題・要望がありましたらその共有をお願いしたいと思います。

その中で、具体的な課題という件についてになるのかなということでお聞きします。

先日私、竹島小学校放課後子ども教室を訪れ、現状の確認をさせていただきました。その中で、支援員から、そして子供たちから出た意見として、体育館は寒いということがあります。現状、竹島小学校の子ども教室は体育館で行われております。12月は児童クラブを中心に施設を見せてもらいましたが、冷暖房完備の各施設との違いを感じています。市は、この違いについてどのように考えますか、お聞かせください。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 放課後子ども教室の実施場所につきましては、国の実施要領の中で学校の余裕教室等で実施することとなっております。竹島小学校だけでなく、四万十市内の放課後子ども教室は、学校内で放課後の子供の居場所となり得る余裕教室であり、かつ学校が施設管理の観点から実施場所として適当であると判断する場所を提供いただき、実施している状況でございます。

ご質問のありました竹島小学校の実施場所であります体育館アリーナは、議員ご指摘の冬の寒さ、これを解決することは難しい面はありますが、保護者の中には、利用児童が放課後に伸び伸びと活動を行うことができる場所が望ましいという声もあること、また現在の竹島小学校の施設管理上もここが適当であることから、実施場所として提供していただいている状況でございます。そのように認識をしております。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。子供の寒いという声も聞かせていただいたので、このようにご質問もさせていただきましたが、利用者の保護者の方ですかね、伸び伸びと遊べるこの環境も望ましいということもあるということで、意見のほうの確認をされているということですので、これについては了といたします。ありがとうございます。

続いて、課題解決に向けた取組に移ります。

児童クラブや子ども教室に関する課題や要望等は、運営主体が民間事業に変わるということで、これから増えてくるのではないかなと予想できます。今後、課題や要望が出てきた際に、事業者と本市とで役割があったりしますでしょうか。例えば、学校の空き教室利用を小学校と協議する際など、事業者では行いにくいなというふうに考えたりもしますので、確認をしたいと思います。よろしく願いいたします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 本業務は、市が実施主体でありまして、実施責任は市にあると考えているところでございます。課題や要望については、市が利用者から聞き取り、市が主導しながら取組の実施を事業者に委託する形となると考えているところでございます。ご質問にありましたような学校との教室の調整、こういったものにつきましては、基本的に子育て支援課のほうに関わって対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。基本的に要望や課題については、市のほうで主体となって考えていくというお答えだったと思います。

それでは、例えば保護者等の中から時間、もう少し長く時間を開けてほしいというふうな話があった場合、民間事業者の方と支援員さんとの中で話し合われることもしていかななくてはならないと思いますが、これに対しても市が主体的に決定をしていくということになりますでしょうか。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） こういった要望の1次聞き取りの部分に関しましては、恐らく現場の支援員の皆様になろうと思いますが、そういったご意見は全て市のほうに上がってきて、運営の根幹に関わる部分、時間の長さとか場所の部分、こういったところについては市のほうに関わって、先ほども申し上げたように主導して決めていきたいというふうに考えているところでございます。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。ありがとうございます。

そしたら、次の質問ですけど、竹島小学校の課題解決というふうにつくっておりましたが、その件については先ほど理解しましたので、飛ばさせていただいて、民間委託により既に課題解決や要望実現に向けて取り込んでいる事案についてというところで、今の契約をされたということで、事業者との情報の共有について、課題や要望等についての情報の共有というのはまだということですが、現在市が把握している要望等について、課題解決や要望実現に向け取り組んでいるものがありましたら、お聞きさせていただきたいと思いますが、そのようなものはありますでしょうか。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 利用者の課題や要望ということではございませんが、幾つかこの委託契約前に課題でありました内容について解決を図っているところがありますことから答弁申し上げます。

これまで中村地域の放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営は保護者組織に委託しており、利用者でありながら運営負担がある状況が課題としてありました。今回の民間委託により、

まず保護者の運営負担がなくなったことが1つ目として挙げられます。

次に、支援員の処遇について、社会保険への加入や健康診断の実施など福利厚生の改善を行っているほか、児童館については、施設及び業務の効率化について取り組んでいるところでございます。

また、今後運営を行う中で、市が保護者の要望やニーズについて適切に聞き取り、開所時間やおやつ等の提供等の運営ルールについて問題がある事項については、改善を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。今現状できる課題については向き合っているというふうな認識を持たせていただきました。

今後も、やはり保護者から要望等も出てくると思います。ぜひその点についてもしっかりと把握しながら、前向きにその要望実現に向けて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは3つ目、四万十市地域公共交通網形成計画についてお聞きさせていただきます。この計画についての市内バスに特化して今回お聞きします。

初めに、課題解決に向けた取組の実施というところで、利用者増に向けた取組を聞きます。

朝や夕方、通学通勤で利用者がいるかと思いますが、平日・休日と全体として利用者が少ないことを心配する声があります。実際に、人口減少にも伴い利用者は減少しているかと思えます。高知市ではICカードの配布などを行い、利用者増に向けた取組を行ったことがあるとお聞きをしています。本市では何か現状、利用者増のための取組はしていますでしょうか、お聞かせください。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） ただいまご紹介いただきましたように、高知市等で取り組んでおりますICカード「ですか」、こういったものにつきましては、これは高知市内を中心としまして県内のバス・路面電車の料金の支払いに使われているものでございまして、キャッシュレス化が進む現代社会においては、利用者の利便性向上につながるものと認識しています。

これについての本市の導入状況をまず説明させていただきたいと思っておりますけれども、高知西南交通が運行する路線バス、それから市営バスでは中村まちバスで既に導入しておりまして、運賃の支払いに利用いただいております。このような交通系ICカードの導入に当たりましては、インシャルコストやランニングコストの経費負担を伴うことから、県内でも本市を含め3市1町と自治体としての導入地域は限られておりまして、地方のバス利用者の多くが高齢者であり、ICカード自体になじみが薄いため、都市部と比べると利用率が低く、普及は進んでいないというような現状もあります。

こうした中で、ICカードにつきましては、中村まちバス以外の市営バスの導入には至っておりませんが、これにつきましては、今後コスト負担等の兼ね合いもありますので、導入については慎重な検討が必要と認識しております。

その他の利用促進に向けた取組でございますけれども、こういったことをしているかでございますけれども、これまでの取組でございますが、まず広報紙による公共交通の情報発信などは定期的に行っていました。また、バスの利用方法等が分からないといった点等については、というような声もあるというふうにお聞きしておりますが、これにつきましては、これまで市のデマンドバスの運行地域等におきまして、住民の方を対象としました乗り方教室、それから高知西南交通によります小学生へのバスの乗り方教室、乗車体験なども実施してきた経過がございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 細かく答弁いただき、ありがとうございます。

今、先ほど、「ですか」の利用率は低いということでもあったかと思えますけれども、もし数字で、普及が進んでないということですが、現状のこの「ですか」利用者の割合というのを把握していましたら、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 割合でございますけれども、利用人数ベースということになりますが、中村まちバス、これにつきましては2.1%、それから西南交通が運行していただいている路線につきましては約35%ということになっております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

西南交通は35%ですので、そちらのほうは比較的、先ほどの2.1%より全然高いものだったんですけど、この要因というのは把握されてますか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 把握はしていませんけれども、あくまで想定ではございますが、西南交通のバスの路線なんかは、学生さんなんかも利用されているというようなことも一因ではないかというふうには考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

今までも利用増に向けた取組もされているということでしたけれども、答弁の中にもありました乗り方についてというところで、私も聞いた中では、バスの利用について怖いという感情

があるという声はお聞きをしました。同じようなことだと思いますけども、単純に乗ったことがないということが、小さいことかもしれませんが、支払いの仕方が分からずに他人に迷惑をかけてしまうのではないかなというふうなその不安が、利用を消極的にしているのではないかなというふうな声もあります。

このような不安を解消するために、若いうちに公共交通バス利用については経験できる環境が望ましいと考えている中で、先ほども小学生、子供たちの乗車体験等をされているということはいいことかなと思います。現実的に利用増というところまでなかなか向かっているようなどころではないかなというふうにもまだ感じているところです。

例えば、もう少し、一歩利用増に向けて踏み出すとして、乗車するというを目的として、家族で割引で家族割引キャンペーンなど、将来の利用につながる取組として、新たな取組というものも事業者と共に考えていただければというふうにも思いますが、そのようなことということは今後ご検討していただくことはありますでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） ただいまご提案いただきました内容も含めまして、それからこれまで取り組んできました内容の充実、そういったことも含めまして、引き続き交通事業者と連携しながら効果的に取組を実施していきたい、また検討していきたいというふうにも考えております。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

次に、令和6年度の取組状況と年間計画というところでお聞きします。

先に、四万十市の地域公共交通網形成計画というものは、私は令和7年度の策定を目標としてというふうにお聞きをしていますが、それで間違いないでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 現計画が令和6年度をもって終了します。令和7年度を初年度とする計画を来年度策定する予定で間違いございません。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

ということでありましたら、現在四万十市の将来に合った計画にしてほしいということで、先ほどのキャンペーン等の取組というのも今実証実験的に行うことで、実際に今後の年間計画をどのようにしていくかということの経験の一つになり得るのではないかなというふうにも思っているところです。

これからアンケートも取られていくというふうにもお聞きしています。これからの取組状況として、今年についてはどのように計画を立てて、策定計画をつくっていくというふうに向かっていくのかというのをお聞かせください。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先ほど申しました令和7年度を初年度する四万十市地域公共交通計画でございますけれども、この計画につきましては、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものでございまして、現行の計画と基本的な役割は変わりませんが、これまでの公共交通機関というものに加えまして、既存の民間事業者による移動サービス等の活用、そういったことも盛り込んだ新たな計画とする予定としております。

その計画策定に向けての取組についてでございますけれども、まず4月から5月にかけて、計画策定支援業務の委託契約を締結いたします。その後、計画の基礎資料とする公共交通の利用実態の把握及び課題の抽出・整理に向け、市民や利用者へのニーズ調査並びに事業者ヒアリングというものを、予定でございますけれども、7月には実施したいと考えております。

また、計画策定に当たりましては、法定協議会において計画内容を議論することとされておりますので、国・県・市をはじめ交通事業者や住民の代表・道路管理者・交通管理者等で構成します四万十市地域公共交通活性化協議会、これを5月以降、例年でしたら1回、2回程度でございますけれども、来年度におきましては5回程度、これも予定でございます、開催することとしておりまして、その中でニーズ調査の分析結果やそれぞれの役割分担等を踏まえた計画内容とするため、委員の方々との協議・調整を行い、合意形成を図りながら、年内をめどとしまして計画案というものを策定したいと考えております。

その後、1月から2月にかけて計画案のパブリックコメントを実施しまして、年度末には策定した計画を国に提出しまして、来年度からの運用開始を予定しているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます、ちょっと私が年度のことを間違っていたので、今年はもう少し余裕があるかなと思っておりましたが、そういうことではなかったなというふうな認識を改めさせていただきました。

詳細なことを聞かせていただきました。ぜひ、今後の町の中のバスというものの利用者というのはなかなか厳しいものがあるかと思えます。それをどう生かしていくのかというのは、高齢者の足でもありますし、また通学通勤の方々のためのものでもあるかと思えます。事業者の方や国・県、先ほど四万十市活性化協議会ということだったと思えますけど、その中でしっかりと話をして、本市の将来に合った計画にしていっていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは続いて、最後の私、質問なります、地域おこし協力隊の質問をさせていただきたいと思えます。

国は、令和8年までに1万人を目指すというのは、12月の川淵議員の質問の中にもあったと思います。高知県は今、令和8年末までに500人、そして9年までに570人を目指すということで、現在は令和5年度末で250人ということですので、これから令和8年末に向けて倍増させていくということを、県も積極的に取り組んでいきたいということの意欲の表れだというふうに考えております。

そう意味では、本市も前回の川淵議員のご答弁にもあったように、積極的な活用を図っていくというふうに言っていたと思います。

ただし、積極的な活用ということとは反対に、お試し地域おこし協力隊や地域おこし協力隊インターンの来年度活用の予定はないということですので、私としてもこの制度活用の予定がないということ自体は、少しもったいないのかなというふうに思っております。

答弁の中を見ますと、地域の課題解決に向け積極的な制度活用を図りたいということと、しかし、単に増員をすればいいものではなく、応募が少ないということと、現状の課題整理を行い、隊員の役割を明確にする、定住に向けたサポートとして、受入れ側の体制も整える必要がある、このようなことが答弁の中でありました。

確認ですけど、今話をさせていただいたようなことが、現状の地域おこし協力隊の課題だというふうな認識でよろしかったでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 一般的な課題であるかと思えますけれども、そういったことが課題であるというふうに認識はしております。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

そしたら、この先ほど言いましたお試しやインターン等の制度についての認識をお聞きもしていきたいと思えます。

まず、課題も、応募がない、応募が少ないということですね。ということは、応募を増やすことができるサポート制度というものが今回つくられているというふうに考えています。

例えば、地域おこし協力隊の募集等に要する経費というものは、財政措置について300万円ついているというふうにもお聞きしております。この点について、まずそういう募集等に要する経費というものがあるということの把握はされてますでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 企画広報課のほうでは、それぞれの募集活動につきましては担当課で行っておりまして、企画広報課のほうでそれぞれの課の動きの中での募集の方法、それから経費、そういったもの、詳細までは把握できておりません。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■ 5 番（寺尾真吾） ありがとうございます。

今私が言ったのは、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について特別交付措置というものである一つの経費についてお知らせをしたものです。

続いて、今の話ですと、それぞれの担当課に分かれているので、今現状、地域おこし協力隊に関する制度をまとめて理解している担当課がないというふうにも、すいません、聞き取ったような感じなんですけど、そういうふうな認識でよろしかったですか。

■ 副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■ 企画広報課長（武田安仁） 先ほどお答え申しましたのは、募集に係る経費のことに特化された質問であったというふうに認識しましたので、そのようにお答えしましたけれども、議員がおっしゃった特別交付税措置等の状況、どういった内容で措置されているか、これについては把握しておりまして、大きく 2 つの区分がございます。

その中でも、協力隊が活動する経費としての把握でございますけれども、その中には 2 つの大きな区分がございます、報酬等という区分と、あと活動費その他の経費ということになりますけれども、そういったものの総額的なものは把握しておりまして、それで申しますと、令和 5 年度、これは毎年 11 月に実績見込みという形で拾っておりますけれども、全体で 3,600 万円程度で、そのうち報償費等報酬に係る部分、この分が 2,200 万円程度、その他の経費が 1,400 万円程度ということになっております。それは 11 名の隊員に対しての特別交付税措置であるというふうに把握しております。

■ 副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■ 5 番（寺尾真吾） ありがとうございます。

すいません、ちょっと私の質問が不十分なところもあったので、ちょっとかみ合っていなかったかなというふうに思っておりますが、ちょっと話を戻しまして、改めて制度の中身の認識というところを質問させていただいているので、そこにちょっと戻させていただきます。

例えばもう一つ、この応募が少ないということであれば、県のほうで協力隊募集に関するアドバイザーの制度を新設されております。これは県が無償で行うというもので、アドバイザーを市町村に派遣して、募集内容の磨き上げや PR 方法を助言してもらえる制度ということです。例えば、じゃあ今の中で、この今の私が言った新設の制度についての認識は一応あるということよろしかったです。

■ 副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■ 企画広報課長（武田安仁） 制度の新設としての認識はあります。

■ 副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■ 5 番（寺尾真吾） ありがとうございます。

そしたら次に、定住に向けたサポートとして、受入れ側の体制も整える必要があるというのが前回の答弁でもあったかと思っておりますので、それに対しては、例えば地域おこし協力隊の

日々のサポートに要する経費というものが、これも特交ですけど200万円あるということです。OG・OBなどの協力ができる環境をつくることのできる制度で、これにより受入れ側の職員のサポート体制の負担軽減にもつながる経費だというふうに考えておりますが、こういう経費もあるということは認識されていますでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） そういった経費も、先ほど申しました特別交付税措置の中で対象とされるその他の経費として、特別交付税の対象になるということは認識しております。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

今おっしゃったように、全て特別交付税措置の中の制度なんですけど、今様々な制度を活用して、国としても各地域に人材の流入をさせて、定住・定着につながるように地域おこし協力隊を促すような制度をつくっていると考えております。ただ、今現状、四万十市はこの制度活用ができていないということなので、もう少しやはりこれを前向きに捉えて、今後準備もしていただきたいというふうに考えてるんですね。

例えば地域おこしインターンは、2週間から3か月の短期研修となることであったり、お試し協力隊と併せて、この制度、この2つの制度についてに移りますけど、話は、四万十市の地域おこし協力隊の体験や受入れ地域関係者との顔合わせ・交流などを通し、これって関係人口の構築にも役立つものだというふうな認識もあります。また、本市は応募者のニーズの確認もしていかななくてはならないということもあったかなというふうに思います。

そういう中では、地域おこし協力隊側がやりたいことを伝える提案型ミッションのマッチング等にも来ていただくということで役立ち、つまりは課題整理の手助けにもなり得る、そのような両方は制度になっていると考えています。

また、このおためし協力隊とインターンの利用によって、年間多くて100名ほどの関係人口の構築にもつながるのではないかなと、そのような可能性を秘めた制度だというふうな認識を持っていますが、ということで、私としてはこのような、今まで認識を確認させていただきましたが、制度をぜひ活用することを前向きに検討をしていただきたいと思っております。

例えば地域おこし協力隊のインターンというものの中では、プログラムをどのようなものをつくれればいいのかと、迎え入れるに對してつくれればいいのかというところで、プログラム作成等に要する経費100万円という、これも交付税措置ですけども、あるということです。

こういうものを生かしていくということが、今後この地域の人口減の対策になると思うんですけども、大切なことだなというふうな認識なんです。ぜひ来年度については、このような制度活用を考えるようなこと考えていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 紹介いただきました制度につきましては、まだ、特にインター

ンは令和3年度創設でございまして、県内でも把握している範囲でございすけれども、取り組んでいる自治体がまだ少ないと。3つの町というふうに把握しておりますけれども、そういう中ではございすけれども、そういったところの情報も入手しながら、特に特別交付税という国の財政措置がございすので、財政負担の面でも取り組みやすい制度とは言えると思います。

そういったことから、今後協力隊の募集を予定している担当課とも改めて、今日ご提案いただいた内容も含めまして制度内容の共有を図り、今後隊員の任用が円滑に進むように、これらの制度の活用を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。前向きなご検討をしていただけるというような答弁だというふうな認識です。

重複しますが、特交じゃないところで言えば、先ほど言いました協力隊の募集に関するアドバイザー制度の新設というものは、これは無償ですので、早速に使っていただいて、募集の内容の磨き上げだったりPRの方法など、どうすれば地域おこし協力隊制度をよりよく活用できるかということを考えられるアドバイザーの派遣となり得ると思いますので、そちらの件も含めて、今後利活用のことを考えていただけたらと思います。

それでは続いて、地域おこし協力隊の活用というところの認識、地域おこし協力隊制度の認識というところを問わせていただきたいと思います。

本市は、課題解決に向けた活動を任務とするミッション型を今現状使っています。ただ、このミッション型の中で、私、結構地域おこし協力隊の方と話すこともあるんですが、この課題解決の課題というものの目標というものが、ちょっと高過ぎやしないかなというふうに考えております。

地域おこし協力隊の課題の一つとなっているものが、応募する側の目線に立ったミッション設定ができてないということが課題にあるようです。課題に対しては、地域活性化をすることも当然目的の一つだという認識はありますが、1人の地域おこしが地域活性を背負うというのは、少し荷が重いと考えています。地域おこし協力隊というのは、外部人材に来てもらって、地域と協力・協働して定住・定着が図られるということが本来の目的と考えています。この目的についての認識は一致しているというふうに考えてよろしかったですか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 目的の認識でございすけれども、市としましては、いろんな部署・分野ごとの将来的な担い手確保、そういったことも含めまして、あくまで地域課題の解決に向け制度を活用しているというふうな認識でございす。もちろん、定住というものも含めた、そういった効果も含めたものというふうには認識しております。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

そこの認識が少し違うのかなというところが、この四万十市の定住率に表れているのかなと思います。先ほど川淵議員への答弁でも、定住率が24名に対して12名の50%ということでした。今いただいている資料になりますと、全国の平均というのは、終了後に向けたというのは大体65%なんですね。だから、15%低いということなんです。

それは、やはり自分たちの課題に一所懸命向き合う地域おこし協力隊の方々が、将来的に定住・定着をするためのことに対して意識を向けるということが少なくなってしまうかもしれないというふうなところに危惧をしております。

ここの定住率の違いというところを一度しっかりと考えて、課題、もちろん自分たちの地域の課題を課題解決していただきたいという思いはありますけども、1人に背負わせるのでなく、みんなで地域の方々と共にできるというような地域活動内容、地域おこし協力隊の活動内容にしていただきたいなというふうに思っております。

改めて、そういう中で、もう一方では、地域おこしの中に夫婦で、また家族で移住してくる方々もいらっしゃいます。人によっては、結婚につながり、定住してくださっている夫婦もいます。また、多くの卒業者は、起業も視野に入れて定住を考えていると思います。

そういう中では、地域おこし協力隊の制度活用は、喫緊の人口減少の問題に対する対策でもあるかなと思って、もっとこの制度に注目をしていただきたいと考えている中で、12月の課長答弁でも積極的な活用ということだったので、この積極的な活用というのをぜひ数字に表していただきたいなというふうに考えております。

例えば、年間10人の地域おこし協力隊を呼び込むということであれば、今現状、四万十市の定住率でいえば5名ずつ定住していくということになります。国・県のほうでもこれから倍増させていくということの目標を立てている中では、一緒になって国・県・市連携しながら、この地域おこし協力隊制度を活用するためにも、本市としても数字を持って取り組んでいただきたいというふうにも考えているんですけど、この点いかがでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） K P I 的なところで数値目標をというご指摘であったかと思いますが、そういったことも当然意識してまいります。また、先ほども言いましたように、この協力隊制度としましては、地域課題解決と任期後に地域に定住・定着してもらうことで担い手になっていただく、こういったことも主な目的として取り組んでいるということですので、人口減少対策にも寄与するものと考えております。

そういう中で、先ほどご指摘がありましたように、数値的な目標というものは当然必要であると考えておりますので、そういったところも新たに意識することと、やはり受入れ体制の充実というものも、定着する上ではこれは不可欠でございますので、そういうようなことも今後

しっかり整えていきたいと考えております。

いずれにしても、全国自治体の導入事例、それから先ほど言いました新しい国の制度を活用している自治体の事例、そういったものも積極的に情報収集しながら、工夫・研究はしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

■副議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。工夫・研究していくということです。

話は少しまた戻りますけども、そういうふうな例えば今話していただきました今後の受入れ体制についても、そういうこともサポート制度の中で今あるということですので、それを含めて利用できるのかどうなのかも含めて、前向きに考えていっていただければと思います。

以上になります。私からの質問を終わります。ありがとうございます。

■副議長（山崎 司） 以上で寺尾真吾議員の質問を終わります。

この際、15時25分まで休憩をいたします。

午後3時7分 休憩

午後3時25分 再開

■副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

川村真生議員。

■2番（川村真生） 新風クラブの川村真生でございます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、本市の成人式の在り方についてご質問をいたします。

私も当時大学生であった約16年前になりますけれども、帰省をして、本市の文化センターで成人式に参加させていただきました。議員になってからも2回成人式に参加したわけですが、今年が文化センターで行われる最後の成人式でありまして、少し寂しい気持ちになりまして、私、当時の自分の成人式の写真を見返してみますと、ちょっと今では考えられない、恥ずかしい姿をしておりましたが、当時の最先端の努力だったのかもしれませんが、それに比べて最近の新成人は非常におしゃれだなという印象も持っております。

少し余談も含めましたが、最近の新成人のファッションはよりおしゃれで進化している一方で、私が参加した成人式から、現在の成人式の様式と異なりますか、そういったものは変わっていないように記憶をしておりますので、旧中村市時代も含めまして、今の成人式の様式になったのはいつからなのか、分かる範囲で結構ですのでお答えください。

■副議長（山崎 司） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは答弁いたします。

中村地域で行われております成人式の次第の流れでございますが、記録に残る限り、年度に

よって記念植樹の報告であったりアトラクションの有無など増減はございますけれども、基本的に平成15年度以降はおおむね同じ流れで実施をされてきております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。平成15年度以降は変わっていないということで確認させていただきました。それを踏まえて、次の質問に移ります。

中村地区と西土佐地区で行われている成人式において、直近5年間の新成人の地区別の出席率を教えてくださいと思います。できれば中村地区、西土佐地区の順番でいただければと思います。よろしくお願いします。

■副議長（山崎 司） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、出席率を説明させていただきます。

まず、中村地域でございます。令和元年度が84.5%、2年度が53.9%、3年度が80.19%、4年度が82.35%、5年度が76.17%です。

続きまして、西土佐地域でございますが、元年度が86.11%、令和2年度はコロナの関係で参加希望者がおらずに中止という形になっております。続きまして、令和3年度が74.19%、令和4年度が73.08%、令和5年度が67.74%でございます。

出席率、ちなみに分母としましては、住民基本台帳の人数に住民基本台帳のない方で申込みの希望のあった方というものを分母にしております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。具体的な数値をいただきました。コロナ禍では大幅に減っていたり、おおむね80%ぐらいですかね、で推移しているものかと思います。ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきまして、現在の成人式は、中村地区と西土佐地区に分かれて行われておりますが、今後はどのように開催していくかということについて伺いをいたします。

旧中村市と旧西土佐が合併してから結構もうたちましたけれども、実際に今年の成人式も分けて行われているわけではございますが、今までに1か所で行われるという議論等があったのかと思います。今年の4月29日には立派なしまんとぴあもグランドオープンされるようになっておりまして、これは西土佐に住む方のご意見等も伺いながら調整等も必要であるかとは思いますが、西土佐にお住まいの方も中村にお住まいの方も同じ四万十市民でありますので、これを機に、しまんとぴあもできますので、1か所で行うことが望ましいものではと考えておりますが、本市としましては今後どのように成人式を開催していくつもりでありますか、伺います。

■副議長（山崎 司） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、ご答弁させていただきます。

合併から長い期間、成人式が2か所で実施されてきていることにつきましては、生涯学習課としても検討すべき課題としては認識をしております。一方で、それぞれの成人式では、地域に応じた式典が現在行われております。その規模で実施するというメリットを希望している皆さんが多くおられているという現状でございます。

今後は、式典の位置づけなど整理しながら、まずは両地域の成人や地域の方々の思いを確認しつつ、四万十市としてよりよい成人のお祝いができますようにと検討をしてみたいと思っております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。確かに地域の意向とか、独特の文化でありますとか、そういったところを尊重するのは当然必要かと思っておりますので、これは私の一個人の意見ではございましたので、そういった意見があるということは、その辺の意見調整等を踏まえて、また今後検討のほうを進めていただければと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

この成人式なんですけど、ちょっと私も少し調べてみたんですが、これは何か日本固有の文化だそうですね。奈良時代の元服が起源だそうで、現在では二十歳の若者たちが大人として新たな人生のスタートを迎えるに当たって、彼らの成長を祝福し、大人としての自覚を促すためのものでもあり、二十歳の若者たちが成人としての責任と自覚を持つための重要な一歩となる行事であると同時に、現在は、特に女性だと思うんですけど、色鮮やかな振り袖を着る特別な機会でもあると思います。その華やかな姿は、やはり成人式の象徴であると思います。実際に文化センターの下のほうでも写真撮影をしている新成人をよく見ますけれども、この日のために、日々の努力等も重ねながら様々な準備をしていることかと思っております。やはり一生の思い出に残る、思い出をつくる、できる場でやっぱりあると考えております。

つまり、成人式は、新成人が私はやっぱり主役なのかなと思っております、そのために我々がサポート等を行って、新成人が楽しんで、もっと思い出に残るような式にしていくべきではないかと考えております。

私の過去の先ほど成人式の話に触れましたけれども、あまり成人式の正直記憶がなくて、隣の席で友達としゃべっていた記憶ぐらいしかほとんど残ってなくて、その日の夜の同級生が集まった宴会のほうが良い思い出として残っているのが、私の経験でございます。

先ほども言いましたけれども、特に女性の方は気合が入ってると思ひまして、男性ももちろんあると思うんですけど、これは一つの例として挙げますけれども、エントリー制等を設けて振り袖のファッションショーですとか、ランウエーするだとか、こういうことをすると、出た

本人は本当に一生の思い出になると思いますし、友達が出ていたら、見ている側の人たちも、エンタメ性もあってすごく思い出と記憶に残る成人式になるのではと思います。

これは今までやってきたことではないので、やるに当たってはご苦勞等もあるかとは思いますが、先ほども申しましたとおり、成人式の主役は新成人でございますので、新成人が楽しんでもらって思い出に残るような企画検討を積極的に行っていただいて、より自由で開かれた式にしていくべきではないかと思いますが、今後の本市のご見解のほうをお伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、答弁いたします。

すばらしい提案をありがとうございます。しまんとびあもまた来年成人式をしたいと思います。可能性もすごくある施設ですので、様々できると思います。

中村地域では、委員となる成人をまず公募しております。実行委員会形式で実施をしております。実行委員会組織後は、企画の検討から成人自らが行えるように、主に成人の実行委員会で協議をして、実施内容や予算の配分などについても、成人の意向を反映しながら成人式の内容を組み立てています。近年は記念品の贈呈が多くなっておりませんが、これも成人が検討して選択を現在しているものでございます。

今後も様々なことを念頭に置きまして、新成人の意向をよりうまく取り入れながら、よい成人式となるように、実行委員会の運営のほうも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ぜひ前向きに進めていってもらいたいと思います。

卒業すると、一旦市外に就職等、大学に行くだとかで離れて、なかなか意見を反映できないかと思っておりますので、これも一つの案になりますけれども、例えば高校生向けに、中高・幡多農、市外から来られている方もおりますけれども、こういった成人式を2年後したいですかとか、そういったアンケートを実施してもいいのかなとは思っています。

そういった形もありとあらゆる形を利用して、やはり本当に主役である新成人が楽しんでもらえるような成人式、人生に一回の行事でございますので、いい形に今後やっていただければとますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。人口減少対策についてご質問をいたします。

昨年の12月にも上岡真一議員が2040年問題ですかね、衝撃的な一般質問をされておまして、私もその後いろいろと考えることがございましたので、ちょっと今回、一般質問をさせていただくわけでありまして。

これはもう日本全体の本当に喫緊の課題であることは、皆さんもご承知のとおりでございます。

す。これはもう国のみならず、各地方自治体でも対応に追われていることと思いますが、この問題につきましては、各自治体によって課題がいろいろと異なるとも感じておまして、先進自治体等の事例を調べてみても、実際にこの四万十市に当てはまるかとかということを考えてみると、ちょっと不透明なところ等もあるかと思ひまして、何が正解な施策であるのかとかというのは、非常に難しい問題であるとも考えております。

その中で、本市ではどのような取組を行っているのかということについて、順番に確認のほうをしていきたいと思ひます。

まず初めに、少子高齢化が進んでいる中で、本市に住む若年層が本市に定住できるようにするために、本市ではどのような取組を行っているのか、まずお伺いさせていただきます。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えいたします。

若年層の定住に向けた取組でございますけれども、四万十市に住み続けてもらうためには、活力があり、安心して住むことのできるまちづくりというものが需要でございます、そのためには、様々な施策を網羅的に推進していかなければならないと考えております。

そういった中で、まず挙げられるのが仕事の確保ということになります。これにつきましては、市では関係団体と連携しまして、農業や林業分野における担い手の育成・確保に向けた研修機会や支援制度の確保でありましたり、商工業分野では、創業支援や企業誘致といった産業の振興を通じて、雇用の創出というものに取り組んでいるところでございます。

また、若者・若年層の大半は子育て世代ということになるかと思ひますので、子供を産み育てやすい環境づくりということも重要でございます。そういった観点から、結婚や子育てに関する支援としまして、婚活イベントなど若者の出会いの場の創出に始まり、妊娠期から乳幼児までの切れ目のない相談支援や母体の健康管理、また出産後の支援、これにおきましてはファミリーサポートセンターや一時預かり事業のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室など子育てに関する包括的な支援、これらに取り組むとともに、さらに保育所等での給食費を無償化することなどで、子育て世帯の負担軽減を図っております。

そういうふうなところで、若年層が住みやすいまちづくりということに努めているところでございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。主には活力あるまちづくりのためには、やっぱり若年層の定住は必要不可欠であり、子育て関係等を力を入れているということで、分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、本市に住んでいる市民の転出を抑制するために、本市ではどのような取組をしているかについてお聞きをいたします。

先ほどのようなご答弁と重なるところはあるかと思いますが、転出を抑制、これはなかなか強制はできないものと思います。会社の転勤であるとか、高校生は卒業した後、進学や就職等によって本市を離れることは当然あり得る話かと思いますが、行政努力だけではどうにもできないこともあるかと思いますが、そのようなどういった取組をしているのか、ちょっとお伺いのほうをさせていただきます。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 転出の抑制に向けた取組でございますけれども、本市には大学等がないことから、若者が高校卒業後には進学等のため転出する傾向がございます。そういう中で、主なものを3つ紹介させていただきたいと思いますが、1つ目は、市内で就職していただく取組でございます。市内事業者が行う地産外商の支援、それから商工業振興・企業誘致などによりまして、安定した魅力ある雇用を創出することで、転出の抑制に向けて取り組んでいるところでございます。

それから2つ目、これはUターン対策でございまして、Uターン、転出抑制と直結するかどうかは分かりませんが、一度出ていった方に帰っていただく取組としまして、大学卒業後や定年退職後など本市に帰っていただくための後押しとなるように、今年度からUターン者の引っ越し補助制度をというものを創設し、移住支援ということにもなるかと思いますが、取り組んでおります。

それから3つ目、これはふるさと教育ということでございますけれども、やはり転出を抑制する上では、子供の頃から郷土愛を醸成するというのも有効と言われておりますので、その一例を紹介しますが、市内小学校におきまして、ふるさとである四万十市を愛し誇りに思う心情を育てることを目的に、児童自らが本市の自然や地域・歴史・文化・人物を研究し発表する「ふるさと発見！四万十の子ども研究発表会」というものを行っております、このような活動が、大学卒業後などに市内に残る、帰ってきていただくことにもつながってくるのではないかと期待しているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 3つ主に挙げていただきました。市内に就職・雇用の促進、Uターン対策ですか、ふるさと教育、なかなか結構なことを、今年度からやる事業等もあるということで、現時点では理解させていただきました。

それでは、次に移ります。

本市外に住んでいる住民の転入を促進させるために、本市ではどのような取組を行っているかについてであります。

本市では、NPO法人四万十市への移住を支援する会と連携を行っている中で、様々な移住支援に取り組んでおられるかと思いますが、もしかしたらこれがご答弁になるかもしれませんが、

移住という観点で細かいところに目を向けると、移住された方とのトラブルの話もあつたりだとか、移住してきた中では、来たものの、数年でほかの自治体に行ってしまう等の細かい声もあるわけですが、やはり少子高齢化中においては、何とかこの人口減少に歯止めをかけたいということから、どの自治体も力を入れていることと思いますので、本市のその取組、本市外に住んでいる住民の転入を促進させるための政策としてはどのようなことを行っているのか、ご答弁をお願いします。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この転入を促進する取組ということになりますと、ご紹介いただきましたように、やはり移住支援というものが中心となってまいります。

そこで、その内容を詳しく説明させていただきますけれども、先ほどもおっしゃいましたように、業務委託先であるNPO法人に移住支援員を配置しまして、移住相談から空き家の紹介、定住に向けた支援など、ワンストップで包括的な対応を行うことにより、移住者に寄り添った支援というものを行っております。

地方での人口減少が進行し、全国自治体で移住促進が行われている中で転入者を増やすためには、本市に興味を持っていただく、本市を選んでいただく、そういうようなことが必要でございますので、市ホームページや移住マッチングサイトにおいて本市の魅力や移住に関する支援制度などの情報発信を積極的にしているほか、東京や大阪で開催される移住相談会に出展しまして、顔を突き合わせながら、移住希望者に直接本市の魅力をアピールする取組ということも行っているところでございます。

そういった場等での相談内容としましては、やはり住宅と仕事が多くございまして、住宅に関しましては、市内の空き家の有効活用の観点から、住宅改修に係る補助制度を設けまして、改修後の住宅などを空き家バンクに登録していただくことで、移住者に提供し、住宅確保に努めているところでございます。

また、仕事に関する相談があつた場合につきましては、基本的にハローワークの求人情報を紹介しておりますけれども、資格を持たれている方や、農業や林業への従事を希望される方、また起業を考えられている方、希望する職種に応じて市の担当課へそういった方についてはおつながりしている、そういったことでできる限りの対応をしているところでございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

今までちょっと分けて質問させていただきまして、様々な取組をされているのかなと思つたわけではございますが、今まで、現時点で様々な取組を行っているという認識にはなりました。果たしてその効果があつたといいますか、その実感、取り組んできて成果があつた実感があるといいますか、現状の取組による成果・課題認識等、今の現時点でどのような整理をされてい

るのでしょうか、ご見解のほうをお伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 成果と課題ということでございますけれども、人口減少対策としての成果としましては、四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを平成27年度に策定しまして、推進してきているところでございますけれども、市が目標とする2060年の人口2万500人の確保に向け、おおむね計画どおりに推移しているという点がまず挙げられます。

しかしながら、本議会の開会日に市長からもありましたように、人口減少・少子高齢化は予測を上回る速度で進行しておりまして、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した推計では、本市の2050年の将来推計人口が2万436人となっております、2060年の目標人口とする2万500人を10年前倒しで下回る数値が示されたことから、市の最重要課題として人口減少対策の各種施策のギアをさらに上げ、官民一体となり、全市的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、課題としましては、移住施策などで見ますと、全国自治体での移住者の奪い合いとなっている側面もございますので、数ある自治体の中から本市に住みたいと思っただけのような魅力あるまちづくりと、その魅力を効果的に伝えるプロモーション、そういった手法など、今後さらに工夫・研究していく必要があると考えております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。移住の奪い合い、私もそのとおりだと思いますし、効果的なプロモーションということで、次、私、そのシティプロモーションの話をさせていただこうかと思っておりますので、次のそのシティプロモーションの質問に移らせていただきたいと思います。

このシティプロモーションというのは、私も本当に非常に大切な取組であると認識をしております一方で、やり方を間違えると何の意味もない取組でもあると思っております。

本市では、川とともに生きるまちですかね、これをキャッチコピーとして、シティプロモーション行う上では、まずはブランドを確立してからのシティプロモーションということで、本市には全国的にも有名な四万十川というブランドを生かしてのことだと思いますので、本市のイメージとしてはマッチしているのではと感じております。

このシティプロモーションをするに当たっての根底は、観光客の増加等もあるかと思いますが、私としての考えになりますけれども、本命はやはり移住・Iターン・Uターンというところに、本市に転入させることが主な目的であるべきなのかなと思っております。昨年の12月議会で、県とも連携して、関西のアンテナショップが新しく今年の7月にできますけれども、そのスペースを利用してシティプロモーション活動を行っていくというご答弁を確認しておりますので、それは県と連携した上でぜひ進めていただければと思いますけれども、それはそれ

で置いといて、私は市の独自で、別の視点を持って行うことが大切ではないかと考えております。

ホームページ上だけの話になるので、ちょっとあれなんですけれども、四万十市のシティプロモーションのホームページ等もありまして、観光情報やグルメ・歴史・文化・人物、何か公式ユーチューブチャンネル等、あとは支援情報などの様々なことは書かれておりますが、ホームページを拝見するだけになりますけれども、どこがメインターゲットとしているのかがちょっとあまり私的には伝わってきておりません。私的には、明確にそのターゲット層を決めるというところが、非常にシティプロモーションを行う上では大切かと思っております。

やはりシティプロモーションをするに当たっても、当然限られた予算の範囲内で行うわけではありますが、例えば、ちょっとこれはあれなんですけれども、シティプロモーションの予算を例えば100万円と考えた場合に、全国の自治体数を100とした場合には、全部にやっていると、1つの自治体当たりでは1万円の予算になりますけれども、シティプロモーションを行う地域とかを明確に10と定めている場合は、1つの自治体当たりで10万円の予算を使用できますので、効果にはこれはかなり差が出てくると思うんですね。

また加えて、そのターゲットにする年齢層も、20代とか30代に設定するのか、定年後に行うのかとか、そういうことをすると費用対効果が非常に変わってくると思います。そういう優先順位をつけるということで、社会増を目指していく上でも重要な視点であると考えますので、現時点でそういうメインターゲットを明確に定めたシティプロモーションを行っているのか、そのあたりについてお伺いします。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 現時点でターゲット等を定めているのかということでございましたけれども、このターゲットにつきましては、プロモーション全体のターゲットとしましては、具体的な年齢層や地域を明確に定めている現状ではございません。

が、転入促進を図る移住施策としましては、これまで移住相談等受けた中で、本市への関心が比較的高い関西圏において、若年層や子育て世代に対するアプローチを行うため、大阪で開催される移住相談会への参加回数を本年度増やしまして、子ども・子育て支援の情報提供をメインとしたPRを強めるなど、一定そういったターゲットを定めた取組も始めたところでございます。

今後のシティプロモーションですけれども、引き続き移住や就農・子育て支援等、様々な世代に求められる情報を幅広く発信しまして、基本的には世代を問わず本市への転入促進を図っていきたくて考えておりますけれども、やはりその中でも、ターゲットとする対象地域、これも先ほど議員がおっしゃいましたように、こういった視点も必要かと思っておりますので、そういったことにつきましては、東京に比べまして近距離で、かつ大阪・関西万博に向けて機運が高まっているやはり大阪、そういったところでのPRを強化したいというふうな今のところ考え

ているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 現段階のお考えは理解できました。今後は関西圏をターゲットに、徐々に定めていきたいというお話を確認できました。一番いいのは、関西と広くするのではなくて、できたら大阪の市町村のどこどこかというのが本当は望ましいとは思いますが。

これは実例を挙げさせてもらいまして、埼玉県の戸田市の取組が割と奇抜といいますか、何といいますか、今ちょっと市長が替わられたようで違う方針になったようなんですが、過去には、人口を獲得するときに、奪う地域を明確にして地方創生を行おうとしていた点がございませぬ。これは2011年から2015年の戦略でございませぬので、少し古いんですけども、同戦略では、シティプロモーションを行う対象地域を、隣接する市区で、かつ若い世代の転入者が転出者を上回る市区から、東京都板橋区・北区と明記しておりまして、つまりはターゲットを絞ってシティプロモーションを行ったことで、実際に戸田市は人口増になって、今教育の町として子育て世代が中心となっているのは、多分皆さんもご承知のことやと思いますが、ここは人口を奪い取るターゲットを明確にし過ぎたことによって、当時の東京都の区長から苦情を受けたという例もございませぬ。

私はここまでほかの自治体にけんかを売る必要はないと思うんですけども、やはりもっと明確にターゲットを絞って攻めていくという意味では、そのとおりだと思います。なので、本市においても、今後ますます効果的にシティプロモーションを行う上では必要な戦略でもあると考えております。

あまり言いたくはないですが、やはりよほどのからくりがなければ、この人口減少に歯止めをかけることは現時点ではできません。ですので、やはり一地方自治体が人口を増やそうとなると、自分の自治体へ呼び込む自治体間競争をしていく必要がございませぬので、本市の地域性や特性などの個性を生かした政策を開発して、ターゲットを絞ったシティプロモーションを行う必要があると私は考えております。

このまちづくりにおいては、行政職員だけではなくて、そのときの首長の意見も重要になってくるわけではございませぬが、本市を存続させていくためにも、今後職員の方の考え方等もチェンジしていく必要があると思っておりますので、いろいろあるかと思っておりますが、本件は職員間の中でも共有すべき内容と考えております。

先ほども移住の奪い合いという話、課長のご答弁等がございませぬ。この人口を奪い合うという観点では、奪い取るですね、こういう発想について所管課長はどのようなお考えですか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 移住、他の自治体との奪い合い、それは同じ国内で人が動くわけですので、そういうことになろうかと思っておりますけれども、そういうところで本市に来ていた

だくということにつきましては、やはりプロモーション活動、これが非常に重要になってくるわけございまして、来年度、企画広報課の中でも係を新たに新設されますので、その中でも、より今まで以上に充実した内容が展開できるように検討していきたいと考えております。

また、人口増そのものを考えれば、国内での移住施策のほか、外国人の方に来ていただくとか、そういった視点も今後必要になってくるかと思っております。これにつきましては、また県・国等の動きも注視しまして、研究してみたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ぜひともこのシティプロモーション、今後ますます力を入れて頑張っていたきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次は、シビックプライドについてちょっとご質問をしたいと思っております。

本市の会議録を調べてみましたが、今まで出てこなかったワードなので、少し解説のほうをさせていただきます。

このシビックプライドは、自分が住んでいる地域に対する誇りと定義されておりまして、住民が自分たちの地域や自治体に誇りを持ち、それを支え、改善しようとする姿勢を表すものであり、重要なのは、単に郷土愛や郷土意識を指示しているわけではないということでもあります。大切なのは、その地域社会に住む一住民として、地域の発展に貢献していこうという意識である。その当事者意識こそがシビックプライドであり、その意味では、生まれ故郷であるかは関係なく、その地域が誕生地でなくとも、住んでいる町に対して住民が誇りを持っているのであれば、それがシビックプライドということになります。

似た言葉に、先ほど申し上げたシティプロモーションがありますが、この両者の違いは主に対象の違いにありまして、シビックプライドは地域内の住民の意識を指すのに対しまして、シティプロモーションは地域外への働きかけを意味するものとなっております。両者は互いに補完関係でありますので、シティプロモーションの一環として、このシビックプライドということが使われることが多くあるようでございます。

もともとこのシビックプライドの起源は19世紀まで遡りたいでして、イギリスで18世紀半ばから産業の変革と石炭の利用によるエネルギー革命が起きて、それに伴い社会構造も大きく変わったことで、技術革新や鉄鋼業の発展、さらに動力源としての蒸気機関の活用が進み、産業革命が起こったことで大きな変化をもたらして、工場の周辺に労働者が住むようになり、都市化が進み、イギリス国内にそういった工業都市が相次いで乱立したことで、都市間の競争も激しくなり、住民のアイデンティティー、つまりは自己同一性を築くためにシビックプライドという概念が誕生したようでございます。

このシビックプライドの醸成を図ることにより、一時的には人口の流出があるとしても、U

ターンをしてもらえる可能性は高まる。また、住みやすいという評判が広がれば、新たな定住者や移住者を引き寄せる効果も期待でき、本市の少子高齢化の改善にもつながり、若者の転出減や出生率増加などが実現する可能性も秘めているものだと考えております。

このシビックプライドを醸成することで、地域へのコミットメントがより強まりますので、地域サービスの向上や人的交流の活性化等も期待され、住民同士が協力しながらまちづくりを行ったり、イベントや文化活動をしたりと、活気ある住みやすい地域ができることも考えられます。

郷土愛と似て非なるワードではございますが、市民が地域の誇りや愛着をさらに高めていくことで、人口減少していく中でも、活動人口、つまりは自分の住む町のために何かをしたいと思えるような市民が増えるように、今後はシビックプライドを重視した政策展開、あるいは条例制定等も含めて考えていく必要があるかと考えますが、現時点でのご見解はいかがでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） シビックプライドに対する認識でございますけれども、議員がおっしゃいましたように、市民が地域に誇りと愛着を持つと。それだけでなく、地域の一員であるという自覚を持っていただく、そういう思いでありまして、地域社会の発展に貢献する重要な概念であるということは共通の認識でございます、それを醸成することは、市民の地域活動の参加を促進しまして、さらには地域課題の解決への推進力となるものであると認識しております。

そういったシビックプライドを重視した政策展開のポイントとしましては、2つ整理しておりますけれども、1つは、本市の認知度を高めるとともに、市民の皆様にも本市の魅力を再認識していただき、自分が住んでいる地域に自信と誇りを持っていただけるように、市内外への本市の魅力を積極的に情報発信する必要があると考えております。

もう一つは、現在でもそういったシビックプライドというような思いの下、積極的にイベント等の地域活性化の取組を行っていただいております市民の方もおいでますけれども、そのような方々への支援や連携を通じまして、市民が自分たちのアイデアや活動を実現できる環境、活躍の場とでも言いましょうか、そういうような環境を整えることも重要であると考えております。

現在のシティプロモーションの取組としましては、プロモーションビデオやロゴマーク、各種PRツール等を用いて、川とともに生きるまちというメッセージを市内外に発信しているところではございますけれども、今後につきましては、市民の皆様と共に機運を高め、行動できるような風土を生み出せるよう、先ほど申しましたように、本市の魅力が再認識できる情報発信や市民との連携等、いわゆるシビックプライドの醸成を推進する取組につきましても前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） ありがとうございます。前向きなご答弁をいただきました。

取組の一環としまして、郷土愛の醸成を図る取組は既にやられているかと思いますので、シビックプライドの醸成を図るこの取組、教育等も今子供たちに推進していただければと思います。

先ほど課長のご答弁からもありましたけど、今の本当に地域活動等・イベント等に積極的に参加をしている方は、すごく四万十市の場合が多いのではないかと考えておりますし、今若い子育て支援団体等も数多くありまして、彼らはシビックプライドの固まりなのかなと考えております。そういった活動を通して、今後その若い方がシビックプライドの醸成を図ったことで、Uターンで帰ってきて、何とかこの四万十市をしたいと思えるような子供たちを育てるような、そういった町に今後なっていければと思います。

やはり人口が減っていくというところに関しましては、これはもう今は本当にどうしようもありません。ですので、今多数イベント等関わってきていただいている方も、その活動人口等を考えますと、今の人口が100人って考えた場合、今の活動人口は20人なんですが、シビックプライドの醸成を図って、2040年には人口が80人に減っていても、活動する人口が30人いれば、人口は減っているさなかではあるんですが、すごく活力がある地方自治体になっていると思います。これは本当に長期的な目線で、腰を据えてこのシビックプライドの醸成を図っていただきたいと考えております。

この機を機会に、先進自治体等、時間があれば視察に行っていただければと思ひまして、神奈川県相模原市は、2021年に地域のシビックプライド向上を目指して、さがみはらみんなのシビックプライド条例を制定した事例等もございます。このシビックプライドは地方創生の切り札とも言われておりますので、ぜひご参考にしていって、今後本当に前向きに検討をお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは次に、本市の地産外商戦略についてご質問をいたします。

本市には、山・川・海の素材を生かした魅力ある地場産品が多数あると感じております。それは数字にも表れておりまして、ふるさと納税の寄附額も右肩上がりの状況でございます。地方自治体は日本政府と違って、造幣権、いわゆる通貨発行権がないわけでございますので、地方自治体にとっては、外貨を稼ぐという意味でも今後力を入れていく分野であるものと考えております。

今回の質問趣旨としましては、ふるさと納税とは少し別の観点にはなってきますけれども、やはりこの地産外商戦略というのは、特に人口が減少している地方自治体にとっては、人口母体が多い都市部等へ地元の魅力ある特産品を売っていくということは、非常に大切なことであると考えております。

そこで、まず初めにお聞きをいたしますが、本市に多数ある地場産品の市外での、これは県

外も含みますけれども、販売を促進させるために、現状どのような取組を行っておりますでしょうか、お伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 本市の取組につきましては大きく2つございまして、まずそれを紹介いたします。

1つ目でございますけれども、商品の販路開拓や販売を促進するため、東京などで開催される大規模商談会への出展支援というものをしております。地域素材を生かした商品売り込むには、四万十の地域情報と一体的にPRすることで、イメージが根づくものと考えておまして、ターゲットとするバイヤーが大勢集まり、かつ成約率が高い商談会に、四万十市の知名度を生かし出展する機会を創出することで、効果的な販売促進につなげております。

また、職員もその場に参加することで、市場の動向やバイヤーのニーズ、その他の展示方法などを学ぶことができます。それを出展していない事業者に広く情報提供していくことで、全体の底上げというものも図っております。

2つ目でございますけれども、新たな特産品の開発や販路開拓・販売促進等に資する事業者等の取組については、市産業振興推進総合支援事業補助金、これによりまして総合的に支援を行っております。

その他、様々な取組がございますけれども、松山大街道での外商活動、それからアユ・活魚の豊洲市場への出荷、れんげいこうち日曜市への出店、それから枚方市で行われる友好交流都市物産展など多くの物産展等への出展、それからまるごと高知でのぶしゅかん・青果の取扱いについての提案でありますとか、大阪にございます地産外商公社のアテンドによる飲食店やホテルへの様々な提案等、そういった取組も行っているところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 詳細にいただきました。ありがとうございます。おおむね90%ぐらい同じ、想像していたご答弁が返ってきました。ありがとうございます。

販路開拓、大規模商談会は、多分スーパーマーケット・トレードショーなのかなと想像しておりますが、非常に効果的だとは考えております。少し高額になるので、そのあたりの補助を多分されているのかなと想像しております。分かりました。

これはやっぱり取組を行っている中で、地元事業者の利益向上や成果を得ているかについて、本市はちゃんと把握ができた上での取組であるかとも考えておりますが、そのあたりはどうでしょうか。やはり地産外商戦略については、そのあたりを明確に把握しておく必要があるかと思っておりますので、そのあたりのことについてお伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 成果の詳細な把握、数字的なものまでは今持ち合わせておりま

せんけれども、現時点での取組での成果として、まず大規模商談会への出展支援につきまして、毎回複数件の商談が成約されておりまして、開発商品の販路や事業者の独立した外商活動の展開につながるなど、成長・成熟、そういったものにはつながっているものと実感しております。

また、県内外のイベント参加では、直に消費者に説明することで商品を手に取りやすくなることや、消費者の意見を聞けることで今後の事業展開につなげることができること、また地産外商公社とのつながりによりまして、業界の動向などの情報収集や活動領域の幅が広がっています。これらのことから考えますと、本市の魅力的な食を地域外で販売・PRを行うことで、市全体の知名度そのものは向上しているものと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。地産外商についても積極的にやられているのかなという認識は持ちました。

次に、地産外商に当たり、県との連携状況についてお聞きをしようと思いましたが、先ほど高知県の大阪事務所のほうでアテンド等でやられているという話もお伺いしておりますが、この地産外商戦略を本市で行う中で、県とはほかには連携していることもあるかと思っておりますので、県とはどのようにそのほか連携しているのか、そのあたりについてもお伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 外商公社との連携以外の部分でお答えさせていただきますけれども、まるごと高知での販売でありますとか、まず高知県の職員の方の協力、これは幡多地域本部の職員の方が中心になりますけれども、そういった職員のご協力を得ながら、本市における各種フェア等の企画であったり、1次製品の掘り起こし、それから知名度の向上、それから交流人口拡大を図るイベントの開催等を、そういった職員のご協力を得ながらやっております。

また、県との施策との連携という意味で、あゆフェスの開催などを通じて天然アユのPRに改めて取組を始めたところでございますけれども、これにつきましても、あゆ王国高知振興ビジョンとの連携ということで、そういったことで連携しながら取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。非常に県とも連携して様々なことをやられているのかなというふうには感じました。ありがとうございます。

それでは最後に、今後やっぱりさらに地産外商というものは促進していく必要があると考えてはいますが、今後どのような取組を本市で考えているのかを教えてください。よろしくお願

いします。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 今後の取組でございますけれども、やはりまずは、4月から関西アンテナショップの7月オープンに向けた催事等の募集が行われる予定でございますので、そのオープンや農産物等の旬の時期に合わせまして効果的な四万十フェアを開催することで、関西アンテナショップを核として、四万十市のPRと取扱商品の増加を目指していきたいと考えているところでございます。

また、引き続きまして、毎年参加している地域外でのイベントへの出展等を通じまして交流人口の拡大を図るなど、県地産外商公社等の協力を得ながら、地産外商の推進を図ってまいります。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、じゃあ以上を踏まえて、次の質問に移ります。

最後の質問項目となりますが、県とのさらなる連携と営業窓口の設置についてお伺いをさせていただきます。

地産外商公社、先ほどからいろいろ出てきておりますけれども、本市の職員を高知県の地産外商公社へ出向させるということについてお伺いいたします。

私としましては、県庁のほうではなくて、あくまでも地産外商公社に出向させることをこだわります。それは、今後地方自治体が生き残っていくためには、シティプロモーション等もそうなんですけれども、やはり営業ができる職員というものが必要不可欠であるという観点でございまして、先ほどの人口減少対策の質問のときにも、自治体間競争を勝ち抜くためにはという話もしましたが、この変化の時代にあっては、柔軟な発想力がやはり必要になってくるからと考えております。

私は以前より、地産外商公社の役割は非常に大きいものと考えておりまして、県内の登録事業者に対して、県で行う商談会や都市部で開催される大規模商談会の案内やその補助、さらには卸業者やスーパーへの営業活動を行っていくことで、必要に応じて県内の登録事業者に対して見積依頼等を出すなど、県として事業者の販路拡大や利益向上を図るように職務を遂行しているようであります。

約1か月前になりますけれども、私、高知県の大阪事務所に行きまして、大阪事務所の商工課の職員の方並びに地産外商公社の職員の方とお話しさせていただきまして、本当に卸業者等の事情に詳しくて、地元の事業者の販路拡大の助言等も私にいただいて、大変参考になったと思っております。

このように地産外商公社へ出向することで、営業のノウハウや販路拡大の方法を勉強するこ

とは、本市にとってメリットが大きいものと考えておりますが、本市職員を高知県地産外商公社へ出向させて、営業ができる職員の育成をしてみたらと考えておりますが、そのあたりはどうでしょうか、お伺いたします。

■副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

高知県地産外商公社では、商談会の出展などを通じた県産品の販路開拓や販売拡大に取り組むとともに、首都圏に設置されたアンテナショップの運営を通じまして、県内の事業者や生産者の県外展開の手伝いなどがされております。このような官民協働の組織で勤務することになりますと、これまでにはない新たな人とのつながりがつくられるだけでなく、最先端の知識や営業も含めた仕事の進め方など、貴重な経験を得ることができると考えております。

しかしながら、職員派遣につきましても、それぞれの課に限られた必要最小限度の人員配置の中で、重要施策の推進など業務を滞りなく実施する必要がある、ほかにも国や他の団体等への職員派遣を行っている状況を踏まえると、現時点で各職場の人員を減少してまで職員派遣をすることは難しいものと考えております。

ただ、将来的に各職場における人員環境を整えば、派遣をすることも十分検討できるものと考えております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。前向きなのか前向きじゃないのか、ちょっと分かりにくいご答弁だったのかなと思います。

でも私も、今すぐ行ってくださいという話じゃないと思います。これは十分検討するに値すると思うんですよ。実際、県の方もすごく前向きには考えてくれると思いますよ、これは。これは、まずはすぐに行かせるのは難しいという話でしたが、ぜひ議会後にでも、部課もお忙しいでしょうから、一回電話でお話を聞くだけでもいいかなと思います。これは土森県議にもちょっとご尽力いただいて、本市で具体的な動きがあるようならば話を聞きたいと県のほうはおっしゃっているようでありますので、一度電話でもしてみたらいいかなと思います。

実際に東京の地産外商公社へは四万十町が行っておりまして、大阪の地産外商公社へ室戸市が職員の方が出向していたようでありますので、もし早ければ本市が3番目になりますから、少し出遅れているかもしれませんが、もし可能であるならば早めに進めていただけるようお願いしたいと思ひまして、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

この質問は、これは地産外商公社への出向がかなった後の話になってくるので、出向できなければ全然できないことであるわけではございますが、これは本市の地産外商公社の機能に限りなく近いような営業が行える職員が常駐している行政窓口をいずれ設置できて、より地元事業者が利用しやすく、販売ルートの確保等の手助けを行い、利益向上を図れないかという観

点からご質問させていただきます。

実際に本市の事業者でも、県の地産外商公社を利用して販路拡大を図っているところはもちろんございますが、やはり本市からその件で行くとなると、いろいろとあるでしょうけど、車でも往復4時間かかりますが、この市役所にそういう窓口があれば、地元事業者も気軽に来庁することもできますし、また商談会においても、一番近くても県がやっているのは高知市内で行っておりますが、その営業できる職員を通じて、卸業者との商談会をこの四万十市で今後行える可能性もありまして、地元事業者のビジネスの幅もより広がることが期待できるのではないかと思います。

また、今までは地元向けにのみ販売していたものを、ルート確保が手助けができる窓口ができることで、県外へ売り出そうとする意欲ある市内事業者の増加も期待できるほか、またマーケットとしても、幡多地域の約8万に比べると、関西では約2,000万人、関東では約4,300万人もおりますので、圧倒的に消費者数が違いますので、そんなふうに売っていけば、売上増も期待できるかと思えます。

都市部等に販売するとなると、実際には卸業者を2社ほど多分挟むことにはなるかと思えますが、それでも地元では100円で販売しているものを、都市部向けには地元向けよりも付加価値をつけて200円で販売すると。それで卸業者のマージン等を含めて最終売価が500円としても、これが販売をずっとし続けていければ、当然これは地元事業者の利益向上を図ることができると思えます。これは実例になりますけれども、地元では700円で売っている商品が、東京では1,000円オーバーで販売しているものもございますが、これは何なく売っておりますよ。だから、効果はあるものと考えます。

実際に販路を見つけても、やはり最初は供給能力に限界があるかと思えますので、小ロット対応ということにはなってくるわけではございますが、これが需要が増えてくることで、当然その事業者も設備投資を行いますので、市内事業者のさらなる利益向上や、人手不足の場合は雇用も生まれますし、今後の人口減少を考えると、市内をメインターゲットとするのではなく、都市に売り込んでいけることは、地方の事業者の活力の維持、そして経済の好循環を生み出すことも期待できるものと考えております。

これは、仕組みづくりや制度設計に非常に時間と労力がかかることと想像しておりますが、将来的なことを考えますと、やはりメリットの部分が非常に大きいものと考えます。

ですので、このような地元事業者の高付加価値で都市部へ販売できるルート確保の手助けや利益向上を図れるように、営業ができる職員を配置した行政窓口の設置をすることについて私は熱願をするわけではありますが、まだその職員派遣が決まってない中ではありますが、現時点での見解はいかがでしょうか。

■副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

国でありますとか他の団体に派遣されていた職員につきましては、市役所に戻っても、その知識でありますとか経験が生かされるような関係性の高い職場に配置をすることを基本に考えているところでございます。例えばこれまで、林野庁に派遣されていた職員につきましては林業部門へ、それから租税債権管理機構に派遣されていた職員につきましては税金の徴収部門へ配置をしておるところでございます。

仮に高知県地産外商公社へ派遣した場合には、派遣終了後には、産業部門等の関連部門への配置を当然検討していくことになろうかと考えております。こういった窓口でありますとか配置をするかにつきましては、配置時点で本市を取り巻く情勢等を踏まえた上で具体的に検討していくことになると考えております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 現時点でのお考えは分かりました。

これはまだ夢物語のような話ではありますが、これはちょっとリンゴの木に似てるのかなと思います。リンゴの木は、苗木を植えてから実がなるまで4、5年かかって、大事に育てると数十年間、実をならし続けることができます。ですので、こういったことはすごく非常に時間をかけてでも、将来的なメリットを考えてやっていただきたいと思います。

本当に今回いろいろと、現時点ではなかなか難しいようなご質問をさせていただいた中ではございますが、2040年問題のお話も上岡真一議員がご質問をされて、また今回も最後に一括で取り上げられておりますので、ちょっとバトンタッチのほうをしていきたいと思いますが、この2040年は、私の長女がちょうど二十歳になる年でございまして、この四万十市が2040年どうなっているのか、子を持つ親として非常に関心を高く持っております。何か全てのことがいろいろつながっているのかなと思っております。

この2040年には、成人式はどのような様式になっているのか。今後シティプロモーションの工夫やシビックプライドの醸成を図ることによりまして、四万十市がどのような状況になっているのか。そのときに私の息子と娘は果たしてこの町に残っているのか、またあるいは一度本市外へ転出しても、Uターンで帰ってきてこの町で暮らしていきたいと考えてくれるのか。2040年まであと16年後となり、時間があるようでないのかちょっと分からないですが、人口減少していく中でも、本市の経済規模を維持・発展していくために、今後もさらに勉強していきたいと思っております。

それでは、これにて私の一般質問を終了いたします。執行部の皆様、今議会もご答弁ありがとうございました。

■副議長（山崎 司） 以上で川村真生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■副議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後 4 時25分 延会

令和6年3月11日（月） 第11日

本 会 議

令和6年3月四万十市議会定例会会議録（第11日）

令和6年3月11日（月）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 金子 雅紀	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 原 憲一
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 山崎 寿幸	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼地域企画課長 村上 正彦	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 朝比奈 雅人	農林水産課副参事 桑原 克能

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤 和史	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程に従い、一般質問を行います。

松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） おはようございます。

議員番号10番、松浦 伸です。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、先ほど議長のほうからもありましたように、本日は3月11日、2万2,000人以上の方々が犠牲になり、今なお多くの方々が避難生活を送られております東日本大震災から13年という節目の日でもあります。

また、本年1月1日には、能登半島地震が発生いたしました。お亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、本市でも、近い将来必ず来ると想定されております南海トラフ地震への対策、そして防災意識の向上に努めていかなければならない、そういうふうと考えております。

少し話は変わりますが、3月は公立小中学校の卒業式などがあります。私ごとですが、私も本年は4人の子供全てが卒業式がありまして、子供たちの成長をうれしく感じると同時に、心に穴が空いたような寂しさも感じているところであります。ただ、別れの日々だけではなくて、新しく会社に入社される方、新しい出会い、そして新しい環境、そういった面もあると思います。私も2月いっぱい一人で会派でありました政新会を解散いたしまして。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午前10時3分 小休

午前10時4分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） すみません、簡潔に行います。

3月から西尾議員と四万十立志の会に入会させていただきまして、また心機一転、頑張っていこうと考えております。どうか執行部の皆さん、前向きなご答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

すみません、話がそれてしまいましたが、それでは質問に移ります。

まず、林業施策についてということでお伺いをいたします。

本市は、総面積の84%が森林だと言われております。そういった中、この林業の振興という

のは、非常に本市にとっても大事な問題であるというふうに考えておりますが、まずは市産材のPRについてということでお伺いをいたします。

本市市産材のPRについて、本市としてどのように取り組んでおられるのか、構わなければ全てお答えいただければと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

市産材PRの主な取組といたしましては、住宅建築時の市産材購入に要した経費を補助する四万十市産材利用促進事業や四万十ヒノキのブランド化や利用拡大を目的とした四万十ヒノキブランド化推進協議会での取組、また本市の四万十ヒノキをふんだんに使用し、昔ながらの木材工法で建てられた宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家を活用した取組などを行っているところです。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。もっとたくさんあるのかなというふうに感じましたが、例えばこれ四万十ヒノキブランド推進協議会の取組だと思いますが、本市としても市内の飲食店に四万十ヒノキの端材を使った割り箸等を以前配布していただいたことがあると思います。そういった取組は、そのPR活動にはつながっていないというお考えでよろしいですか。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 今議員のほうからもありましたが、この四万十ヒノキブランド化推進協議会の取組ということで、この中で市産材のPRという活動ということで、こちらのほうも認識はしております。その内容といたしましては、令和3年度に四万十ヒノキPRの観点から、四万十ヒノキの間伐材を使用した割り箸を作製してありまして、令和4年度に市内飲食店に無料で配布のほうをしております。

また、その他の取組といたしまして、ブランド化推進協議会では、現在、四万十ヒノキのパンフレットのリニューアルも行っておりまして、来年度には新しいパンフレットができる予定ですので、それを活用したPRも行っていこうと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。四万十ヒノキブランド協議会の中で、様々な活動も行っていることが、本市の市産材のPRにもつながっていくということではありますが、そういった事業をしたときに、実際効果はどうだったのかとか、そういった検証についてはどうですかね。実際にPR、情報発信等につながっているのか、そういう観点でどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 割り箸を配布した飲食店で、任意にアンケートのほうも行ってあります。回答のあった件数は少ないんですが、回答のあった6割の飲食店からは、こういうものがあれば今後も利用したいというふうな声もいただいております。ただ、利用に当たっては、コスト面の課題がありまして、実際にアンケートの中では、今使っている割り箸より高いといったようなご意見もございました。今回は無料で行っておりますので、その辺の声もあつたんだと思いますが、この取組は、ブランド化推進協議会の中で試験的に行っているものでありますので、今後またそういういろんな声も聞きながら、またニーズ等があれば、またこの先検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） ぜひニーズ調査等々行っていただいて、効果のある事業であれば継続してやっていっていただきたいなというふうに感じております。

また、最初の答弁の中で、課長のほうから四万十ヒノキの家体験宿泊型モデルハウスのこともあつたと思いますが、そちらのほうについて少し伺いをいたしますが、基本はその場所に四万十ヒノキを使った施設ということで、その場に泊まっていただいて、本市の市産材のヒノキのPRですとか情報発信につなげていくということと、観光目的とした宿泊、そういった面もあるとは思いますが、こちらについてはどのようにPRにつながっているのか、また宿泊客の方に林業の情報発信、PRにつながるといったことが実際あるのかどうか、それについてまずは認識をお願いいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 今、議員のほうからもありましたが、宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家につきましては、平成22年度に建設をされておまして、平成23年度から宿泊体験等を通じて、市産材や四万十ヒノキのPRを行ってきたところであります。これまでに人数等をカウントしてみますと、6,000人以上、内訳を言いますと、見学者が3,000人程度、宿泊体験者も3,000人程度といった方がヒノキの家を利用していただいて、ヒノキの家を通して、市産材や四万十ヒノキのよさを体験をしていただきました。ただ、利用目的の統計とか分析については、近年分析のほうはしておりませんが、管理人等のいろいろ声等を伺いますと、皆様に市産材とかヒノキのよさを体験していただいたというふうに認識をしております。数は建築当時から10年以上たっておりますので、実際ヒノキの家を建てたいといったような見学者そのものは減ってはきておりますが、実際には今年度も何組か見に来られて、在来工法、ヒノキの家でのということを検討していただいた経過もございます。

また、PRにつながるような形で、ヒノキのかんなくずを使ったコサージュとか、アクセサリ作りといったものを通じて、PRのほうもしていただいているところです。

なお、また見学とか宿泊の際に、今まで以上にまた市産材のよさ、ヒノキのよさというこ

ろもまた改めて周知のほうに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。課長おっしゃったように、またしっかりと見直した上で、情報発信、PRにつなげていっていただきたいなというふうに思いました。

次の質問に移ります。

西尾議員の一般質問でもありましたが、本年4月29日、いよいよ待ちに待った本格オープンする総合文化センターしまんとぴあ、こちらについては非常によりすぐられた市産材を使って建てられたというふうなこともお聞きしておりますが、このしまんとぴあを林業振興の観点から、所管課としてどのようにお考えなのか、まずは認識をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） しまんとぴあにつきましては、市民に市産材のよさを体験していただいて、地域の森林について考えていただくことを目的に、市有林からヒノキの市産材を切り出して、内装材等に使用している経過がございます。そういった経過を踏まえまして、林業振興の観点からも、有効な市産材PRのツールの一つとして考えているところであります。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。有効なツールであるというふうな認識でございました。

それでは、観点を改めて聞いていきたいと思いますが、本市のこの総合文化センターしまんとぴあの特徴はということで、全体的な特徴で構いませんので、教えていただきたいと思えます。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

四万十市総合文化センターしまんとぴあは、本市の文化・芸術活動及び生涯学習活動の拠点施設として、市民の皆様が気軽に立ち寄ることができ、世代や立場を超えて多くの方が集い、交流が図られる施設となることを目指しております。

加えて、イベントの際にも、市外はもとより、県外の方にも多く来ていただくなど、市の情報発信の拠点としての役割も担っていく施設と考えております。

そのような中で、しまんとぴあでは、設計段階より施設に来ていただいた方に木のよさを感じ、木について学び、木を好きになってもらおうというコンセプトの下、しまんとホール、舞台やルーバー、共用スペースの天井、りぐるホールの床や格子、各諸室の床、木槽など様々な場所に四万十市産のヒノキを使い、木のぬくもりや香りを身近に感じられる施設となるようになっております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。ありがとうございます。

すみません、緊張し過ぎまして質問を飛ばしていたようでありますので、少し戻らせていただきます。令和3年の9月議会、寺尾真吾議員が、この総合文化センターしまんとびあでの木材の利用推進、また情報発信という観点から、市産材を伐採、そして加工、そして建築に至るまでの一連の流れをしまんとびあができたときに皆さんにお見せできるようなことをしてはどうかというような質問をいたしておりました。少し聞いてみますと、そういった動画等は撮影されているというふうにお聞きいたしております。この林業振興の観点から、非常によい取組だなというふうに思いますが、実際にはまだそういった動画の活用というのはされてないようでございますが、その活用についてはどうお考えでしょうか。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 今議員のほうからもありましたが、市産材のPR動画というのは、現在作成中であります。先ほどご答弁申し上げましたが、有効な市産材のPRのツールとして考えているところですので、その動画が完成した後は、しまんとびあで大型モニター等もありますので、そこで流していただく予定としております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） その動画の完成というのは、いつ頃の予定ですか。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 市産材を製材する過程等については、大体撮り終えているんですが、最終段階でしまんとびあが出来上がったものをその動画に入れ込んで、それが最終的な形になりますので、なるべく完成に間に合わせたいとは考えているところですが、その完成段階の進捗もありますので、現在のところは完成に合わせて流したいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） できれば、もう時間もないですが、オープンのとことかに少しでもそういった活用ができればいいなというふうに考えております。ぜひ早急な対応をしていただいて、動画が流せるようなことをしていただきたいなというふうに思います。

すみません、戻りますが、次に、しまんとびあの共有スペースを利用し、市産材PRを目的として、高齢者の団体やNPO法人、または社会福祉法人等が製作した家具・木工品の展示・販売ができないかということで質問をいたします。

タブレット、もしくはモニターのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらは、社会福祉協議会さんの1階ロビーで展示・販売されている物であります。こちら

の取組は、先ほど社会福祉協議会さんと西土佐地域の高齢者の方々の協働の事業ということで、高齢者の方たちが、こういった木材を使ったベンチというものを製作しているようであります。さらに社会福祉協議会の1階のフリースペースのところで、展示・販売している取組であります。先ほどからお聞きいたしておりますように、総合文化センターしまんとびあは、本当に良質な市産材を使われておりまして、課長の答弁にもありましたように、四万十市産材の情報発信、またPRの場として期待されているものでもございます。こういった取組、高齢者の団体、また社会福祉協議会さんの活動、そして障害者の方々の働き場所をつくる、高齢者の方々のやりがいをつくる、そういった意味からも、ぜひしまんとびあの共有スペースで、こういった木工製品の展示・販売等々ができないのか、まずはその認識をお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

施設内は、様々な場所で思い思いの活動ができるように共有スペースを多く取っており、今まで施設を使ってきた方はもとより、今まで使ってこなかった方にも新しい使い方をしてもらいたいと考えているところでございます。過去に行ったワークショップでも、多くの方からこのスペースを使って自分たちの作った物を販売したいとのご意見をいただいておりますので、ご提案いただきましたように、高齢者の団体やNPO法人、事業者の皆様をはじめ、多くの市民の皆様にもそのような用途での貸出しをしていければと思っております。開館後のゴールデンウィーク中に、新しい使い方を知っていただくためのイベントを計画しておりますので、其中でご提案いただいた団体の皆様にもお声がけをしながら、展示・販売もしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） ありがとうございます。非常に前向きに捉えていただいているというふうに捉えました。

ただ、やはり様々な問題がありまして、まず1つは、公的な建物の中での販売等々にいろんな規則・規約というのがありますし、また事業者という観点からも、以前は椅子等を作っておられました社会福祉法人さんのほうが、確認しますと現状ではなかなか製作が難しいなというふうなお話もございます。そういった事業者さんの育成も含めて、林業振興の観点から、ぜひとも総合文化センターしまんとびあでそういった活動をしていっていただきたいと思っております。

今議会でも少子高齢化に対する人口増の取組を提言する議員さんが何人もおられております。また、県としてもしっかりとそういったことに力を入れていくというふうに考えております。やはり、移住者の方からすれば、おしゃれできれいな椅子やテーブルがあるよりは、やはり自然のぬくもりがある、そういった椅子やテーブルというのも好まれるかもしれませんので、ぜひ総合的な観点から、様々な取組を行っていただきたいと思っております。

次に、山林の作業道維持管理についてお伺いをいたします。

2年前の9月でした。うちの裏山の途中までは林道なんですけど、途中からは作業道になっておりまして、そこが土砂崩れによりまして通行不能になっておりました。市にもいろいろ確認しましたが、なかなか早急に取り組める事業がない、または非常に上から崩れておりましたので、すぐには土砂は撤去しないほうがいい、そのような観点から、約2年ほどが過ぎたところでありましたが、いろんな支援制度を調べてみると、なかなかすぐ使える事業がなくて、非常に山主の方たちは困られておりました。また、この地域だけではなくて、ほかの地域におきましても、作業道が通れなくて、山の整備をしたいんだが、なかなかできない。特に私有地はできないというようなお話がございました。

そういった中で、市の支援としてはどのような支援があるのか、まずはお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

私有林における作業道の維持管理につきましては、基本的にはそれぞれ森林所有者にお願いをしております。その作業道が、基幹作業道あるいは複数の集落を結んでいるような日常的に利用されている作業道など、利用頻度が高いものである場合は、市において一定の修繕を行っているところでございます。

しかしながら、作業道は、開設費用を抑え、収益を確保する観点から、構造物を設けず、切り盛りのみで構築されている箇所が大半であり、降雨による路面・のり面等の損壊が起りやすい構造となっております。したがって、市においてその全てを把握、支援することは困難であります。今後も該当する作業道の利用度合い等を考慮いたしまして、柔軟に対応をしていきたいと考えております。

なお、いろんな支援制度ということでございますが、参考までに、施業に入る森林の作業道復旧については、採択条件等がありますが、国・県の補助制度というものもありますので、そういったものもご活用いただければと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。課長の言ったとおり、現状のものでやっていただきたいというふうなことでございました。先ほど言いましたうちの裏山の作業道については、先日、建設事業者さんが地域貢献活動の一環というところで、2日ほどかけて何とか通れるようにしていただきまして、地区民一同本当に安堵しているといいますか、喜んでいるところでもあります。

ただ、課長の答弁に納得しているわけではなくて、本市としては森林環境譲与税を活用した中で、未整備森林の解消に努めているところでもあります。意欲のある民間の山主の方たちが、せつかく山を整備して、未整備森林を何とかしようと頑張っている中で、やはり市としては

もっと積極的な関わりを持って、維持管理に努めていただきたいと思います。再度本市として新たな支援を考えていただけないか、これについてご答弁をお願いいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

議員の質問される作業道の修繕等の話だとは思いますが、先ほど森林環境譲与税のことも出ましたが、基本的には、未整備森林の整備というところで、作業道の維持管理、維持補修につきましても、まずは施業とセットということで考えていきたいと思っているところがございます。その未整備森林を整備するに当たって、その未整備森林につながっているような作業道ということであれば、その事業の中で一体的に実施をしていきたいというふうに考えておりますので、ただ各それぞれのケースがいろんな状況があると思いますので、そのケース・バイ・ケースで柔軟に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） ぜひ課長おっしゃってましたように、様々なケースがあると思います。柔軟な対応をしていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、農業施策について質問してまいります。

新食肉センターの整備についてお伺いをいたします。

これまで私も何回かこの質問をしてまいりました。また、12月議会では鳥谷議員も質問いたしております。そして、上岡 正議員もよくこの質問をいたしてございまして、今議会、バトンが渡されたといえますか、丸投げされましたので、しっかりと聞いていきたいと思っております。

本食肉センターは、昭和42年に建設されております。いろいろ述べると長くなるので、省略させていただきますが、約150人の雇用がありまして、よく新聞にも取り上げていただきますが、非常にこの建て替えというのは喫緊の課題でありまして、物価高騰により建設費は増加する中、建て替えていくのか、どうなのか、そこについては住民の皆さんも非常に気にしているところでもございます。

まず、2月の産業建設常任委員会でもございましたが、約75億円程度だった基本設計の額が、サウンディング調査等により60億円半ばぐらいまで下がったという報告もございました。その概算事業費について、さらなる縮減というのがあるのか、まずはその点についてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

基本設計を基に施工レベルでのサウンディング調査によって、60億円台半ばの概算事業費も見込めることとなりました。この概算事業費は、施工業者による実勢に近い概算事業費であると考えており、基としている基本設計も、時間をかけ、専門家の監修を得たものであり、ここ

から劇的に事業費を縮減できるものではないと考えておりますが、事業費としては、やはり大きく、本市を含め負担をお願いする自治体の負担を少しでも軽減する努力を尽くす必要がございます。このため、専門家の意見を伺うなどして、運営に支障が出ない範囲で、施設や設備について再度事業費が縮減できないか検討し、高知県や関係市町村に対し負担について理解を得ていく必要がございます。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

次に、県との整備費負担割合についてということでお聞きいたします。

ちょうど産業建設常任委員会があった日に、市長が高知県のほうに行きまして、副知事と直接お話、お願いをしていたようでございますが、まずはその県との整備費負担割合について、県の考え、そして本市の感触等々、示せる範囲で、まだなかなか言えないこともあるとは思いますが、できればお答えいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

高知県との整備費の負担割合につきましては、高知県は現在庁内で協議中とのことですが、県内の畜産振興、貴重な働く場の確保といった観点から、整備費用の負担も含め、できる限りの支援を行うとの話をいただいております。

また、具体的な負担割合については、高知市の新食肉センターやほかの公共施設に対する支援の事例を参考にする旨の話をいただいております。よって、本市といたしましては、高知県には、総事業費の最低50%以上の負担をお願いしているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。50%以上の負担をお願いしているということでもございました。高知市のほうが、はっきりした数字はすみません、少し忘れまして、51.9とか8とかそういう割合だったというふうに認識しております。50%以上ということで了解いたしました。

それでは次に、関係市町村の整備費負担、これをやはり関係市町村にも、近隣市町村にも負担していただかなければなりません。そういった支援のお願いにも行っているようでございますが、これも分かる範囲で構いませんので、他市町村の考え、感触についてお答えいただければと思います。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

関係市町村との整備費の負担割合につきましては、現在協議中であります。関係市町村とは、人口減少、雇用対策、畜産振興の面から、食肉センターは重要な施設であるとの認識を共有し、

将来の競争力強化のため、長寿命化ではなく、しっかりとHACCP対応した整備が必要であるとの力強いご意見をいただいております。負担に対しましても、前向きな返事をいただき、負担割合も一定示させていただいております。本市としては、現時点で関係市町村には、本市が負担する額の20%程度を負担していただくよう協議を進めているところです。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。本市の負担の約20%、そして非常に前向きな検討をいただいているということで了解いたしました。

さらに、確認したいのですが、この関係市町村というのは、どこに当たるんでしょうか。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

支援をお願いし、現在負担について前向きな返事をいただいている市町村は、宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村・四万十町でございます。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。幡多6か市町村に四万十町ということでございました。

それでは、またちょっと後でこれは市長に聞きたいと思っておりますので、次に移ります。

食肉センターが建て替えられた場合、運営は公社ということでございます。まだ確実に建て替えるということが決まってない中ではございますが、その公社設立について、時期とかまた設立メンバーということについてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

市等が出資等を行い、設立予定している仮称でありますけども、一般社団法人四万十食肉公社は、本市のほか、現在の関連事業者である株式会社七星食品、愛媛飼料産業株式会社としており、両会社からは、新法人への参画の承諾をいただいております。今後、6月議会に公社設立に関する予算を計上できるよう、定款、事業計画、収支見込みなどの詳細を協議し、令和6年7月設立に向け、取組を進めてまいります。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。ただ、やはりもともとは高知県が県内2屠場ということで推し進めた事業だというふうに私は考えております。県の名前は、今現在ありませんでした。これについてどういったことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

県には、やはり1県2屠場ということで出資をお願いしておりましたけども、それを2、3年前から協議してましたけど、県としては、四万十市の事業であり、高知の経過とは異なるのでということで、高知は県が出資し、運営に関与しなければ存続ができなかった状況と。あと四万十市の新食肉センターは、市による運営と存続が担保されているということで、現在黒字であって、規模拡大すれば増頭により引き続き黒字になる見込みがあるので、県が運営に関わらなくても大丈夫というようなことで、あと県内の畜産振興の施策は実施しており、その役割を十分果たしている。よって、今後四万十市と新しく設立する公社と連携していくということで、一応そういう理由を含めて、参画をしないということで、そういうふうにご回答を得ています。そのことについては、株式会社七星食品と愛媛飼料産業にもお話をし、そのことについても県が入らないということでは理解を得ているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 公社設立メンバーの同意は得ているということでしたが、やはり私としては、県としてもしっかりと関わっていただいた中で取り組んでいただきたいというふうにご回答をいただきましたが、この点については少し残念に思うところであります。

次に、今後のスケジュールについて伺いをいたします。

産業建設常任委員会の中では、県、そして関係市町村の同意を得た中で、9月議会で補正として上げたいというふうなこともございましたが、大まかな今後のスケジュール、また今後危惧される問題点ということでどのようなことがあるのか、お聞かせください。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えします。

本整備事業は、市民・県民の皆様のご理解が必要不可欠で、整備の重要性に加え、施設規模や事業費の妥当性などについて丁寧な説明を行い、多くの関係者の理解を得ることが必要でございます。このことから、既存の四万十市新食肉センター整備検討委員会のメンバーを見直し、これに関係市町村を加えた場を設け、資材高騰下においても、本整備事業の重要性や意義を共有し、また設計や概算事業費の妥当性など丁寧に説明し、議論を尽くすことで、関係者の合意形成を図ってまいりたいと考えております。

そこで、第1回を4月中旬、第2回を5月、第3回を6月の計3回を検討会を開催する予定としており、関係自治体が9月補正に関連予算を計上できるよう、取組を進めてまいります。

また、危惧される点といたしましては、概算事業費の上振れでございます。今回のサウンディング調査による概算事業費は、今年の秋頃の発注を前提としておりますので、発注が遅れると資材高騰などの影響を受け、事業費が増額する可能性がございますので、できるだけ早期に入札などを行えるよう、計画的に取組を進めることと、また事業費の増額を抑える発注方式とすることが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、整備を前に進める正念場を考えておりますので、議員各位のお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） おおむね理解いたしました。

また、やはり他市町村、そして県にも負担をお願いしていくわけでございます。しっかりと根拠になるものをつくって、また機能の低下等にならないように、しっかりと予算のほうも圧縮した中で取り組んでいっていただきたいなと思います。

それで、市長も先ほど申しましたが、県のほう、そしてほかの市町村のほうにも、実際自分の足で出向いてお願いをしているというふうに聞いております。市長、どうですかね、私はこの食肉センターの建て替えというのは必要だと考えておりますが、やはりそのほかの行政の様々な支援がなければ大変厳しいというふうにも認識しております。

そこで、他市町村のご意見とか市長の実際皆さんと話してみてもうどうだったのか、お聞かせを願いたいと思います。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

まず、この新食肉センターは、150名の方の雇用をしております。約100名が四万十市、残りの約50名近くが黒潮町、そして宿毛市を中心とした市町村から来ていただいております。同時に、四万十市には養豚農家はありません。四万十市としたら、大きいのは雇用の場ですけれども、昨今の少子化、人口減少を考えたときに、どうしても雇用の場は守っていかないといけないというのが自分の思いでございます。

また、同時に、一つ悩ましいのが、もともと旧中村市時代から、単独でこの食肉センターは運営をしておりました。これ広域でやっていたのであれば、全く問題はないわけでありましてけれども、単独でやっておりましたので、やはり建て替えるという形になると、幡多の5市町村、そして四万十町・奈半利町、豚を四万十市へ食肉センターに運んでいただいているところに協力をお願いしないといけないということで、私が全ての市町村にお伺いをし、その中でお願いをしました。特に、首長の感触としては、ほぼよかったと自分としては思っております。ただ、これはご存じのように、各市町村議会がありますので、議会が可決をできないと、なかなかこれは進めることができません。そのために、やはり今後、しっかりと議会对応をしていただくということが必要であろうと思います。幸いなことに、一番多くの協力金を予定しております四万十町におきましては、私が平成10年ぐらいに議員になったときに、約4年10か月でしたけれども、議員は、その当時一緒にやった議員さんなんか四万十町ではもう中枢になっておりますので、しっかりと話ができるのではないかなど。幡多の5市町村につきましては、当然、市長になって以来の付き合いとか、いろいろな形がありますので、ほとんど主立った方は分

かっておりますので、またそこらは理解をしていただかないといけないと思っております。

いずれにいたしましても、もしこの食肉センターができないという形になりますと、高知県の畜産業、特に豚は、もうこれで先が見えたようなものになろうと思っておりますので、自分といたしましては、どうしてもこれはしっかりと前に進める必要があると思っております。今ほど答弁いたしました桑原副参事が物すごい頑張ってください、その中でしっかりとした道筋はできたと思っておりますので、あとはその道筋をしっかりとした方向性をつくり、そしてその中でこれを完成していくというのが私に与えられた一定の方向性ではないかなと思っております。ただ、このことをやるにつきましては、当然、先ほども申しましたように、執行部が幾らやると言っても、これは議会の同意・協力がないとできませんので、これはこの関係する県はもちろんのことでございますが、四万十市を含めます奈半利町、そして四万十町のその議会の同意も得ながら、しっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ四万十市議会の皆様には、全面的なご協力をよろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。市長のほうから奈半利町のお名前も挙がりましたが、ぜひ市長申されましたように、執行部、そして議会、そういったところへの丁寧なご説明をいただいで、この事業が前向きに進みますよう、私からもお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、養豚場の誘致について伺いをいたします。

本年1月、産業建設常任委員会の県外への行政視察行ってまいりまして、香川県の肥育農場の視察を行ってまいりました。まず、第1印象は、確かに農場の周辺、本当に10m・20m以内というのは、臭うなというのが第1印象でございました。ただ、200m・150m離れると、ほぼほぼ臭いはしないというような私の認識であります。いろんな気候条件、風向きとか風の強さとか、そういったところで多分臭ってくる時はありますが、やはりこの養豚場誘致に対して不安な、昔のイメージとは全然違うなというのが私の率直に感じたところでもありました。その行政視察の中でも、事業者さんとお話をさせていただきましたが、この四万十市でやはり養豚場を造りたいんだと、強い思いも聞いてきたところがございます。これまで何回か候補地の選定もありました。しかし、誘致には至っていない状況であります。本市のこの養豚場誘致に対して、考えをお伺いいたしたいと思っております。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

養豚場につきましては、まずは新食肉センターをしっかりと整備し、市内に養豚場があることで、安定的な出荷が確保され、新施設の安定経営や産業振興の面の新たな展開が期待できるものであると考えております。これまで関係業者とも連携して、候補地の絞り込み、説明会を開催した地域もありましたが、地域住民の理解など多くの課題があり、現段階では現実に至って

おりません。相当ハードルの高い事業であります。新会社の経営の安定につながるよう、外部環境を整えるためにも、引き続き誘致に向け、できる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。やはり、先ほど言いましたように、昔のイメージが強くて、住民の方たちの不安というのは大きいものがあります。

そんな中で、関連してなんです。四万十市西土佐地域の上流、中家地地区の上流にありませぬ愛媛県松野町の上家地地区に養豚場が建設されるというふうに聞いております。また、令和7年には、稼働するというのも聞いておりますが、本市の関わりということで、これまでこの事案についてどのように関わってこられたのか、また今後、例えば肥育農場ができた場合に、臭いですとかまた水質等の汚れ等々も不安であると住民の方は非常に思っておる、私にもそういう意見がありますし、思っているところでもあります。しっかりと市としてもそういうことに対して対応していく必要があると思いますが、これまでどのように関わってこられたのか、またトラブルがあったときの対処はどうするのか、そのことについてお聞かせください。

■議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

■総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） お答えいたします。

松野町が誘致している養豚場については、令和5年1月に事業協定を結び、自治体・事業者・地区が一体となって地域の活性化に向けて取り組んでおり、令和6年1月末に地権者と仮契約を締結し、令和7年度の事業開始に向けて進めているとのこと。

一方、家地川の下流における四万十市におきましては、水質汚染・悪臭など養豚場が建設されることによる影響を不安に思っている住民もいると聞いております。

市といたしましては、これまでも住民の不安を松野町に伝えてきたところですが、松野町によりますと、今回整備する養豚場は、無排水施設で、川への汚水の流出はないとのことでございます。また、愛媛県内にも同じような養豚場が複数ありますが、近隣住民からの悪臭に関する苦情は上がってないとのことございました。このことは、区長会を通じまして、住民にお伝えしているところですし、松野町とは情報共有を行い、動きがあれば区長会を通じてお伝えしていきます。

今後、水質の汚染や悪臭などのトラブルがございましたら、西土佐総合支所が窓口となって、松野町や事業者に対して申入れをしていくこととなります。このようなことがないよう、愛媛県、それから保健所の指導の下、適正に運営されていくものと考えておりますが、なお松野町には、そのような不安があることをお伝えした上で、今後も連絡を取り合い、状況の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。まだできてない中で、どのようなトラブル等々があるのか把握されていない中、いろんなことを想定して、市としても対応していただきたいと思いません。

また、3年前の8月だったと思いますが、私も下家地地区で行われました地元説明会、これは松野町さんと事業者さん合同の説明会でしたが、その場へ参加させていただきまして、松野町さんとしても行政としてしっかりとこの西土佐地域の住民の不安は取り除いていくというふうなことをおっしゃっていただいておりますので、また今後とも連携を密にした中で、しっかりとトラブルがあった場合には対応していただきたいというふうに考えております。

続いて、通告いたしておりましたが、時間がありませんので、最後のサツマイモの産地ということで質問をさせていただきます。申し訳ございません。

これも私も質問いたしておりますが、西尾議員が中心となって幡多地域、もしくは高幡地域を中心に、このサツマイモを植えて、地域の活性化を図っていこうという取組を行っております。私もその趣旨に同意いたしまして、昨年からサツマイモ栽培を始めたところでございます。西土佐地域については、昨年4名の農家さんが生産者組織をつくって栽培を始めました。また、本年については、生産者が倍増するような形で、少しずつ産地としての生産というものに踏み切っているところでございます。

こういった新規作物、もともと作っていたところもあるんですが、言い換えれば新規の新しい作物ということで取り組んでいるところでございます。これまでは、新規作物の導入ということは、本市が推し進めてきたワサビ、そして西土佐農業公社等と言うとハルツボミとか茎ブロッコリー様々なものがありますが、行政主体で進めてきたものについては、なかなか成功事例がないなというふうに感じております。このサツマイモの取組は、民間の方たちがやる気を出して進めていく取組でございます。そういったことに対して、しっかりと市としても支援していくべきではないか。成功の確率も上がっていくものというふうに考えております。そのサツマイモを作る上で、やはり機械化というのは非常に重要なことであり、芋洗い機や芋掘り機の導入というのが必要不可欠だと昨年の栽培から気づかせていただきました。こういったものに対して、購入に対して市としても支援をするべきではないかというふうに考えますが、市長、市長の近所の元気なおんちゃんたちが、地域を活性化しようと頑張っている取組でございます。付度せよと言っているのではございません。どうかこういったやる気のある民主体の取組に対して、後押しをしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、時間がありませんので、市長にお答えをいただいで、私の一般質問はこれで終わります。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

今ほど議員が申されましたように、確かに行政が主導で進めたもので、これとって成功し

たものは極めて少ないように思っております。私が強力に進めたワサビにつきましても、できることはもう確実に分かりましたけれども、これを今からなりわいとしていくには、かなりまだハードルがあるのではないかなと実感をしているところでございます。そして、一つの考え方といたしまして、私は昭和60年の後半に、Uターンで西土佐村に帰ってまいりました。その当時、経営者協議会というグループがありまして、農業経営者協議会、松浦議員のお父さんが初代の会長であったと思っておりますが、当時西土佐地域では、転作の関係もありまして、園芸作物を入れないといけないという形の中で、生産者が主体になり、米ナス・シントウ、そして小ナスを導入したとお聞きをいたしております。ただ、それには一定の当時のJA西土佐村、そして西土佐村の三本の矢、毛利元就ではありませんけれども、それがうまいこといった中で、私が帰った当時、毎年何億円突破記念パーティーなんかJA主催であったと記憶をしております。最高9億円幾らまでいって、10億円まで上がることはありませんでしたけれども、当時からいいますと、今はかなり下がっております。ただ、どうしても行政が主導でやりますと、今のぶしゅかんもそうです。もうここ十何年やっておりますけれども、まだ億の産業にはなっておりません。特に、このサツマイモという形につきまして、自分の近くに生産者もおりますし、よく意見交換もし、またいただくこともあるわけですが、物すごい可能性があるのではないかなと。特に、以前のように民間主導で沸いてきたということでございますので、やはりその中では例えば機械類等々につきましても、どうしても先ほども申されました芋洗い機、また芋植え機、芋掘り機、それがないと規模拡大ができませんし、これから農地はどんどん空いてくると思います。このサツマイモというのは、一定の規模拡大ができますし、うまくいけば何年もしないうちに億の産業になるのではないかなと自分としては考えておりますし、また今いろいろな機械の導入には、県あるいは国の事業等々もありますので、それをやはり活用しながら進めていく、そういう形の中で、特に全面的に後押しをしていきたいと思っております。特に、民間の方々が、こういう形でやるということにつきまして、自分はすごい評価をしておりますし、行政が進めますと、どうしても親方日の丸の感覚があって、なかなか成功事例が少ないというのが現実でございますので、やはり地域の方々が、こういった形をやっていくということにつきまして、行政としてしっかりとサポートをし、そして形にしていくということが必要であろうと思っておりますので、またいろいろと連携を取りながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

■議長（平野 正） 以上で松浦 伸議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 日本共産党の谷田道子です。

通告に従い質問をさせていただきます。

最初に、質問順番の変更をお願いいたします。

高齢者支援課への認知症対策については、最後の質問に変更させていただきますので、よろしく申し上げます。

それと、訂正を1か所申し上げます。

他機関協働のところですけど、「他」という字が「多い」という字に変更してください。お願いします。

初めに、重層的支援体制整備事業についてお伺いをいたします。

以下、重層的支援事業で質問をいたします。

本市でも、少子高齢化や人口減少の中で、夫婦のみの世帯や独り世帯も増え、地域での人々のつながり、地域に対する関心がだんだん薄れてきています。つながりが薄れる中で、人々が暮らしていく上で様々な課題、複雑に絡み合っています。これらの複雑に絡み合った困難な課題を総合的に解決するための施策が重層的支援事業です。四万十市でもこの事業は、市民生活にとっても課題解決の大切な事業になるとの思いから質問に取り上げました。重層的支援事業といっても、どんな事業内容なのか分かりにくいところがあります。市民からの相談を断らない支援体制や様々な機関と協働して連携しながら実施されるものと思いますが、まずこの重層的支援事業全体像についてお聞かせください。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

令和2年6月の社会福祉法の改正により、令和3年度から重層的支援体制整備事業が創設をされております。改正までは、子供・障害者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、現金・現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、その内容は質・量ともに充実をしておるところでございます。

一方で、人々のニーズに目を向ければ、例えば社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難、行きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースやいわゆる8050やダブルケアなど、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱える事案が表面化をしており、こういった問題に向き合うために、組織横断的に課題を捉え、解決策を導くものが重層的支援と考えております。

また、全国的な人口減少や高齢化の進展により、自治会や民生委員・児童委員といった共同体の担い手不足に苦慮している地域が全国的に広がり、地域における見守りや専門機関へつなぐ機能の低下が見られています。このため、地域コミュニティー・民間・行政・NPOなど多様な主体が力を合わせ、包括的相談支援やアウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援等を組み合わせて、複合的な課題を抱える個人・世帯を支援し、社会参加につなげられるよう、地

域共生の基盤を強くし、発展させていく体制づくりが求められているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。事柄を問わずに、課題解決につなげて、そして支援からこぼれる人がないように、その隙間を埋めていく制度だということは分かりました。

そこで、複雑で複合的な課題を抱えたこの世帯ですよね。その世帯がやはり孤立をしている世帯だと思います。そういう世帯について、行政はどのように把握し、支援につなげようとしているのか、お伺いします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

まず、複合的な課題ということについて一つ説明をさせていただきます。

例えば、介護保険の利用が必要な家庭において聞き取りをする中で、家族の中にひきこもりの方がいる場合があったとします。経済的に十分な介護サービスが受けられない背景として、そのひきこもりの方が精神障害あるいはその疑いがあるものの、これまで適切な医療あるいは障害福祉サービス等を受ける機会がなく、それらを背景として職に就けず、経済的な問題を抱える場合などがあれば、高齢者福祉担当部署では、その家庭そのものの問題解決は困難となり、障害福祉担当部署との連携等が期待されることとなります。したがって、関係する機関において、その全体的な課題を捉え、この重層的支援のところを促しをするということがつないでいくということになるかと思えます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 私もこれまで縦割りの課題解決ではなかなか全ての課題が解決できないので、庁舎内でも連携を進めて、ワンストップで支援をしていただきたいということも要望してきましたが、やはりそれが重層的整備事業の中では解決が見通せるのではないかというふうに思いました。

それで、これまで実施をしてきた支援体制と今回提案されている事業、大きく違う点、今幾つか述べていただきましたけど、特に平成30年に生活困窮者自立支援法が改正をされて、さらに支援の内容が強化をしてきたと思います。そのことも引き継がれる事業だと思いますが、何が強化されるのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） それでは、これまでの支援体制と重層的支援体制整備事業を行うことよっての大きく違う点はということでご答弁をさせていただきます。

住民の生活に係る問題に向き合う部署としては、保健を担う健康推進課、高齢者福祉を担う高齢者支援課、障害者福祉、児童福祉のほか、生活困窮者支援を担う福祉事務所などがござい

ます。本来、単一部署で改善が図れなかった場合であっても、その問題の背景を探り、自身のテリトリーに限らず、部署の垣根を越えて解決に向けてアプローチすべきであり、重層的支援体制という考えが示される前から、関係機関による協働は当然求められる対応と考えておりますが、これまでの支援の枠組みでは、個人情報の問題等もあり、関係機関での情報共有が困難で、十分な支援が行き届かない事案があったと考えております。

これが、重層的支援体制整備という考えの下、1つには、個人情報の問題が解決することで、ケースを関係する部署で共有することが可能となるため、異なる視点や専門知識を有する方の意見を聞き、また他部署の役割を知ることで、支援の選択肢が広がり、支援スキルも上がってくるものと考えております。

また、これまでは高齢者・障害・子育て・生活困窮などの分野ごとに展開されている施策では、一生涯で発生する典型的な課題やリスクに着目し、具体的な課題解決を目指すアプローチが行われてきましたが、重層的支援体制整備事業では、ライフステージの変化に柔軟な対応をするため、切れ目のない継続的な支援が実現可能というふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 重層的支援事業の大きな要となるのが、多機関協働による重層的な支援事業だというふうに思います。その多機関協働事業、この事業、どういう形で進められていくのか、具体的なイメージをお願いします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 多機関協働による重層的支援体制整備事業について答弁させていただきます。

本人あるいはその世帯の複合的な課題に対し、主に対応している分野からの課題解決が困難であると判断される場合、多機関協働の対象者として位置づけをいたしまして、本人同意を得た上で、部署を横断する重層的支援会議に諮って、支援プランを検討するとさせていただきます。支援プランの作成では、これまで相談を受けてきた部署によるアセスメント等の情報が集約され、多機関協働の担当者は、これらの課題の背景を読み解き、集約された情報から、関連する部署の選定をし、その部署の専門性を引き出し、既存の社会資源の活用等により最善の解決方法を導くための支援体制をコーディネートするということが大きな役割であると考えております。

また、情報提供部署のアプローチが不十分と判断された場合は、情報提供部署への役割付与を行う場合もあるので、多機関協働に持ち込まれるあらゆるケースをここで評価し、最善の支援策を構築していくというイメージでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 多機関協働をどう進めていけるのかということ、課題解決が深まっていくのかどうかということが決定的になるというふうに思います。

それで、行政としては、どのように関わっていくのか、この多機関協働事業ということで、ひょっとしたら丸投げするのではないかという心配もありますが、その点についてお聞きをします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） この多機関協働については、委託ということで想定をしております。重層的支援整備事業の中で、多機関協働というものがかなり中心的な役割を持つこととなろうかと思えます。庁内で多機関協働を直接的にやるということも選択肢にあるかと思えますが、一つにはノウハウがない職員が異動によりやってくることで、その職員がこの事業を理解し、進めていくについてはリスタートを強いられるということが1点あるかと思えます。あとこれがリスタートにとどまらず、スキームそのものの捉え、これが業務負担になっているのではないかというふうに考えた場合は、かなりこれが縮小してしまう場合もあるかと思えます。四万十市には、若者を中心とした生きづらさを抱えている方を支えていくための取組が10年以上前にありましたが、業務の合理化なのか、職員の負担軽減なのかは不明ですが、結果として現在この取組はなくなっております。逆に、今となっては、当時の四万十市の考えに追いつき、重層的支援という考えの下に、多様な専門機関による見立てやアウトリーチなどの積極的支援等、当時目指していたものが今になって制度化されているというものもあります。四万十市では、こういった取組については先行はしたものの、結果としては後れを取っているというのが現状でございます。

これをうまく引き継げるのは、福祉に特化し、ノウハウを積み上げてきた外部機関を軸とすることで、庁内における負担の軽減や合理化という考えに押し潰されないための手段になるというふうに思っております。

あと多機関協働のコーディネーターを外部機関に置くメリットといたしましては、従来の行政の手法によらず、外部機関を入れることで、多様な見立ての下、課題の捉え方、支援の選択肢を共有することが可能となります。これにより、庁内の保健・福祉等に係る取組評価も外部の専門機関にしてもらえることから、市の職員にとってはこれまでの仕事の進め方などを振り返るきっかけにもなろうかと思えます。

もう一点、外部機関へのメリットもあるというふうに考えております。庁内の福祉・医療・保健・教育分野に至るまで、これまで一外部機関では理解することが不可能なあらゆる課題を目の当たりにし、それに向き合っ手だてを模索する中で、外部機関の人材を育てることも想定をしております。多機関協働で培ったスキルを自らの組織運営に反映してもらえれば、結果として四万十市の福祉施策の全体の底上げにもなると考えております。福祉事務所としては、それらが確実に進められるよう、外部委託する多機関協働については、情報共有体制等につい

ても万全の体制で臨み、機能の定着と維持に努める考えでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 多機関協働事業については、今お手元にもお配りさせていただきました3点にわたって事業として考え方を整理されております。やはり、ここが重層的整備事業の肝の部分ではないかというふうに思います。そういった点で、今までなかなか行政の連携の中では解決できていなかった困難な課題が、このことを軸にしながら回り始めたら、課題解決にもつながっていくというふうに考えます。

そこで、そのほうに向かっていくためには、行政の役割が決定的に必要なってきます。その役割について、特に福祉事務所が中心になって進められると思いますが、行政の役割について最後にお聞きをします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 行政の役割といいますか、福祉事務所が中心的にこれを回していくということになろうかと思えます。先ほどの外部委託のときにも説明はしましたが、まずこの考えや仕組みを関係する部署及び関係機関においてこれを定着させること、そしてこれらが持続可能な仕組みになることが必要というふうに考えております。庁内各部署等において、複合的な課題を抱える当事者やその世帯への支援の構築において、手だてが見つからないという理由で先送りとしている事案があれば、この会議にかけていただくという作業を行います。重層的支援でも当該事案に係る関係部署・関係機関が伴走し、ライフステージの変化に応じて相談支援を実施することから、課題の捉え方、支援スキルの向上と併せて、元の情報提供者である部署の負担軽減にもなると考えております。

次に、これを持続可能な取組としていくための方策といたしましては、先ほども申しましたとおり、外部の専門機関に委託をいたしまして、その中でノウハウを蓄積をしていただくということを想定しております。令和6年度においては、当該の機能の定着と維持ができるよう、福祉事務所としても最優先業務としてこの多機関協働については注力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。やはり、これまでの制度の縦割りを変えて、制度に人を合わせるのではなくて、困り事本人、そして家族丸ごと支援していく体制の構築だと思えます。これができれば、ここで暮らす市民にとっても、大きな力になる制度です。この制度をうまく活用することで、自治体の抱える課題の解決の可能性が大きく広がってくると思えます。そのためには、繰り返しになりますが、本当に庁内の連携が大事ですし、庁内の連携にとどまらない多機関との連携が大事になってくると思えますので、今後がこれからの取組に

なると思いますので、私たち自身もしっかりとそのことについて見ていきたいと思ひますし、重層的整備事業については、また今後も質問を重ねていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

そしたら、次の質問に移ります。

帯状疱疹ワクチン接種についてです。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り元気に過ごしていくための行政の支援についてお伺ひをします。

私の周りでもコロナ禍の中で高齢の女性の帯状疱疹でつらい思いをしている人の話をよく聞きます。ストレスや免疫力が下がったことをきっかけに発症していきます。特に、50歳から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われていています。これまでもこの帯状疱疹のワクチン接種については質問をしてきました。令和4年9月議会では、予防接種については一定の効果があるが、それに伴うリスクもあるので、国の動向も見守りながら注視していきたいということでした。昨年も澤良宜議員も質問をされました。

そこで、昨年以降、厚労省ワクチン定期接種化の動向、どのようになっているのか、お伺ひをします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 帯状疱疹ワクチンの定期接種についての厚生労働省の動向についてお答えします。

直近では、令和5年11月9日に、第21回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会が開催されており、帯状疱疹についての議論もされております。その中で、帯状疱疹は、通常人から人への感染はせず、重篤化するおそれも大きくないと考えられていますが、長期間痛みが持続する帯状疱疹後神経痛を合併することが、一定の頻度であることから、帯状疱疹ワクチンは発症予防に加え、個人の帯状疱疹後神経痛を予防することが期待されると議論されております。

定期接種化についてですが、現在帯状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンがあり、それぞれの有効性・安全性、費用対効果について明らかになった事実を踏まえ、再度議論を行うこととなり、定期接種化に向けての検討は引き続き行うとされています。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 検討をされているが、まだ接種化の決定にはなっていないと、今後議論をしていくということで分かりました。

そして、この間の質問の中にも、医療機関に対して自費で接種をする人について答弁をもらいました。大体市内でも年間おおむね70人程度が任意で受けているんじゃないかと。2種類のワクチンの使用は、ほぼ半々になっているという答弁でした。コロナ禍の中で発症が多く現れ

ていると思いますので、コロナ感染症と帯状疱疹、この因果関係について行政としてはどのように考えられているのか、お伺いをします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 国内で公式に新型コロナウイルスが帯状疱疹を発症する因果関係が示された統計や調査は出ておりません。帯状疱疹は、議員がおっしゃられたように、加齢や疲労、ストレスなどで免疫力が低下したときに発症すると言われております。新型コロナウイルス感染症が、帯状疱疹に直接的な影響があったかどうかは分かりませんが、ここ数年、感染拡大の影響により、生活様式が変化したことや長期間にわたる予防行動などから、心身ともに健康への影響は少なからずあったのではないかと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。

そこで、帯状疱疹ワクチン接種への全国的な助成状況、全国的にどのような助成状況になっているのか、分かる範囲でお答えください。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 令和5年11月現在、全国保健医団体連合会の資料によりますと、全国で助成している自治体は314市区町村です。また、県内では、1村が助成を行っており、5町が令和6年度に検討しているという状況です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

コロナの感染症が引き下げられました。やはり、そういった中で、高齢者が元気に過ごしていくためにも、この予防の意味でも、ワクチン接種の助成が必要ではないかというふうに考えますが、担当課としてはどのように考えておられるのか、お聞きします。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） ワクチンは、感染力や重篤性が大きいことから、蔓延防止に比重を置いたものと、個人の発病や重症化予防に比重を置くものがありますが、帯状疱疹ワクチンは後者となります。帯状疱疹にかかった方の中で、一定数は帯状疱疹後神経痛の合併症を引き起こし、長引く痛みによりQOLが低下してしまうため、高い予防効果があるワクチン接種は有効と認識しております。

しかし、これまでの答弁と同じになりますが、接種対象者である50歳以上の方を助成対象とした場合、財政的な負担が大きいことから、現段階では市独自の助成を行うことは難しいと考えております。

また、国へは定期接種化の早期実現に向けての要望をしておりますので、引き続き動向を見ていきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。ぜひ実施をしていただきたいんですけど、全国的には国の臨時交付金で実施されているところもありました。ですので、この点については今後、調べていただきたいというふうに思いますが、ぜひ県内でも実施が始まっていますので、検討していただきたいということで、この質問は終わります。

防災対策についてお伺いします。

この質問の2日間で、防災関連の質問多数ありました。その中で答えていただいた部分もありますが、再度お聞きをします。

まず初めに、市長にお聞きをします。

近い将来、必ず来ると言われている南海トラフ地震に備えて、改めて能登地震の震災から市として何を学んで、どのように生かしていくのか、お聞かせください。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

本市におきましては、東日本大震災、そしてまた熊本地震など、様々な災害を教訓として、これまでも災害に強いまちづくりを目指し、ハード・ソフト両面で様々な対策を行っており、現在も防災対策を強化しております。このたびの能登半島地震におきましては、やはり家屋の損壊が多かったのが一つであろうと思います。特に、テレビ等々見ておりましたら、土塀が崩れて、土煙が上がるというような映像が度々流れておりましたので、建物そのものも北国ということで瓦が物すごい厚く、重く、そして家一軒一軒の大きさが高知県、太平洋岸よりはかなり大きかったのではないかなと思います。そのようなこともあり、住宅耐震化の重要性を再認識したところでございます。これまでもその必要性を広く啓発しておりましたけれども、やはりさらなる耐震化促進のために、来年度より耐震改修工事の補助上限額を増額したいと考えております。

また、来年度より、市内全戸を戸別訪問する予定であり、5年間で市内全戸を訪問する予定としております。その中で、住宅の耐震化だけでなく、老朽住宅の除却や危険ブロック塀の撤去、感震ブレーカーの設置など、幅広く地震対策を啓発し、市民の防災意識のより一層の向上を図りたいと考えております。

また、ライフラインの被害が甚大で、その影響が大きかったことでもあります。石川県の6市町では、発災後ほぼ全域で断水が起きました。地震の揺れの大きさや水道管の耐震化が進んでいないことやまた道路の損壊等が原因で断水が長期化したと考えられております。また、停電も過去の大規模地震と比較しても復旧が進みませんでした。これも道路の損壊が主な要因であり、やはり道路というのは、命をつなぐ道にあるということを実感したところでございます。より一層、四国横断自動車道やまた441、439の早期整備を進めていかななくてはならないと

改めて確認をいたしました。

そして、来年度は、巨大地震を想定した職員を対象とする初動訓練を実施いたします。今回の能登半島地震でも、初動対応の重要さがクローズアップされ、初動1時間の遅れは復旧1日の遅れとも言われております。この訓練を行うことで、災害対応の手順を再確認するとともに、平時と有事では職員の役割も変わってまいりますので、職員のスキルアップを同時に図っていききたいと思います。

これら以外にも、トイレ不足、また食料不足や災害廃棄物など様々な問題があらわになりましたが、本市がこれまで行ってきた対策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

次に、ライフラインのところに移ります。

水の確保というのは、大変重要だというふうに思います。それで、この間も質問をしてきましたが、手押しポンプの指定避難所に設置するのが有効ではないかということで質問をしました。ポンプを10mぐらいくいを打ち込んで、そしてそこに手押しポンプをつくる。避難所は主に学校などになっていますので、ふだんは手押しポンプで花壇に水やりをしたりということで利用できるんじゃないかというふうに考えますが、指定避難所に手押しポンプを設置することは、防災上、重要なということで、前回答弁ではいただきましたが、手押しポンプの設置について質問をいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

避難所で生活をするに当たりまして、飲料水だけではなく、生活用水が不足すると大変不便をするということは、被災地の教訓から分かっておりまして、学校などの指定避難所へ井戸を掘削して停電時でも対応できるよう、手押しポンプを設置するということが、災害対応に有効な方法の一つであると思っております。

しかし、以前都市防災推進事業で防災井戸の整備を計画しておりましたけれども、東日本大震災のときに井戸水が濁ったり、出なかったりした事例があったことから、より確実な水の確保を行うために、貯水機能つき給水管整備のほうに切り替えた経緯がございます。そのため、これまでは耐震性貯水槽や浄水器の整備、災害井戸の登録などを進めてきているところではございます。ただし、議員が申されましたように、生活用水などの必要性は認識しておりますので、今後手押しポンプの設置についての事例や平時の活用や管理、それから必要経費や有利な補助制度の選択、設置場所の選定など、総合的に勘案しながら、設置の可否については検討を引き続き行っていきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 市民の方ですが、自分で手押しポンプ、かなり10mぐらい行くと水があるので、いろんなところでポンプを設置している事例もありますので、安価でできると思いますので、ぜひその点も検討するということでしたが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、電源の確保なんです。避難所への発電機の設置は、この間ずっと進められてきていると思います。今発電機の設置はどの程度進んでいるのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

指定避難所の自家発電施設は、これまで都市防災推進事業などを活用しまして、指定避難所59か所中39基を設置しているところをごさいますて、整備率としては66%程度になります。自家発電施設は、被災後、電気が復旧するまでの間、最低限の明かりの確保や情報収集するための機器を使用するための電源などで使用することを想定しております。

これからも自家発電施設整備を継続してはいきますけども、来年度はその活用している都市防災推進事業で事前復興まちづくり計画や貯水機能つき給水管整備のほうを優先しておりますことから予定はしておりませんが、今後も事業の調整を行いながら、整備について計画的に図っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。66%ということでした。電源の確保は分かりました。

能登半島でも水と併せてトイレの確保が大きな問題になっています。川渕議員などの質問にもトイレトレーラーやマンホールトイレの話もありました。私は、助かった命をつなぐためにも、事前に家庭に何日分かの簡易トイレを配布することが必要ではないかと思ひます。ぜひそのことをやっていただきたいんですが、ビニール袋と凝固剤がセットになった簡易トイレです。単価も安いものですので、それを事前に避難所ではそういうトイレのことは解決できるんですが、自宅で避難した場合には、水が出なくなるとトイレの確保が難くなるので、配布してはどうかというふうに、検討できないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

今回の能登半島地震で課題になったトイレ対策ですが、現在の想定では、発災後3日までは携帯トイレや簡易トイレを使用しまして、その後は主として仮設トイレを使用することを想定しているところでございます。3日までの携帯トイレは、個人備蓄をお願いしているところでありますけども、余裕をもって1週間分の1人1日5回、7日分で簡易トイレ35個を個人備蓄していただきたいということを推奨しているところでございます。

先日、能登半島地震で仮設トイレを運搬・整備した方の講演をお聞きする機会がございま

たけども、交通事情等のため、仮設トイレは地元事業者が3日目から現地に入りまして、他県からの応援も4日目には現地入りしたということがありました。そのお話の中では、トイレの備蓄というのは、自助が7割、共助が2割、公助が1割ということのお話がありまして、世界と比べると日本は後れており、日本の考え方はむしろ逆になっているほうが多いということをお話しされておりましたので、改めて啓発をしていかなければならないと感じていたところでございます。

このようなことから、携帯トイレを配布しただけでは、いざというときにどこに置いているか分からないということにもなりかねませんので、まずは個人で携帯トイレを備蓄する必要性などについて啓発を行いながら、個人個人の防災意識を高めていきたいと考えているところでございます。

なお、現在、市で携帯トイレの備蓄は約15万6,000個で、1日の必要量で換算しますと、3万1,200人分、3日の換算で行いますと1万400人分を備蓄しているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。個人が備蓄するということでした。

災害についてはこれで終わります。

次に、住宅についてお伺いします。

高知県の住生活基本計画がつくられています。そこには、基本方針が分かりやすくまとめられていました。

そこで、お聞きをします。

本市の住宅政策の基本的な考えについてお伺いをします。

住宅政策についてはどの課が。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） それでは、私のほうから市の住宅政策についての基本的な考え方についてお答えいたします。

本市の住宅政策につきましては、四万十市総合計画後期基本計画の中で、2つの施策を定めて取り組んでおります。

1つ目は、災害に強いまちづくりの推進、地震・津波への対応強化としまして、住宅の耐震改修や老朽住宅の除却による被害の軽減に取り組むこととしております。

2つ目は、良好な住環境の整備、定住を促す環境の整備充実としまして、市営住宅にお住まいの方の生活の安定と社会福祉の増進に向け、市営住宅の長寿命化対策を進めていくことと、空き家への対応として、空き家所有者の意向把握や民間事業者との連携、移住・定住者用住宅への利活用など、適切な空き家対策を進めていくこととしております。

これら2つの施策を基本とし、関係部署において取り組んでいるところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 本市の場合、住宅関連の施策、幾つかあるんですけど、住宅耐震化に関する事業は地震防災課、空き家は移住関係なので地域企画課と、介護や福祉、高齢者支援など、その複数の課で住宅関係の施策があるわけです。やはり、今答弁されたような内容を進めていくためにも、住宅関連施策を集約して、住宅行政全般の窓口として、住宅政策課的なそういう部署の設置が必要ではないかというふうに思うんですけど、私も住宅リフォーム助成制度のことについて幾つか質問をしてきたときに、このことを思っていました。住宅政策課というのが、行政の中で必要な部署ではないか、取り切って専門性を持ってやるということが必要ではないかというふうに考えますが、住宅課の設置についてはどのようにお考えなのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

住宅関連の施策につきましては、住宅の耐震化や老朽住宅の除却、それから空き家対策など住宅関連事業につきましては現在複数の課で分かれて所管しておりまして、各課の連携は図れておるところでございますけれども、市の住宅行政が一元的に管理が行われているとは言い難い状況であるということは認識をいたしております。

このため、令和6年度からの組織機構を検討する中で、住宅の専門部署の設置につきまして関係各課と検討を進めておりましたが、来年度からの設置は見送った経過がございます。しかしながら、その必要性は十分認識しておりますので、次回の組織機構の見直しの際には再度検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。県内でも四万十市みたいな状況でやられていた市が住宅専門の課を設置している事例もありました。やはり、そういう方向でやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

次に、最後の項目の認知症に移ります。

認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせることを目指し、地域で支える仕組み、医療や介護サービスの提供など様々な支援が本市でもなされています。国では、2025年、来年には高齢者の5人に1人が認知症になると推測されており、自分自身も含めて、認知症がますます身近なものとなってきました。そういったことで、大きな社会問題でもありますので、今回質問に取り上げさせていただきました。認知症の危険因子として、高血圧や肥満、そうでない人に比べると、認知症を発症するリスクが1.6倍上がると言われています。また、糖尿病は1.5倍、そのほかにも喫煙や飲酒などのリスクが高まり

ます。聞こえの低下については、1.9倍もリスクが上がると言われています。この生活習慣病を改善することが、認知症のリスクを下げ、認知症予防につながると思いますが、認知症予防についてですが、行政としてどのように予防されているのか、リスクを少しでも下げていく活動をどのようにされているのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 12時となりましたが、一般質問を続けます。

武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 生活習慣を改善し、閉じ籠もらない生活を行うことで、認知症は予防できると言われております。毎日の体調を整えるための4つのポイントとして、みず・めし・うん・うんが重要であると言われております。みず・めし・うん・うんとは、みず、十分な水分を小まめに取る、めし、3度の食事、うん、自然な排便、うん、適度な運動であり、これらにより、体調を整え、また閉じ籠もらない生活を行うため、地区の健康福祉委員会など地域の活動に参加したり、趣味を持つことなどで認知症は予防できると考えられております。

また、聞こえに関する対策も重要と考えます。近年、加齢性難聴が認知症の危険因子の一つであるとも言われております。難聴の方は、人との関わりが減少し、閉じ籠もりやフレイル状態にもなりやすいと言われております。

そこで、令和6年度から、後期高齢者への健診において、聞こえのセルフチェックを行うこととしております。聞こえの状態に問題のある方に専門医への受診や補聴器の使用の推奨などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） そしたら、最後の質問に移ります。

今課長が言われました補聴器購入費用の助成の内容と効果について最後にお聞きをします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 高齢者補聴器購入費補助事業につきましては、令和6年度当初予算に計上し、審議をお願いしているところでございます。

補助の内容ですが、非課税世帯の65歳以上の高齢者で、医師が補聴器の必要性を認めた方を対象に、補助の上限額を設け、補聴器本体の購入費の2分の1を補助することを予定しております。

次に、補聴器購入助成補助を行うことによる効果ということでしたけれども、加齢性難聴は、認知症の危険因子の一つであると言われております。難聴になると人との関わりが減少し、閉じ籠もりやフレイル状態にもなりやすいことから、少し聞こえづらくなったと感じた時期に、適切に耳鼻科を受診し、本人に合った補聴器を使用することが重要と考えております。補聴器は、安価なものから高額なものまで様々ですが、経済的な理由で補聴器の購入を断念することのないよう、令和6年度より市独自の補聴器購入費補助制度を設け、積極的な補聴器の使用を

促し、認知症の予防、健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございました。

12時少し過ぎましたが、これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で谷田道子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

前田和哉議員。

■4番（前田和哉） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、能登半島地震でお亡くなりになられた多くの皆様に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今朝ほどは、また議長からありましたが、本日3月11日は東日本震災から13年です。この後2時46分に発生時間を迎えます。そういう意味からも、今回主に地震対策について質問いたします。

今回、多くの議員が一般質問にこの地震対策について質問がございましたので、重複する部分をはしょりながらやりたいと思います。

元旦の16時10分頃、マグニチュード7.6、震度7を観測した能登半島地震が発生し、家屋倒壊のみならず、津波や火災、地盤隆起など複合的な被害をもたらしました。国は、南海トラフ巨大地震に備えた基本計画について、今年春をめどに見直すとしておりましたが、この地震を踏まえ延期する方向へと変わりました。先月25日、このたび国土交通大臣政務官となられました尾崎正直代議員が、本市で実施したふるさと対話集会の中で、今後強化すべきは、建物の耐震化とそれに伴う火災対策、道路啓開に伴う管理権限の見直し、高台に伴う防災集団移転の県内での具体化など3点を特に言われておりました。濱田知事も新年度予算に防災関連予算を多く組み込み、できる範囲のことを早急に進めたいということでございますので、現時点の本市の取組の変更や改善点があれば教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

まずは、住宅耐震補強についてお尋ねをいたします。

市長の午前中の答弁にもありましたが、加えて質問をいたします。

私、昨年9月議会で、住宅の耐震補強の必要性について質問をいたしました。今回の地震災害は、まざまざとこのことを物語っておると思います。昭和56年以前の旧耐震基準で造られ

た住宅の耐震補強について、令和6年度予算の工事費の補助額を上げて、低コスト工法で自己負担をできるだけ少なくするようお願いをしておりました。その答弁は、近年の工事費の上昇も鑑み、他市町村の状況も参考に見直したいとのことでございました。それで、今議会で可決をいただければ、92万5,000円を110万円に上げることとなることが分かりました。私も大変感謝をしているところでございます。しかしながら、金額もさることながら、工事数も増やす必要があるのではないかと思います、質問をいたします。

7日の川村議員の質問でもありましたが、本市の耐震化率は77.5%で、県全体では88%、全国平均では87%とかなり下回っております。ちなみに、能登半島では、珠洲市で51%、輪島市では45%だったようです。

本市の耐震化されてない戸数は3,240戸で、年間100件程度が耐震工事の募集件数であったと思います。今回の地震で、耐震化を希望される方も増えてくるのではないかと思います。以前は、耐震診断から設計・工事まで、最低3年かかっておりましたが、令和5年度から診断・工事まで同一年に行えることとなっております。しかしながら、さきの東日本から13年がたち、地震災害も忘れかけていた矢先、今回の地震です。希望数がかなり増えると見込まれます。そうすると、再び2年から3年のスパンで行わねばならないようなことが起こる可能性もございます。今後、30年以内に70%から80%の確率で南海トラフ地震が来ると言われてからかなりの年月が経過しております。耐震工事にしましても、スピード感を持って実施することが必要だと思えます。例年の募集件数を少しでも多くできないか、お伺いします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

能登半島地震以降、耐震化の希望者についてですが、議員がおっしゃられますとおり、住宅耐震化の第1段階である耐震診断の申込みが増加しております。申込みされる方の中には、石川の地震を受けて心配になった、テレビや新聞を見て制度を知って来たとおっしゃる方も多く、関心が高まっていることがうかがえます。また、大工さんなど地元の業者さんからも声かけ等を行っていただいているようでございます。

募集件数を多くできないかということでございますけども、施工事業者も人口減少下において人手不足になっているということもありまして、現在予定している件数を確実に実施することを現在優先をしておるため、件数を増やすことは考えておりません。議員がおっしゃるように、希望件数が増えると、再び時間がかかってしまうことも懸念されますが、現在のところ、1年間で診断から設計、設計から工事、診断から工事までと2段階以上進める方が令和5年度で73件ありますので、来年度以降もこの運用が定着してくると見込んでおりまして、以前と比較しまして耐震化の速度は上昇していると考えているところでございます。

また、能登半島地震を受けまして、耐震診断の申込件数が予想外に増加したことや、来年度は戸別訪問を行いまして、診断希望者の掘り起こしも行う予定ですが、全ての方が希望どおり

事業を進めるのは難しいかもしれませんが、より多くの希望者が早急に事業を進められるよう、事業の進捗管理を小まめに行いながら、キャンセル等が出た際は、すぐに待機者に案内を行うなど、円滑でより正確な事業の推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。かなり問合せが増加したということは分かりました。それから、施工業者がかなり人手不足で足りないと、そういうところがございます、なかなか進めていけない、数をこなせないというようなところで、確実にこれまでの数をこなしていくというようなご返答だったと思います。

次に行きます。

次に、この補助金の負担は、国が50万円、残る費用を県と市が折半していると思いますが、県はこの補助額の上限155万3,000円を新年度165万5,000円に上げて、全市町村が上限まで補助することを想定して予算を計上しております。2022年の全国の耐震工事の平均費用は、163万円でございます。そのうち、自己負担ゼロが25%、30万円未満が65%だということです。補助金を活用する制度は、ある程度受益者である住民も負担することが原則とも考えますが、以前も申しましたが、隣の黒潮町の補助額は125万円で、ほとんど自己負担がないとのこと。また、付近の耐震補強業者は、黒潮町・四万十市とも施工しているところが多く、市町で格差あるととてもやりにくいとの声も聞いております。県下では、安芸市では本年度も既に県補助額の上限155万3,000円となっており、来年度はさらに拡充させるのではないかと思います。また、高知市は、これまで110万円の補助額でしたが、令和6年度には120万円に上げることです。本市の来年度予算を上げる見込みが立ったこの時点で、誠に申し訳ないところもございますが、令和7年度にはさらに高知市や黒潮町並み120万円以上に引き上げ、全世帯で耐震化ができるようお願いできませんでしょうか、加えてご質問します。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

来年度より耐震補強工事に係る補助上限を増額することになっておりますが、この額からさらなる増加ということでございますが、現在のところ、工事の申請はまだ多くありまして、今年度も予算枠のおおむねいっぱいまでの設計・工事の申請となっているところでございます。さらに、補助金を上げたと仮定した場合は、市全体の限られた予算の中で執行することになりますので、実施できる件数が減ってしまうという可能性も考えられます。能登半島地震を受けまして、住民の関心は高まっているタイミングで、令和6年度から戸別訪問を実施していく予定であることから、今後数年は耐震件数が増えてくるものと見込んでおりますので、まずは南海トラフ地震に備え、一人の犠牲者も出さないためにも、耐震工事の予定件数を減らさないことが先決だとは考えておりますし、住宅耐震化は、先ほど議員も申されましたように、個人の資

産を上昇するものであることや補助制度であることから、一定の受益者負担もお願いしたいと考えているところではございます。現時点で早々に増額をするということは考えておりませんが、今後も国や県内の状況、資材高騰等を注視しながら、事業全体のバランスを考慮した上で、補助金の増額が必要かどうか、精査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。ありがとうございます。やはり、この時点でなかなかそういうご返事はいただけないことは想像しておりました。ただ、来年度予算に向けて、早くも県下の多くの自治体でこの補助額を上げる動きがあります。また、6年度中に検討いただいて、さらに7年度に向けてさらに努力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、孤立対策についてお聞きをいたします。

今回の能登半島地震では、多くの地区が孤立をいたしました。石川県のまとめでは、一時最大24地区、3,345人が孤立したとのこと。山がちな半島は、そもそも幹線道路が少なく、電気や通信手段が失われたことで、当初は孤立集落の把握すら分からず、時間を要したということでございます。

本市においても、南海トラフ地震が発生した場合、孤立は山間地域で起こり得ると考えますが、本市の孤立対策をまずお伺いします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

本市の孤立対策としましては、山間地であればヘリポートが有効であると考えており、物資配送や疾病者などの搬送として活用が見込まれます。ただし、離着陸場の条件等がそろわない場合には、すぐにはヘリポートの整備もできないことから、自助の取組として、ふだんから食べている食材を備えて食べて補充するというローリングストックやヘルメット・運動靴・懐中電灯などを詰めた非常持ち出し品の準備などについて啓発を行っているところでございます。

また、共助の取組としまして、日頃から地域内で見守り活動を行うことや自主防災組織を活性化させることなど、今回の能登半島地震でも地域の食材等を持ち寄り、農業用ハウスの中でこたつを出して暖を取っている様子等がございましたけれども、そのような地域で助け合う仕組みづくりが重要ですので、公助となるハード整備に限らず、自助、それから共助の取組を併せて進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。ローリングストック、それから見守り、それから自主防災等の活動を強めていただけるということで孤立対策ということでございます。先ほどヘリポートのお話もありましたけれども、次にヘリポートについてお伺いをしたいと思います。

さきの12月議会でも質問をしました。災害時の孤立が懸念される中山間地域の迅速な救急救命、さらには物資輸送の拠点として整備しているものでございますけれども、本市で8か所目が西土佐の江川地区に整備され、昨日落成記念式典が執り行われております。12月の答弁では、これまで消防分団ごとの整備を地域の現状や要望等を踏まえ見直しを考えると答えられておりましたが、私今回の地震でさらに思いを強くいたしました。実情に合わせて整備する必要があると思います。山間地域では、まだまだ孤立が懸念される場所が多くあります。そのような地区は、たとえ分団の管轄地域としては2か所目であっても、優先して整備するべきと思いますが、ご見解をお願いいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

ヘリポートの整備方針に関しましては、先ほど議員が申されましたとおり、12月議会でもお答えしましたが、市内17の消防団の管轄ごとにヘリポートを1か所整備していく方針としておりまして、議員も申されましたように、昨日江川のヘリポートの竣工式が行われまして、市内で8か所目のヘリポートが完成したところではございます。江川地区も西土佐北部の山間地に位置していますが、他の山間地域でも、その地域の地形や支障物の理由から、ヘリコプターが着陸できる場所がない区域も存在しているということは重々承知をしております。このことにつきましても、12月議会でお答えしたように、ヘリコプターが離着陸することができない空白地帯を優先的に整備をしていきたいと考えておりまして、現在も要望がある地区などに説明を行いながら、整備方針の見直しを考えてあるところでございます。このことについては、消防団の役員会とか先日の区長総会などで考え方は一定ご説明したところではありますけれども、方針転換にはもう少し時間を要すると考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。分かりました。12月にも質問したことに、さらに加えて申し訳なかったところではございますけれども、ただ思いが強くなりまして、やはり早急に進めていただきたいところがあると思っておりますので、質問させていただきました。ありがとうございました。今後ご検討ください。

次は、感震ブレイカーについてでございますけれども、これも7日の大西議員からの質問で、耐震化補助事業に組み入れるよう検討するとありましたので、答弁は求めません。この質問に対しては飛ばさせていただきます。

次に、震災時の共助についてお伺いします。

災害に直面したとき、公的な救助活動が始まる前に、地域コミュニティーでお互いを助け合う活動があれば犠牲者を少しでも少なくすることができるのではないかと考えるところがあります。ちょっと画像がありますので、ご紹介をお願いいたします。また、タブレットでもお願いいた

します。

すみません、今出ました。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午後 1 時19分 小休

午後 1 時20分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） 出ました、ちょっと小さいですけども、これがチラシでございます。

そんな中、市民救助隊養成研修がございます。次の土曜日、16日に開催をされます。これは、本市が主催している訓練ですが、指導は専ら消防署のほうでございます。執行部も分からない部分もあると思いますが、分かる範囲でお答えをください。

この研修、住民が知っていれば、今回の能登半島地震でも大変有効であったであろうと思いますし、まさにあの倒壊家屋での現場を想定した本市住民向けの講習だと思います。啓発の意味で質問をいたします。

まずは、どのような内容で行われていますか、お伺いします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

市民救助養成研修は、大規模災害時におきまして、公助には限界がありますので、市民による自助・共助が必要不可欠であると考えられます。

そこで、市民が大規模災害に対する正しい知識・技術を習得し、公助につなげる活動ができることを目的として開催する研修となっております。具体的な内容としましては、参加者が複数班に分かれた上で、消防署員による各種協議・訓練などを実施しております。内容としましては、災害における心の準備、行動の準備についてや災害時に必要なリーダーシップと指揮系統について、火の化学を学習して、消火器実践に挑戦する火災防御訓練、救護の知識、短時間でより多くの人を救出するための状況評価、意思決定を学ぶ災害救助訓練、安全な救助技術や搬送法の実施に挑戦する探索救助訓練、それから模擬倒壊建物を使用した総合想定演習などがございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） ありがとうございます。自助・共助を強めて、公助につなげるというようなことでございます。

また、これ災害現場を再現してやっていきますので、その辺でやはり今まで災害に対して皆さん経験がないと思いますけれども、そういうものに対して自分たちの力を発揮する、勇気を与えるというような、そういうような形の訓練だと思います。対象年齢やこれまでどのような

方が受検されておるのか、また本市でこの講習を受講されている方は、全部で何人おられるのか、教えてください。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

対象年齢につきましては、小学1年生以上を対象としております。

また、本市における受講者数ですが、本市では現在まで通算5回にわたって開催をしております、これまでの受講実績につきましては、第1回目となる平成31年3月に48名、第2回の令和元年10月に57名、第3回となる令和2年2月に55名、第4回となる令和2年10月に9名、第5回となる令和5年11月に38名の参加実績がございます。

また、今年度の取組としましては、先ほど議員が申されましたように、3月16日に6回目の研修を開催予定としておりまして、3月4日時点で29名の申込みがあったところでございます。29名の内訳は、消防団の関係者17名、一般の方6名、それから自主防災関係の方が6名となっております。

なお、令和6年度につきましても、今年度と同様に、年2回の開催を現在予定しているところであります。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。

先ほど年度ずっと言ってもらいましたが、合計で何名が受講されておりますか。この場で分かりますでしょうか。延べでよろしいですけど。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 申し訳ございません。全部で207名となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました、延べで207名ということだと思います。また、今後も年2回、実施されていくということでございます、納得いたしました。

昭和21年の昭和南海地震では、旧中村町内の全家屋の9割が倒壊して、本町北部の出火により66戸が全焼、倒壊家屋の下敷きや火災により273人が亡くなっております。先日もある講習会で、大地震が起こった場合、自衛隊や警察・消防の援助隊が来る前に、自分たちで何かやらないといけないんじゃないかというような意見も出ておりました。公助の手が及ぶ72時間を待っていたら、助かっていた命も助からないことも起こり得ます。住民が協力し、自助・共助で対応することが大切だと思います。今後もぜひこの講習を続けていただいて、市内で知識を持った方が少しでも増えることを期待しまして、次の質問に移ります。

次は、広域避難についてお伺いをいたします。

大規模災害が発生した際、各市町村の避難者が避難収容能力を超えた場合、他の市町村や都道府県を越えて避難することを想定していると思いますが、平成31年2月には、幡多6市町村により広域避難に関する協定が交わされ、幡多圏域広域避難計画により県危機管理部幡多地域本部を中心に広域避難について検討されていると思います。1月29日には検討会が、2月2日には情報伝達訓練が行われております。災害にもよりますが、本市の場合、本市の避難所の収容人員は十分確保されているのか、まずお聞きをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

平成31年3月に策定しました幡多圏域広域避難計画によりますと、本市の避難者の収容人数は、想定避難者5,600人余りに対しまして、避難所等収容者数は1万8,000人余りで、1万2,000人余りの余裕があるということで十分に確保されているということで考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。本市の場合、1万2,000余り余裕があると、収容が可能ということで納得をいたしました。

次に、宿毛市や土佐清水市は、避難所が不足しているとお聞きをしております。その場合、幡多地区で災害が起きた場合、本市が受け入れる可能性もあることと思いますが、受入れ施設や条件などはどのようなことになっておりますか、伺います。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

本市が避難者を受け入れる場合は、幡多6か市町村で協定を結んでおりまして、避難元市町村からの協議に基づきまして、まずは施設の被災状況や本市の避難者の避難状況を確認した上で受入れの可否を判断しまして、受入れ施設や受入れ日時等の検討を行い、避難元の市町村と協議することになっております。

受入れの際には、できるだけ避難元のコミュニティー単位で確保できる避難先の選定を行うこととしておりまして、被災地の近くにとどまりたくない等の理由により広域避難を希望する方や世帯全員の安否確認が取れている世帯などが条件となっております、施設においてもそのような方が受け入れる余裕がある施設が対象となっております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 大体分かりました。受入れ側も来るほうも、自治体同士で打ち合わせるというところで、コミュニティーを大切にしながら避難するという形だと思います。その場合、例えばその避難所で地元の方が避難しているところに余裕がある場合、そこへほかの市町村からも加えて避難すると、そういうような形を想像しますが、そういう形でしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） そのとおりでございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。受け入れるほうも、来るほうも、やはりコミュニティーというか、地元でそういうような避難所運営とかしていると思いますので、その辺を打ち合わせながら行っていくと、そういうようなイメージだと思います。その辺がうまいこといけばいいのかなと思っております。

次に行きます。

住民の移送手段、この場合、避難する場合も、また受け入れる場合も、バス等で移送とかしなくてはならないかと思えますけれども、移送手段等は十分に確保をされているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

移送手段に関しましては、避難元市町村による移送手段の確保に努められているものとされており、被災等により移送手段の確保ができない場合には、幡多圏域6市町村と幡多圏域のバス事業者により締結されました災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定に基づきまして、バス会社に協力要請を行い、移送手段を確保することになります。

避難元市町村と避難先市町村での調整による移送となることが想定されておりますが、例えば宿毛市から移送する場合、宿毛市に近い中筋や東中筋地区の避難所に移送することが合理的ではございますが、避難者があふれて移送できない場合には、その他の地域となり、高規格道路や国道56号が寸断されておれば、早期の移送は難しいと考えますが、各市町村の被災状況等を把握の上、道路啓開などについて国、それから県と連携を取りながら、必要な場所へなるべく早い避難を行うことになろうかと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。分かりましたというか、ちょっと1点だけ。

バス会社等と協定を結んでいるということではございましたでしょうかね。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 6か市町村と西南交通と、それから清水の業者2社とバスのその協力の要請の協定を結んでおります。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。協定が結べられておるということであれば、納得をいたしました。

今回も、能登半島地震では、輪島市や珠洲市のように、他の市町村へ集団で避難するような場面も報道で見受けられました。

そういう中、本市から他の県内の市町村や県を越えて避難となった場合、どのようになるのか、イメージではございますけれども、そういうようなシミュレーションはされているのか、その辺を簡単に教えていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

本市から県内の市町村に避難する場合は、県内の市町村とも協力要請や災害時の協力に関する協定を結んでいるところでございまして、幡多圏域と同様に、本市から避難先市町村へ協議を行い、受入れ可否を検討いただいた上で、可能であれば避難、不可能であれば他市町村への再協議という形になります。

県外への避難を検討するとなった場合は、本市から高知県へ協議を行い、高知県を通じまして避難先都道府県へ協議という流れになります。

先ほど議員が申されましたとおり、2月2日には高知県、幡多6市町村、高知西南交通で幡多圏域における広域避難に関する協定、幡多圏域広域避難計画、災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定に基づきまして、情報伝達訓練を実施しまして、各種手順の確認及び実効性の検証を行いました。本市でも職員2名が参加をいたしまして、宿毛市からの受入れを想定して、受入れの手順が確認できたとともに、参加者アンケートからは、周辺自治体も含め、関係者との調整は必要であり、全体の流れが把握できたや実際に災害が発生した場合に近い環境で研修できたことが緊張感があつたなど有意義な感想が寄せられておりまして、これまで以上に常日頃から近隣市町村との情報交換を行い、いざというときに備えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。そういう訓練をされたということは分かりましたが、県内で避難する場合、高知市、中央部の高知市がかなり津波災害で避難をしなくてはならないことになるというふうにお聞きをしておりますけれども、本市等が避難する場合は、やはり高知市なんかから四万十町とかそういうふうに流れてくると思うんですけれども、ようなシミュレーションになるかもしれませんけれども、ほかの本市と県内の市町村等が協定しているのはどの辺になるんでしょうかね。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 県内市町村34市町村で協力するということですので、県内の市町村全体で災害時には協力していこうというような内容の協定になっております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。県全体で協力するということで納得しました。何分にも、本市は受入れ側になるぐらいな形が一番いい、不幸中の幸いというか、そういう形だと思いますので、そういうふうな起こってしまえばもうしょうがないところありますけれども、そういうようなシミュレーションもよろしく願いをいたします。

地震に関しましては、最後の質問に行きます。

最後に、南海トラフ大地震の受援体制等についてお伺いをいたします。

発災後、各地から自衛隊・警察・消防などが応援に来たとき、進出ルート of 崩壊や通行止めで到着まで時間を要する場合や支援物資の輸送が滞ることが危惧をされます。

対策の一丁目一番地は、四国8の字ネットワークの構築を急ぐことであると思いますが、3月1日には、宿毛市和田から新港、それから奈半利から安田の事業化も発表され、県内の着手率は100%となる見込みが付き、安心をしたところでございます。

その次に、緊急車両を通行する道路をいち早く開通させる広域道路の啓開だと思います。濱田知事も県議会の2月議会の所信表明で、早期啓開と安全性の向上を申しておりましたし、尾崎代議士も能登半島には国直轄の管理の道路がなく、啓開に手間取ったとおっしゃっておりました。本県は、道路啓開計画を策定し、国や市町村、建設業者と連携した訓練を実施しております。2月20日には、土佐国道事務所や県の職員などおよそ60人が参加し、いち早く開通させるための啓開訓練が行われ、本市元副市長で、現在土佐国道事務所所長の森山 崇氏のコメントが報道されておりました。

このような南海トラフ大地震が起こった場合の受援体制等について、市長のご所見をお願いします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 道路インフラに関係するご質問となりますので、私のほうからご答弁申し上げます。

南海トラフ地震による大規模災害に対しまして、迅速な道路啓開を実施するためには、四国の各県で定める道路啓開計画と併せ、圏域をまたぐ広域的な計画が必要となります。

そのため、国・県をはじめ、関係機関で組織する四国道路啓開等協議会では、四国広域道路啓開計画を定め、高規格道路を含む緊急輸送ルート、これは全国から被害甚大な地域へ到達するための最低限のルートです、とこれらの道路啓開するための進出ルート、これは主に瀬戸内側から太平洋側へ出ていくためのルートになりますが、これを対象に、発災後の道路啓開を実施することとしております。

しかし、甚大な被害が予想される太平洋側に対し、広域応援部隊による救援活動を迅速に展開するためには、進出ルートの早期確保が重要であり、比較的被害の少ないであろう瀬戸内海側から太平洋側へアクセス可能となる四国おうぎ作戦でいち早く太平洋側へのルートを確保す

る方針としているところです。

能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断が、救助活動や物資輸送に大きな影響を及ぼしました。物と人の移動ルートの確保は、南海トラフ地震においても共通する課題であり、発災後、外部からの応援を迅速かつ確に受け入れ、受援体制を整えるには、緊急輸送ルート等の根幹をなす四国8の字ネットワークの構築が不可欠です。先ほど議員からもご紹介がありましたように、今月1日、国土交通省より、四国8の字ネットワークを形成する四国横断自動車道宿毛内海道路、宿毛和田、宿毛新港と一本松・御荘、また関連して、奈半利安芸道路、奈半利・安田について、令和6年度予算に向けた新規事業採択時評価の手續に着手したことが発表されました。今後、新規事業化までには乗り越えなければならないハードルがありますが、このことは、四国横断自動車道の全線事業化に向けた大きな一歩であり、整備が進めば、大規模災害時の命の道として機能を果たすことで、県全体の防災力は確実に向上するものと捉えております。

本市としましても、引き続き整備が円滑に進むよう、国・県への支援、協力に全力を尽くすとともに、災害に強い持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。

やはり、8の字ネットワーク等のインフラ整備が、早急に求められるところでございます。そのほかにも、シミュレーションでは、四国おうぎ作戦といいますか、そういうふうな形で進出ルートを決めており、それに伴って訓練等もされておるということでございます。東日本震災で、くしの歯作戦とやったものを、四国版でおうぎ作戦と名づけられているようでございます。そういうようなところをやはりインフラが整備されれば大丈夫なところでございますけれども、それまでというか、これからもずっとそういうようなシミュレーションを行っていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

今回、地震に関しましてかなり質問させていただきました。

次の質問に移りたいと思います。少々お待ちください。

次に、本市の行方不明者の取扱いについてお尋ねをいたします。

1月に市内の70歳代の女性が、夕方から行方不明となり、翌日になって市のLINEや防災無線の放送で特徴や情報を提供し捜索が始まりました。しかしながら、その日も見つからず、次の日の朝、自宅近くの山の中で発見されました。幸いにも、意識もあって、大きなけがもなかったようでございます。擦過傷や脱水症状の疑いで、大事を取って病院に搬送されたようでございます。1月末のことですので、気温も低く、屋外にいた場合は低体温症など心配しましたが、命に別状はなかったようで安心をいたしました。発見場所は、前日に一度探した場所だったそうで、足腰が丈夫なことから、2日間ぐらいあちこちを移動していたのではと想像さ

れます。

中村警察署にお聞きをしますと、四万十市で行方不明となり、通報のあった方は、令和3年で17件、そのうち7件が60歳代以上の高齢者であったとのことです。令和4年には9件、60歳代は1件、令和5年には17件、60歳代以上も7件とのことです。

このうち、地元の住民や消防団を挙げて搜索活動を行ったのは、いずれも高齢者で、令和3年度・4年度・5年度ともそれぞれ2件ずつだとお聞きしました。多くはご健在で発見されていますが、中には2年前の1月に60歳代の男性が行方不明となり、いまだ発見されていないようなこともあります。また、少し前になりますが、平成31年には、後川沿いの大用寺付近で、手押し車が残り不明となった80歳代の女性も、すぐに発見されるだろうと思っておりましたが、その後、手がかりもございません。

全国的にも高齢者の行方不明は増加傾向で、令和4年は8万4,910人、60歳以上の方は2万9,120人となっております。そのうち、認知症やその疑いで警察に届けがあったのは1万8,709人で、前年から1,073人に増え、10年間でほぼ倍増しておるという報道もありました。

本市では、行方不明者が出た場合、通常3日間搜索活動を行い、それでも発見されないときは、規模を縮小し、車両によるパトロールや情報収集を続けるとしていますが、消防団や地元住民の負担は年々大きくなっております。

そんな中、この1月から行方不明となる可能性がある方に対して、認知症高齢者等見守りシール交付事業が始まっております。これは、令和4年9月議会で、公明党の澤良宜議員が少し質問をしております。そういうところで、それをきっかけに1月からこの事業は始まっていると思いますが、その画像を少し出してください。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午後1時48分 小休

午後1時48分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

前田和哉議員。

■4番（前田和哉） このチラシですけれども、本市の地域包括支援センターが窓口のようで、今月号の広報と一緒にチラシが各戸ごとに配布されました。これはよい取組なんだなと思い、質問をしたいと思います。

まず、見守りシールの交付事業について教えていただけませんかでしょうか。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 四万十市認知症高齢者等見守りシール交付事業についてご答弁させていただきます。

高齢化の進展とともに、認知症高齢者の数は年々増加しております。認知症は誰もがなり得る可能性のあるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとっ

て身近なものとなっております。

また、先ほど議員からもご紹介がありましたとおり、近年、認知症高齢者等の徘徊による事故や行方不明等が増加し、社会的な課題となっております、介護する家族にとっては大きな負担となっております。

このような状況に対応するため、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見と安全確保及びその家族の精神的負担の軽減を図るとともに、地域での見守り体制の構築を目的とし、令和5年12月に四万十市認知症高齢者等見守りシール交付事業を開始しました。

事業の概要ですが、医師から認知症と診断された方などに対しまして、その介護者などからの申請により、衣類、衣服や帽子・靴・つえなどに貼り付けることのできる見守りシールを20枚交付しております。この見守りシールをつけている方は、認知症が原因で行方不明になっている可能性があります。この見守りシールを貼っておられる高齢者等が困っているようにお見受けした場合は、まずは優しくお声をかけていただき、その後、保護が必要な場合や対応に困った場合は、見守りシールのQRコードを読み取ると、四万十市公式ホームページの四万十市認知症高齢者等見守りシール交付事業が表示されるようになっております。そこには、事業の説明が載っていると同時に、中村警察署の連絡先が表示されるようになっております。事業の開始に向け、中村警察署とは十分な打合せを行っておりますので、QRコードを読み込んだ結果、中村警察署が表示され連絡をした旨伝えていただき、その後QRコードの左に1からの通し番号がありますので、その番号を署員に伝えていただくと、その番号の方は誰であるか、中村警察署には分かるようになっております。

このように、個人情報を守られている上に、認知症高齢者等の早期発見、保護につながる仕組みとなっております。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

ちょっと1つあれなんですけど、医師の診断を受けて、認知が確認された方に配布するということですか。その診断がなければ、やはり無理なことになるんですかね、お伺いします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 必ずしも診断がなくても構わないんですけども、認知症高齢者等の見守りシールということで、認知症と診断されている方っていうのがまず条件ではありますけれども、専門医の受診はしてないけれども、認知症でこういった問題があるというような家族からの申出等があれば、必ずしも診断書を取ってきてくださいとまでは言いませんけれども、事業の趣旨としては、認知症の高齢者を守る事業ということとなっております。

また、介護の認定等を受けておりましたら、その介護には主治医の意見書などがありまして、そこに診断等についてはついておりますので、介護保険の利用をされている方につきましては、そう

いった診断書等は先に介護の認定に当たって入手しておりますので、そういったものも参考にしながら対象者を認定していきたいと考えております。ゆえに、必ずしも診断書が要るわけではございません。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。必ずしもは必要ないということで。

これでQRコードを読み取った場合、一般市民の方から警察のほうに連絡がついて、認知である方の名簿等で照らし合わせると。個人情報漏れないというところがございます。そういうところは有効かなと思う次第です。

現在、登録者何人ぐらいおいでますか。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 当該事業は、昨年12月に開始したところで、今事業の周知を行っているところでございますので、まだ登録者は少のうございますが、令和6年2月末現在で3名の方に登録をいただいております。今後増えていくものと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。分かりました。3名ということで。12月に始まったばかりですので、なかなかすぐには増えないと思いますけれども、同じシステムでやられる南国市に問い合わせてみますと、昨年7月からこの事業始めておるようですが、南国市は現在13名と言われておりました。高齢化率からいけば、やはり認知症の方が13名、南国市の場合ですよ、もっと多いはずだということで、今後も増やすように努力するという、啓発等もするという返事をしておりました。

このシールですけれども、認知を家族の方がなかなか認めにくいとか、それから本人もつけがらないとか、そういうところもあると思います。このシールの有効性、そういうところを家族のほうに知っていただいて、軽度の医師診断のみでなくてもふだんでもつけれるということですので、希望があれば、軽度の認知であってもつけるというようなことを、つけることが有効であるということを家族にコマーシャルするなど必要があるかと思っております。今後、見守りシール交付事業を市民に広げる、理解を高める取組は考えておりますか。お願いします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 当該事業は、見守りシールの存在を市民等に知っていただかないとその効果が発揮されませんので、その事業の周知につきましては、積極的に行っていきたいと考えております。

まずは、在宅の認知症高齢者と最も関わりのある市内のケアマネジャーに事業の説明を行いました。その後、広報1月号への記事の掲載、市ホームページへの掲載、また先ほどご紹介い

ただきました。広報3月号の配布に合わせて、広報配布の全世帯にカラーで見やすいチラシを配布いたしました。また、地区の健康福祉委員会の代表者会など、高齢者支援課が主催するあらゆる会、研修会等で事業の紹介、周知を行っております。また、ポスターを作成し、市役所・社会福祉協議会・中村警察署・市民病院・渡川病院・幡多福祉保健所などに掲示するなど、この事業の周知に努めているところです。

令和6年度には、これまでに認知症サポーター養成講座を受講していただきました10事業所、法人等に対し、まだ仮称ですが、認知症見守り協力店に登録いただき、ポスターを貼っていただくなど、事業にご協力いただくことで、見守りネットワークの輪を広げ、当該事業をさらに効果的なものにしてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。いろいろな手だてを考えていただけておるといことで、これが市民に広まっていければと思っております。ただし、この見守りシールだけでは解決はしないと私は思います。皆さんもそう思っていると思いますけれども、高齢者自身にGPSを備え付けるとか、そういうことに対してコストを考えたときにはなかなか難しい。それからまた、認知症のある方がGPSを持って、それを持続して持ち歩くことができるか、そういうところもあるかと思えます。その辺も含めまして、今後いろいろな技術が発達してくると思えます。IT・AIなどの技術革新やDX化とか、そういうところでいいものが出てくるかも分かりません。そういうとき、また進んでいくんじゃないか、認知症の方も多くはなりますけれども、そういうところの手だても進んでいくんじゃないかと思っております。

以上でこの認知症に関しましての、行方不明者に関しての質問を終わります。

全体で私の一般質問、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で前田和哉議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩いたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 市民クラブ上岡真一です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一括で質問を行います。令和5年度、最後の質問者となりますので、よろしく願いいたします。

市長の政治姿勢について聞きたいと思えます。

少子化対策について質問します。

昨年の12月定例会での一般質問で、私が2040年問題を質問した。その中で、増田レポートを紹介しました。対策もなく、今のままでいたら、消滅可能性都市が全国の市区町村の自治体で896の市区町村が該当し、そのうち523市区町村は、人口が1万人未満となり、消滅の可能性がさらに高いと説明し、本市では2040年の総人口数は何人かと質問しました。執行部からは、四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標どおりに今後の人口が推移した場合、2040年は2万6,304人となっていると答弁をいただきました。現在の約3万2,000人からすれば、約6,000人減少する計算になるので、今後の四万十市の行く末を危惧していたところに、12月23日の高知新聞に、2050年、本県人口45万人という見出しで出ました。現在の高知県の総人口は、約68万5,000人であるので、約25万人減少すると言っています。何も対策を講じなければ、約25万人、高知県民は減少します。この12月23日の高知新聞記事では、2050年には四万十市は約2万人になると記載されています。昨年の12月に2期目に入った濱田知事は、人口減少対策を最重要課題と位置づけると言っていました。

そして、今年の1月のこれも高知新聞ですが、濱田知事、「未来切り開く」年頭所感で人口減克服に意欲とあり、人口減少対策、22年の出生数、全国最少で若年人口の減少が深刻化している。とりわけ女性の若年人口の流出を食い止めて、持続可能な人口構造へ転換しなければいけない。4、5年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には今の水準まで回復させることを目指す。デジタル化を一層進めて、高い給料が払える仕事を増やし、ITコンテンツ企業など女性に人気のある事務系企業の誘致をさらに強固に進める。男性の育児休暇取得が当たり前の高知県にしていく。共働き・共育てを県民運動として推進し、社会全体の意識改革に挑戦したい。都会に出ている若い女性たちに、高知県も変わったよ、帰っていらっしやいというラブコールを送りたいと言っています。本市でも、2040年には2万6,000人、2050年には約2万人となると言われています。

そして、1月20日の高知新聞では、県は19日、人口減少対策を網羅する元気な未来創造戦略案を示しました。2022年の出生数が全国最少の3,721人で、2023年も3,380人まで減るなど、歯止めがかからない中、戦略案は若年人口の増加により、持続可能な人口構造への転換を図るとうたい、27年の出生数4,200人、婚姻件数2,500組を目指す。濱田知事は、県政全般のマスタープラン的な位置づけだとし、全庁的な取組を進めると言っています。

本市での人口減少対策について、市長の考えを聞かせてください。

次に、若者を呼び込む本市にするためにどうするのか。

人口減少が進み、少子高齢化がさらに進むことになれば、本市では生産労働人口も減少するので、それに伴って税収が減ります。その税収で賄われている公共サービスの質も低下します。若い人たちがいる程度稼いで税金を納めてくれないと、地方で住む人たち全体の生活の質が下がることを意味します。

このような現状だからこそ、若者は地域を支えていく上で必要不可欠な存在となってきます。

どのようにすれば、若者が本市で暮らしてくれるのでしょうか。

本市の若者の流出は、就職時と専門学校や大学の進学タイミングで起こります。そこで、打てる施策を考えなければなりません。

1つとして、本市での就職の促進です。

1月5日に本市の中村商工会議所が主催した新年互礼会に参加してきましたが、多数の個人・団体事業所が中村商工会議所に加盟していて、令和5年1月時点で1,143人の会員数でありました。本市と中村商工会議所等が連携をさらに密にし、音頭を取って本市での若年層の就職率を上げていただきたい。

2つ目は、Uターン促進です。

新卒で本市の企業などに就職してずっと働くことも大切ですが、一度県外で、または海外で経験やスキルを身につけて帰ってくるほうが、本市の発展のためにはよいかもしれません。他県や県外で就職して帰ったからこそ分かる本市の魅力、その魅力を暮らしやすい本市だからこそ魅力的な働き方もあると思います。ワーク・バランスを重視した働き方や本市の伝統や自然を使ったビジネスなど、そのよさをどんどん発信していけば、Uターンしたいと思ってくれる人が増えてくるのではないのでしょうか。本市での就職やUターンの際に、最終的に決断するときは感情が決めることがあると思います。年収や労働環境も重要な要素ですが、最後は四万十市から、ふるさとから求められている感覚というのは、すごく重要なことだと私は思います。地元からの熱い思いが、最後の最後で若者を呼び込むキーポイントになってくるのではないのでしょうか。若者を呼び込む本市にするために、市長の考えをお聞きします。

次は、情報の見える化政策について質問します。

本市は、自然豊かで住みやすい等の感性的には理解はしているけれど、大都市との比較を表し、情報の見える化を発信しなければ駄目だと思います。住居から勤務先への片道20分間程度の短時間勤務とか、一人で幾らの収入で生活できて、貯金が幾らできる、夫婦幾らの収入で、生活ができながら貯金もできる、中学校卒業まで医療費無償制度、年間交通事故発生件数がごく少ない安心・安全なまちづくり、小中学校の学力の高い学校経営など、本市で生活することに関しての情報を本市ホームページなどにおいてワンページで情報の見える化をしなければならぬと思っていますが、本市の情報の見える化政策について市長の考えをお聞きします。

次に、本市の未来についてですが、地域が生きる6モデルを紹介したいと思います。

日本全国で若年人口が減少していることが、将来にわたる人口減少の原因となっています。

そのような中、全国の流れに反対に若年数が増える、もしくは減少が緩やかな市区町村があります。2010年から2040年にかけての若年人口増加率が上位の市区町村に着目し、主に産業・所得・財政の面から類型化を行い、人口減少対策の在り方を探ってみました。

1つは、産業誘致型です。

工場や大規模商業施設などを誘致することにより、財政基盤の安定化を図り、住環境整備を

進め、人口流入を実現させているモデルを産業誘致型と呼びます。例としまして、鳥取県日吉津村、米子市に隣接する小規模な自治体ながら、王子製紙と山陰最大規模の商業施設の立地により、安定した財政基盤を構築しています。

2つ目が、ベッドタウン型です。

大都市や地方中核都市の近郊に位置することを生かして、住環境整備を重点的に進め、定住人口を増加させているのがベッドタウン型であります。例としまして、福岡県粕屋町は、隣接する福岡市のベッドタウンとして、群馬県吉岡町は高崎市と前橋市・渋川市に隣接するベッドタウンとして人口が増加しています。

3つ目は、学園都市型です。

大学や高等専門学校、公設・私設研究機関を集積させることにより、若年人口の継続的な流入を実現し、ローカル経済を維持させているモデルが学園都市型であります。例としまして、愛知県日進市は、名古屋商科大学・愛知学院大学・名古屋学芸大学・名古屋外国語大学・椙山女学園大学といった多くの大学が位置するため、若年層が定着しています。

4つ目が、コンパクトシティ型です。

将来の人口減少を見据え、従来の町の機能を中心地に集約することで、ローカル経済圏としての効率化を目指しているコンパクトシティ型と呼ぶモデルであります。例としまして、香川県高松市丸亀町は、中心部の地権者が中心となって、第三セクターのまちづくり会社を立ち上げ、商店街通り沿いの再開発ビルの建設を継続的に進めています。土地の所有を替えずに、定期借地権を設定し、そこに再開発ビルを建設し、まちづくり会社が運営する。こうした事業スキームで、商店街全体の店舗構成を調整して、にぎわいを創出しています。

5つ目は、公共財主導型です。

国家プロジェクト規模の大規模施設の立地を契機として、地域の在り方をつくり変え、財政基盤を安定させることで、人口減を防ぐモデルが公共財主導型であります。例としまして、京都府木津川市は、1994年に町開きした関西文化学術研究都市の一角に位置する。研究都市開発に基づいて成長している町の代表例であります。また、同様の研究都市開発としては、茨城県のつくば市があります。

6つ目は、産業開発型であります。

地域の特色ある資源を生かした産業振興を実現し、雇用の拡大や住民の定着を実現している産業開発型モデルであります。例としまして、秋田県大潟村は、秋田県内で69番の地方自治体として1964年開村時の人口は6世帯14人であったが、2023年6月1日付では、1,153世帯、3,007人、全国の多くの農家にとって最大の問題である跡継ぎ問題とも皆無、農業規模の大きさであり、農業の産業化を成功させた大潟村であります。大潟村の1人当たりの村民所得は、約341万6,000円で、県内1位。ちなみに秋田市は約278万5,000円、この秋田県大潟村の産業開発に関しては、管外視察を行う価値はあると思います。

以上、産業誘致型、ベッドタウン型、学園都市型、コンパクトシティー型、公共財主導型、産業開発型の6モデルを述べましたが、本市において参考になるモデルがあったかと思われませんが、10年後、20年後の本市の未来を見据え、真剣に協議しなければならないと思っています。

私の個人的な本市の未来像は、須崎市が釣りバカシティー宣言を行いました。本市も四万十川でのカヌー遊びやアユ釣り、山でのゴルフや海でのサーフィン、海での磯釣り等の自然と戯れる、自然と共生する生活を送ることができるアクティビティーシティー宣言を行って、若年層の定着やIUターンの増加を図るべきだと思います。本市の未来は、アクティビティーシティー宣言を行い、先ほど述べましたが、若年層の定着やIUターンの増加を図るべきだと思います。本市の未来に関し、市長の見解を求めます。

次に、保育所・小中学校の給食費無償化について質問します。

給食費の無償化は、社会的・経済的・教育的な見地から見ても、多種にわたる影響を及ぼす複雑な問題だと思います。無償化に伴うメリットとデメリットを十分理解し、検討することが重要だと思います。

学校給食の狙いは、毎日を健康で生き生きと生活できるようにするため、食事・運動・休養の調和の取れた生活習慣を身につける必要があることを児童生徒・保護者に伝えなければなりません。特に、心身ともに成長発達の途上にある児童生徒にとって、栄養バランスの取れた食事を1日3食きちんと取り、合理的に栄養を摂取することは、健康な生活を送る上で基本となります。また、友人や教職員と楽しく食事することは、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上からも大切な役割を果たします。

以上が簡単ではありますが、メリットの面です。

給食費無償化のデメリットは、本市の財政負担が大きいことです。給食費の無償化が、子供たちに与える恩恵は、確かに多大なものですが、同時に大きな財政的負担が伴います。無償化を実現するには、限られた予算から費用を捻出する必要がありますので、新たな財源を確保する給食費の無償化を実現するには、他の公共サービスを削減しなければなりません。給食費無償化の制度が導入されると、一定規模の予算や資源を給食費無償化に集中させる必要がありますので、他の教育施設の改善など教育全体の質に対する投資が不足する可能性が顕著に現れると思います。

給食費無償化に伴い、食材費や調理費の削減という問題を引き起こす可能性があり、新鮮で高品質な食材の使用制限、安価な食材の使用など、給食の質や量の低下も懸念されます。

学校給食の費用を家庭が担うことは、家庭が食材や内容を監視する役割も担っていますので、無償化により家庭の関与が薄くなるというリスクがあります。また、給食費が無償化になると、一部の人々は、無償で提供される給食に対して、十分な感謝や責任感を持ってなくなる可能性があり、給食を無価値なものとし、食べ残しや無駄な行動が増えるなども危惧されます。

また、一部の人々は、給食費の無償化により、保護者の子育てに対する責任感や自立心が薄

れる可能性があるかもしれません。これは、給食の公費負担によって、子供に対する生活費の負担が減り、保護者自身が子供を育てるという自立的な立場が損なわれる可能性もあるかもしれません。

給食費無償化に伴うメリットとデメリットの検討をお願いするとともに、保育所・小中学校の給食費無償化について子育て支援課長・学校教育課長にお聞きします。

次に、郷土愛を育むための施策について質問を行います。

郷土愛については、小学校の教育活動の道徳教育などで導入していると思います。しかし、高校や専門学校・大学といったときに受けたイメージや印象のほうが鮮明に残ったりするものです。だからこそ、小中学校で様々な教科や学校教育の中で郷土愛を育むことができる教育を行わなければならないと思っています。

しかし、学校の先生方は極めて忙しい。この多忙な中で、あえて郷土を愛するような指導をしなければならないとなれば疲れ果ててしまいます。郷土愛を育むとは、心から沸き上がるものであるから、学校での教育環境で教える郷土愛は、押しつけがましいものになってしまうかもしれません。かといって、先生たちの負担を減らすために、教育における重要事項の一つを削るわけにはいきません。地域社会は、愛着とか愛情といったものがなければ維持できないと思っています。単に身の安全とか利己利益のためにとということでは、責任を持って地域を維持発展させていくという気持ちは薄れてしまいます。郷土愛を育むのは、学校でなくてもよいのではないかという意見もあるかもしれませんが、これについては子供たちが主に所属する場所は、学校であるという事実によって覆されると思います。子供たちの仕事は、学ぶことです。そのための学校において、郷土愛を育むことは、少なくとも現状においては学校であります。学校でやるしかないのが現状であります。確かに先生たちは、国語や社会などの教科においても、郷土愛を養う必要性があると思います。しかし、これらの教科だけで完結させることはできません。郷土愛を育むというのは、知識ではなく、心であります。よって、心は動かされることで育まれます。人と人がつながること、営みを共有することで、心は動かされ、愛が醸成されるのであります。つまり、郷土で生きること、生きていると実感することが郷土愛を育むものだとは私は思っています。小中学校の先生たちは、授業と生活指導に専念させるべきではないかと私は思います。郷土愛を育むための取組は、先生たちではなく、外部に委ねたほうがよいのではないだろうかと思いますが、郷土愛を育むための施策について今後の取組を学校教育課長にお聞きします。

次に、一足制について質問を行います。

一足制は、学校や病院で上履きなどに履き替えずにそのまま入室する制度で、上履きを廃止することにより、通学時の下履きを履き替えることなく、校舎、校庭、その他の併設施設等の利用を可能とする施設運用制度であります。新しい時代の新しい学校等を整備する上で、今後の教育活動に備えるべき教育環境の一つとして導入する学校が増加しつつあります。

期待できる効果として、1つが、教育活動の効率性向上があります。靴箱のある昇降口に限定されずに、外部と出入りができることから、活動を途切れることなく、校庭と教室の間で移動することが可能となります。また、靴の履き替え時間が不要になることにより、円滑な授業進行が可能となりますし、休み時間等により校庭に利用しやすくなり、児童生徒の体力向上が期待できます。

2つ目が、安全性の向上があります。昇降口における事故、トラブル等のリスクを低減できる。特に、災害時におけるより安全な避難誘導が可能となります。

3つ目が、利便性の向上があります。来校者対応時における上履きをセッティングしなくてもよいという仕事面や精神面の軽減にもなります。

その他、昇降口における靴箱のスペースが不要となるなど、よい面がある一方で、短所もあります。

短所として、雨天時には床マット等を使用するなど、床の水ぬれに対応する必要があることや、雨天時に長靴やぬれた靴を一日中履くことに対する衛生上の不安や精神的な苦痛などがあると思います。

また、入念な清掃業務を強いられる可能性は大きいと思います。

兵庫県神戸市教育委員会関係ですが、神戸市内の市立小中学校と義務教育学校247校のうち、土足制は9割近くあり、砂ぼこりを抑えるため、教室を油引きするのも慣例のようです。鼻の奥に残るどっしりとした独特の臭いが校舎に充満し、なじむのに数日かかると言っていますが、神戸の子供は、土足は常識とっていて、市内から転校してきた子供や保護者は戸惑っているとのことようです。

本市において、病院でも量販店でも多くの施設に出入りする場合は土足ですが、学校現場において今後一足制導入の検討はあるのか、子育て支援課長・学校教育課長にお聞きします。

次に、部活動拠点校方式について質問します。

2月16日の高知新聞には、本県公立中学校の部活動の在り方を探る、県の部活動地域連携地域移行検討会議の第2回会合が15日、高知市で開かれ、2024年度から拠点校方式の部活動を認めることなどが報告されました。拠点校部活動とは、近隣複数校において1校を拠点と定め、複数の部員が当該拠点校の部活動として活動する方式です。柔道競技を例えれば、中村中学校を部活動拠点校として設置すれば、中村西中学校や西土佐中学校の柔道競技部員が、中村中学校柔道部として練習をし、大会に参加することができるということになりますので、地域移行の場合は、一般の社会人が指導しますので、勝利至上主義になりがちになると思いますが、部活動拠点校の場合は、教職員が指導や監督として部員に接しますので、部活動は生徒の自主性・自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であるという文部科学省の部活動の位置づけに合っていると思います。

四万十市の中学校において、この部活動拠点校方式を2024年度の本年度4月から導入するのか、導入するのならこの中学校の何の部活動なのか、また宿毛市や土佐清水市などの近隣中学校からの受入れもあるのか、学校教育課長にお聞きします。

最後に、南海トラフ地震対策について質問をいたします。

防災グッズや備蓄用食料について質問しますが、地震や火災などから身を守るため、一時的に逃げ込む場所は河川敷や大きい公園など広いスペースがあり、大人数が避難できる場所が避難場所で、災害のため自宅で過ごすことが困難になったとき、一定の期間避難生活をする場所は、学校や公民館など指定される場所が避難所であります。

地震などの災害が起きた際、食料や生活用品が容易に手に入らなくなる場合もありますので、そのときに役立つのが防災グッズや備蓄用食料です。防災グッズは、持ち出し用と自宅避難用2種類があります。防災グッズの持ち出し用と自宅避難用とでは、準備する物が異なってくるため、それぞれ本当に必要な物を用意することが大切です。また、現在では、備蓄用食料も種類が豊富になっていますので、万が一の備えとして、飲料水や5日分等の食料を備えておくことが大切だと思います。四万十市のハザードマップにも、非常時持ち出し品を準備しておきましょうとして、事前にリュックサックに現金・免許証・健康保険証等のコピー、非常用食料・水・ラジオ・懐中電灯、避難の際にどこにあるのか確認しておこうとしまして、通帳・印鑑・衣類・タオル・救急医薬品・常備薬・おむつ等衛生用品・携帯電話・充電器などの準備品を記してありますが、四万十市のホームページや広報しまんとなどを通じて、防災グッズや備蓄用食料などについて月に2回程度は注意喚起を行うことが必要だと思いますが、地震防災課長にお聞きします。

避難所生活のマニュアルについてお聞きします。

避難所生活をしなければならなくなった場合に、体育館や公民館などでの生活を行うときの心得として、小まめな水分・塩分補給で熱中症予防、食事の前やトイレなどは必ず手洗い、食中毒に注意、エコノミッククラス症候群防止のために適切な運動、意識して睡眠・休息を取るように、うがい・歯磨きで口の中の衛生を保つ、病気や高齢者で食事などに特別な配慮が必要な場合は申し出る、薬で困っている場合は申し出るなど、避難所生活での生活マニュアルなどを記したペーパーが、一人一人に配布できるようにしているのか、地震防災課長にお聞きしまして、第1問とさせていただきます。

■議長（平野 正） 上岡真一議員の質問途中でありますが、東日本災害により犠牲となりました全ての方々に対し哀悼の意を表したいと思います。黙祷をささげたいと思います。

2時46分に行いたいと思います。

答弁を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） 今ほどは、上岡議員の経験に基づく熱い思いを大変聞かせていただきま

して、本当にありがとうございました。

思えば13年前の東日本大震災からもう13年がたったということで、間もなくその時間になるわけでありませうけれど、改めましてお亡くなりになられた方、また行方不明の方々、心よりご冥福をお祈りしますとともに、被災に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

途中になりますので、あと一分ですので、ここで待たせていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 間もなく2時46分でございます。

皆さんご起立をお願いいたします。

それでは、黙祷いたします。

黙祷。

[黙 祷]

■議長（平野 正） 黙祷を終わります。

どうもご協力ありがとうございました。

引き続き、答弁を行います。

中平市長。

■市長（中平正宏） それでは、私のほうよりご答弁を申し上げます。

まず、市長の政治姿勢の中の1、少子化対策、そして本市の未来につきまして、私のほうからお答えをいたします。

少子化対策につきましては、詳しいご答弁は担当課長より行いますので、私からは今の現状、どのような形で少子化が進んでいるのかということを経験者の皆様と情報共有をしたいと思っておりますのでご答弁申し上げたいと思います。

四万十市の出生数でございますが、令和元年・令和2年と約200名を超えておりました。令和2年と申しますのは、コロナが始まった年でありますので、そのときにも200人を超えておりましたが、令和3年・4年・5年と200人を大きく割り込み160人、170人と推移をしているのが現状でございます。そして、一つ自分がとてもびっくりしましたのが、これ令和5年の高知県の出生数なごですが、34市町村高知県にはありますけれども、10人生まれてない市町村が9つか10あったと思います。10人といふのは、自分が西土佐村の須崎小学校当時、小学校が13ありました。自分の須崎小学校は、西土佐でもそれぐらい大きい学校じゃない、極めて小さい学校でしたが、それでも同級生が7人おりましたので、いかに出生が減っているのかと。そして、もう一つは、今年成人式がありましたが、西土佐地区の成人、該当者が31名でございました。昨年度30名生まれてない高知県の市町村が約19あるということでございます。19と言いますと、僅か20年でこれぐらい少子化が急速に進んでいるということについて改めて自分としても驚愕をいたしましたし、濱田知事のほうも本当の危機感を持って少子化対策の交付金とか、そういう形をつくった中で本格的にやっけていかないといけないという思いがしたのではないかなと思います。

ただ、その一方、国のほうでは異次元の少子化対策をするという形の中で、大変大きな前触れがありましたけれども、実際出てくるメニューを見ますと、果たしてこれが異次元かなというのが自分の率直な思いでございます。特に、これから少子化というのはやはり国が先頭に立って、沖縄から北海道どこに住んでいようとも、同じようなサービスを受用できる、そういう形を進めていかないと、この少子化対策というものにつきましては、抜本的な歯止めはかからないのではないかなと考えるところでございます。あと詳しい答弁につきましては、担当課長より行います。

それでは、本市の未来についてお答えをいたします。

本議会でも複数の議員の皆様からご質問いただきましたように、先ほども申しましたように、本市のみならず全国自治体で共通の課題でありますのは、人口減少をいかに抑制するのか、これが大きなポイントになろうと思ひます。

平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法が制定されて以降、全国自治体では、地方創生に向けた様々な取組が行われていますが、本市におきましても、平成27年10月、四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、子育て、健康福祉の支援による自然増減の減少・抑制やまた移住促進による社会増減の改善、さらには産業振興による市内経済の活性化や雇用の創出など、総合的に推進しているところであります。

これらの取組を継続をし、さらに発展をさせ、官民一体で全市的に取り組むことで、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力のある、そして安心して生活のできる地域社会を維持し、本市の最上位計画であります四万十市総合計画で掲げる将来像、「人が輝き 夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」を実現していきたいと考えております。

あくまでも今までは漠然と話しましたがけれども、実際2050年、これは希望的観測もありますけれども、自分の思いをご答弁したいと思ひます。

ご存じのように、高速道路は全て事業化になりました。2050年には全て開通をしていると思ひます。そして、当然、441号線も開通をしておりますし、439号線のトンネル辺りにかかっているのではないかなというのが希望的観測でございます。

そしてまた、内水対策につきましても、入田樋門も完成をいたしましたし、今年から河口より無堤地区の解消やっていく予定でございますので、これも一定2050年にはめどがつくのではないかなと考えております。

そして、自分として最も期待したいのは、これから無電柱化が進んでまいりますので、そうなりますと、そのときには恐らくこのまちなか、栄町あるいは一条通りを中心に、このまちなかの無電柱化が進み、本当の意味の小京都、そういう価値に、町になっているのではないかなと大変期待をするところでございます。

ただ、その一方で、どうしてもこれいろいろな産業を維持していくためには人が必要でございますので、これは、実際日本人で私はもう全て賄うということにつきましては120%不可能

であろうと思います。そうなりますと、いかに外国人材を活用しながら、一緒になってやっていって、そしてその日本全体の地域地域を守っていく、そういう形になってくるのではないかなと思いますので、その当時には恐らくまちなかにもかなりの外国の方々に来ていただいて働いていただける、そしてまた結婚をする方もいるであろうと思いますし、そういう形のほんまのグローバルな時代になってくるのではないかなと思います。

また、来年の万博におきましては、空飛ぶクルマというのが実際もうお目見えするようでございますので、そうなりますと、恐らくその2050年になりますと、空飛ぶクルマであるとかあるいは自動運転とか、そういう形が本格的に進んでまいりますので、その中でいろんな活用の利便性等々は図っていけるのではないかなと思っておりますが、これはあくまでも私の希望的観測でございます、恐らくその頃にはもう土の中におろうと思っておりますので、そんなことで、いずれにいたしましても、いろんな形にこれから挑戦をし、そしてチャレンジをしていかななくては、地方の未来はないのではないかなと思っております。

それで先ほど議員が申されました釣りバカシティー宣言、これもすばらしいよい取組ではあると思います。また、四万十市のほうには、いろんなアクティビティーとかそういう形があります。それを宣言するのも大変大事、重要ではあるとは思いますが、私もいつまで市長をやるつもりもございませんので、ぜひそのシティー宣言につきましては、後の後身の方をお願いをしたいというか、そういう形でやっていきたいと思っております。

細々した質問につきましては担当課長よりご答弁をいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、私のほうからは、少子化対策についての市の考え方、それから若者を呼び込める本市にするための施策、それから本市の情報をワンページで見える化することについて、これらにつきましては現状と具体の取組やその考え方ということになりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、少子化対策についての市の考え方でございます。

全国的に少子化が進行する中、本市におきましても、長らく200人を超えておりました出生数が、令和3年以降は3年連続で200人を下回るなど、大変厳しい状況となっております、少子化対策は、全市的に取り組んでいかなければならない最重要の課題であると認識しております。

これに向けての考え方でございますけれども、少子化対策には特効薬というものがございません。そういったことから、総合的かつ継続的な対策が必要になってくるのではないかと考えております。

それに向けてどう取り組んでいくかでございますけれども、やはり若年層の増加に向けた取組というものが柱になってくると考えておまして、若者の出会いの場の創出から、妊娠・出産・子育てに関するきめ細かい施策を網羅的に実施しながら、子供を産み育てやすい環境づく

りを推進するというのが一つございます。それに併せまして、移住施策によるUターン者も含めました転入促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

さらには、若者を増やすためには、市内に定着していただく必要がございますので、雇用の場の創出、住みやすい生活環境の整備、こういったことも必要であると考えております。これらの対策の効果は、短期間で現れるものではございませんので、今後取組を進めていく中では、社会情勢の変化等も踏まえまして、施策の効果を検証し、事業の見直しや拡充等を繰り返しながら、長期的なスパンで出生率等を高め、若者人口の増加を目指していく必要があると考えているところでございます。

次に、2点目の若者を呼び込める本市にするための施策についてでございます。

これにつきましては、昨日、金曜日の川村議員のご質問にもお答えしましたように、移住施策ということが中心になってくるとは考えておりますけれども、転出された若者を呼び込む施策にも力を入れていきたいと考えております。本市出身者がUターンされる場合には、地域の実情を一定把握されており、知り合いなども近くにいる場合が多い。そういうふうなことから、地域になじみやすいという強みを持たれておりまして、人口減少が進行する中で、地域の担い手として十分に貢献していただける人材ではないかと考えております。

また、市内に住む家がある方も多いため、他の移住者と比べて、定住につながる可能性は高く、特に若者になりますと、地域の担い手であると同時に、少子化対策としても効果が期待できます。こうしたことから、本市におきましても、Uターン者を移住促進のターゲットとしまして、今年度からは引っ越し補助制度を創設しておりまして、本年1月に行われました成人式でも制度のチラシを配布したほか、転出した若者のUターン促進に向けたPRに努めているところでありまして、Uターンのご相談があれば、就業や起業、就農等から住宅や子育てに関する情報提供など、定住につながるサポートを行っているところでございます。

しかしながら、若者を効果的に呼び込む施策としましては、まだまだ検討が必要ではないかと考えておりますので、県が行うUターン促進施策との連携も図りながら、取組を充実させていきたいと考えております。

次に、3つ目の本市の情報をワンページで見える化することについてでございます。

本市に住みたいと考えている方に対する情報提供につきましては、パンフレットなど紙媒体のほか、インターネットでは、市のホームページをはじめ、県のホームページ、それから民間事業者の移住マッチングサイトなどと連携しまして、一体的な情報発信を行っているところでございます。市のホームページでは、専用のページを設けまして、相談から移住までの流れや空き家バンクの情報、各種支援制度の概要など、移住に関する基本的な情報のほか、本市で生活していく上で大切となる医療・福祉に関する情報、それから子育て・教育に関する情報、仕事に関する情報まで幅広く発信しているところでございます。

また、移住した方へのインタビュー記事も掲載しておりまして、本市へ移住した経緯や移住

後の仕事や生活のこと、さらに本市の魅力など、ページを見た方が本市の暮らしをイメージしていただけるような情報発信にも努めているところでございます。

移住をお考えの方にとりましては、議員からも紹介がありましたように、安全・安心面、そして教育、学力に関する情報など、移住後の生活に必要な多くの情報の提供を望まれていることと思いますし、市としましても、そのようなニーズにできるだけお答えできるようにしたいと考えております。

ただ、これはホームページの見せ方などの工夫ということになりますけれども、多くの情報を詰め込むとかえって分かりづらくなったり、情報更新等の管理が困難になるというような課題もございますので、既存サイトなどで情報が得られるものについては、そこへのリンクを貼るなどして、見る方に負担がかからない工夫をしながら、必要とされる情報の充実、発信に今後さらに努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、私のほうからは、保育所の給食無償化及び一足制につきまして、2点につきまして答弁を申し上げます。

まず、保育所の給食無償化についてでございますが、保育所給食費の無償化のメリットとしましては、子育て世代の負担軽減に資する点が挙げられます。早期に取り組むべき重要課題であるとの認識から、本市においては、令和4年8月より、保育所における給食の無償化を既に実施しているところでございます。

この無償化の財源として、令和4年度は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしましたが、令和5年度につきましては、市単独により給食費無償化を継続しているところでございます。

そのことから、ご質問のデメリットというよりは、課題ということになると思いますが、給食費に代わる財源の確保は引き続き課題となってまいります。

このため、今後も引き続き国の施策において給食費が無償化の対象となるよう、市長会などを通じ、国に要望を行うなど、財源の確保に向けた取組を行っていききたいと考えているところでございます。

続きまして、一足制について答弁申し上げます。

一足制については、我々のほうの調査では、全国の保育所に関する事例に接することはできませんでしたが、小学校・中学校においては、全国で幾つか導入実績があるようでございます。学校の内外で同じ履物を履くため、上履きと下履きを切り替える手間が省けることにより、様々なメリットがあると考えられる一方、議員がおっしゃられましたとおり、雨天時や外からの泥や汚れが床等に付着しやすく、衛生的な環境を保つことが困難であるというデメリットもあるようでございます。

保育所の保育室においては、制作物の作成を行ったり、歌やリズム遊び、昼食、昼寝、おやつ、そしてお迎えまでと、一日の大半を一つの保育室で過ごします。その中で、昼食やおやつ等の食事が行われるほか、ご家庭からお預かりしている布団を敷いての昼寝など、特に衛生的な環境を要する活動もあることから、保育所における一足制の導入については、小中学校での導入以上に多くの課題があり、なかなか一足飛びにはいかないものと考えているところでございます。

しかしながら、今後、本市の小中学校において一足制の導入が検討される場合があれば、小学校との接続期の観点から、保育所における上の年齢、4歳児ないしは5歳児での導入については研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） それでは、私のほうからは、2の教育行政等につきまして4点ご質問いただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、保育所・小中学校等の給食費無償化についてというところで、小中学校の無償化につきましてご答弁を申し上げます。

メリット・デメリットにつきましては、上岡真一議員がおっしゃっていただいたとおりだというふうに私たちも認識をしております。

学校給食費の無償化につきましては、子育て世帯への負担軽減を考えた場合、大変大きな効果があるものというふうに考えております。

一方、本市におきまして、約2,200人おります小中学生の給食費を無償化するとなれば、年間1億5,000万円程度の財源が毎年必要となってまいります。これらのことから、効果は認めつつも、有効な財源が確実に確保される見通しが立たなければ、市独自で無償化することは、財政的に非常に厳しいものというふうに考えております。国におきましても、この無償化に関しましては、全国での実態の把握や課題の整理を進めるなど議論が始まっておりますので、今後もその動向には注視をしていきたいというふうに考えております。

次に、郷土愛を育むための施策についてご答弁を申し上げます。

四万十市教育委員会では、第2期四万十市教育振興基本計画の基本理念であります「ふるさとを愛し 夢と志をもって 未来を切り拓く人の創造」の実現に向け、市内の全小中学校におきまして、ふるさと教育の推進をお願いしております。各学校では、主に生活科や総合的な学習の時間、道徳の時間等を活用してふるさと学習を進めておりますが、子供たちが自分たちの住んでいる地域の自然や歴史・文化・人物等について学習を深めていくためには、教員だけでなく、地域の方や専門家の方を講師として招聘し、学ぶことが必要になってくるというふうに考えております。今年度も校区探検や地域の伝統行事、四万十川の学習、防災学習等様々な学習で地域の方々をはじめ、多くの方々にご協力をしていただきながら、各学校でもふるさと教

育を進めていくことができいております。

今後も、実際に地域に足を運んだり、体験したり、地域の方や専門家の方々から話を聞いて、周りの人々と触れ合いながら、四万十市のよさを実感できる学習を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目、一足制についてでございます。

一足制につきましては、ふだんの靴で校内生活をするにより、災害時にはそのまま避難できることや、靴の履き替えが不要となることから、議員おっしゃったとおり、昇降口での安全性や時間短縮による円滑な授業の進行などが効果として期待できるというふうに考えております。

しかしながら、現状、校舎の床仕上げが上靴で生活することを想定したつくりであることから、校庭が真砂土である本市におきましては、降雨等により靴に泥が付着することなどでの校内の環境の悪化や、また体育館において体育の授業等では、マット運動や跳び箱などで屋内用のシューズが必要となるなど、導入については様々な課題があるというふうに考えております。

現時点で、一足制を導入することは考えておりませんが、導入している自治体の状況も把握しながら、学校のニーズや導入するメリット、教育環境等を考慮しつつ、今後、本市において、その必要性が認められるような状況になるようであれば、検討させていただきたいというふうに考えております。

最後に、4点目、中学校の部活動拠点校方式についてでございます。

部活動の地域移行につきましては、本市での推進に当たり、必要な事項や課題に取り組むため、昨年11月に市内関係団体等から委員をお願いし、検討委員会を設置しており、これまで2回の検討委員会を開催しております。その中で、競技によっては、地域移行されるまでのステップとして受皿となる地域団体が整うまでの間、拠点校方式の導入についても選択肢の一つであるというふうに考えております。

拠点校方式を導入する場合には、拠点となる学校とそこに集まる学校を指定する必要があり、週末の練習は、拠点校に集まることとなるため、部活動への参加に係る移動の負担や拠点校の顧問の負担増加などを見極める必要がございます。

現時点では、4月に直ちに拠点校方式を導入する競技の予定はございませんけれども、年度途中でも拠点校方式を導入できることを高知県教育委員会にも確認をしておりますので、競技によっては、人数が少ない状況や入部希望者の状況を学校に確認しつつ、導入について検討していきたいと思っております。

なお、他市町村等からの受入れということにつきましてもご質問ございましたが、他市町村や県立中学校からの受入れにつきましては、県や関係市町村との協議も必要になってまいりますけれども、現段階では可能というふうに捉えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、私のほうからは、3番目の南海トラフ地震対策について2項目お答えしたいと思います。

まず、防災グッズや備蓄品食料についてでございますけども、南海トラフ地震対策などで防災グッズや備蓄品の防災対策に係る啓発につきましては、これまでもホームページや広報紙等で定期的に行っているところですが、今年度で申しますと、令和5年6月号で、災害への備えとして準備する物や発災時の避難行動など、4ページにわたって特集記事を掲載しております。その中では、議員が申されました非常時の準備品の具体的な例示やローリングストックでの食料備蓄の必要性、発災時の各媒体からの災害情報の入手手段などの情報を掲載しまして、そのほか大規模災害時の燃料不足に備えまして、ガソリン満タン給油の啓発や耐震化事業の周知などを行っているところでございます。

過去にも平成30年6月号からハザードマップを見てみようとして題しましてハザードマップの情報の見方や解説を定期的に掲載しまして、令和2年3月からは、南海トラフ地震へ備えを進めるためにとしまして、当時の市の地震防災アドバイザーでありました都司氏の連載を行い、令和3年3月号には、東日本大震災から10年目の節目に、市が行ってきた津波避難タワーの建設や、避難路整備などの南海トラフ地震に備えるための市の取組の紹介を行っているところでございます。

このように、地震対策につきましては、これまでも広報紙で繰り返し掲載しているところがありますけども、定期的な情報発信の必要性は、市としても十分認識しているところでございます。

令和6年度におきましても、広報紙4ページほどの特集記事を予定しておりまして、今後さまざまな情報に関し、啓発をしていこうと考えております。

周知の仕方としましては、これまでと同様に、ホームページや広報紙、LINE等での情報伝達手段を活用するとともに、学校や団体での学習会の場などにも活用しながら、繰り返し発信していきたいと思っております。

また、防災グッズや備蓄品以外の面でも、皆様ご存じだと思いますが、高知県が作成しました南海トラフ地震に備えるための情報を網羅した冊子「南海トラフ地震に備えちょき」にもイラストつきで非常に分かりやすく情報が掲載されていることから、県や国の資料等も活用し、議員が申されましたように、備蓄品の新しい品物なども出てきておりますので、工夫をしながら啓発をしていきたいと思っております。

2番目の避難所生活のマニュアルについてでございます。

避難所生活のマニュアルにつきましては、避難所の開設運営に係る基本方針をまとめた避難所運営マニュアルの中で、避難者が避難所でどのように生活するべきか、一定ルールを決めているところでございます。例えば、避難所全体のルールとしまして、避難所は、避難所運営

委員会及び避難者が主体となって運営をします。居住スペースは、土足厳禁とし、脱いだ靴は各自で保管します。それから、体育館・校舎内は全面禁煙なので、喫煙は、外の喫煙スペースでお願いしますといったものや、生活のルールとして、原則、起床時間は6時半、消灯時間は21時半やテレビ利用時間は6時半から21時まで、その他、洗濯方法やごみ処理など、各種避難所の運営マニュアルで統一的に定めております。ほかにもトイレ使用ルールや食料・物資などの配給ルールなど、基本的な事項を記載してありまして、被災した際にはこの内容を基本的に生活することになります。

このマニュアルは、避難所運営マニュアルとしまして、各避難所に常備しているところではございますが、ページ数が多いことや災害が起こらないと活用されないため、地域の方にとってなじみがないものかと思いますが、情報発信という面で広く住民の方に知ってもらう必要性はあると認識をしております。これまで、この避難所運営マニュアルを活用した地区での訓練を行ってきておりますけれども、どちらかと言いますと、運営側の訓練ということになっておりますので、議員が考えるとおり、生活する側の視点も必要であると思っております。

現在の想定では、避難生活のルールマニュアルの配布ということでございますけれども、今は避難所で掲示するような形を取るようなことを想定しておりますが、事前周知や啓発といった観点から、広報紙でのピックアップした啓発などをまず行い、それからその反響やニーズなども考慮した上で、事前に分かりやすいパンフレットのようなものを配布するかどうかということとは、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 通告書での1回目の答弁、すごい丁寧な答弁で了としたいと思っておりますけれども、確認としまして、1つだけ2回目の質問を行いたいと思っております。

本市の未来について再度問います。

住みたい町、住んでみたい町、住み続けられる四万十市にするためには、どのような町にしなければならないのか、住みたい町、住んでみたい町、住み続けられる町とは、住みやすい町ではないでしょうか。住みやすい町とは、安全性、医療の充実、文化・環境・教育・自然環境などがあります。イギリスのMONOCLE（モノクル）というグローバル情報誌が発表した世界で最も住みやすい都市ベスト25、2022年版ですが、東京が6位、京都が20位、福岡が22位に選ばれています。こういった町の魅力はどこにあるのか考えてみると、これからもずっと住み続けたい町のヒントが見つかるかと思えますし、本市についてもその魅力やどのような町にしたらもっと住みやすいのか考えてみるべきだと私は思います。若年層の定着やIUターンの増加を図るために、住みやすい町にするためには、やはり本市は自然豊かな町で暮らすための安全性、そして医療の充実、文化・環境、幼・小中学校の教育活動の充実、自然環境の充実などをさらに発信しながら、先ほど市長の答弁でもありましたが、アクティビティ宣言を行う

べきだと思います。このアクティビティーシティー宣言ですけれど、市長の次はないというふうな話も聞きますが、12年間の集大成となる4月から残る1年間で、本市の未来像を構築していく中で、市長から次の市長の引継ぎとして、アクティビティーシティー宣言もあるぞというふうなことを継いでもらいたいと思いますが、最後に市長の見解を求めたいと思います。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

今ほど上岡議員が申されましたように、私はこの四万十市、物すごい住みやすい町やなど思っております。特に、四万十市になりまして、家内共々桜町のほうに今いるわけですけれども、やはり自分よりは奥さんのほうが物すごい住みやすい町やという形で、1つにはやはり病院も近くにありますが、買物もほんまにコンパクトシティーという形で、外から来た方々につきましても、物すごい四万十市としたら住みやすいという話をよくお聞きをいたします。ただ、その中で、念願の大学だけは、文科省が認可してもらわなかったんでこれは頓挫いたしましたけれども、それ以外については物すごい住みやすい。ただ、その場合にはどうしても1つはとしっかりとした仕事の場の確保であるとか、今回も議論にありました食肉センターにつきましても、どうしても仕事の場の確保、またそういう形が必要であろうと思いますし、これから大きく時代は変わっていくと思います。やはり、これから行政におきましても、勝ち組そして負け組が、ほんまに二極化されてくるのやないかなという思いをしておりますので、それをするためにはやっぱグローバル化、そしてIT化です。そしてまた、いろんな形の取組を進めていかなくてはなりません。そこの中でも、よく言う話でございますけれども、この幡多の中心のこの中村という地域は、特に応仁の乱以降、過去においても、現在においても、これから先におきましても、ここが中心になろうと思います。特に、堤防の内側、古津賀・具同、そこをしっかりと守っていくということが、幡多全体の利便性を高め、多くの観光客の方に来ていただける、そういう形の町になろうと思っておりますので、議員が申されましたアクティビティー宣言等々につきましても、あと一年間、じっくりと検討した中でどうするか決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■議長（平野 正） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。最後の最後まで市長を引っ張り出しまして申し訳なく思っています。

私も22歳で東京から帰ってきました。やはり、四万十市が大好きでした。その前に、日体大の柔道部の監督のほうから、宮城県の仙台育英高校か大阪府の都島工業高校、どっちか選べというふうに言われましたが、長男ですので国へ帰ります。跡を継ぎます。おやじも学校の教員でしたので、跡を継ぐというのは、最終的には教員を継ぎましたが、やはり四万十市が大好きです。自然豊かで、美しい景観、赤鉄橋や沈下橋など、すてきな風景が数多く見られ、食べ物もおいしく、四季折々の私の大好きな釣りができる四万十市が本当に大好きです。今は亡き祖父

母や両親も四万十市が大好きでした。大好きな四万十市のために、令和6年度も我々18人の議員と執行部が両輪となって、四万十市のために一生懸命汗を流せることを期待をいたしまして、3回目の質問はいたしません。これで、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で上岡真一議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

明日12日は、提出議案等に対する質疑、委員会付託であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後3時24分 散会

令和6年3月12日（火） 第12日

本 会 議

3月13日（水）第13日

3月14日（木）第14日

3月15日（金）第15日

3月16日（土）第16日

3月17日（日）第17日

3月18日（月）第18日

休 会

## 令和6年3月四万十市議会定例会会議録（第12日）

令和6年3月12日（火）

### ■議事日程

#### 日程第1 第1号議案から第47号議案まで

- 第1号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について
- 第2号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第3号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について
- 第4号議案 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について
- 第5号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について
- 第6号議案 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算について
- 第8号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について
- 第9号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について
- 第10号議案 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について
- 第11号議案 令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について
- 第12号議案 令和6年度四万十市と畜場会計予算について
- 第13号議案 令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について
- 第14号議案 令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について
- 第15号議案 令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について
- 第16号議案 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について
- 第17号議案 令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について
- 第18号議案 令和6年度四万十市水道事業会計予算について
- 第19号議案 令和6年度四万十市下水道事業会計予算について
- 第20号議案 令和6年度四万十市病院事業会計予算について
- 第21号議案 四万十市水害に強い土地利用条例
- 第22号議案 四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第23号議案 四万十市表彰条例の一部を改正する条例
- 第24号議案 四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例
- 第25号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例

- 第27号議案 四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第30号議案 四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第31号議案 四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第32号議案 四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第33号議案 四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例
- 第35号議案 四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例
- 第36号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第37号議案 四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第38号議案 四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例
- 第39号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第40号議案 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第41号議案 四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第42号議案 四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第43号議案 四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例
- 第44号議案 四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例
- 第45号議案 動産の買入れについて
- 第46号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第47号議案 四万十市道路線の認定について

所管事項の調査（令和5年12月定例会より継続調査）

（質 疑）

（委員会付託）

■本日の会議に付した事件

日程第1 質疑、委員会付託

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 市 長 中平 正宏              | 副 市 長 田能 浩二     |
| 総務課長 岡本 寿明             | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁           | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也          | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡            | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳           | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 金子 雅紀           | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和          | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子       | 市民病院事務局長 原 憲一   |
| 福祉事務所長 渡辺 和博           | 教 育 長 久保 良高     |
| 学校教育課長 山崎 寿幸           | 生涯学習課長 戸田 裕介    |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 村上 正彦 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 朝比奈 雅人          | 監査事務局長補佐 名本 史織  |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|              |                |
|--------------|----------------|
| 事務局 長 西澤 和史  | 事務局 長補佐 岡村 むつみ |
| 総務 係 長 土居 和博 |                |

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第1、「第1号議案」から「第47号議案」まで及び令和5年12月定例会より継続調査の所管事項調査、以上の案件を一括議題といたします。

これより以上の議案及び各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

これより議案及び今期定例会で受理した請願の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案及び今期定例会で受理した請願の委員会付託については、付託表のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、付託表に記載のとおりそれぞれ所管常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後、予算決算常任委員会審査、明日13日及び明後日14日は予算決算常任委員会審査、15日は午前10時から産業建設常任委員会、午前11時から総務常任委員会、午後1時から教育民生常任委員会審査、16日、17日は土曜日、日曜日、18日は委員会審査の結果の取りまとめのため休会、19日火曜日午前10時会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時2分 散会

令和6年3月19日（火） 第19日

本 会 議

令和6年3月四万十市議会定例会会議録（第19日）

令和6年3月19日（火）

■議事日程

日程第1 第1号議案から第47号議案まで

- 第1号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について
- 第2号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第3号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について
- 第4号議案 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について
- 第5号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について
- 第6号議案 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算について
- 第8号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について
- 第9号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について
- 第10号議案 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について
- 第11号議案 令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について
- 第12号議案 令和6年度四万十市と畜場会計予算について
- 第13号議案 令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について
- 第14号議案 令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について
- 第15号議案 令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について
- 第16号議案 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について
- 第17号議案 令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について
- 第18号議案 令和6年度四万十市水道事業会計予算について
- 第19号議案 令和6年度四万十市下水道事業会計予算について
- 第20号議案 令和6年度四万十市病院事業会計予算について
- 第21号議案 四万十市水害に強い土地利用条例
- 第22号議案 四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第23号議案 四万十市表彰条例の一部を改正する条例
- 第24号議案 四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例
- 第25号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例

- 第27号議案 四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第30号議案 四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第31号議案 四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第32号議案 四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第33号議案 四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例
- 第35号議案 四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例
- 第36号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第37号議案 四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第38号議案 四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例
- 第39号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第40号議案 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第41号議案 四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第42号議案 四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第43号議案 四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例
- 第44号議案 四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例
- 第45号議案 動産の買入れについて
- 第46号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第47号議案 四万十市道路線の認定について

請願 1 件

請願第 1 号 商工会館建設に伴う請願
(各委員長報告、質疑)

日程第 2 陳情 1 件 (令和 5 年 12 月定例会より継続審査)
所管事項の調査 (令和 5 年 12 月定例会より継続調査)
(全員協議会)
(討論、採決)

日程第 3 決議案 1 件

決議案第 1 号 第 7 号議案 令和 6 年度四万十市一般会計予算についてに對する附帯決議
(提案理由の説明)
(討論、採決)

意見案 2 件

意見案第 1 号 訪問介護事業所への支援を求める意見書
(提案理由の説明)
(討論、採決)

意見案第 2 号 带状疱疹ワクチンの助成制度並びに定期接種化を求める意見書
(提案理由の説明)
(討論、採決)

日程追加 議長選挙
副議長選挙

日程第 4 改組の件

各常任委員の選任
議会運営委員の選任
広報広聴委員の選任
土佐西南大規模公園建設促進同盟会委員の選任
四万十市都市計画審議会委員の推薦

日程追加 追加議案

第 48 号議案 監査委員の選任について (平野 正)
(議案の上程、提案理由の説明)

■本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程追加まで

出席議員

1 番 鳥谷 恵 生

2 番 川村 真 生

3 番 澤良宜 由 美

4番 前田和哉	5番 寺尾真吾	6番 廣瀬正明
7番 山下幸子	8番 上岡真一	9番 川渕誠司
10番 松浦伸	11番 大西友亮	12番 西尾祐佐
13番 谷田道子	14番 山崎司	15番 上岡正
16番 平野正	17番 川村一朗	18番 宮崎努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平正宏	副市長 田能浩二
総務課長 岡本寿明	地震防災課長 遠近由幸
企画広報課長 武田安仁	財政課長 竹田哲也
市民・人権課長 加用拓也	税務課長 山崎行伸
環境生活課長 山本聡	子育て支援課長 中脇弘樹
健康推進課長 竹本美佳	高齢者支援課長 武内俊治
観光商工課長 金子雅紀	農林水産課長 吉田貴浩
まちづくり課長 佐川徳和	上下水道課長 池田哲也
会計管理者兼会計課長 中田智子	市民病院事務局長 原憲一
福祉事務局長 渡辺和博	教育長 久保良高
学校教育課長 山崎寿幸	生涯学習課長 戸田裕介
総合支所長兼地域企画課長 村上正彦	西土佐診療所事務局長 稲田修
産業建設課長 朝比奈雅人	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤和史	事務局長補佐 岡村むつみ
総務係長 土居和博	主幹 近藤由美

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第1、「第1号議案」から「第47号議案」までを一括議題といたします。

以上の案件に関し、各委員長の報告を求めます。

先に、山崎 司予算決算常任委員長。

■予算決算常任委員長（山崎 司） おはようございます。

予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案20件について、3月12日から14日まで委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第1号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について」、「第2号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について」、「第3号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について」、「第4号議案、令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について」、「第5号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について」及び「第6号議案、令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について」の6件の議案は、主に決算見込みによる補正と国の補正予算等に伴う補正であるとの説明がございました。

款・項ごとに慎重に審査を行った結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算について」は、款・項ごとに事業目的や財源内訳、歳出根拠等について詳細な説明を受け、審査を行いました。

物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用した取組として、米農家への出荷数量に応じた支援や対象の省エネ家電製品等購入補助、市内事業者の販路拡大に係る経費への補助等との説明がございました。

委員から、物価高騰への支援であるため、より多くの市民が恩恵を受けられるよう、どの分野にどのように配分し活用するか、そして全体のバランスを見ながら行うべきであるとの意見がございました。

また、重層的支援体制整備事業については、既存メニューに新たなメニューを加え、個人や世帯が抱える生きづらさや問題等の複雑性・多様性に対応し、様々な機関が連携して地域共生の基盤を再構築していく事業で、地域住民や関係機関に属する支援者により、相互協力が円滑に行われるよう調整する重層的支援体制の核となる多機関協働事業や既存事業のはざままでこれまで対応できなかった個別ニーズに対応する事業を行うとのことでもございました。

また、子育て支援関連では、支援事業の効果的な周知や相談内容により、適切な部署へつなぐ等の役割を担う子育てコンシェルジュの配置等の事業メニューがあるとの説明がございました。

そのほか、今年4月に開館するしまんとびあの開館記念式典及び管理運営に係る経費等の説明を受け、委員から、しまんとびあに入居するJAに対する貸貸借料の算定について意見がございました。

慎重に審査を行い、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたが、委員から附帯決議案が提出され、内容等を協議し、挙手採決の結果、賛成多数で今期定例会に提出すべきものと決しました。

次に、「第8号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について」、「第9号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について」、「第10号議案、令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について」、「第11号議案、令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について」、「第12号議案、令和6年度四万十市と畜場会計予算について」、「第13号議案、令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について」、「第14号議案、令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について」、「第15号議案、令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について」、「第16号議案、令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について」、「第17号議案、令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について」、「第18号議案、令和6年度四万十市水道事業会計予算について」、「第19号議案、令和6年度四万十市下水道事業会計予算について」及び「第20号議案、令和6年度四万十市病院事業会計予算について」の13件の議案については、事業目的や歳出根拠等について説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で予算決算常任委員長報告を終わります。

続いて、西尾祐佐総務常任委員長。

■総務常任委員長（西尾祐佐） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案5件について、3月15日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第22号議案、四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当について、これを支給できるようにし、併せて期末手当の支給割合を変更するため、所要の改正を行うものとのことでした。

今回の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当と期末手当の支給割合は、一般職員

と同じ割合となるとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第23号議案、四万十市表彰条例の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、令和7年度に開催予定の次回の表彰に向けて、県内他市の表彰条例・規則等の規定を勘案し、功労表彰の対象者の要件として規定されている市長・市議会議員・副市長等の在職年数に係る規定を削除するための改正を行うものとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第24号議案、四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例」について財政課から説明を受け、審査を行いました。

四万十市総合福祉センター等4施設の使用料・手数料について、消費税及び地方消費税の引上げに伴う改正漏れがあったため、改めて見直しを行い、所要の改正を行うものとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第40号議案、四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」について監査事務局から説明を受け、審査を行いました。

監査委員について、監査・審査・検査・調査等を確実かつ適正に実施するため、事案対応・精査・調査研究に要する時間と出務日数が増加する中、専門性、独任制である職責及び出務実態に見合った報酬額に変更するため、所要の改正を行うものとのことをございました。

委員から、「他市町村の報酬額について。」質疑があり、執行部からは、「県内及び四国内の市町村における報酬額の状況について。」答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第45号議案、動産の買入れについて」財政課から説明を受け、審査を行いました。

購入物件は、スクールミールなかむらみなみ厨房機器設備で、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、指名競争入札により株式会社中西製作所松山営業所と6,913万5,000円で契約するものとのことをございました。

委員から、「複数の厨房機器設備を一括で買入れた理由について。」質疑があり、執行部から、「今回の設備更新は、夏休みの限られた期間中に作業を完了させる必要があることから、一括での指名競争入札とした。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の案件として、令和5年度住民と議会との懇談会における意見について協議を行いました。

前回の委員会において、大学誘致事業への検証に関する意見について、今後執行部に対し、

本委員会が指定する点を踏まえた検証結果の報告を求めていくこととなっており、検証が必要な点について整理を行いました。

委員からは、当該事業に係る政策決定方法、補助金交付に係る事務処理、補助金を一般財源から交付したことによる他の事業への影響等について意見がありました。

今回取りまとめた内容を執行部へ共有し、検証結果の報告を求めていくこととなりました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で総務常任委員長報告を終わります。

続いて、寺尾真吾産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（寺尾真吾） 産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案6件、請願1件につきまして、3月15日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第21号議案、四万十市水害に強い土地利用条例」についてまちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

平成26年6月梅雨前線豪雨による甚大な床上浸水被害の発生を受け、国・県・市が一体となり、相ノ沢川総合内水対策協議会を設立し、平成28年8月には、相ノ沢川総合内水対策計画を策定した。この計画に基づき、ハード・ソフト両面の対策を進め、令和5年6月には、ハード面の整備がおおむね完了したが、これらの施設整備の効果を持続させるためには、ソフト対策も重要であることから、無秩序な開発行為の規制など、内水対策計画対象区域内における土地利用に関するルールとして本条例を制定する。

対象区域は、平成26年6月豪雨により浸水被害が発生した相ノ沢区域とし、土地利用に対して雨水の貯留や浸透を阻害する行為と洪水による氾濫水位の貯留を阻害する行為に対し、当該行為が1,000㎡以上のものに対して規制を設ける。

また、罰則についても規定することで義務違反を予防し、水害に強いまちづくりを目指すもので、約3か月の周知期間を設け、今年7月から施行するとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第33号議案、四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例」について農林水産課から説明を受け、審査を行いました。

この条例は、漁港漁場整備法に基づき、市が管理する名鹿・平野・双海の3漁港の維持管理について必要事項を定めたものであるが、今回上位法である漁港漁場整備法の改正に伴い、本条例についても改正を行う。主な内容は、法律の名称が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されること、また民間事業者が漁業以外の目的でも漁港の利用が可能となったことに伴うものであるが、本市の漁港においては、民間事業者が活用できるような空きスペースがないことから、今回の改正による大きな影響はないとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第34号議案、四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例」についてまちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

令和3年11月高知市において、届出面積を超える土砂搬入が行われるなどの条例違反が発生したが、この時点で高知市の定める土地保全条例の罰則規定に一部不備があり、検察庁が類似条例を制定している県内市町村を調査した結果、本市条例についても適切な罰則を科すことができない規定となっていたことが分かったことから、当該箇所等を改正するものであるとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第35号議案、四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例」について上下水道課から説明を受け、審査を行いました。

令和3年度の下水道審議会からの答申のとおり、基本使用料と超過使用料を各20%増額改定するもので、市民への周知期間を1年間設け、令和7年4月1日から施行するとの説明がございました。

委員から、「答申書における20%増額理由について。」質疑があり、「供用開始以降20数年間、消費税率の改定以外に使用料の改定を行っておらず、現状では下水道サービスに係る費用の全てを賄っていない状況で、一般会計より赤字補填としての繰入金を受け経営している。また、独立採算制を求められている現状を踏まえると、早急な経営の健全化が求められていることから、今回改定するものである。」との答弁がございました。

また、委員から、「使用者の負担を考えると、一気に20%の増額を改定するのではなく、段階的に増額することは検討したか。」との質疑に対しては、「下水道審議会でも同じ意見が出されたが、段階を踏んだ分だけ、一般会計からの赤字補填としての繰入れが継続すること。また、使用者にとっては複数回の値上げとなり、抵抗感が増すのではないかな等の意見があり、協議の結果、段階的な改定とはしないとの結論に至った。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第46号議案、四万十市道路線の廃止について」及び「第47号議案、四万十市道路線の認定について」まちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

市道古川1号線は、具同地区の土地改良事業で整備されたが、道路周辺の宅地化等に伴い、車両の通行量が増加し、公益性が高まったこと等から、起点を変更し、それに伴い延長も変更するため、現状の路線を一旦廃止し、新たな区間を含めた区間を市道古川1号線として認定するものであるとの説明がございました。

委員から、当該路線は、交通量が多くなっており、非常に公共性が高くなっているため、路面補修工事についても早急をお願いしたいとの意見がございました。

審査の結果、適当と認め、「第46号議案」については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、「第47号議案」については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しまし

た。

次に、「請願受理番号第1号、商工会館建設に伴う請願」について審査を行いました。

本請願書は、中村商工会議所から提出され、紹介議員である前田和哉議員から説明がございました。

中村商工会議所は、商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉増進のため昭和30年に設立し、現在所管地域内にある約2,200の商工業者のうち、約半数が会員となっている。

また、約100の団体との会議やイベント等に参画しており、実効性・信頼性・必要性については、広く認識されているところである。

一方、商工会館は、建築後51年が経過し、老朽化が著しく、また耐震基準も満たしていないことから建て替えを検討しているが、場所や資金面等、課題が多く、中村商工会議所単独での建て替えは、相当困難な状況にある。

しかしながら、南海トラフ大地震等の災害発生時には、中村商工会議所は被災事業者の相談や支援の拠点となり、地域経済の復興に努めなければならない組織であり、商工会館は、地域経済復興の拠点として必須であることから、旧中村町内市有地の活用及び財産支援について、議会に対し最大限の支援をお願いしたいとの趣旨であるとの説明がございました。

審査の結果、趣旨採択にすべきとの意見もございましたが、協議を重ね、挙手採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上とのおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

続いて、川淵誠司教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（川淵誠司） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案16件及び所管事項に関する報告事項2件につきまして、3月15日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

初めに、「第25号議案、四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

現在、令和12年度の保険料水準統一を目指した協議が進められており、被保険者の国保料・税負担の増加を抑制する必要があることから、葬祭費についても全市町村3万円で統一することとなった。本市においても、葬祭費の支給金額4万円を3万円とするため、所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行することとしているとのことでした。

委員から、「年金の支給件数は。」との質疑があり、執行部から、「例年50から60件程度である。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第26号議案、四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例」について市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

四万十市立縫製共同作業場は、建築から40年以上経過しており、その使用料の算出方法を見直す必要があると判断した。現在の月額使用料19万6,900円を11万5,670円とするため、所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行することとしているとのことでもございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第27号議案、四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例」について健康推進課から説明を受け、審査を行いました。

四万十市健康増進計画は、令和6年度が第4期計画の改正となっているが、この改正において市民の健康寿命の延伸に向けた施策を一体的に実施するため、四万十市歯と口の健康づくり基本計画及び四万十市自殺対策計画を集約した計画とする予定である。これに伴い、各計画の策定に関わる委員も集約し、再編する予定であり、その再編に当たり、委員数の上限の見直しを行うものとのことでもございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第28号議案、四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」について高齢者支援課から説明を受け、審査を行いました。

介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度の3年間で1期とする四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定した。介護保険料は、所得に応じ9段階に分けて算定しているが、国において介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者に配慮し、所得の多い段階をさらに細分化し13段階とされたことなどから、所要の改正を行うもの。施行期日は、令和6年4月1日としているとのことでもございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案、四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」、「第30号議案、四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」、「第31号議案、四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例」及び「第32号議案、四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例」について高齢者支援課から説明を受け、審査を行いました。

これらの4つの条例は、市が指定権限に有する事業の基準等を定める条例であるが、令和6年度の介護保険制度改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたため、当該4つの条例について所要の改正を行うもの。今回の改正では、省令を準用する形とし、省令と異なる部分のみ読替規定を設けるよう、各条例の全部改正を行うこととしたとのことでもございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第36号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について市民病院事務局から説明を受け、審査を行いました。

市民病院の看護師に支給している看護職務手当は、診療報酬上の看護職員処遇改善評価料による収入を原資として支給しているが、看護職員処遇改善評価料の施設基準の要件として、その年度の看護職務手当により処遇改善を行った実績額が、診療報酬の評価料による収入を下回ってはならないことになっている。入院患者の大幅な増加や支給対象者である看護師の退職や休職等により、その収入が処遇改善の実績額を上回る場合があるが、厚生労働省は、毎年7月の施設基準の定期報告までに、その上回った額を処遇改善に充てることができれば、施設基準を満たすことになることとしていることから、その対応が可能となるよう所要の改正を行うものとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第37号議案、四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について子育て支援課から説明を受け、審査を行いました。

子育て世代の負担軽減を図るため、乳幼児及び児童医療費助成制度の対象を現行の15歳年度末から18歳年度末に拡大するもの。施行日は、国による児童手当制度の拡充開始日に合わせ、令和6年10月1日としているとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第38号議案、四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

四万十市立公民館及び四万十市立文化センターの各種事業の企画及び運営について審議を行う同審議会について、本年度閉館する四万十市立文化センターを審議の対象施設から削除し、本年度開館する四万十市総合文化センターを審議の対象施設に追加するよう所要の改正を行うものとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第39号議案、四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

四万十市総合文化センターの大ホールの客席について、3階席と表示する計画であった客席を、来場者に分かりやすいように2階席と表示することとしたため、実情に合わせ所要の改正を行うものとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第41号議案、四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例」について学校教育課から説明を受け、審査を行いました。

学校基金とは、主に市所有の山林及び国と分収契約を締結し、国有地へ植林している樹木を

学校林と位置づけ、基金の財産として管理運用し、学校林の売却収入を校舎等の建設資金に充てるという目的で設置されたものであるが、木材価格の低迷等から、これまで学校林の木材が売却されることがなかったため、実際には運用実績がない基金となっていた。また、立地場所等の関係からも収益が見込めない状況にあることや学校林の売却を行わなくても学校が建設できない状況にはないことから、設置当初の目的にかなわない状況になっていると判断し、廃止するものとのことをごさいました。

委員から、「学校林は返すことになるのか。」と質疑があり、執行部から、「市所有の山林については、関係課と協議し、移管を進めていく予定である。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第42号議案、四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

令和6年3月31日で閉館する四万十市立文化センターに係る同条例について、閉館によりその設置目的を失うことから廃止するものとのことをごさいました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第43号議案、四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

文化複合施設整備の完了に合わせて廃止するもので、預金期間の満了日である令和6年5月31日の利息積立て後に全額を取り崩すこととし、施行日を令和6年6月1日としているとのことをごさいました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第44号議案、四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

文化複合施設の整備検討や管理運営計画に関することについて協議する附属機関として設置していた四万十文化複合施設整備検討委員会について、同施設の整備検討や計画策定段階を終えたことに伴い、本条例を廃止するものとのことをごさいました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、所管事項に関する報告事項として、四万十市障害者プランの策定について及び四万十市自殺対策計画期間の見直しについて、福祉事務所から報告を受けました。

四万十市障害者プランについては、障害者総合支援法89条の3に基づき設置している四万十市障害者自立支援協議会に意見を求め策定しており、現在、同協議会に諮った案のパブリックコメントを実施している。パブリックコメントの期限を令和6年3月21日としており、意見があれば加除修正し、同協議会の会長と調整の上、最終校正し、市長決裁を受け、令和5年度内の計画を策定する予定としているとのことをごさいました。

また、四万十市自殺対策計画期間の見直しについては、実効性の確保や健康推進課が策定す

る健康増進計画の見直し時期による調整等から、現行の計画期間の最終年度を令和5年度から令和7年度に2年間延長するもの。令和6年度は、福祉事務所において、これまでの自殺対策に係る取組の評価を行い、健康増進計画への編入を目的として、同計画に係る整理案の作成等を行うとのことをございました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で教育民生常任委員長報告を終わります。

これにて各委員長報告を終わります。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 質疑なしと認めます。よって、各委員長報告に対する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第1に日程第2、日程第3、日程第4を追加し、一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、日程第1に日程第2、日程第3、日程第4を追加し、一括議題といたします。

~~~~~

■議長（平野 正） お諮りいたします。

これより意見調整のため全員協議会を開きたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のため全員協議会を開きます。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午後3時0分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

欠席の届出が参っております。久保教育長、他の公務のため欠席、以上のおり報告いたします。

これより議案に対する討論、採決に入ります。

「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算について」討論を行います。

先に、原案に反対の議員。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算について」、歳入、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の建物に含まれる四万十市総合文化センターの高知県農業協同組合に対する賃貸借料額について反対の立場で討論をさせていただきます。

私、一般質問でも冒頭、市の学習課が、古津賀の建物を約157㎡お借りして、1か月の賃料が25万円でお借りしておりました。今回の議案で出ている農協さんにお貸しする建物350㎡で1か月の貸し料は24万円弱でございます。面積も半分以下、言い換えれば面積も半分以上の建物が25万円よりか安く24万円、市民は到底納得するものではないというふうに私は思っております。

前置きはそこら辺にして、内容についてご説明いたします。

今回の当初予算では、予算計上は年額286万1,000円でございますが、この額は50年間の平均であります。民民の契約においてもあり得ない。平均で年額を計算するのではありません。そして、市には、条例・規則があります。その中でも平均で貸し付けるという項目は、私が幾ら探してもありませんでした。また、四万十市の条例・規則に基づき賃料が今言った理由でされておられません。条例・規則では、当該建物となっておりますが、JAの建物で算出しております。JAの建物は、6,769万2,450円と備品のイスターカーテン518万円を加えて7,287万2,450円の7%を乗じた額が予算計上の額になっております。当該建物は、JAの建物ではありません。当該建物は、文化複合施設で分割した建物の額が1億5,040万円であります。それに7%を乗じた額、1,073万8,000円でございますが、事業の公共性・公益性に鑑み、財産の交換、譲渡、無償貸付に関する条例第4条第1項第1号に、普通財産の減額貸付けができるとなっておりますので、私は、貸付額の50%に減額して、年額5,369万円と変更すべきと強く思っているところでございます。

また、土地貸付けについても、条例では4%というふうになっておりますが、当市の土地・建物を一緒に貸してるところがあります。そういうところは、土地代を4%免除しているわけでございますので、行政の公平性、そういう点からも土地については、貸付料を入れなくてもいいというふうに私は判断しているところでございます。

また、農協の建物、先ほどお話しした6,769万2,450円ですが、それに今回の計上分は備品であります。イスターカーテンの518万円を加えての7%でございます。私は、このイスターカーテンについては、市が農協の備品を立て替えてるわけでございますので、別途に協議をさせていただいて、備品分については、この予算に含めず、別途に払っていただく、そういう形に直すのが適当と思っております。どうか今私が述べたように、この予算計上は、50年の平均をして計上しよる、一つは。もう一つは、当該建物やなくて、農協の建物を基準に算定しとる。その上、備品を入れて算定しとる、そのことについて、当然私は賛同できるものではありません。

ん。どうか議員各位、本議案にどうぞ反対をしていただきたい。心よりお願いをして、反対討論といたします。

■議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

宮崎 努議員。

■18番（宮崎 努） それでは、「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算について」賛成の立場で討論させていただきます。

今、上岡議員からいろいろご意見を賜りました。ただ幾つかはしょられているところがあるんじゃないかなというふうに思います。

まず、前提として、このJAと一緒にここを整備をしなければ、これは旧町内の人たちの望みですけども、新しい総合文化センター、具同に行けば、古津賀に行けば広い土地はあります。もっと外側に行けば使っていない農地、たくさんありますけども、やはりまちなかに欲しい、シンボリックに欲しい、そういったことをJAと一緒にやらなければ、実現できなかった。例えば、周りの地区の方が、それができることによってにぎわう、そういった選択肢もありますが、やはり多くの市民の皆様がまちなかのほうに希望をされたらと、私は考えております。その中でJAさんと協力体制の下でこういった形、今の形で間もなく完成を迎えようとしている。その中で市の財務規則第111条第1項のお話がありました。これに関して金額の話をいろいろとされておりまして。そこに関しては、確かにそのとおりであり、今回の定めた基準というのは、いささか先ほどおっしゃられたとおり、JAの建物を活用したこと、そして年の割方が特殊だということ、それもあるとは思いますが。ただ、これに関しては、JAとの協議の中で移転補償であったり、あれだけの土地をJAさんが土地の交換と一緒にやることで準備ができた。あそこにできて、その補償費は払わずに終わった。ただ、その点をうやむやに幾ら払うべきで、それを払ってなくて、その分をどういうふうに還元して、そういうところが一切入っていない。そういうのを勘案して決めましたって、そのやり方のところは問題が確かにあると、おっしゃるとおりだと思います。ただこの財務規則第111条第1項には、第3号というのがあって、これによりますと、前2号、先ほどの4%、7%の土地と建物の話がありましたけども、その規定に対して、それにより難しい場合は、貸付けの様態を勘案して、市長が定めるところによる、これには沿っているわけです。かといって、市長がこれを好き勝手に決められたら、市民はたまったもんじゃない、議会としてもばかなことを言ってるというふうに言わざるを得ません。その点について、やはり明確な回答・説明、市民に対して、議会に対して、それは求めてまいりましたが、なかなかそのところまで至っておりません。だからこれに反対をするという議員がいらっしゃる。であれば、我々は、特に私は、後に提案されます附帯決議、これは委員会条例、予算決算委員会の中でも可決されたものですが、そういったことに対して市民に納得がいく、市民が明確に分かる、そういった形の価格交渉を求める決議でございますが、そういった形をしてこの予算の来年以降、今年はまだ契約されている分ですから、来年以降、真摯

に向き合ってくださいという内容でございます。それをもつての形で私は十分だと思いますので、この「第7号議案」には賛成するものです。

また、前の別の議案でも申し上げましたが、これは一般会計の当初予算です。これを可決・否決で解決して、これを否決してしまったらどのような事態になるか、皆さん想像はつくと思います。ほかにもたくさんの予算があつて、4月1日以降、執行していかなければならない全てのものを否定する。議会がそれをする事の責務はどうするんですか、このことを問いたい、皆さんに。じゃあ、予算に納得がいかなところがあつたら反対できないのか。いいえ、そうじゃありません。きっちりと修正動議をかけて、準備をして、議員はその前から議案が示されているわけです。その予算書を見て納得ができないのであれば、その準備をして、修正の準備をし、一般質問でそれを行い、それでも結果が得られない、そういうことであれば、その修正動議を出して予算を修正して、この部分だけやればいいんです。

冒頭、反対討論の中で、一般会計予算の中の細かいところをおっしゃってここに反対っていうふうにおっしゃいましたが、今ここで諮られているのは、「第7号議案」全ての1年分の一般会計の予算ということをもう一度考えていただきたい。修正権もある、やり方は議会に幾らでもある、これを飛ばして、もう全てやめた、これは議員としてあまりにも自覚がなさ過ぎます。その意味も込めて、皆さんには賢明なご判断をいただきたい、その思いでこの場に立っております。私も市の今回について100%納得しているわけではないですが、ただ市民生活が安泰するために、この「第7号議案」に関しては、皆様のご賛同をいただきたい、そういう思いでここにあります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

■議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） それでは、「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算について」に反対する立場で討論を行います。

私も上岡議員が指摘をしました土地建物貸付収入、総合文化センター建物貸付料、この1点に反対をするものであります。この適正価格を求めたいと思っております。

令和5年9月定例会において、この補正予算をめぐってやはり賛成・反対の討論が行われたと記憶をしております。その場で私も反対討論をいたしましたが、賛成討論をされた方の中にも、この額はやっぱりちょっとと、疑問を呈されていたように記憶をしております。

また、多くの議員が、この金額はどれも高いのではないかと、そういう意志を示されていたように思います。

そして、私のところにも市民から、あれは高いのではないかとという声も届いておりましたから、当然市役所にもそのことは伝わっているのではないかとというふうに思っております。そういう中で、当然この額につきましては、変更して今回、増額をして出てくるものとばかり思っておりました。

ところが、同じ金額でこれが出されたということであります。私は本当にそれに驚いて、これはやはり反対をしなければならない、この1点に限って反対しなければならないと思ったわけであります。相場は、前回もお話をしましたが、不動産の関係者に聞きますと、大体60万円から70万円だという話がありました。それに比べてもこの24万円というは、大変安い。そして条例・規則にのっとったものかどうかということにつきましては、先ほど上岡議員が詳しく話をされましたし、宮崎議員もそのことについては触れられております。四万十市財務規則第111条、この件につきましても、1号・2号・3号あって、私もやっぱり1・2できちんとすべきだと思うんです。3については、宮崎議員もそのことを言われましたけれども、前2号に定める規定により難しい場合はと、より難しい場合なんです。そこに限って貸付けの様態を勘案して市長が定めることができる、そうなっています。

しかし、これは建物もはっきりしていますし、状況は分かるわけです。だからより難しいとは言えないと思うんです。やはりあくまで1号・2号これに従って計算をした上で、きちんとした数字を出した上で、なおかつもう一つの条例で減額ができるというものがあります。それをいろんなこれまでの経過がありますので、その経過を減額という形で、50%にするのか40%にするのか30%にするか、そういったことを市内でしっかりもんでいただいて決定をしていただいて金額を出せば、かなりの数字が出てくるのではないかと思うんです。それをずっと50年で割ってということではなくて、やっぱり減価償却ということを取り入れてきちんと出していけば、私は、市民は納得する数字ではないかと、そのように思っております。

宮崎議員が、全部のこれは予算に反対をすることになって、立ち行かなくなるんじゃないかと、その責任をどう考えるだという話もありましたけれども、確かに執行部の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますけれども、やはりここの部分の予算を修正したものを再度議会へ提出をし直していただく、そういうことは私はお願いをしたい。そのためにここで反対をしております。もしここが否決をされたということになれば、場合によって市長は10日以内に再議に付すこともできます。

また、義務的経費に関しては、予算を専決処分で執行することも可能です。また、時限的な予算、暫定予算というものを組んで、市民に迷惑がかからないような運営も可能なわけですから、私たち議員としては、どうしてもここには問題があると、これは許せない、おかしいと思うことについてはきちんと指摘をしていかなければならない、そのように考えております。

そういった点でこの予算に反対をするということをどうかご理解をいただいて、議員各位のご賛同をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

■議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 以上で討論を終了いたします。

これより本案について電子表決による採決を行います。

小休いたします。

午後 3 時 24 分 小休

午後 3 時 24 分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

お諮りいたします。

小休にいたします。

午後 3 時 25 分 小休

午後 3 時 28 分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することについて、賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

■議長（平野 正） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 表決漏れ忘れなしと認め、採決を確定いたしたいと思います。

（賛否表明）

■議長（平野 正） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

「第 1 号議案、令和 5 年度四万十市一般会計補正予算（第 8 号）について」、「第 2 号議案、令和 5 年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第 2 号）について」、「第 3 号議案、令和 5 年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第 4 号）について」、「第 4 号議案、令和 5 年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）について」、「第 5 号議案、令和 5 年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第 4 号）について」、「第 6 号議案、令和 5 年度四万十市病院事業会計補正予算（第 2 号）について」、「第 8 号議案、令和

6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について」、「第9号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について」、「第10号議案、令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について」、「第11号議案、令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について」、「第12号議案、令和6年度四万十市と畜場会計予算について」、「第13号議案、令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について」、「第14号議案、令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について」、「第15号議案、令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について」、「第16号議案、令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について」、「第17号議案、令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について」、「第18号議案、令和6年度四万十市水道事業会計予算について」、「第19号議案、令和6年度四万十市下水道事業会計予算について」、「第20号議案、令和6年度四万十市病院事業会計予算について」、「第21号議案、四万十市水害に強い土地利用条例」、「第22号議案、四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」、「第23号議案、四万十市表彰条例の一部を改正する条例」、「第24号議案、四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例」、「第25号議案、四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、「第26号議案、四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「第27号議案、四万十市健康福祉増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例」、「第28号議案、四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」、「第29号議案、四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」、「第30号議案、四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」、「第31号議案、四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例」、「第32号議案、四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例」、「第33号議案、四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例」、「第34号議案、四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例」、「第35号議案、四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例」、「第36号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「第37号議案、四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」、「第38号議案、四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例」、「第39号議案、四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「第40号議案、四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」、「第41号議案、四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例」、「第42号議案、四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、「第43号議案、四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例」、「第44号議案、四万十市文化複合施

設整備検討委員会設置条例を廃止する条例」、「第45号議案、動産の買入れについて」、「第46号議案、四万十市道路線の廃止について」、以上45件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、以上45件の議案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、「第47号議案、四万十市道路線の認定について」を採決いたします。

以上の案件の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定いたしました。

次に、今期定例会で受理した請願1件について討論、採決を行います。

「請願受理番号第1号、商工会館建設に伴う請願」についての産業建設常任委員長報告は採択であります。

本請願について討論を行います。

先に、原案に反対の議員。

川村一朗議員。

■17番(川村一朗) 中村商工会議所の商工会館建設に伴う請願に対しまして、趣旨採択の立場で討論に参加をいたします。

中村商工会議所の日頃の活動が四万十市の経済に貢献されていることは、多くの市民が認めるところです。

また、商工会は、国や県からも助成があり、自らが利益追求をする組織ではなく、会館の建て替えにおいても、全国の例を見ても大変であるということは十分想像ができるわけです。

しかし、市有地で中村堤防内のまとまった土地となりますと、明らかに四万十市立文化センター跡地を意味します。四万十市立文化センターの跡地活用に際しましては、以前から地域の区長から集会所施設の要望など、多くの要望があるわけですので、市有地活用の執行権を持つ市として、四万十市立文化センター跡地の活用が明確に示されていない中で、執行権を持たない議会が、この請願に現段階で賛成するということは時期尚早と考え、商工会館建設に伴う請願に反対をするところであります。ご賛同よろしくお願いいたします。

■議長(平野 正) 次に、原案に賛成の議員。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 次に、原案に反対の議員。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 次に、原案に賛成の議員。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 以上で討論を終了いたします。

これより本請願について電子表決による採決を行います。

お諮りいたします。

本請願を採択することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

■議長(平野 正) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

(賛否表明)

■議長(平野 正) 賛成多数であります。よって、本請願は採択と決しました。

~~~~~

■議長(平野 正) 日程第2、次に、令和5年12月定例会より継続審査の陳情1件について討論、採決を行います。

「陳情受理番号第2号、旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」の教育民生常任委員長報告は一部採択であります。

本陳情について討論を行います。

先に、原案に反対の議員。

寺尾真吾議員。

■5番(寺尾真吾) それでは、本陳情に対しまして、反対の立場で討論を行います。

本陳情書では、今回扱っているのは、陳情項目の1の項目説明文であります四万十市は、子供たちの意見や権利を尊重することと、2の下田保育所・下田小学校を高台移転すること、そして3番目の下田地域に小中一貫校の設置検討を早急にすることの3つの項目になります。

端的に反対、不採択の理由とすれば、昨年12月議会におきまして、3の陳情項目であることについて、議会では不採択という結論が出ています。そのために今回の陳情案件につきまして、1から3までの陳情項目を一括で採択または不採択をすることを議会として決めた中においては、この3の陳情項目の部分の不採択をもって、今回は不採択という判断を行います。

ただ、1と2もありますので、この2つの項目についても私の考えをお伝えさせていただき

ます。

2の項目、下田保育所・下田小学校の高台移転することについては、現状では賛同しかねる状況です。

これは、下田保育所・下田小学校のそれぞれで高台に上げるべきかどうか、それぞれの施設によって考え方は異なります。

また、この判断については、今回の検討会で出た取りまとめの意見を基に執行部が検討し、議会に対して提案しますので、その内容を含め慎重に検討を重ね決断していきたいと考えております。私の思いは、四万十市の全ての子供たちのために、よりよい四万十市を残していくことです。そのために慎重に判断いたします。

最後に、1の項目、四万十市は子供たちの意見や権利を尊重することは、この言葉どおりですと賛同できます。私も今回の議会にて竹島小学校の放課後子ども教室の現状について、子供のこの場所は寒いという声を議会へ届けました。子供たちの意見を市民の代表の一人の議員として尊重していきたいと考えます。

しかしながら、今回の子供たちの意見や権利を尊重すること、この言葉の指す意味として何を尊重することにつながるかと言えば、陳情の趣旨・理由に書かれている文章だと理解しています。読み上げます。

下田保育所・小学校等の高台移転、小中一貫校の設置などについて意見表明権、生命を守る権利を行使し、要望しました、ここにつながると考えています。こう考えると、2と3の陳情項目の要望実現を尊重してほしいと言い換えられます。そのために1の項目についても、今回私は不採択という判断です。

以上で反対討論を終わります。議員各位の賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） それでは、私はこの陳情に対しまして、賛成の立場で討論に参加をいたします。

陳情項目につきましては、先ほど寺尾議員から説明があったとおり、この1・2・3であります。そして、教育民生常任委員会で検討した結果、1と2は全会一致で採択、しかし3が不採択、意見が分かれまして不採択となりましたので、教育民生常任委員会としては、一部採択という判断をしたのでございます。したがって、1と2は、私は問題ないと思うんですけども、改めて2のことについては申し上げておきたいと思っております。

下田保育所・下田小学校を高台移転すること、これは、旧中医学研究所・旧下田中学校有効活用検討会、これが5回にわたって約8か月慎重に議論を重ねてまいりました。しかもその会だけではなくて、現地調査や現地での学習も含めて精力的に働きをされたと思っております。その中で第5回目に出した結論が、子供の生命と安全を最優先として、この下田小学校・下田

保育所は高台移転するんだという方針であります。このことにつきましては、先日の3月8日の私の一般質問で、市長にもこのことに対する決意を伺いました。市長は、この方針に沿って進んでいくでしょうと。市長は、経験と人脈をフルに活用をして国や県の予算を獲得する努力をしていきたいと、そのように表明をされております。まさに本当に市民の願い、地域の願いでありまして、それを議会がストップする、止めるということがあつては絶対ならないと、私は特にこの2番については思うところあります。もちろん1番は、子供たちの意見や権利を尊重することですから、これも委員会では全会一致でありました。

そして、3番なんですけども、3番については、下田地域に小中一貫校の設置検討を早急にするということで、直ちに建てろということではありません。もちろん当初、地域の人たちは、中学校を残したいという思いで活動をされていましたが、もう時間的に余裕がない、難しいという状況の中で、今後も含めて小中一貫校が必要であろうということで設置の検討をお願いしたいという内容ですから、これについても私は反対すべき内容ではないと、そのように思います。したがって、陳情項目1・2・3につきましては、ぜひ皆様に賛成をしていただきたい、そのようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。どうかよろしく願いいたします。

■議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私は、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど川渕議員、寺尾議員から、賛成・反対の立場でご議論がなされました。私は、その二人の討論を聞いて、それぞれの立場でなるほどと思ってるわけですが、私は何よりも1から3の中、それぞれ議員が討論の中で内容については説明いたしましたので繰り返しませんが、私は、2の高台移転については、いつ地震が来るか分からん、そういうことがあるわけです。行政また政治に携わる議員の我々は、特に小さい保育園、小学生の命を守らないかんと、最優先だと、そういうことがあるわけですから、当然、この陳情、下田地区の4人の区長さんからの陳情でございます。命を守らないかんと、いつ来るか分からん、そのことであまりこの陳情を延ばしたり、再検討したり、そういうことにはならないと思っております。1については反対の方も、これに付随しとるから3に2にというご意見もあったと思いますけれど、やはり国の流れからしても、子供の意見を尊重する、それについて私は何ら問題がないと。

そして3について意見が分かれるところだろうと思いますが、私は小中一貫校をどっかにつくるべきやと思っております。それが下田地区なのか、どこなのかというのは、検討することもあるかとも思いますが、私は大きな西中学校、中村中学校、そして西土佐にある西土佐中学校ですが、中村地区の方が、仮に西土佐に小中一貫校をつくってもなかなか行きづらい、距

離的に。そういうことも踏まえて、やはり検討することは、執行部に早急に進めてもらいたい。それを検討して駄目なのか、いいのかは、また論議をすればいいことであって、そういうことで何らこの陳情に反対する理由はありません。どうか議員各位のこの陳情に対して賛同いただくように心よりお願いして、賛成討論とさせていただきます。

■議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 以上で討論を終了いたします。

これより本陳情について電子表決による採決を行います。

お諮りいたします。

本陳情を採択することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

■議長（平野 正） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 表決漏れ忘れなしと認め、採決を確定いたします。

（賛否表明）

■議長（平野 正） 賛成少数であります。よって、本陳情は不採択と決しました。

次に、令和5年12月定例会より継続調査の所管事項について決定を行います。

所管事項の調査については、各常任委員長報告並びに議会運営委員長報告は継続調査であります。

以上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、所管事項の調査については各委員長報告のとおり決しました。

次に、議会改革特別委員会から最終調査結果が報告され、その任務は終了であります。

以上、議会改革特別委員会の任務の終了についてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会は任務を終了することに決しました。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第3、「決議案第1号、第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議」について提案理由の説明を求めます。

寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） それでは、「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議」を提案します。

附帯決議の内容については、文書を読み上げにて説明に代えさせていただきます。

「第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算」の歳入、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の土地建物に含まれる四万十市総合文化センターの高知県農業協同組合に対する賃貸借料について、下記事項に十分留意し、適切に執行することを強く求め、決議する。

1、四万十市総合文化センター周辺及び類似施設や他市の事例も含め賃貸借料を調査し、その情報を踏まえた上で諸般の事情に鑑み、賃貸借料の値上げ交渉に当たること。

2、四万十市総合文化センターで行われる官民の事業及びイベント等に対して、高知県農業協同組合のさらなる協力を求めること。

以上、決議する。

以上のお通りであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

「決議案第1号、第7号議案、令和6年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議」について討論を行います。

先に、原案に反対の議員。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

午前中の全員協議会の中で協議した中、文言修正をお願いをしました。

しかし、提案者から文言修正に応じていただけなかった。文言修正については、だんだんに言われておりましたが、私は、やはりこの附帯決議案では、条例・規則にのっとってとか、もう一つは、50年の平均で今現在しております。その分の解消の文面をお願いしたかったわけですが、そのこともありませんでした。

附帯決議案については、私はある意味では賛成をしたいのでございます。

しかしながら、規則・条例に基づいてとか、また50年の平均ですので、減価償却部分を明確にした上で交渉に臨んでいただきたいと言うのであれば、2つ賛成、両手を挙げて賛成するわけですが、どうしてもこの内容では、私は賛成ができないわけですが。どうかその辺も酌み取っていただいて、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

■議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 次に、原案に反対の議員。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 次に、原案の賛成の議員。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 以上で討論を終了いたします。

これより本案について電子表決による採決を行います。

お諮りいたします。

本案を採決することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

■議長(平野 正) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) 表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

(賛否表明)

■議長(平野 正) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、「意見案第1号」及び「意見案第2号」を議題といたします。

初めに、「意見案第1号、訪問介護事業所への支援を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

寺尾真吾議員。

■5番(寺尾真吾) それでは、訪問介護事業所への支援を求める意見書の提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

内容は、文書読み上げにて説明に代えさせていただきますと思います。

厚労省が決定した2024年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の来年度以降の経営はさらに厳しくなると事業所より声が上がっており、支援が望まれている。2024年度の介護報酬は、介護サービス全体で1.59%のプラス改定、うち0.98%は介護職員の賃上げだが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引下げとなった。基本報酬の引下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて、訪問介護は全体的にはほかの介護サービスより経営が安定しているという結果が出たことにある。

しかし、地方の訪問介護の現実には、市街地から遠方で暮らす被介護者の介護サービスの提供もあり、効率的な経営は難しく、経営実態は調査結果とかけ離れている。

また、介護報酬は、公定価格のため、ガソリン代や介護物品等の価格上昇があるにもかかわらず

らず、価格転嫁も難しい。これにより経営の悪化に拍車がかかっている。

そのため、今回の引下げによる地方の訪問介護サービスが立ち行かなくなってしまうと、現状の介護施設数から考えると、入所待ちが出てしまうこと、入所させる費用が賄えない家庭により介護難民が増えることが予想され、介護を自ら行わなければならないことから、介護離職を引き起こし、地域の働き手の減少と収入の減少により生活が苦しくなる家庭が増えることが容易に想像できる。高齢化率が高まる私たち地域において、訪問介護事業者の経営安定は、地域社会に必要な不可欠だと考える。

よって、高知県には、在宅介護を必要とされている方に安定した介護を提供できるよう、訪問介護事業所を支援することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。どうぞ議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

「意見案第1号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「意見案第1号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

「意見案第1号、訪問介護事業所への支援を求める意見書」について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、「意見案第2号、带状疱疹ワクチンの助成制度並びに定期接種化を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 带状疱疹ワクチンの助成制度並びに定期接種化を求める意見書（案）。

なお、この意見書（案）は、山下議員と私の共同の提案として提出させていただきます。

読み上げて提案をさせていただきます。

带状疱疹は、過去に水ぼうそうに罹患した者が、加齢や過労・ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏している带状疱疹ウイルスが再活性化し発症します。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に一人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のためにワクチンが有効とされていますが、費用が高額であること

が課題です。帯状疱疹による神経の損傷によってその後も痛みが続く帯状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎や額面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われています。

よって、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性並びに安全性等に係る評価を早急に行い、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実現するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。議員の皆さんの賛成をお願いします。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

「意見案第2号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「意見案第2号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

「意見案第2号、帯状疱疹ワクチンの助成制度並びに定期接種化を求める意見書」について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま意見案が議決されましたが、その条項・字句・数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

16時25分まで休憩いたします。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 再開

■副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま平野 正議長から、議長職の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■副議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■副議長（山崎 司） 地方自治法第117条の規定により、平野 正議長の退場を求めます。  
（議長 平野 正議員 退場）

■副議長（山崎 司） 事務局長に辞職願を朗読していただきます。  
（議会事務局長 朗読）

■副議長（山崎 司） お諮りいたします。  
平野 正議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■副議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、平野 正議長の議長辞職を許可することに決しました。

平野 正議員入場を認めます。  
（16番 平野 正議員 入場）

■副議長（山崎 司） ただいま辞職が許可されました平野 正議員からご挨拶がありますので、お聞き取り願います。

■16番（平野 正） 登壇を許されましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議長辞職に当たりまして、各位から大変なご支援をいただきまして本当にありがとうございました。

思い起こせば、令和4年4月の議会から2年間議長として大変皆様方にはお世話になりました。深く感謝の意を表します。

民主主義の地方議会は、申すまでもなく二元制が取られております。首長と議会とが一心同体となって前へ前へ参っていくのが議会ではなかろうかと私は思っています。この中で議会の運営に議長として従事できたこと、私は幸せに存じております。

議長は、常に公正な立場で議事を運営していかなければなりません。地方自治法第96条には、議会の権限が列挙されております。総務・産業建設・教育民生各分野が、常に住民福祉の向上を目指しており、四万十市政の発展を目指しております。

お世話になりました。市長をはじめ執行部の皆さん、議員各位の皆様方、長い間大変お世話になりました。

以上で私の退任の挨拶を終わります。本当にありがとうございました。

■副議長（山崎 司） 以上で平野 正議員の挨拶を終わります。

~~~~~

■副議長（山崎 司） お諮りいたします。
会派代表等による議長の推薦及び議長立候補者の所信表明のため、全員協議会を本会議場に

おいて開きたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■副議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、全員協議会を本会議場で開くことに決しました。

本会議を暫時休憩いたします。

午後4時30分 休憩

午後4時45分 再開

■副議長(山崎 司) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りをいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■副議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

~~~~~

■副議長(山崎 司) これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

■副議長(山崎 司) ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

■副議長(山崎 司) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■副議長(山崎 司) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

■副議長(山崎 司) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票を願います。

点呼を命じます。

[職員点呼、投票]

■副議長(山崎 司) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■副議長（山崎 司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

■副議長（山崎 司） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川淵誠司議員及び鳥谷恵生議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

■副議長（山崎 司） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 2票

有効投票中

宮崎 努議員 14票

川村一朗議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、宮崎 努議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宮崎 努議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました宮崎 努議員よりご挨拶がありますので、お聞き取り願います。

■議長（宮崎 努） ただいま2回目の議長ということで皆さんからご指名いただきまして務めさせていただくことになりました。

先ほど多く申し上げましたので、この場ではもうこれ以上申し上げませんが、気持ちは皆さんと一緒によりよい議会を、この一点に尽きております。ただ公正なる議会、そういった運営の中で、古いことは守りながら、しかし変えていくべきことは新しいことに変えながら、皆さんと一緒にいろんな挑戦をしていきたいと思っておりますので、どうかご協力のほどこれまで以上にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

■副議長（山崎 司） 以上で挨拶を終わります。

宮崎 努議長、議長席にお着き願います。

小休にいたします。

午後4時54分 小休

午後4時56分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

四万十市会議規則第9条には、会議時間17時までとなっておりますが、まだ議事がございますので、このまま延長して開催したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長して会議を継続することを決定いたします。

ただいま山崎 司副議長から副議長職の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 地方自治法第117条の規定により、山崎 司副議長の退場を求めます。

（副議長 山崎 司議員 退場）

■議長（宮崎 努） それでは、議会事務局長に辞職願を朗読させます。

（議会事務局長 朗読）

■議長（宮崎 努） お諮りいたします。

山崎 司副議長の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、山崎 司副議長の副議長辞職を許可することに決しました。

山崎 司議員の入場を認めます。

（14番 山崎 司議員 入場）

■議長（宮崎 努） ただいま辞職が許可されました山崎 司議員からご挨拶がありますので、お聞き取り願います。

山崎 司議員。

■14番（山崎 司） 副議長職の退任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この2年間、平野議長の補佐役といたしまして、微力ながら一生懸命努めてまいりましたが、至らなかった点も多数あったと存じます。議員の皆様にはどうかお許しをいただきますとともに、心からのお礼を申し上げます。

また、中平市長をはじめ執行部の皆様には、大変お世話になりました。ありがとうございました。

執行部の皆様には、退職をされる方もいらっしゃるとお聞きをしております。第二の人生をどうか頑張ってくださいようお祈り申し上げまして、簡単ではございますけれども、退任に当たりお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で山崎 司議員の挨拶を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） お諮りいたします。

会派代表等による副議長の推薦及び副議長立候補者の所信表明のため、全員協議会を本会議場において開きたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、全員協議会を本会議場で開くことに決しました。

本会議を暫時休憩いたします。

午後5時1分 休憩

午後5時7分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

■議長（宮崎 努） ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

■議長（宮崎 努） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

■議長（宮崎 努） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔職員点呼、投票〕

■議長（宮崎 努） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

■議長（宮崎 努） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に廣瀬正明議員及び澤良宜由美議員を指名いたします。よって、両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

■議長（宮崎 努） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 3票

有効投票中

上岡真一議員 14票

谷田道子議員 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、上岡真一議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました上岡真一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選された上岡真一議員よりご挨拶がありますので、お聞き取り願います。

■副議長（上岡真一） 先ほど副議長に、どうもありがとうございました。

まだ2期目の後半ということで、年齢も低く申し訳ない気分でございますけれども、議長を全面的に補佐し、議会運営が進行するように努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。2年間よろしくお願いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で挨拶を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第4、各常任委員等の改組の件を議題といたします。

本会議を暫時休憩いたします。

午後5時16分 休憩

午後5時55分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早退の届出が参っております。山崎 司議員、家事都合のため早退、以上報告いたします。

これより各常任委員等の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員等の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員に澤良宜由美議員、廣瀬正明議員、上岡真一議員、上岡 正義員、平野 正義員、川村一朗議員の6名を、産業建設常任委員会に鳥谷恵生議員、寺尾真吾議員、山下幸子議員、大西友亮議員、西尾祐佐議員、宮崎 努の6名を、教育民生常任委員に川村真生議員、前田和哉議員、川渕誠司議員、松浦 伸議員、谷田道子議員、山崎 司議員の6名を、予算決算常任委員に全議員18名を指名いたします。続いて、議会運営委員に川村真生議員、前田和哉議員、寺尾真吾議員、山下幸子議員、大西友亮議員、西尾祐佐議員、山崎 司議員、平野 正義員、川村一朗議員の9名を、広報広聴委員に鳥谷恵生議員、川村真生議員、澤良宜由美議員、前田和哉議員、寺尾真吾議員、廣瀬正明議員、川渕誠司議員、松浦 伸議員、谷田道子議員の9名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を常任委員並びに議会運営委員及び広報広聴委員に選任することに決しました。

なお、各委員の任期は、委員会条例第4条第1項の規定により4月26日からとなります。

小休にいたします。

午後5時57分 小休

午後5時58分 正会

■副議長（上岡真一） 正会にいたします。

ただいま宮崎議長から職務上の理由により申合せのとおり予算決算常任委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、宮崎議長の予算決算常任委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■副議長（上岡真一） ご異議なしと認めます。よって、議長の予算決算常任委員の辞任につ

いてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■副議長（上岡真一） 議長の予算決算常任委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり、議長の予算決算常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■副議長（上岡真一） ご異議なしと認めます。よって、議長の予算決算常任委員の辞任を許可することに決しました。

小休にいたします。

午後 5 時 59 分 小休

午後 5 時 59 分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

お諮りいたします。

これより各委員等の選任、推薦に入るわけですが、それぞれ委員等の選任並びに推薦の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、各委員等の選任並びに推薦の方法については、議長において指名することに決しました。

これより土佐西南大規模公園建設促進同盟会委員の選任を行います。

議長において土佐西南大規模公園建設促進同盟会委員に澤良宜由美議員、上岡真一議員、松浦 伸議員、谷田道子議員、平野 正議員の 5 名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を土佐西南大規模公園建設促進同盟会委員に選任することに決しました。

なお、この同盟会委員については、議長が入ることになっております。

次に、四万十市都市計画審議会委員の推薦を行います。

議長において四万十市都市計画審議会委員に鳥谷恵生議員、山下幸子議員、西尾祐佐議員、山崎 司議員の 4 名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を四万十市都市計画審議会委員に推薦することに決しました。

小休にいたします。

午後 6 時 1 分 小休

午後6時2分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から「第48号議案、監査委員の選任について」が提出されました。これを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「第48号議案」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 「第48号議案、監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、平野 正議員の退場を求めます。

（16番 平野 正議員 退場）

■議長（宮崎 努） 直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） ただいま追加提案いたしました「第48号議案、監査委員の選任について」につきまして提案理由の説明をいたします。

議員の中から選任される監査委員でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

同意を求めます方は、四万十市大用261番地平野 正氏でございます。よろしくお願ひいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本案は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

小休にいたします。

午後6時4分 小休

午後6時5分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。  
平野 正議員の入場を認めます。

(16番 平野 正議員 入場)

■議長(宮崎 努) 以上で今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。  
閉会前に市長より挨拶の申出があります。お聞き取り願います。  
中平市長。

■市長(中平正宏) 令和6年3月市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。  
まず初めに、今議会で議長を勇退されました前平野議長そして前山崎副議長におかれましては、この2年間大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

3月1日に開会しました本議会は、令和6年度一般会計当初予算など議案48件につきまして、慎重審議の上、それぞれ適切にご決定をいただきありがとうございました。一般質問をはじめ、各委員会でいただきましたご意見・ご提言を尊重し、適正かつ迅速な市政の執行に当たる所存でございます。

さて、議会開会日の3月1日、大変うれしい発表がありました。地方創生の礎となるべき四国8の字ネットワークですが、四国横断自動車道宿毛内海道路及び奈半利安芸道路について、国土交通省より令和6年度予算に向けた道路事業の新規事業採択時評価の手續に着手することが発表されました。その後、12日に開催されました国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会において、同区間の新規事業化は妥当であると、意見をいただいたとのことでございます。今後、国の令和6年度当初予算の成立を待つ必要がございますが、このことは、四国横断自動車道の全線事業化に向けた大きな一歩であり、本当にうれしく思っております。これもひとえに地域の熱い声を届けてくださった市民の皆様方、新規事業化に向け心血を注いでくださいました国土交通省及び高知県、ご支援・ご協力をいただきました国会議員・県議会の皆様をはじめ市議会議員の皆様のご尽力のたまものであり、この場をお借りして感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、いよいよ4月29日に四万十市総合文化センターしまんとびあが開館いたします。本市の新たな文化芸術の拠点として、市民の皆様から親しまれ、にぎわいあふれる施設となるよう今後も努めてまいります。

また、新食肉センターの整備や南海トラフ地震対策の推進、地域産業の活性化等の重点事業につきましても、これまで以上に強力に進めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願いをいたします。

最後になりますが、今月末で勇退をされる市職員の皆様におかれましては、旧中村市・西土佐村の頃から長きにわたり産業の振興、福祉の向上、そして教育の推進など、市政の発展にご尽力をいただき、感謝を申し上げます。

4月からは新しい生活がそれぞれ始まりますが、何とぞ健康にはご留意をされ、新たなステージでさらなる飛躍を期待いたします。どうも長い間お疲れさまでございました。

結びに当たりまして、皆様方の今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

どうもご苦労さまでした。

■議長（宮崎 努） 以上で市長の挨拶を終わります。

これにて、令和6年3月四万十市議会定例会を閉会いたします。

連日どうもご苦労さまでございました。

午後6時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会 議長

四万十市議会 副議長

四万十市議会 議員

四万十市議会 議員

令和6年3月定例会

付 録

令和6年3月定例会議案等付託表

1 議案

| 付託委員会     | 議案番号   | 件名                                   |
|-----------|--------|--------------------------------------|
| 予算決算常任委員会 | 第1号議案  | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について           |
|           | 第2号議案  | 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について   |
|           | 第3号議案  | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について |
|           | 第4号議案  | 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について     |
|           | 第5号議案  | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について   |
|           | 第6号議案  | 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について         |
|           | 第7号議案  | 令和6年度四万十市一般会計予算について                  |
|           | 第8号議案  | 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について          |
|           | 第9号議案  | 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について        |
|           | 第10号議案 | 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について         |
|           | 第11号議案 | 令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について             |
|           | 第12号議案 | 令和6年度四万十市と畜場会計予算について                 |
|           | 第13号議案 | 令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について            |
|           | 第14号議案 | 令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について            |
|           | 第15号議案 | 令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について             |
|           | 第16号議案 | 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について          |
|           | 第17号議案 | 令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について          |
|           | 第18号議案 | 令和6年度四万十市水道事業会計予算について                |
|           | 第19号議案 | 令和6年度四万十市下水道事業会計予算について               |
|           | 第20号議案 | 令和6年度四万十市病院事業会計予算について                |
| 総務常任委員会   | 第22号議案 | 四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例        |
|           | 第23号議案 | 四万十市表彰条例の一部を改正する条例                   |
|           | 第24号議案 | 四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例          |

| 付託委員会     | 議案番号                                | 件名                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務常任委員会   | 第40号議案                              | 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例                                                           |
|           | 第45号議案                              | 動産の買入れについて                                                                                   |
| 産業建設常任委員会 | 第21号議案                              | 四万十市水害に強い土地利用条例                                                                              |
|           | 第33号議案                              | 四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例                                                                         |
|           | 第34号議案                              | 四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例                                                                       |
|           | 第35号議案                              | 四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例                                                 |
|           | 第46号議案                              | 四万十市道路線の廃止について                                                                               |
|           | 第47号議案                              | 四万十市道路線の認定について                                                                               |
| 教育民生常任委員会 | 第25号議案                              | 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例                                                                       |
|           | 第26号議案                              | 四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                                                          |
|           | 第27号議案                              | 四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例                                                                  |
|           | 第28号議案                              | 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例                                                                         |
|           | 第29号議案                              | 四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例                                           |
|           | 第30号議案                              | 四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例 |
|           | 第31号議案                              | 四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例               |
|           | 第32号議案                              | 四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例                                               |
|           | 第36号議案                              | 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                                  |
|           | 第37号議案                              | 四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例                                                                  |
|           | 第38号議案                              | 四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例                                                                    |
| 第39号議案    | 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |                                                                                              |

| 付託委員会     | 議案番号   | 件名                              |
|-----------|--------|---------------------------------|
| 教育民生常任委員会 | 第41号議案 | 四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 |
|           | 第42号議案 | 四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 |
|           | 第43号議案 | 四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例           |
|           | 第44号議案 | 四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例    |

## 2 請願（文書表）

| 受理番号 | 受理年月日    | 件名          | 請願者                              | 要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 付託委員会 |
|------|----------|-------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|      |          |             | 紹介議員                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |
| 1    | 6. 2. 22 | 商工会館建設に伴う請願 | 四万十市中村小性町46中村商工会議所<br>会頭<br>佐田 博 | 当会議所の商工会館は、建設から51年余りが経過し、老朽化が著しいことや耐震基準を満たしていないことから、建て替えを検討している。本市総生産額の95%が第2次及び第3次産業であり、当会議所の主な支援先となっていることから、メガクライシス（ウイルス感染や巨大地震等）が発生した際に、事業者の復興支援を当会議所が最前線で行うことは、地域全体の経済復興において最も効果的であり、域内における商工業の振興と発展に寄与し、市の産業全体の活性化につなげていくことになるが、建設場所や建設資金等において解決すべき課題が多く、当会議所単独での解決は困難な状況にある。ついては、「旧中村町内市有地（堤防内）の活用」及び「財政支援について」、議会及び議員各位の最大限の支援をお願いしたい。 | 産建    |
|      |          |             | 前田 和哉                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |

委員会審査報告書 (No.1)

令和6年2月16日

四万十市議会議長 平野 正 様

教育民生常任委員長 川 渕 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

| 受理<br>番号 | 受理年月日   | 件 名                                                         | 陳 情 者                | 審査の結果 | 委員会<br>の要旨 |
|----------|---------|-------------------------------------------------------------|----------------------|-------|------------|
| 2        | 5.11.28 | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 下田三地区区長会<br>代表 尾 崎 進 | 一部採択  |            |

委員会審査報告書 (No.2)

令和6年3月14日

四万十市議会議長 平野 正 様

予算決算常任委員長 山崎 司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                                  | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|--------------------------------------|-------|-------|
| 第1号議案  | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について           | 原案可決  |       |
| 第2号議案  | 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について   | 原案可決  |       |
| 第3号議案  | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について | 原案可決  |       |
| 第4号議案  | 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について     | 原案可決  |       |
| 第5号議案  | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について   | 原案可決  |       |
| 第6号議案  | 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について         | 原案可決  |       |
| 第7号議案  | 令和6年度四万十市一般会計予算について                  | 原案可決  |       |
| 第8号議案  | 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について          | 原案可決  |       |
| 第9号議案  | 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について        | 原案可決  |       |
| 第10号議案 | 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について         | 原案可決  |       |
| 第11号議案 | 令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について             | 原案可決  |       |
| 第12号議案 | 令和6年度四万十市と畜場会計予算について                 | 原案可決  |       |
| 第13号議案 | 令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について            | 原案可決  |       |
| 第14号議案 | 令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について            | 原案可決  |       |

| 議案番号   | 件名                          | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|-----------------------------|-------|-------|
| 第15号議案 | 令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について    | 原案可決  |       |
| 第16号議案 | 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について | 原案可決  |       |
| 第17号議案 | 令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について | 原案可決  |       |
| 第18号議案 | 令和6年度四万十市水道事業会計予算について       | 原案可決  |       |
| 第19号議案 | 令和6年度四万十市下水道事業会計予算について      | 原案可決  |       |
| 第20号議案 | 令和6年度四万十市病院事業会計予算について       | 原案可決  |       |

別紙

第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議（案）

第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算の歳入、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の土地建物に含まれる四万十市総合文化センターの高知県農業協同組合に対する賃貸借料について、下記事項に十分留意し、適切に執行することを強く求め、決議する。

- 1 四万十市総合文化センター周辺および類似施設や他市の事例も含め賃貸借料を調査し、その情報を踏まえたうえで諸般の事情に鑑み賃貸借料の値上げ交渉にあたること。
- 2 四万十市総合文化センターで行われる官民の事業およびイベント等に対して、高知県農業協同組合の更なる協力を求めること。

以上、決議する。

令和6年3月 日

四万十市議会

令和6年3月15日

四万十市議会議長 平野 正 様

総務常任委員長 西尾 祐 佐

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件名                                 | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|------------------------------------|-------|-------|
| 第22号議案 | 四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例      | 原案可決  |       |
| 第23号議案 | 四万十市表彰条例の一部を改正する条例                 | 原案可決  |       |
| 第24号議案 | 四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例        | 原案可決  |       |
| 第40号議案 | 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 | 原案可決  |       |
| 第45号議案 | 動産の買入れについて                         | 原案可決  |       |

令和6年3月15日

四万十市議会議長 平野 正 様

産業建設常任委員長 寺尾 真吾

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件名                                               | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|--------------------------------------------------|-------|-------|
| 第21号議案 | 四万十市水害に強い土地利用条例                                  | 原案可決  |       |
| 第33号議案 | 四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例                             | 原案可決  |       |
| 第34号議案 | 四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例                           | 原案可決  |       |
| 第35号議案 | 四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び<br>四万十市下水道条例の一部を改正する条例 | 原案可決  |       |
| 第46号議案 | 四万十市道路線の廃止について                                   | 原案可決  |       |
| 第47号議案 | 四万十市道路線の認定について                                   | 原案認定  |       |

2 請願

| 受理番号 | 受理年月日  | 件名          | 請願者                               | 審査の結果 | 委員会の要旨 |
|------|--------|-------------|-----------------------------------|-------|--------|
|      |        |             | 紹介議員                              |       |        |
| 1    | 6.2.22 | 商工会館建設に伴う請願 | 四万十市中村小性町46<br>中村商工会議所<br>会頭 佐田 博 | 採 択   |        |
|      |        |             | 前田 和哉                             |       |        |

四万十市議会議員 平野 正 様

教育民生常任委員長 川 淵 誠 司

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

## 1 議案

| 議案番号   | 件 名                                                                                          | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 第25号議案 | 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例                                                                       | 原案可決  |       |
| 第26号議案 | 四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                                                          | 原案可決  |       |
| 第27号議案 | 四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例                                                                  | 原案可決  |       |
| 第28号議案 | 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例                                                                         | 原案可決  |       |
| 第29号議案 | 四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例                                           | 原案可決  |       |
| 第30号議案 | 四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例 | 原案可決  |       |
| 第31号議案 | 四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例               | 原案可決  |       |
| 第32号議案 | 四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例                                               | 原案可決  |       |
| 第36号議案 | 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                                  | 原案可決  |       |
| 第37号議案 | 四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例                                                                  | 原案可決  |       |
| 第38号議案 | 四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例                                                                    | 原案可決  |       |
| 第39号議案 | 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                                                          | 原案可決  |       |

| 議案番号   | 件名                              | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|---------------------------------|-------|-------|
| 第41号議案 | 四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | 原案可決  |       |
| 第42号議案 | 四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 | 原案可決  |       |
| 第43号議案 | 四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例           | 原案可決  |       |
| 第44号議案 | 四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例    | 原案可決  |       |

所 管 事 項 調 査 報 告 書

| 付託年月日    | 付託委員会   | 調 査 事 項                                                                                                                                                   | 調査結果 |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 4. 4. 26 | 総 務     | 1 一般行政事務機構の研究について<br>2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について<br>3 非常備消防施設の整備状況について<br>4 南海地震対策、防災対策事業の推進について                                                              | 継続調査 |
| 4. 4. 26 | 産 業 建 設 | 1 商工業者の近代化促進について<br>2 農林水産業振興の基礎調査について<br>3 農林道等の整備状況について<br>4 観光産業開発の基礎調査について<br>5 市道等の維持管理について<br>6 都市計画事業の推進について<br>7 上水道事業の管理運営について<br>8 下水道事業の推進について | 継続調査 |
| 4. 4. 26 | 教 育 民 生 | 1 教育施設の管理運営について<br>2 環境衛生施設等の整備について<br>3 病院事業の管理運営について<br>4 福祉厚生施設の整備充実について<br>5 保育事業の管理運営について                                                            | 継続調査 |
| 4. 4. 26 | 議 会 運 営 | 1 議会の運営について<br>2 議会の会議規則、委員会条例等について                                                                                                                       | 継続調査 |

決議案第1号

第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月14日

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 四万十市議会議員 | 寺尾真吾  |
| 賛成者 | 〃        | 宮崎努   |
|     | 〃        | 松浦伸   |
|     | 〃        | 前田和哉  |
|     | 〃        | 川村真生  |
|     | 〃        | 山下幸子  |
|     | 〃        | 上岡真一  |
|     | 〃        | 澤良宜由美 |
|     | 〃        | 鳥谷恵生  |
|     | 〃        | 大西友亮  |
|     | 〃        | 谷田道子  |

四万十市議会議長 平野正様

第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算についてに対する附帯決議（案）

第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算の歳入、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の土地建物に含まれる四万十市総合文化センターの高知県農業協同組合に対する賃貸借料について、下記事項に十分留意し、適切に執行することを強く求め、決議する。

- 1 四万十市総合文化センター周辺および類似施設や他市の事例も含め賃貸借料を調査し、その情報を踏まえたうえで諸般の事情に鑑み賃貸借料の値上げ交渉にあたること。
- 2 四万十市総合文化センターで行われる官民の事業およびイベント等に対して、高知県農業協同組合の更なる協力を求めること。

以上、決議する。

令和6年3月 日

四万十市議会

意見案第1号

訪問介護事業所への支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月5日

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 四万十市議会議員 | 寺尾真吾  |
| 賛成者 | 〃        | 上岡真一  |
|     | 〃        | 山下幸子  |
|     | 〃        | 宮崎努   |
|     | 〃        | 前田和哉  |
|     | 〃        | 西尾祐佐  |
|     | 〃        | 松浦伸   |
|     | 〃        | 澤良宜由美 |
|     | 〃        | 廣瀬正明  |
|     | 〃        | 鳥谷恵生  |
|     | 〃        | 川村真生  |
|     | 〃        | 川渕誠司  |
|     | 〃        | 谷田道子  |
|     | 〃        | 上岡正   |
|     | 〃        | 川村一朗  |
|     | 〃        | 大西友亮  |

四万十市議会議長 平野正様

訪問介護事業所への支援を求める意見書（案）

厚労省が決定した2024年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の来年度以降の経営はさらに厳しくなると事業者より声が上がっており、支援が望まれている。2024年度の介護報酬は介護サービス全体で1.59%のプラス改定、うち0.98%は介護職員の賃上げだが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引き下げとなった。基本報酬の引き下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて訪問介護は全国的に他の介護サービスより経営が安定しているという結果がでたことにある。しかし、地方の訪問介護の現実は市街地から遠方で暮らす被介護者の介護サービスの提供もあり、効率的な経営は難しく経営実態は調査結果とかけ離れている。また、介護報酬は公定価格のため、ガソリン代や介護物品等の価格上昇があるにもかかわらず、価格転嫁も難しい。これにより経営の悪化に拍車が掛かっている。

そのため、今回の引き下げにより、地方の訪問介護サービスが立ち行かなくなってしまうと、現状の介護施設数から考えると入所待ちが出てしまうこと、入所させる費用が賄えない家庭により介護難民が増えることが予想され、介護を自ら行わなければならないことから、介護離職を引き起こし、地域の働き手の減少と収入の減少により、生活が苦しくなる家庭が増えることが容易に想像できる。高齢化率が高まる私たち地域において、訪問介護事業者の経営安定は地域社会に必要不可欠だと考える。

よって高知県には在宅介護を必要とされている方に、安定した介護を提供できるよう訪問介護事業所を支援することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月 日

高知県四万十市議会

議長 平 野 正

(提出先)

高知県知事 様

意見案第2号

带状疱疹ワクチンの助成制度並びに定期接種化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月11日

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 四万十市議会議員 | 谷田道子  |
| 提出者 | 〃        | 山下幸子  |
| 賛成者 | 〃        | 上岡真一  |
|     | 〃        | 寺尾真吾  |
|     | 〃        | 松浦伸   |
|     | 〃        | 大西友亮  |
|     | 〃        | 川村一朗  |
|     | 〃        | 川渕誠司  |
|     | 〃        | 上岡正   |
|     | 〃        | 廣瀬正明  |
|     | 〃        | 澤良宜由美 |
|     | 〃        | 川村真生  |
|     | 〃        | 鳥谷恵生  |
|     | 〃        | 前田和哉  |

四万十市議会議長 平野正様

带状疱疹ワクチンの助成制度並びに定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏している带状疱疹ウイルスが再活性化し発症します。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされていますが、費用が高額であることが課題です。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われています。

よって、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性及び安全性等に係る評価を早急に行い、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実現するよ

う強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

高知県四万十市議会

議長 平 野 正

(提出先)

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

## 議 決 結 果 一 覧 表

### 令和6年3月定例会提出議案

| 議案<br>番号 | 件<br>名                               | 議決年月日  | 結 果  |
|----------|--------------------------------------|--------|------|
| 1        | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第8号）について           | 6.3.19 | 原案可決 |
| 2        | 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第2号）について   | 〃      | 〃    |
| 3        | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第4号）について | 〃      | 〃    |
| 4        | 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について     | 〃      | 〃    |
| 5        | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第4号）について   | 〃      | 〃    |
| 6        | 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第2号）について         | 〃      | 〃    |
| 7        | 令和6年度四万十市一般会計予算について                  | 〃      | 〃    |
| 8        | 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について          | 〃      | 〃    |
| 9        | 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について        | 〃      | 〃    |
| 10       | 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について         | 〃      | 〃    |
| 11       | 令和6年度四万十市後期高齢者医療会計予算について             | 〃      | 〃    |
| 12       | 令和6年度四万十市と畜場会計予算について                 | 〃      | 〃    |
| 13       | 令和6年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について            | 〃      | 〃    |
| 14       | 令和6年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について            | 〃      | 〃    |
| 15       | 令和6年度幡多中央介護認定審査会会計予算について             | 〃      | 〃    |
| 16       | 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について          | 〃      | 〃    |
| 17       | 令和6年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について          | 〃      | 〃    |
| 18       | 令和6年度四万十市水道事業会計予算について                | 〃      | 〃    |
| 19       | 令和6年度四万十市下水道事業会計予算について               | 〃      | 〃    |
| 20       | 令和6年度四万十市病院事業会計予算について                | 〃      | 〃    |
| 21       | 四万十市水害に強い土地利用条例                      | 〃      | 〃    |
| 22       | 四万十市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例        | 〃      | 〃    |
| 23       | 四万十市表彰条例の一部を改正する条例                   | 〃      | 〃    |
| 24       | 四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例          | 〃      | 〃    |

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                                                                       | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 25       | 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例                                                                       | 6.3.19 | 原案可決   |
| 26       | 四万十市立縫製共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                                                          | 〃      | 〃      |
| 27       | 四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例                                                                  | 〃      | 〃      |
| 28       | 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例                                                                         | 〃      | 〃      |
| 29       | 四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例                                           | 〃      | 〃      |
| 30       | 四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例 | 〃      | 〃      |
| 31       | 四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例               | 〃      | 〃      |
| 32       | 四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例                                               | 〃      | 〃      |
| 33       | 四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例                                                                         | 〃      | 〃      |
| 34       | 四万十市土地環境保全条例の一部を改正する条例                                                                       | 〃      | 〃      |
| 35       | 四万十市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び四万十市下水道条例の一部を改正する条例                                                 | 〃      | 〃      |
| 36       | 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                                                  | 〃      | 〃      |
| 37       | 四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例                                                                  | 〃      | 〃      |
| 38       | 四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例                                                                    | 〃      | 〃      |
| 39       | 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                                                          | 〃      | 〃      |
| 40       | 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例                                                           | 〃      | 〃      |
| 41       | 四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例                                                              | 〃      | 〃      |
| 42       | 四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例                                                              | 〃      | 〃      |

| 議案<br>番号 | 件<br>名                       | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|------------------------------|--------|--------|
| 43       | 四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例        | 6.3.19 | 原案可決   |
| 44       | 四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例 | 〃      | 〃      |
| 45       | 動産の買入れについて                   | 〃      | 〃      |
| 46       | 四万十市道路線の廃止について               | 〃      | 〃      |
| 47       | 四万十市道路線の認定について               | 〃      | 原案認定   |
| 48       | 監査委員の選任について（平野 正）            | 〃      | 原案同意   |

#### 令和6年3月定例会で受理した請願

| 委員<br>会名 | 受理<br>番号 | 件<br>名      | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|----------|-------------|--------|--------|
| 産建       | 1        | 商工会館建設に伴う請願 | 6.3.19 | 採 択    |

#### 令和5年12月定例会より継続の陳情

| 委員<br>会名 | 受理<br>番号 | 件<br>名                                                      | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|----------|-------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 教民       | 2        | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 6.3.19 | 不 採 択  |

#### 令和5年12月定例会より継続の所管事項調査

| 委員<br>会名 | 件<br>名  | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|---------|--------|--------|
| 総務       | 所管事項の調査 | 6.3.19 | 継続調査   |
| 産建       | 所管事項の調査 | 〃      | 〃      |
| 教民       | 所管事項の調査 | 〃      | 〃      |
| 議運       | 所管事項の調査 | 〃      | 〃      |

## 決議案

| 決議案<br>番号 | 件<br>名                                                 | 議決年月日  | 結<br>果 |
|-----------|--------------------------------------------------------|--------|--------|
| 1         | 第7号議案 令和6年度四万十市一般会計予算についてに<br>対する附帯決議<br>提出者 寺尾真吾ほか10名 | 6.3.19 | 原案可決   |

## 意見案

| 意見案<br>番号 | 件<br>名                                                 | 議決年月日  | 結<br>果 |
|-----------|--------------------------------------------------------|--------|--------|
| 1         | 訪問介護事業所への支援を求める意見書<br>提出者 寺尾真吾ほか15名                    | 6.3.19 | 原案可決   |
| 2         | 带状疱疹ワクチンの助成制度並びに定期接種化を<br>求める意見書<br>提出者 谷田道子・山下幸子ほか12名 | 〃      | 〃      |